

北九州市立地適正化計画

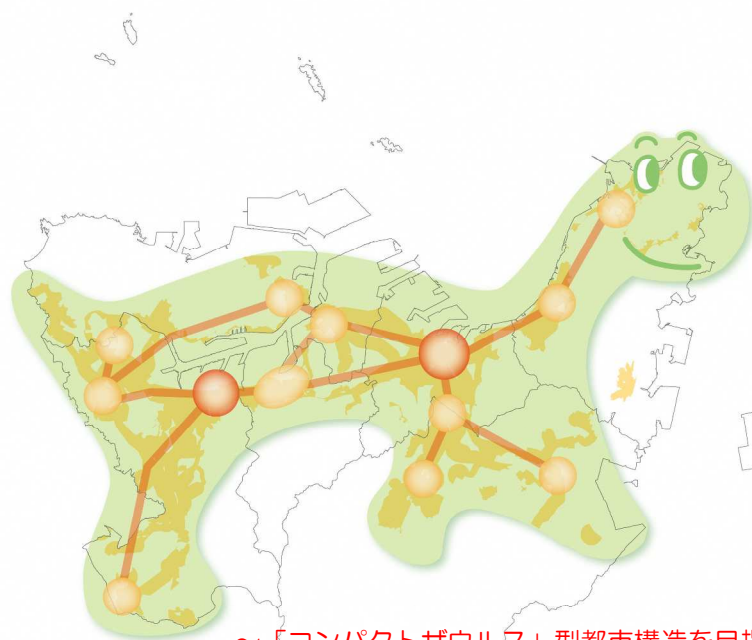
令和6年3月改定

北九州市

目次

第1章 計画策定の趣旨	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の見直し	1
第2章 計画策定の概要	3
2-1 計画の位置づけ	3
2-2 計画の対象区域	4
2-3 目標年次	4
第3章 本市の現状と将来動向	5
3-1 本市の位置と成り立ち	5
3-2 これまでの都市づくり	6
3-3 人口	12
3-4 地形	24
3-5 土地利用	26
3-6 都市交通	32
3-7 経済・財政	37
3-8 災害	44
3-9 人口密度低下による影響	45
第4章 都市構造上の特性と課題及び目指すべき都市像	49
4-1 本市の都市構造の特性	49
4-2 本市における都市構造上の課題と対応	51
4-3 集約型の都市構造を形成することによるメリット	52
4-4 本市における都市構造形成の基本的な方針	53
4-5 都市空間形成の方向性（目指すべき都市像）	59
第5章 都市機能誘導区域	67
5-1 都市機能誘導区域設定の考え方	67
5-2 整合を図るべき上位計画	69
5-3 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定	70
第6章 居住誘導区域	86
6-1 居住誘導区域設定の考え方	86
6-2 居住誘導区域の設定	90
6-3 居住誘導区域の変更	98
第7章 計画遂行に向けた取組	99
7-1 考え方	99
7-2 これまでの誘導施策の取組	102
7-3 これからの取組	106
7-4 都市機能誘導区域で講じる施策	107
7-5 居住誘導区域で講じる施策	109
7-6 居住誘導区域外の対応	117
7-7 公共交通の確保策	119

7-8 国等の支援制度（主なもの）	121
7-9 届出制度の運用	123
第8章 防災指針に関する事項	124
8-1 防災指針について	124
8-2 各災害に関する基本的な考え方	132
8-3 災害リスクの分析	134
8-4 防災上の課題の整理	146
8-5 課題を踏まえた取組方針	163
8-6 防災・減災対策の取組施策、スケジュール	166
第9章 目標値	186
第10章 計画の評価	188
10-1 評価方法	188
資料編	
●都市機能誘導区域及び居住誘導区域の変更（令和5年度）	資料-1
●「北九州市立地適正化計画」及び「北九州市地域公共交通網形成計画」による効果	資料-5
●北九州市立地適正化計画策定の経緯（平成28年9月策定時）	資料-6
●コンパクトなまちづくりに関する市民の意識（平成27年6-7月）	資料-12
●各拠点における生活利便施設等の配置状況の把握（平成28年9月策定時）	資料-15
各種届出様式	資料-32
用語の解説	資料-38
用語の解説 <防災関連>	資料-44



～「コンパクトザウルス」型都市構造を目指して～

「コンパクトザウルス」について

北九州市の拠点とこれらをつなぐ軸を骨格とする、都市構造型キャラクター。子供たちをはじめ多くの人に、コンパクトなまちづくりに関心を持ってもらうため、現れました。街なか出身。

第 1 章

～ 計画策定の趣旨 ～

第1章 計画策定の趣旨

1-1 計画策定の趣旨

本市は、今後、急速な人口減少と超高齢化により、住宅市街地の低密度化、地域活力の低下が進み、厳しい財政状況下では、市民生活を支えるサービスの提供が困難になることが想定されます。

このような人口減少下においても、地域の活力を維持増進し都市を持続可能なものとするため、商業・医療・福祉施設等や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通によりこれらの生活利便施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、コンパクトなまちづくりを進めていくことの必要性が高まっています。

国においては、今後の人口急減等を見据え、都市のコンパクト化を推進するため、平成26年8月に、都市再生特別措置法が改正され、都市計画マスタープランの一部とみなされる「立地適正化計画」が制度化されました。

本市は、平成15年11月に策定した北九州市都市計画マスタープランにおいて、街なか居住など都市計画の基本的な方針を明確にし、諸施策を総合的に展開してきましたが、上記のような状況を踏まえ、コンパクトなまちづくりをより一層推進するため、平成28年9月に「北九州市立地適正化計画」を策定しました。

1-2 計画の見直し

立地適正化計画では、都市再生特別措置法に基づき概ね5年毎に施策の実施状況について調査、分析及び評価を行うよう努めるとされています。このため、北九州市立地適正化計画においても、概ね5年を1サイクルとするPDCAサイクルを取り入れ、施策・事業等の見直しを行うこととしています。

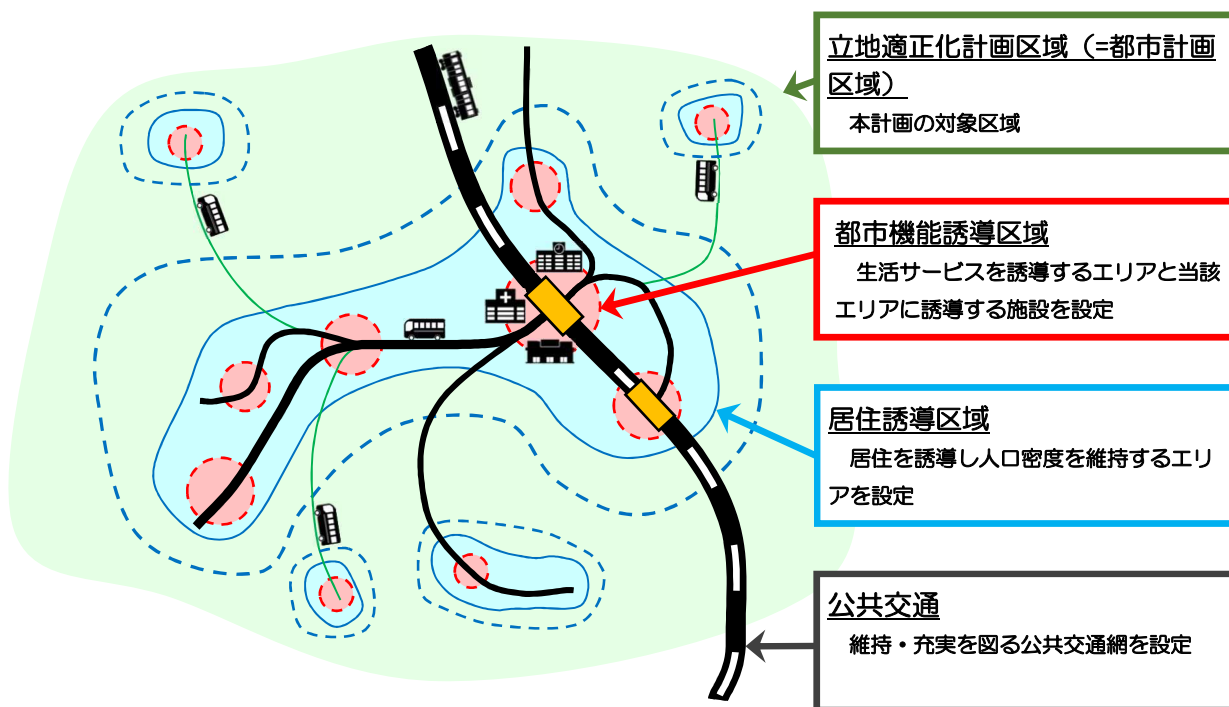
また、国においては、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、令和2年6月に都市再生特別措置法が改正され、居住の安全確保などの防災・減災対策の取組を推進するよう、立地適正化計画に「防災指針」を記載することとされました。

さらに、本市においては、目指す都市像や、その実現に向けた重点戦略を示す新たな「北九州市基本構想・基本計画」を令和6年3月に策定しました。

こうした状況を踏まえ、今回、立地適正化計画における誘導施策・事業の見直しを実施するとともに、法改正による「防災指針」の策定及び防災指針に基づく防災・減災対策の取組の位置付けを行い、災害に強くコンパクトなまちづくりを推進していきます。

■立地適正化計画の概要

立地適正化計画とは、市町村が、都市全体の観点から、居住機能や商業・医療・福祉施設等の都市機能の立地、公共交通の充実等に関する包括的なマスタープランです。



- 都市機能誘導区域を定めることにより、区域外における誘導施設の建築等が事前届出・勧告の対象となります。区域内に都市機能の誘導を図るため、財政上、金融上、税制上の支援措置等を計画に記載できます。
- 居住誘導区域を定めることにより、区域外における一定規模以上の住宅等の建築等が事前届出・勧告の対象となります。区域内の居住環境の向上、公共交通の確保等、居住の誘導を図るため、財政上、金融上、税制上の支援措置等を計画に記載できます。

図 立地適正化計画のイメージ

第2章

～ 計画策定の概要 ～

第2章 計画策定の概要

2-1 計画の位置づけ

北九州市立地適正化計画は、市町村の基本構想等まちづくりに関する多様な分野の計画と連携しています。土木・都市整備分野のみならず、居住や医療・社会福祉・商業・公共交通・防災等の様々な面から住宅や都市機能の適正な誘導により持続可能なまちづくりを目指すものです。

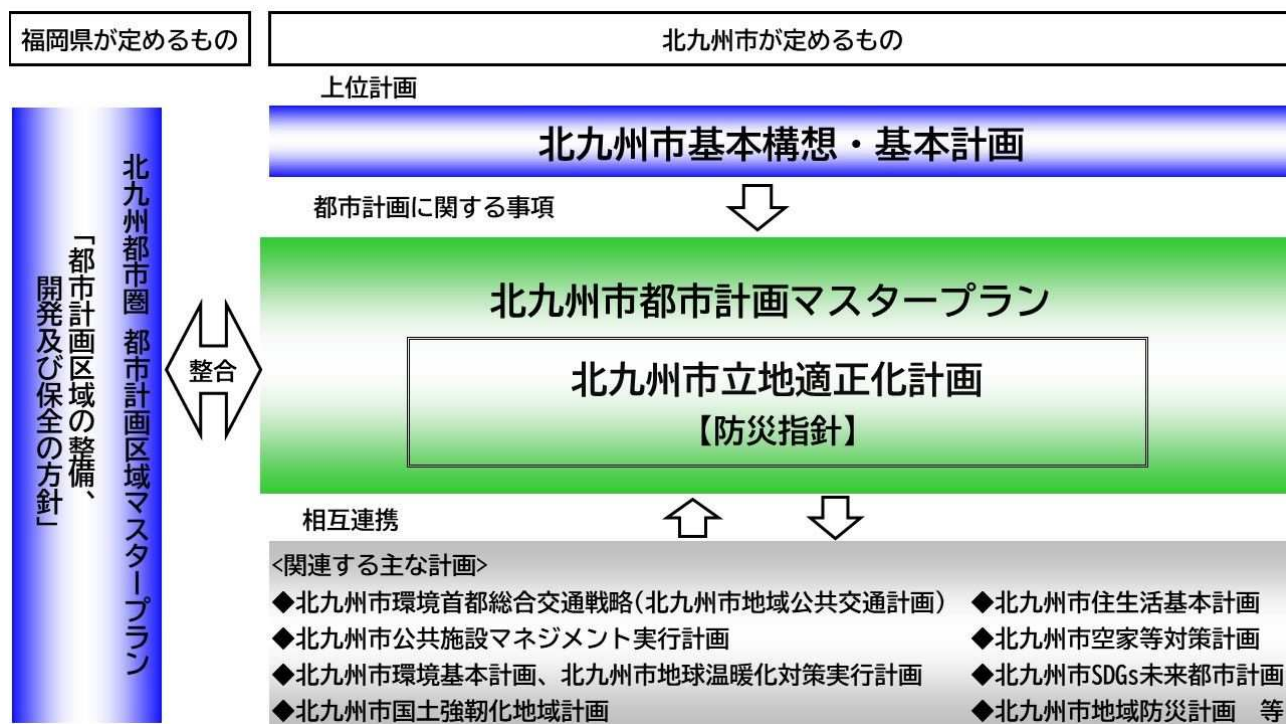


図 立地適正化計画の位置づけ

2-2 計画の対象区域

北九州市立地適正化計画の対象区域は都市計画区域（市域のうち島しょを除く）とします。

2-3 目標年次

計画の目標年次については、国の都市計画運用指針では概ね20年後の都市の姿を展望するとともに、併せてその先の将来も考慮することとされています。

また、立地適正化計画が包含される本市の都市計画マスタープラン（平成30年3月改定）では、概ね20年後の将来を展望し、目標年次を令和22年度（2040年度）としています。

これらのことを鑑み、立地適正化計画の目標年次は令和22年（2040年）とします。

「都市計画運用指針 第12版（令和5年7月）（国土交通省）」

IV-1-3 立地適正化計画 - 3. 記載内容

立地適正化計画においては、都市全体を見渡しながらか居住や都市機能を誘導する区域を設定するとともに、これらを誘導するための施策等を記載することとなる。その検討に当たっては、都市の抱える課題について都市計画基礎調査等の客観的データに基づき分析・把握を行うことが必要であり、一つの将来像として、おおむね20年後の都市の姿を展望することが考えられるが、併せてその先の将来も考慮することが必要である。また、おおむね5年ごとに評価を行い、必要に応じて立地適正化計画や関連する都市計画の見直し等を行うことが望ましく、動的な計画として運用すべきである。また、新たなハザード情報の確認等により災害に対する都市のリスクが明らかになった場合や災害が発生した場合などには、適時適切に計画の見直しの検討を行うことが望ましい。その際、持続可能な都市経営を実現するという観点からは、将来の人口の見通しとそれを踏まえた財政の見通しを立て、都市構造と財政支出の関係を精査することが望ましい。

第3章

～ 本市の現状と将来動向 ～

1. 本市の現状

2. 本市の将来動向

3. 本市の将来動向の展望

4. 本市の将来動向の課題

5. 本市の将来動向の施策

6. 本市の将来動向のまとめ

7. 本市の将来動向の参考資料

8. 本市の将来動向のお問い合わせ

9. 本市の将来動向の問い合わせ先

10. 本市の将来動向の問い合わせ先

11. 本市の将来動向の問い合わせ先

12. 本市の将来動向の問い合わせ先

13. 本市の将来動向の問い合わせ先

14. 本市の将来動向の問い合わせ先

第3章 本市の現状と将来動向

3-1 本市の位置と成り立ち

(1) 位置

本市は九州の最北端に位置し、面積は約492k㎡を有し、福岡県域の約10%を占めています。また、都市圏は福岡県北東部を中心に、山口県、大分県の一部にまで及びます。

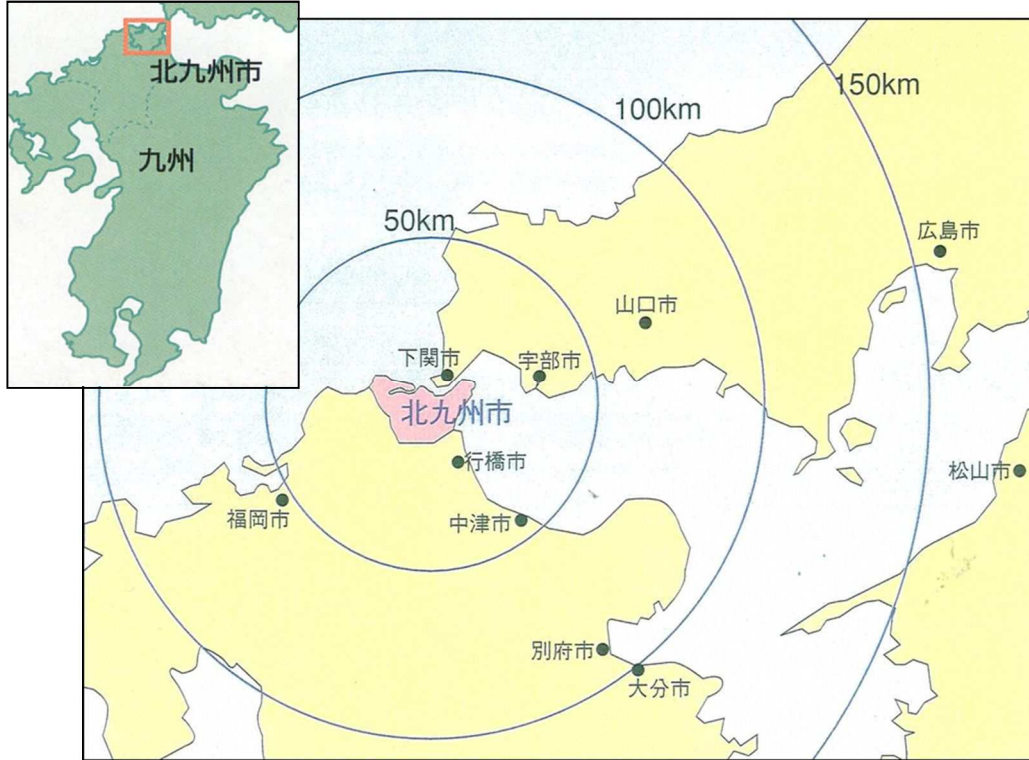


図 本市の位置図

(2) 成り立ち

本市は昭和38年（1963年）に、広域的な行政運営を効率的かつ機能的に行うため、独立した行政機能を持つ10～30万人規模の5市の対等合併で誕生しました。

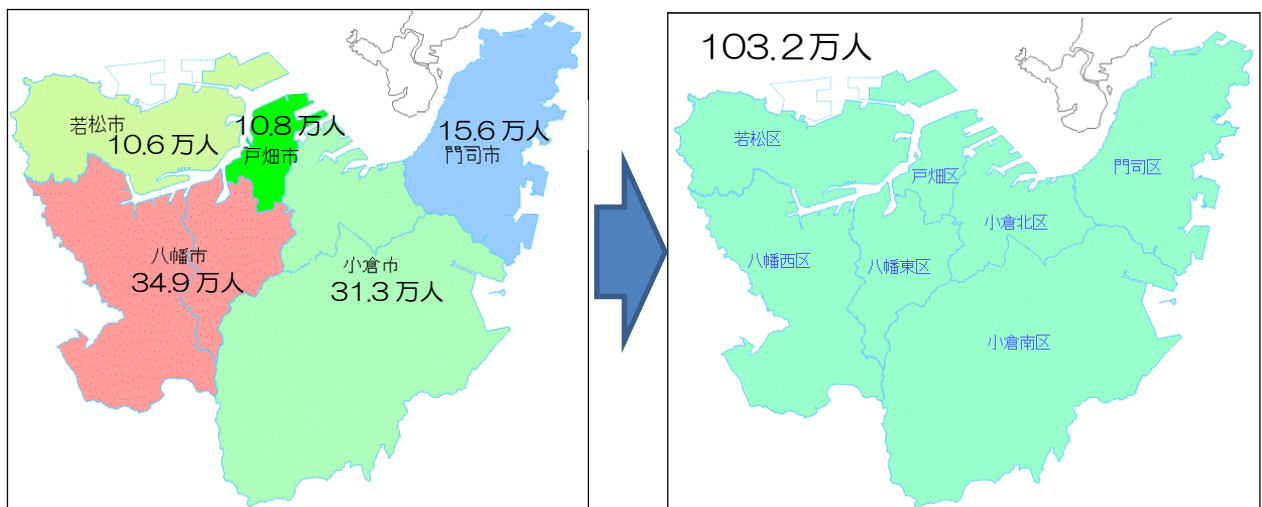


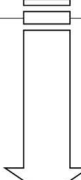
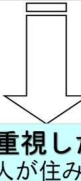
図 本市の成り立ち

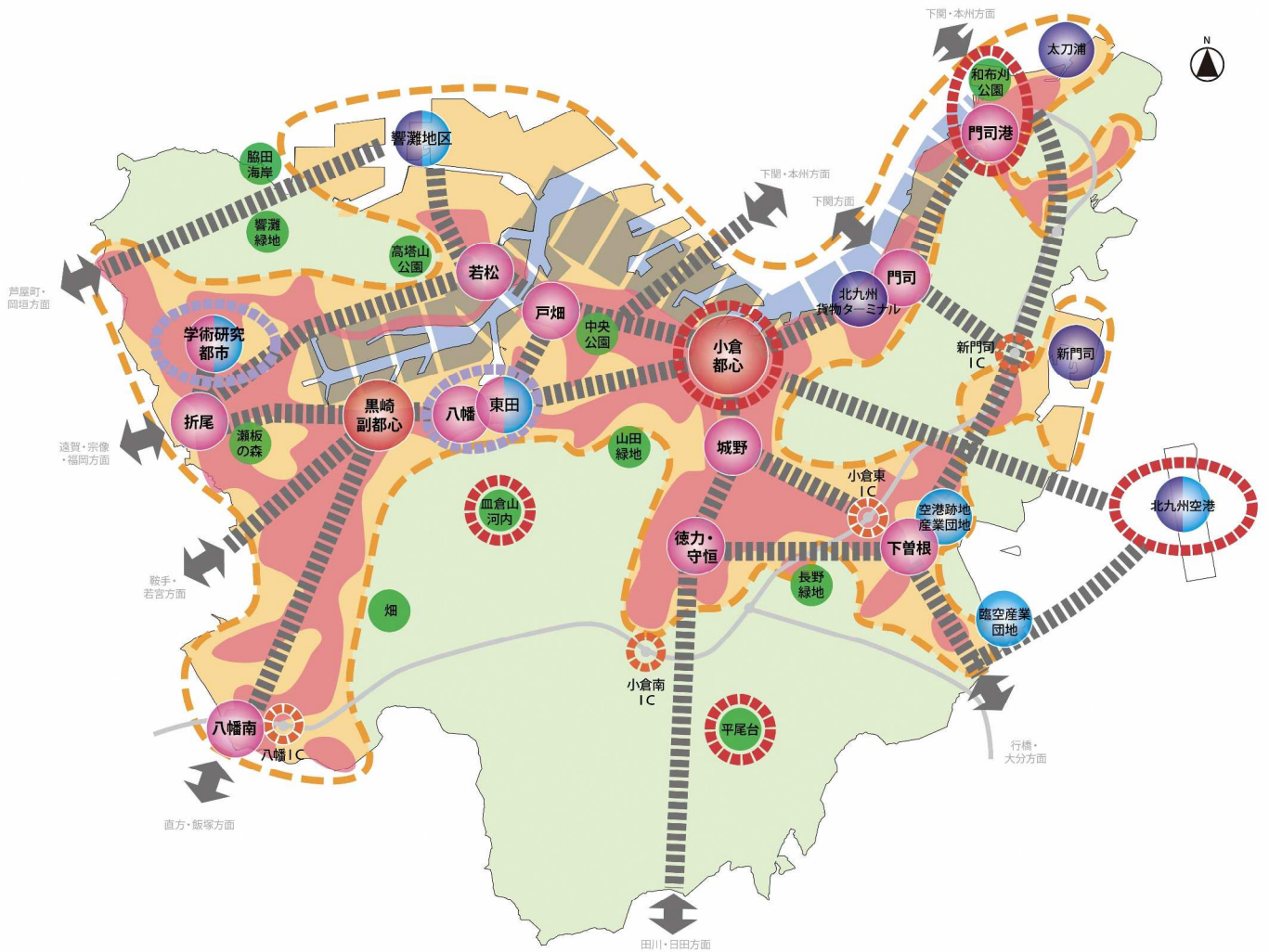
3-2 これまでの都市づくり

(1) 都市づくりの変遷

- 本市の総合計画などに基づく都市づくりは、当初、高度成長を背景とした人口増に備え、多核都市を基本として、各地域の均衡ある発展を目指し、全市の比較的均質な生活環境の整備を実現してきました。
- 昭和63年以降は、百万都市として大都市らしい、都心、副都心の形成を図ることとし、小倉地区を都心、黒崎地区を副都心と位置づけるとともに、市内各地域拠点の特性に応じ、均衡に配慮した集中型都市づくりに転換しました。
- その後、平成15年に策定した都市計画マスタープランや平成20年に策定した北九州市基本構想・基本計画「元気発進!北九州」プランにおいて、“街なか重視のまちづくり”と“環境配慮型の都市づくり”を明確にし、現在に至っています。

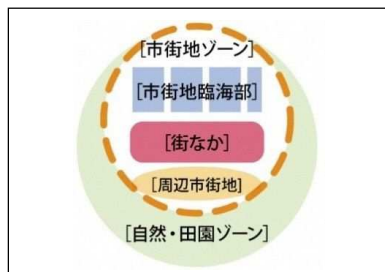
表 これまでの都市づくりの変遷

		上位計画等	まちづくりの方向性
昭和38年	1963	北九州市建設計画	~多核都市をテーマとした、各地域の格差是正による均衡ある発展~ ・将来の人口増に伴う住宅需要に備え、郊外部における住宅地開発が必要
昭和40年	1965	北九州市長期総合計画・基本計画	
昭和41年	1966	実施計画	
昭和46年	1971	中期計画	
昭和49年	1974	北九州市基本構想・長期構想	
昭和50年	1975	新中期計画 (将来予測人口:約120~130万人)	
昭和55年	1980	新・新中期計画	
昭和60年	1985	さわやか北九州プラン	
昭和63年	1988	北九州市ルネッサンス構想	
平成元年	1989	第一次実施計画 (2005年目標 105万人)	~均衡に配慮した集中型都市づくりへの転換~ ・都心(小倉)、副都心(黒崎)を中心 ・交通結節点等の地域中心核の育成・強化 ・量的充実から質的充実にむけた住環境整備 ・ウォーターフロントを生かしたまちづくり
平成6年	1994	第二次実施計画	
平成11年	1999	第三次実施計画	
平成15年	2003	北九州市都市計画マスタープラン (概ね20年後目標)	
平成17年	2005	まちづくり推進計画2010	
平成20年	2008	「元気発進!北九州」プラン 目標年次:平成32年	
平成25年	2013	基本計画変更	
平成28年	2016	北九州市立地適正化計画策定 (H28.9)	
平成30年	2018	北九州都市計画マスタープラン改定 (H30.3)	~「街なか」を重視したまちづくり~ ・街なかに多くの人が住み、様々な人が安心して暮らせるまち ・市街地の拡大を抑制 ・拠点地区における都市機能の強化 ~環境配慮型の都市づくり~



「拠点地区」の都市機能を高めていきます

「街なか」を重視し、それぞれの地域にふさわしいまちづくりをめざします



市民生活や産業など、さまざまな都市活動の拠点となる区域に重点をおいて、人、もの、情報など、多様な交流が活発に行われるまちづくりを進めます。



「交流軸」とネットワークを強化していきます

都市活動が円滑に、効果的に行われるように、主要な幹線道路も整備や、その沿道の適切な土地利用などを図っていきます。



図 北九州市都市計画マスタープラン全体構想(平成30年3月改定)における都市空間形成の基本方向図(将来都市構造図)

(2) まちづくりの取組状況

①街なかの主な施策

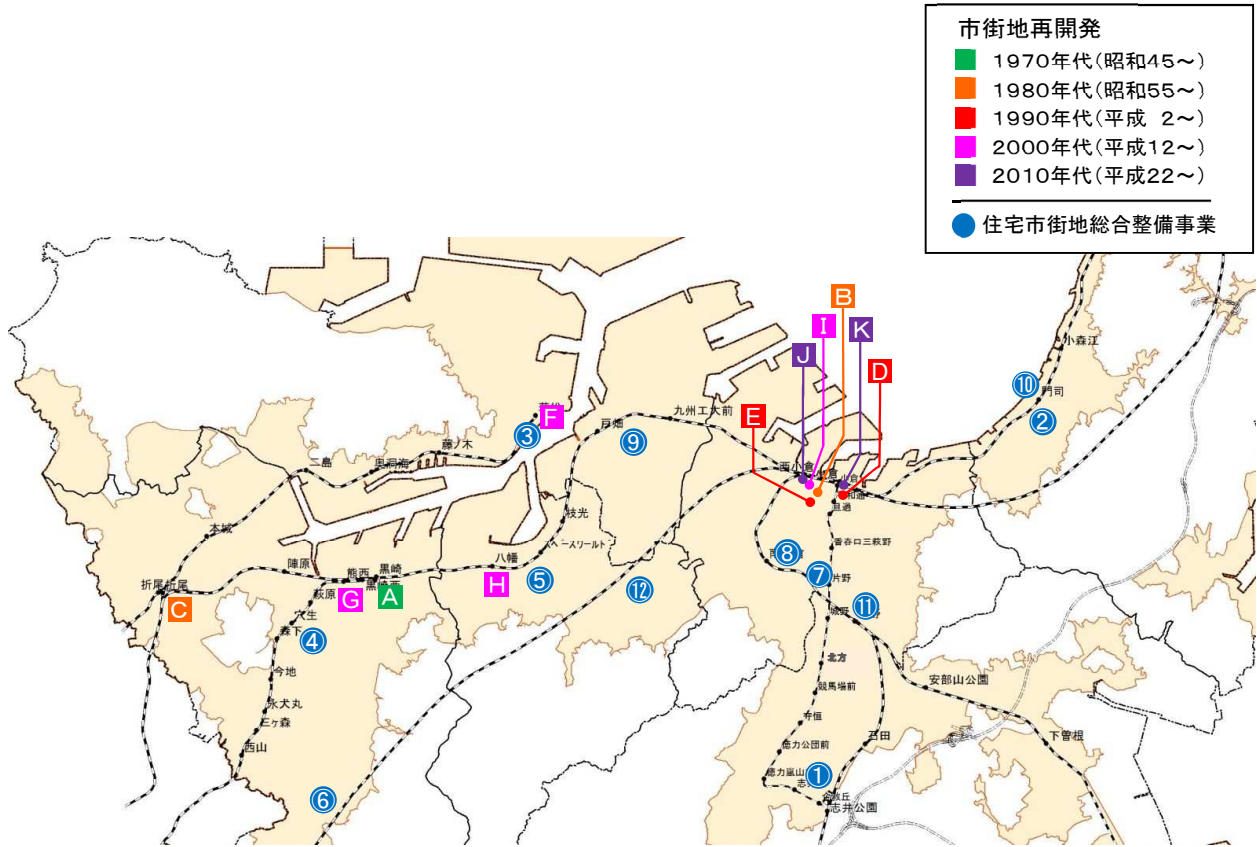
○「街なか」を重点化し、都市整備、住宅施策等を総合的に実施しています。

表 街なかの主な施策

		街なか	
			都心・副都心・地域拠点
都市計画マスタープラン	都市のイメージ	<p>住み良い「街なか」のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多くの人が便利に永く住むことができ、交流が活発に行われる ○子育て世代や高齢者、働く女性も暮らしやすい ○歩いて便利に暮らせる ○街の緑や水辺のアメニティが豊かになる 	<p>活力とにぎわいある「街なか」の拠点地区のイメージ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○産業集積や都心居住による高度利用ができる ○訪れたい魅力が豊かになる ○集中する人や車に対応できる
	取組の方向	<ul style="list-style-type: none"> □市街地の更新促進と街なみ向上 □生活を支援する地域商業や公共公益機能の充実 □低・未利用地の活用 □民間活力を引き出す効果的な制度の活用 □街なか居住を促進する多様な住宅供給の促進 □コミュニティの再生促進 □道路・交通環境の充実 	<ul style="list-style-type: none"> □拠点商業の再生・活性化 □利便性を活かした職住近接の都心居住の促進 □交通拠点にふさわしい都市基盤整備 □拠点駅における高次な交通結節機能の充実 □民間投資を促進する都市再生緊急整備地域の指定 □街の顔となる景観整備
主な取組(事業中を含む)		<ul style="list-style-type: none"> ■市街地再開発事業、住宅市街地総合整備事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ▶低・未利用地を活用し、都市機能の集積や住宅等の地域拠点整備(小倉駅南口東・西小倉駅前第一地区、大里本町地区等) ■土地区画整理事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ▶城野駅北地区(城野ゼロカーボン先進街区)、折尾地区、大里本町地区等 ■折尾地区総合整備事業 <ul style="list-style-type: none"> ▶折尾駅の改築、連続立体交差事業など、学園都市の玄関口にふさわしいまちとしての再整備 ■街なかへの定住促進 <ul style="list-style-type: none"> ▶「住むなら北九州 移住推進の取組み」「優良賃貸住宅供給支援事業」 ■国道3号黒崎バイパスの整備 <ul style="list-style-type: none"> ▶国道3号や周辺道路の渋滞緩和を図る、黒崎副都心の道路整備 ■北九州市環境首都総合交通戦略の推進 <ul style="list-style-type: none"> ▶既存の公共交通を有効活用し、その維持や充実・強化を図る施策を推進。 <ul style="list-style-type: none"> ・交通拠点：交通結節機能強化、案内情報充実、駅バリアフリー化 ・交通軸：バスレーンカラー舗装、低床式バス導入、筑豊電鉄LRT型低床車両導入 ・その他：自転車レーン、歩道整備 ■都市型観光拠点(門司港地区)の整備 <ul style="list-style-type: none"> ▶門司港駅改修、レトロ観光列車、三宣楼、和布刈公園等 ■環境モデル都市の形成 <ul style="list-style-type: none"> ▶八幡東田スマートコミュニティ推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ■中心市街地活性化基本計画の推進 <ul style="list-style-type: none"> ▶小倉都心、黒崎副都心の活性化を図るため、都市機能集積、商業振興等、一体的な取組を推進 <ul style="list-style-type: none"> ・勝山公園、あさの汐風公園、北九州市漫画ミュージアム ・黒崎副都心「文化・交流拠点地区」整備(図書館、ホール、広場整備) ・中心市街地暮らし・にぎわい再生事業 ・中心市街地共同住宅供給事業 ・黒崎地区ひとつづくり・まちづくり総合支援事業 ■リノベーションまちづくり推進事業 <ul style="list-style-type: none"> ▶都市型ビジネスの推進による街なか再生 ■環境モデル都市の形成 <ul style="list-style-type: none"> ▶小倉都心・黒崎副都心の低炭素型まちづくり ■都市再生整備計画事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ▶都市の再生に必要な公共公益施設の整備等を行う(小倉都心地区、戸畑地区、城野駅南地区、八幡駅前地区等) <ul style="list-style-type: none"> 戸畑図書館(旧戸畑区役所庁舎の活用)、総合療育センター、八幡病院(移転・建替)等 ■中心市街地の道路整備 <ul style="list-style-type: none"> ▶小倉都心、黒崎副都心地区の商店街等の活性化を支援する、人や車の快適でスムーズな移動を可能とする道路網整備 ■都市再生緊急整備地域(小倉地区)の指定 ■都市景観マスタープランの策定

②市街地再開発事業・住宅市街地総合整備事業

○これまで11地区の市街地再開発事業、12地区（約6,070戸）の住宅市街地総合整備事業の実施により、都市機能の集積・高度化を推進してきました。



市街地再開発事業	施行面積	用途	完了年度
A 黒崎駅東地区	約2.4ha	店舗、事務所、駐車場	S 5 5
B 馬借地区第一	一街区 約0.3ha	ホテル	S 5 9
	二街区 約0.3ha	店舗、事務所、駐車場	H 1
C 折尾駅前地区	約0.8ha	店舗、事務所、駅舎	S 6 2
D 小倉駅前東地区	約1.8ha	商業、業務、公益施設、駐車場	H 8
E 紫川馬借地区	約0.4ha	ホテル、駐車場	H 1 0
F 若松A地区	約2.1ha	商業、業務、公益施設、住宅、駐車場	H 1 2
G 黒崎駅西地区	約1.9ha	商業、ホテル、公益施設、バス・電車停留所、駐車場	H 2 4
H 八幡駅前地区	約2.7ha	住宅、商業、業務、学校、駐車場	H 1 8
I 室町一丁目地区	約3.6ha	商業、業務、公益施設、大学、駐車場	H 1 8
J 西小倉駅前第一地区	約0.5ha	住宅、商業施設、駐車場	H 2 3
K 小倉駅南口東地区	約0.6ha	業務、商業、住宅、駐車場	H 3 1
計	約17.4ha		

住宅市街地総合整備事業	開発面積	住宅実績戸数	完了年度
① 企救丘地区	約1.5ha	約190戸	H7
② 大里西地区	約2.0ha	約280戸	H10
③ 久岐の浜地区	約9.3ha	約830戸	H17
④ 穴生地区	約6.4ha	約560戸	H17
⑤ 天神町地区	約4.3ha	約460戸	H18
⑥ 小嶺地区	約2.8ha	約140戸	H25
⑦ 白銀地区	約2.1ha	約350戸	H22
⑧ 篠崎地区	約2.5ha	約680戸	H22
⑨ 戸畑地区	約2.3ha	約250戸	H22
⑩ 大里本町地区	約19.0ha	約830戸	H25
⑪ 城野駅北口	約4.4ha	約550戸	R1
⑫ 八幡高見地区	約28.0ha	約950戸	R5 (予定)
計	約84.6ha	約6,070戸	-

図 事業実施箇所位置図

③土地区画整理事業

○土地区画整理事業により、これまで、市街化区域の約1/4にあたる約5,000haを整備してきました。

事業完了時期	件数(件)	施工面積(ha)	凡例
S40～S49	14	1129.2	●
S50～S59	10	513.0	●
S60～H6	5	260.8	●
H7～H16	12	583.1	●
H17～H26	5	219.6	●
H27以降	6	200.8	●

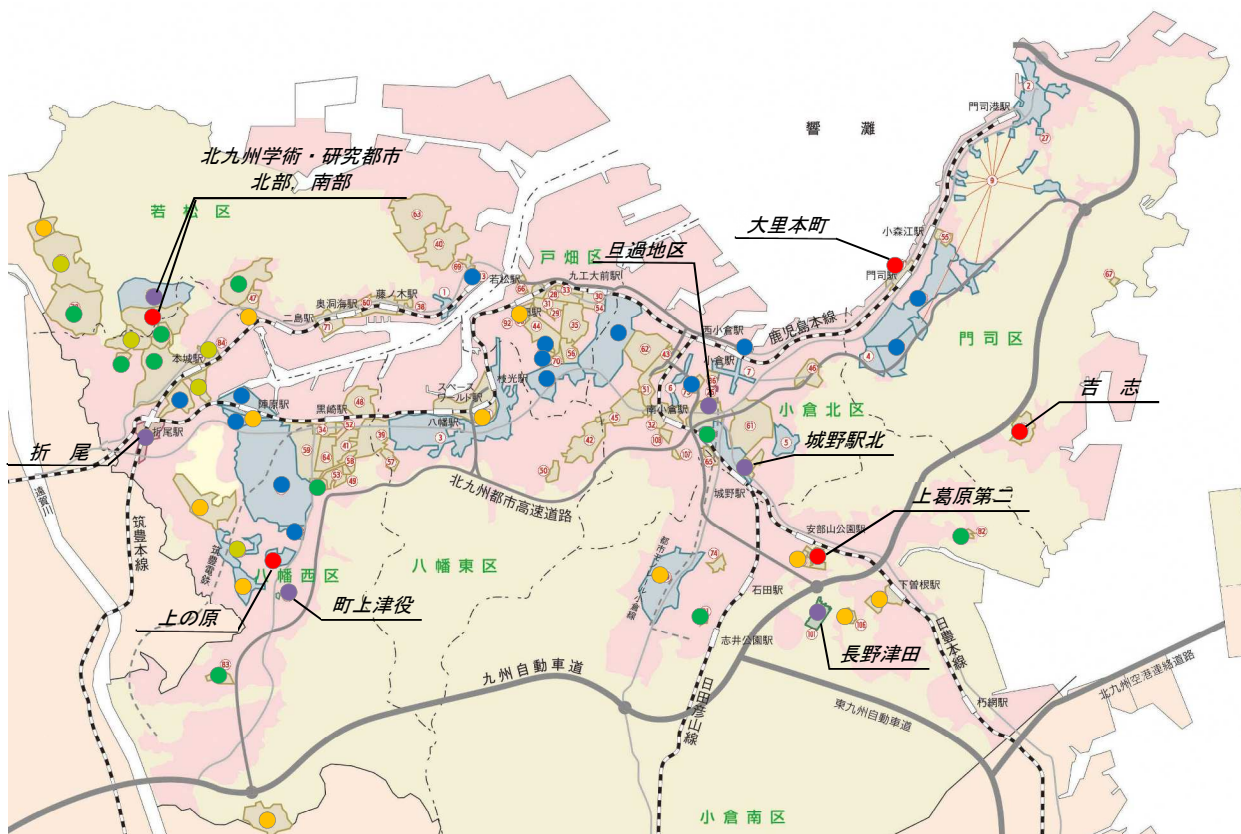


図 事業実施箇所位置図

注) 昭和40年以降の事業のみ箇所をプロット、平成17年以降の事業のみ地区名を記載

④北九州市環境首都総合交通戦略（北九州市地域公共交通計画）

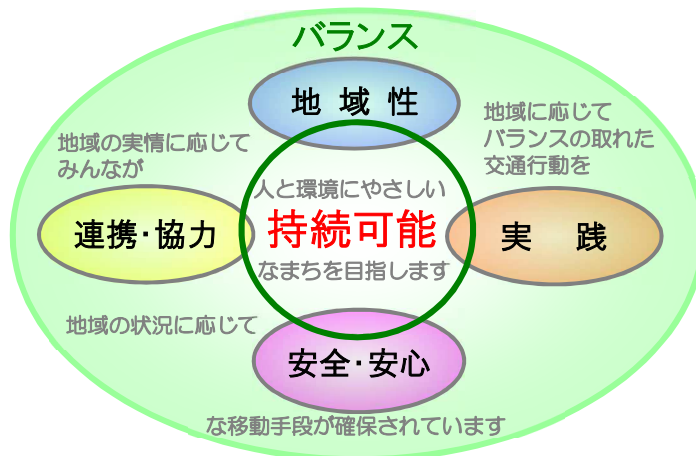
- 市民や交通事業者等と連携しながら交通施策を総合的・重点的に推進することを目的とした「北九州市環境首都総合交通戦略（平成20年12月策定、平成26年8月中間見直し）」に基づき、交通施策を展開しています。
- 令和2年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、地域交通に関するマスタープランとなる「地域公共交通計画」の策定が新たに制度化されました。
- これを踏まえ、令和4年3月に「北九州市地域公共交通計画（北九州市環境首都総合交通戦略）」を策定し、「北九州市立地適正化計画」との連携を図りつつ、持続可能な公共交通ネットワークに向けた都市交通施策の推進に積極的に取り組んでいきます。

○理念

環境にやさしく安心して移動できるまちを目指して
～ 使おう公共交通、かしこくマイカー利用 ～

○基本方針

- ・持続可能な公共交通ネットワークの強化・充実
- ・利便性の向上・環境にやさしい公共交通の利用促進
- ・誰もが使いやすい公共交通の実現
- ・公共交通を支える道路環境の充実



《交通理念につながるキーワード》

交通理念

環境にやさしく安心して移動できるまちを目指して
～ 使おう公共交通、かしこくマイカー利用 ～

本市の掲げる交通理念の実現に向け、以下の流れに沿って基本方針を策定します。

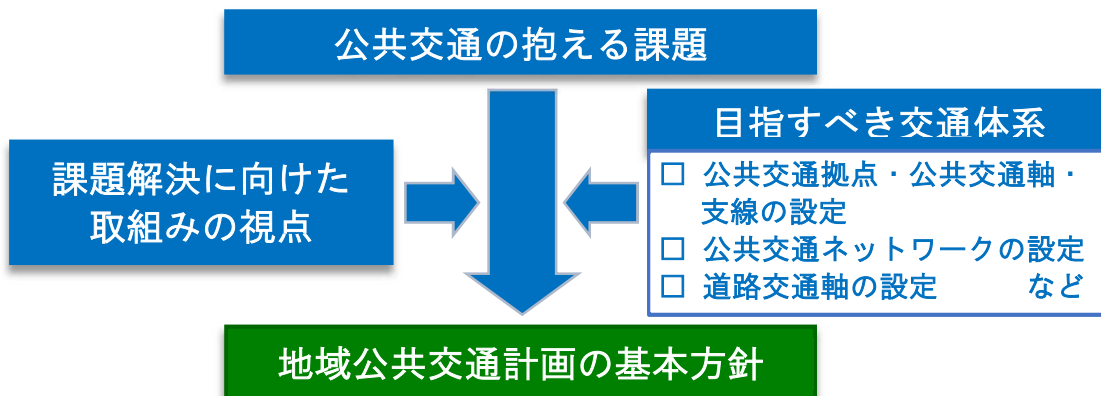


図 地域公共交通計画の基本方針設定の考え方

出典：北九州市環境首都総合交通戦略（北九州市地域公共交通計画）

3-3 人口

(1) 人口の推移・推計

○本市の人口は、令和2年（2020年）の約94万人から、令和22年（2040年）には約81万人（△ 約14%）に減少するものと推計されています。また、高齢化率（65歳以上の人口比率）は30%から37%に増加し、生産年齢人口比率は54%から52%に低下すると推計されています。

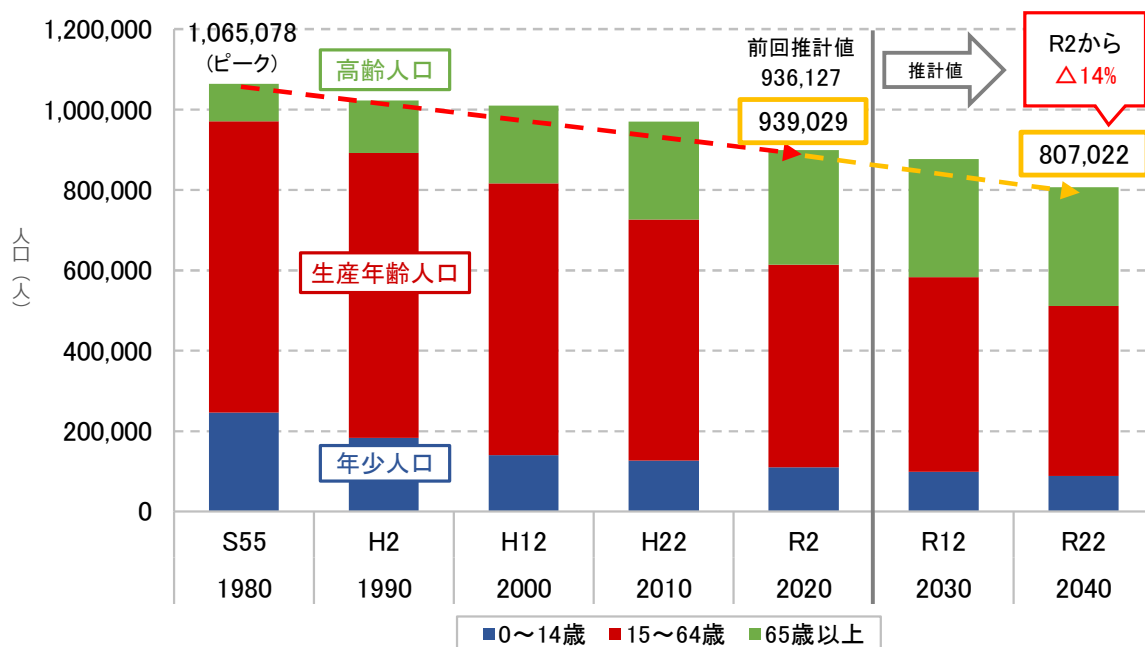


図 北九州市の人口推移

出典：総務省「国勢調査(昭和55年～令和2年)」、
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

表 年齢別比率 推計値

	1980 S55	1990 H2	2000 H12	2010 H22	2020 R2	2030 R12	2040 R22
0~14歳	23%	18%	14%	13%	12%	11%	11%
15~64歳	68%	69%	67%	61%	54%	55%	52%
65歳以上	9%	13%	19%	25%	30%	34%	37%
計	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%

出典：総務省「国勢調査(昭和55年～令和2年)」、
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

(2) 人口の社会動態・自然動態等

- 人口動態について内訳を見ると、昭和57年頃までは社会動態の減少分を自然動態の増加分で補っていましたが、自然動態の減少により補えなくなり、人口は減少しています。近年、社会動態の減少は改善しつつあるものの、自然動態の死亡数が出生数を上回り依然として人口減少は続いています。
- 出生数は、平成2年に1万人を割り込み、近年は6,000人台で推移しています。また、合計特殊出生率は、平成12年以降全国平均を上回って推移しており、令和2年度1.47人（全国平均1.33人）となっています。

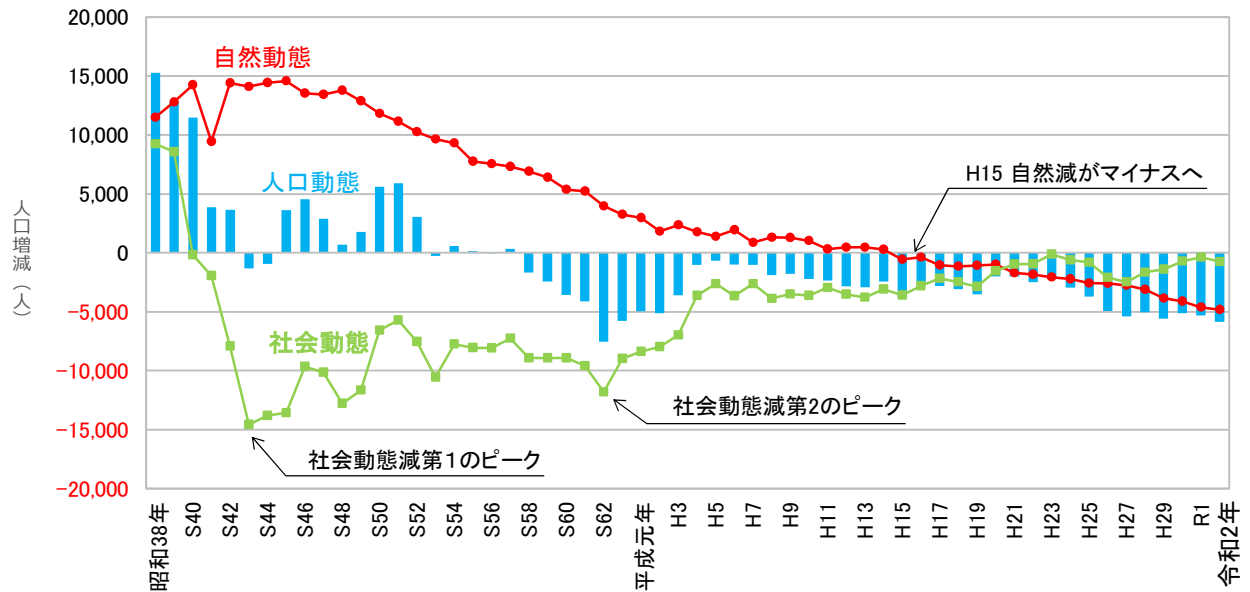
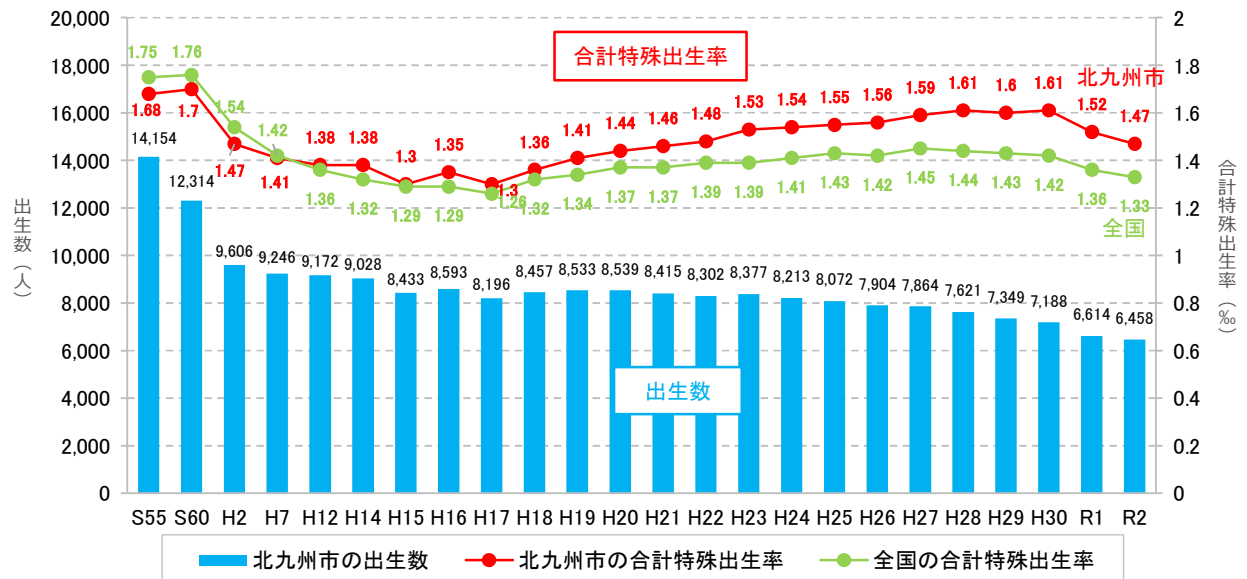


図 自然動態と社会動態の推移

出典：北九州市「推計人口異動状況」「北九州市衛生統計年報」



※合計特殊出生率=15～49歳までの女性の出生率

図 出生率・出生数の推移

出典：厚生労働省「人口動態調査」
北九州市「北九州市衛生統計年報」

(3) 人口増減等の指定都市比較

○本市の人口増減の動向を指定都市間で比較して見ると、令和22年（2040年）には、人口減少の割合、高齢化率は、指定都市のなかで上位に位置しています。

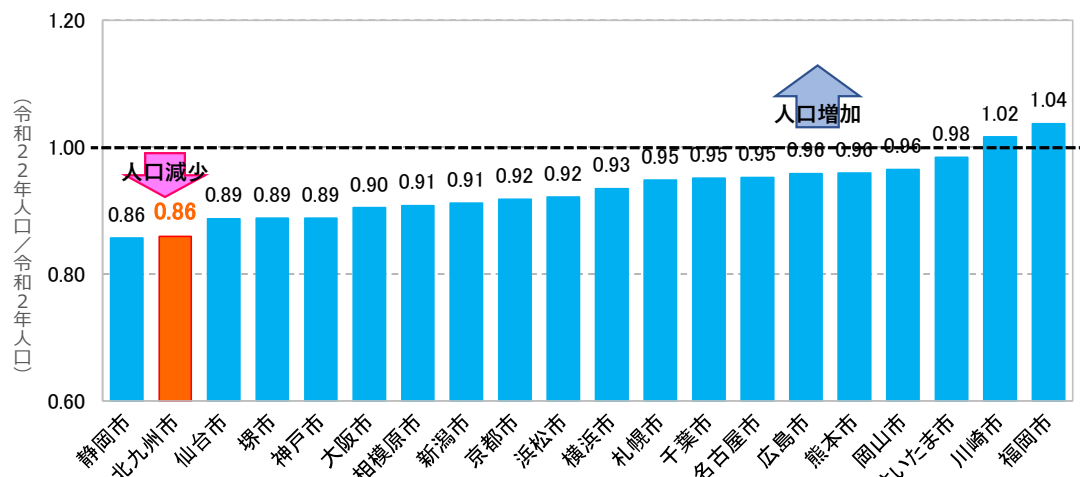


図 人口変化率（令和2年（2020年）⇒令和22年（2040年））（指定都市比較）

出典：総務省「令和2年国勢調査」

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

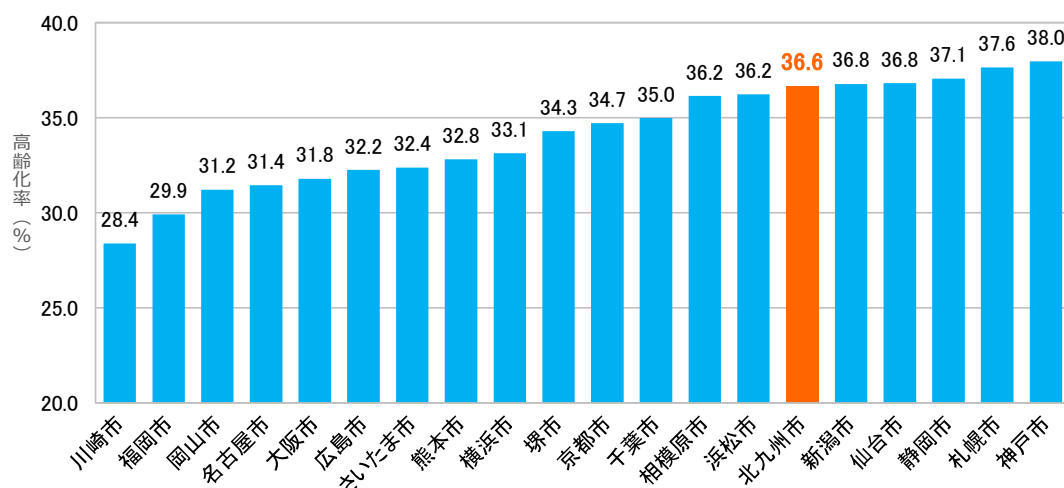


図 令和22年（2040年）の高齢化率（指定都市比較）

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

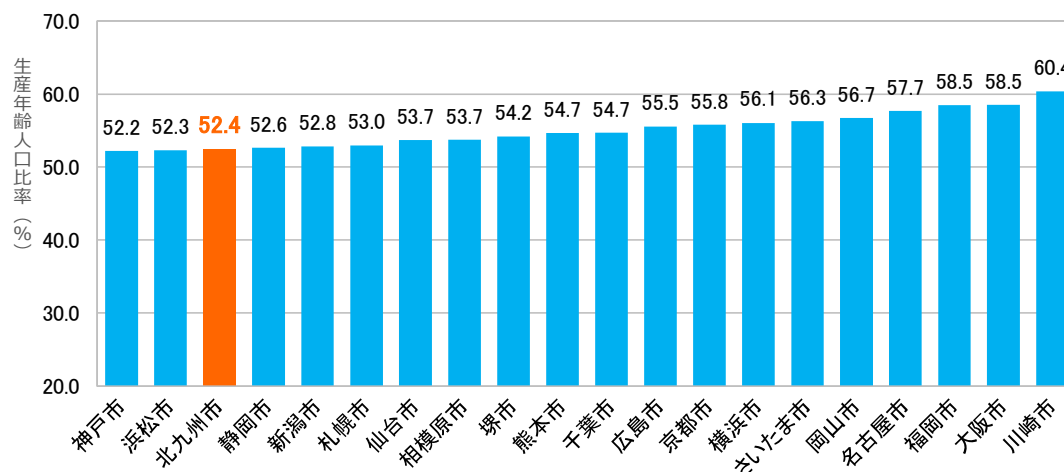


図 令和22年（2040年）の生産年齢人口比率（指定都市比較）

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

(4) 人口密度

○人口集中地区(DID)の面積は、昭和40年から平成27年の間で、約1.6倍に拡大しています。一方で、人口減少に伴い、DID地区内の人口密度は約91人/haから約55人/haに低下しています。将来的に人口減少が進んだ場合、DID地区面積が変わらないと仮定すると、さらにDID地区内人口密度は約44人/haまで低下するものと見込まれます。

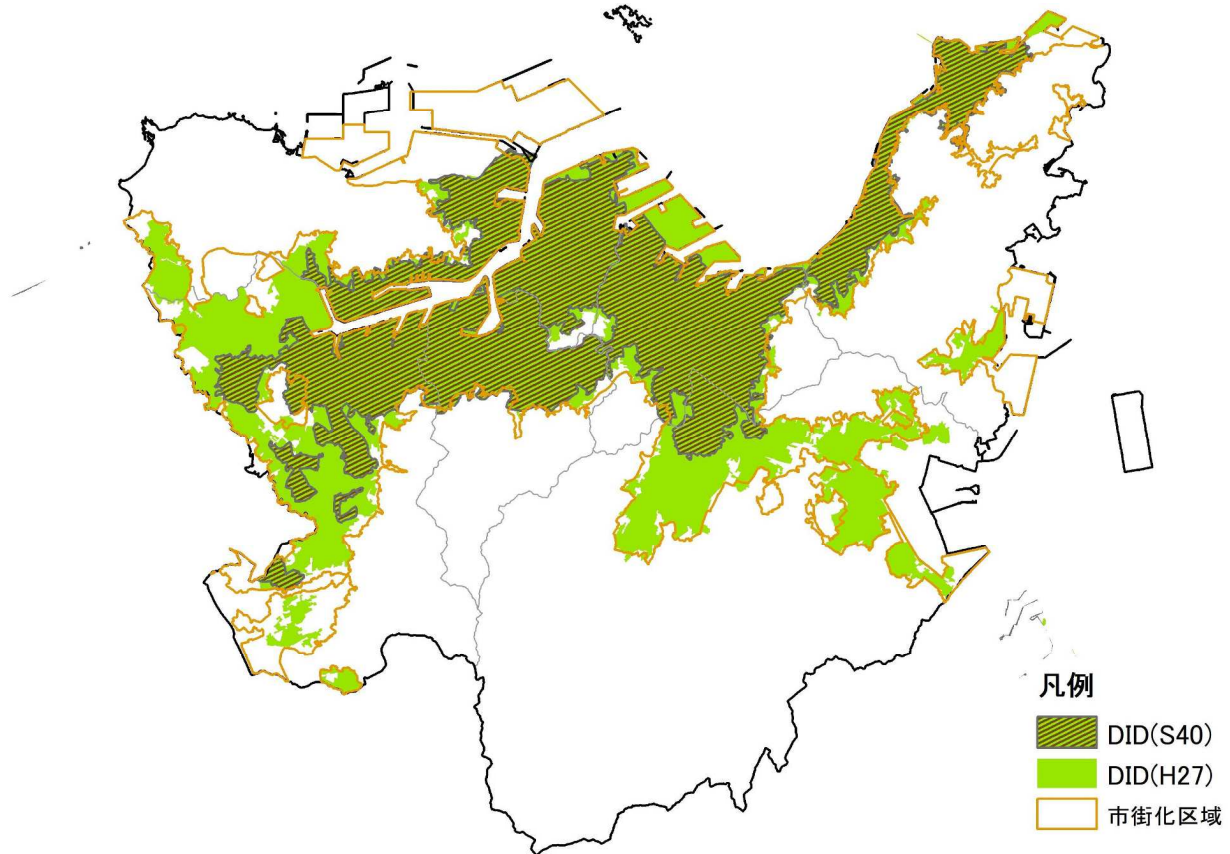


図 DID面積・DID人口密度の推移

出典：国土交通省「国土数値情報（DID人口集中地区）」をもとに北九州市にて作成

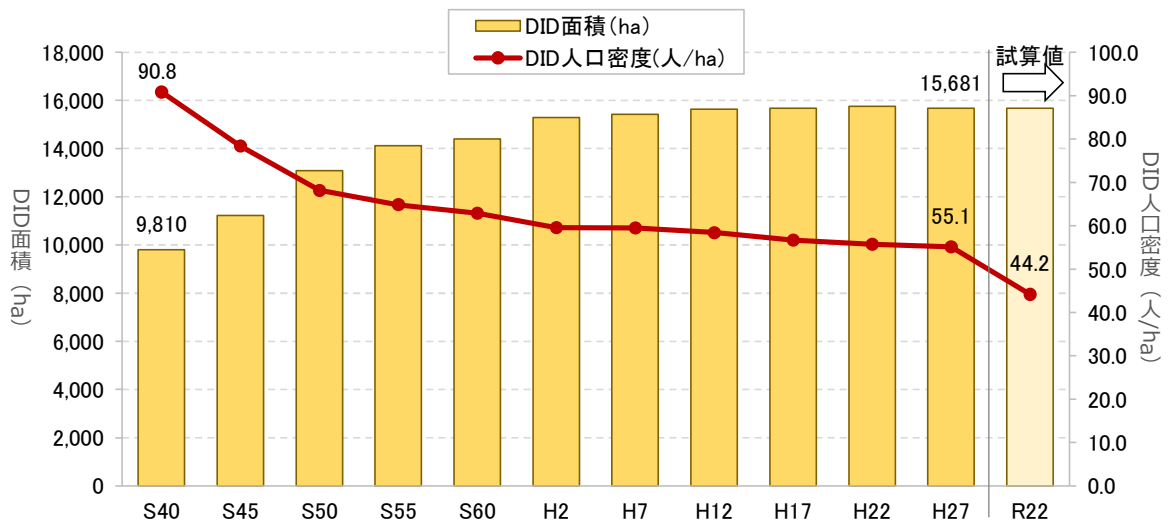


図 DIDの変遷

出典：昭和40年～平成27年は、総務省「国勢調査」

注) 令和22年(2040年) DID人口密度は、面積を平成27年(2015年) DID面積が令和22年(2040年)においても一定と仮定し、人口を国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」をもとに試算

(5) 人口密度の指定都市比較

○人口集中地区（DID）内の人口密度は、政令指定都市の中で最も低密度となっており、居住構造は他都市に比べ拡散している状況が伺えます。

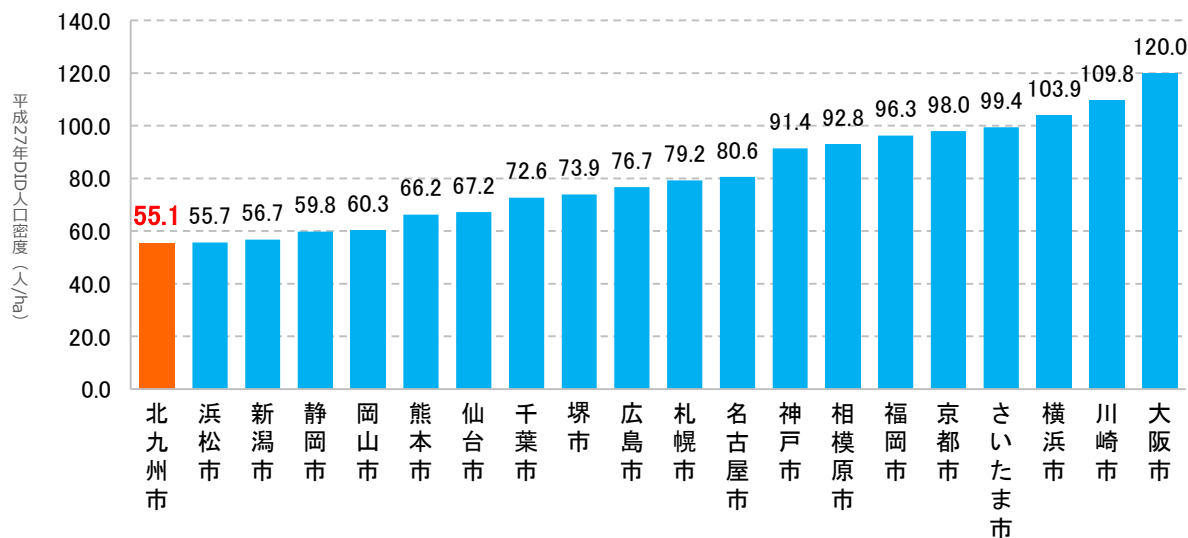


図 平成27年DID人口密度（指定都市比較）

出典：総務省「平成27年国勢調査」

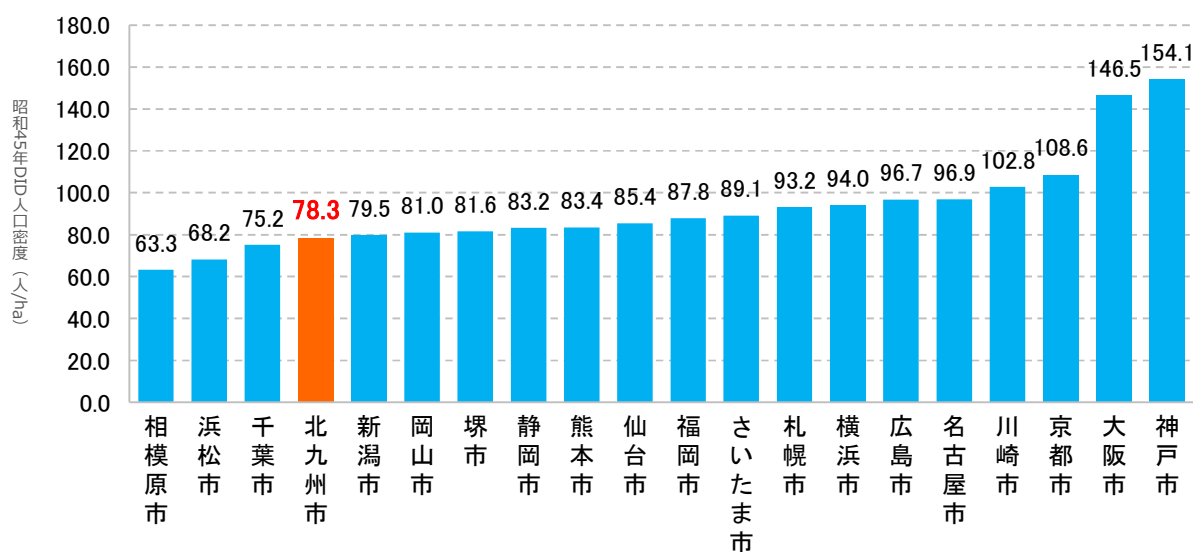


図 昭和45年DID人口密度（指定都市比較）

注) 昭和45年時点での指定都市は、横浜市・名古屋市・京都市・大阪市・神戸市・北九州市の6都市であり、他の都市のDID人口・面積は、指定都市移行前の合併市町村の人口・面積を合計している。

出典：総務省「昭和45年国勢調査」

(6) 地区別の将来人口等

○地域別の将来人口推計にあたっての前提条件等は以下のとおりです。

「将来人口推計の方法」

推計年	令和22年(2040年)
推計地区単位	町丁目・字別
基準人口	令和2年国勢調査(小地域集計, 年齢(5歳階級))
推計手法	<p>コーホート要因法</p> <p>・推計に用いる仮定値(生残率・純移動率・子ども女性比・0-4歳性比)は、国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口(平成30年3月推計)』の行政区別仮定値を用い、行政区内の町は同一仮定値として推計</p>

「地区別の人口等の算出対象等について」

- ・地区別の人口の動向等については、算出の対象を市街化区域(工業専用地域・臨港地区等を除く)としている。
- ・地区別の人口密度については、道路や公園などを除く可住地を分母として算出している。

「留意事項」

- ・国立社会保障・人口問題研究所において、行政区単位の将来人口は推計されているものの、地区単位の将来人口は推計されていません。
- ・本市の人口は将来的にも減少し続けると予測されていますが、地区単位で見ると将来的に人口増加する地区、又は人口減少が顕著な地区等、人口変動の特性は異なることが考えられます。
- ・国立社会保障・人口問題研究所における人口推計手法を参考として、各地区の人口変動の特性を把握していきます。

①人口

○将来人口を地区別に見ると、総人口が減少するなか、小倉都心とその周辺、八幡西区北部、小倉南区西部などでは一定の人口集積がみられます。

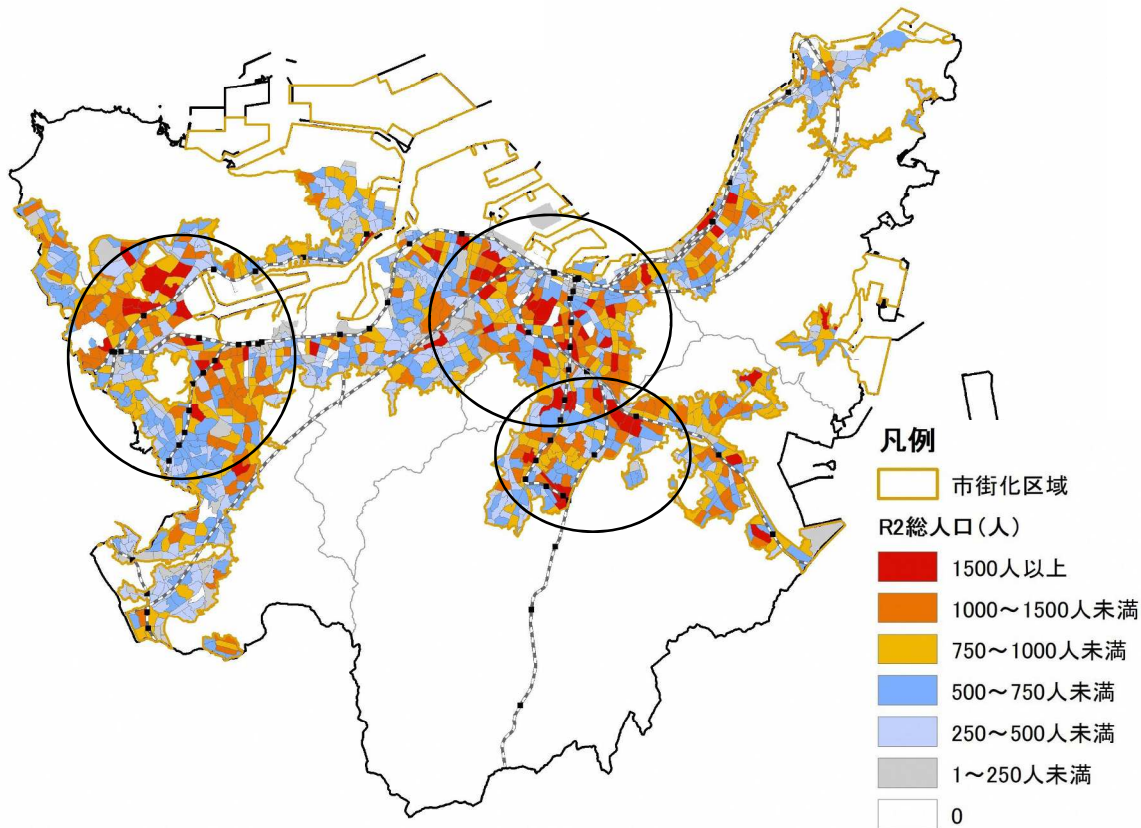


図 令和2年（2020年）人口分布

出典：総務省「令和2年国勢調査」

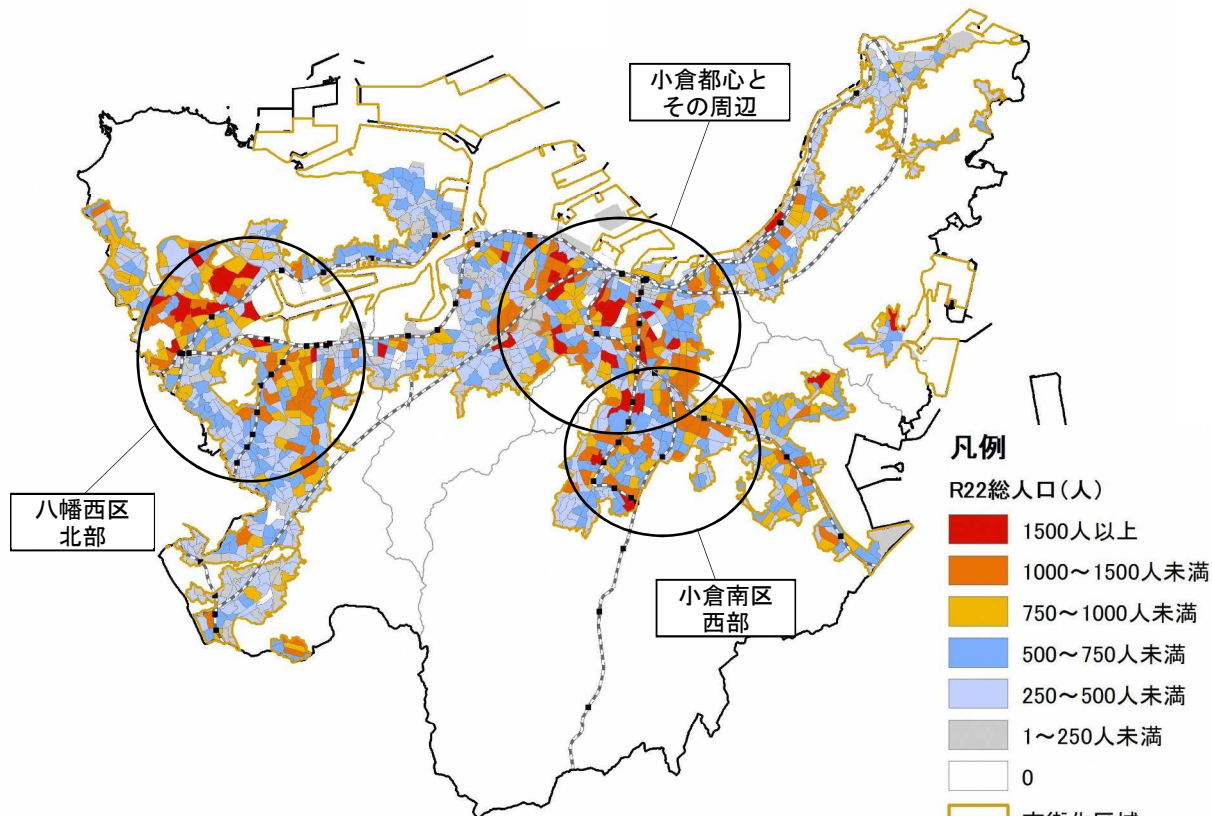


図 令和22年（2040年）人口分布

②人口密度

○人口密度を地区別に見ると、八幡東区、若松区東部、門司区北部などで密度が大きく低下しています。

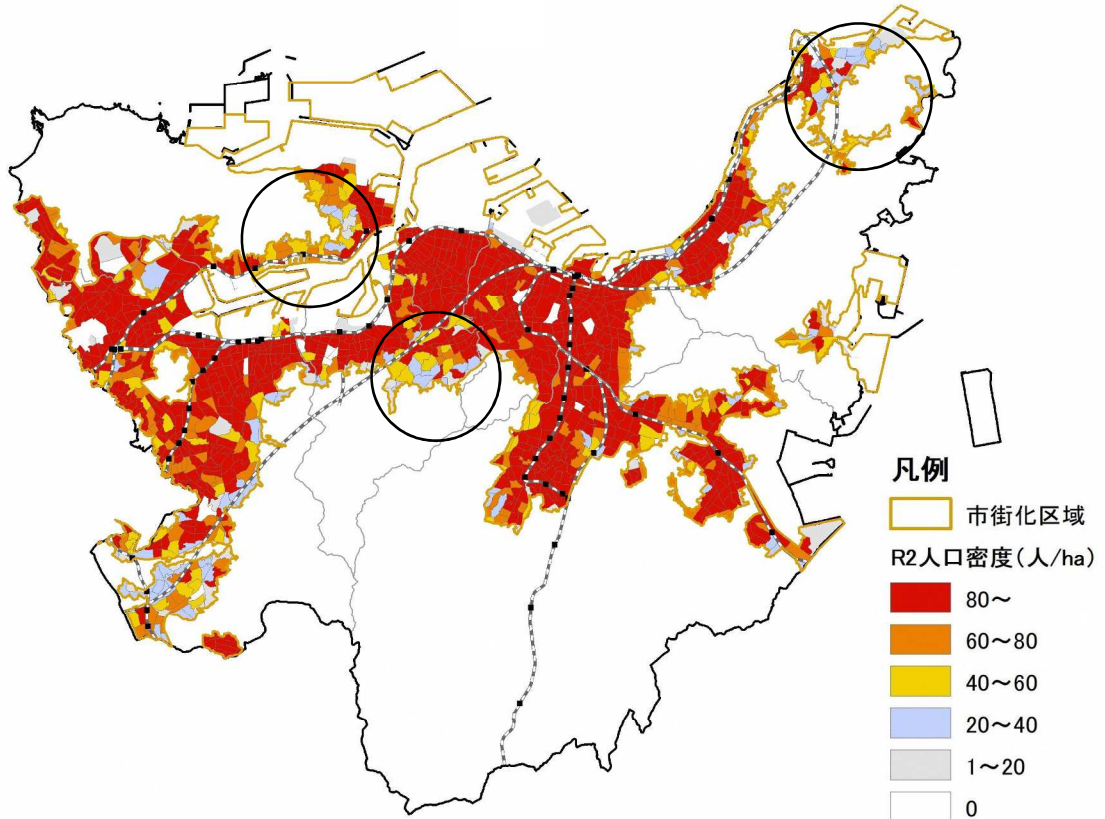


図 令和2年（2020年）人口密度分布

出典：総務省「令和2年国勢調査」

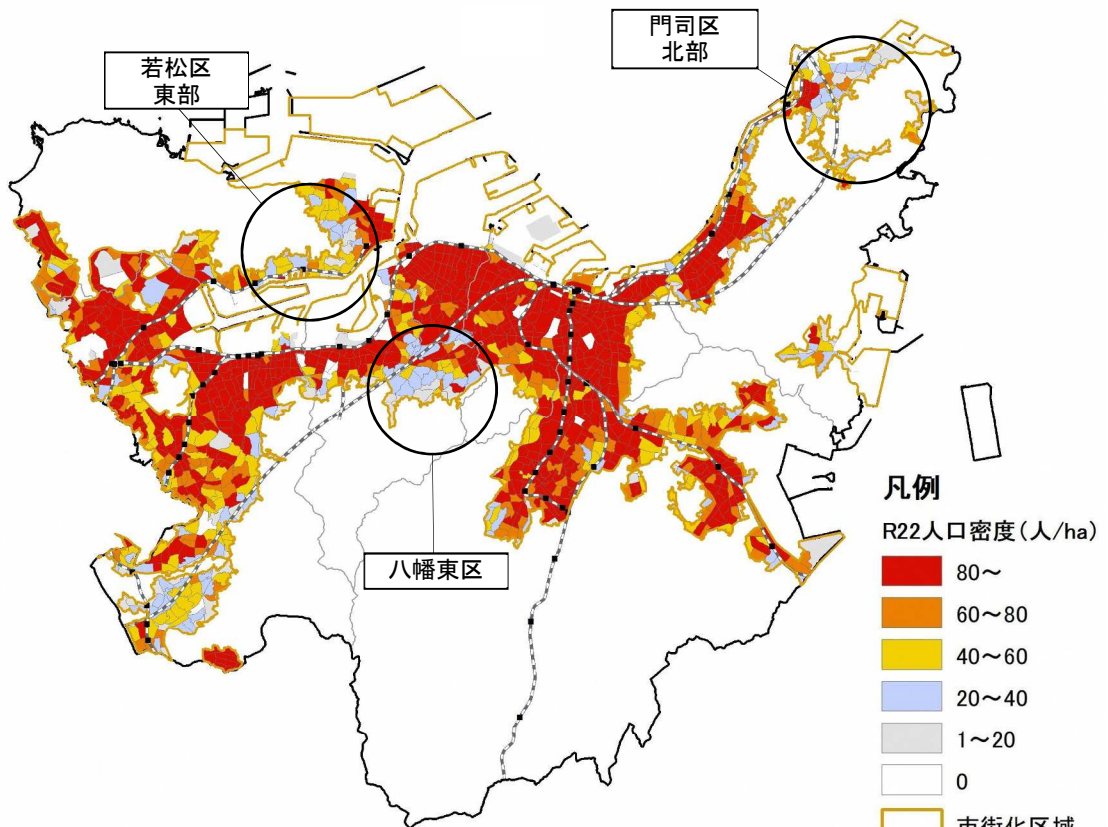


図 令和22年（2040年）人口密度分布

③高齢者人口

○高齢者人口密度を地区別に見ると、全体的に高齢者が増加するなかで、特に、小倉都心とその周辺、黒崎周辺、モノレール沿線、門司区南部などで密度が高くなっています。

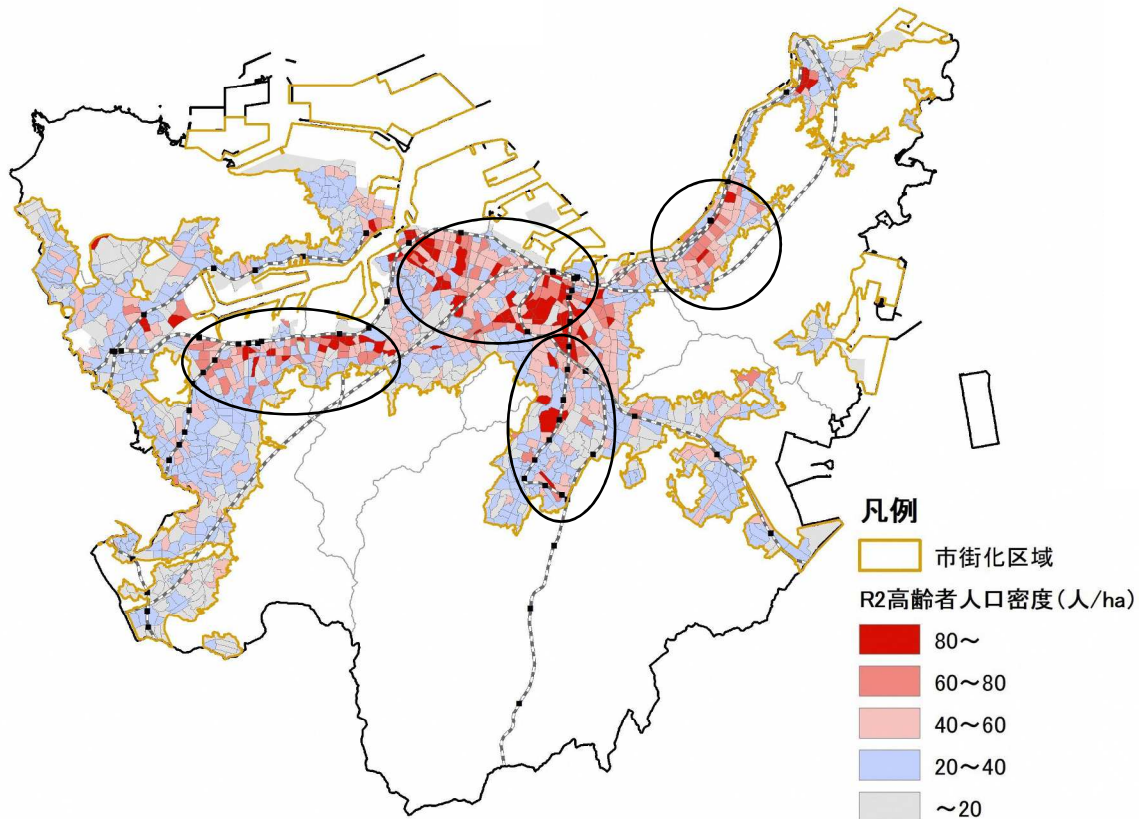


図 令和2年（2020年）高齢者人口密度

出典：総務省「令和2年国勢調査」

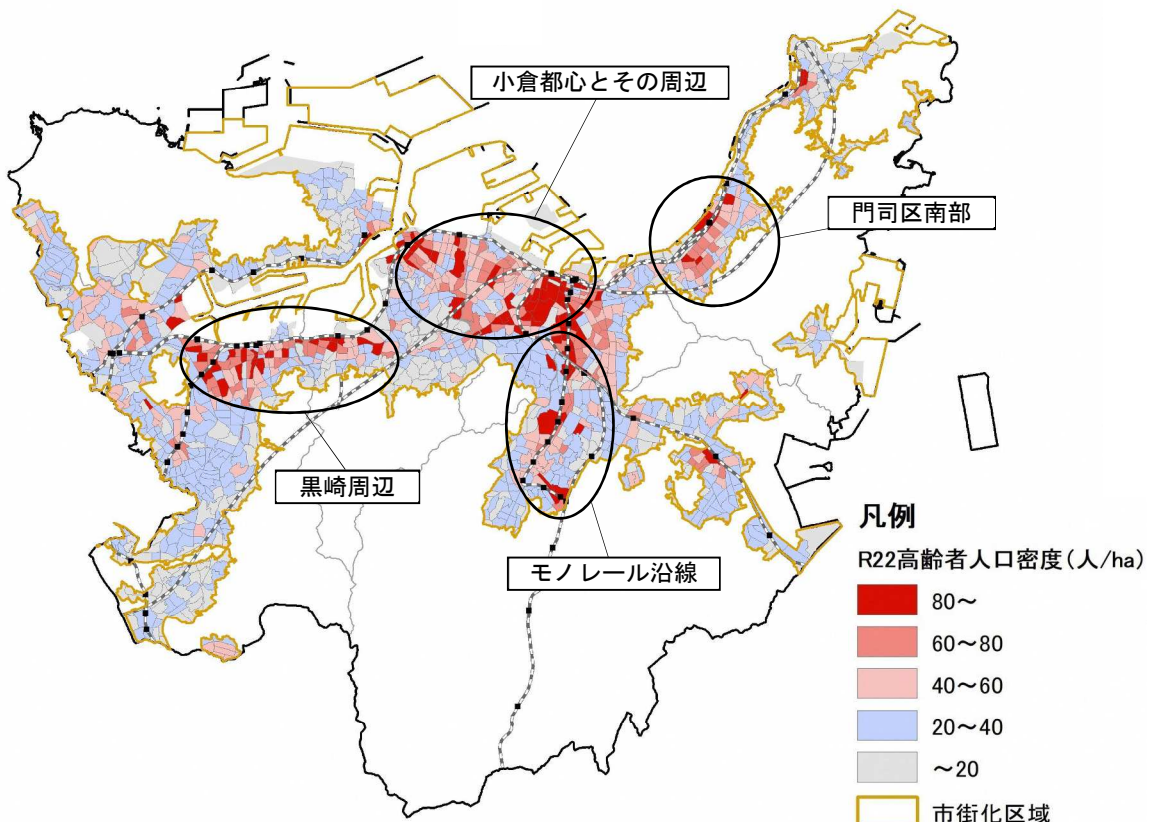


図 令和22年（2040年）高齢者人口密度

④高齢化率

○将来の高齢化率を地区別に見ると、八幡東区、若松区東部、門司区北部などで高齢化率が高くなっています。

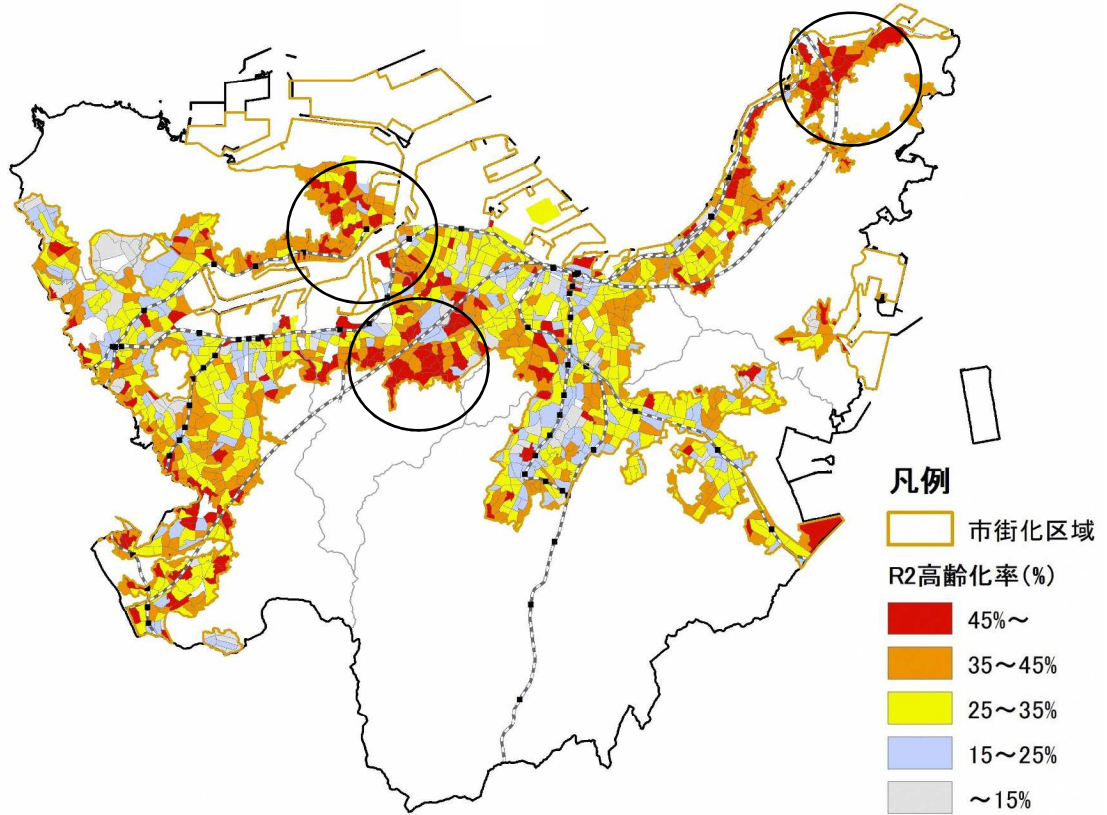


図 令和2年（2020年）高齢化率

出典：総務省「令和2年国勢調査」

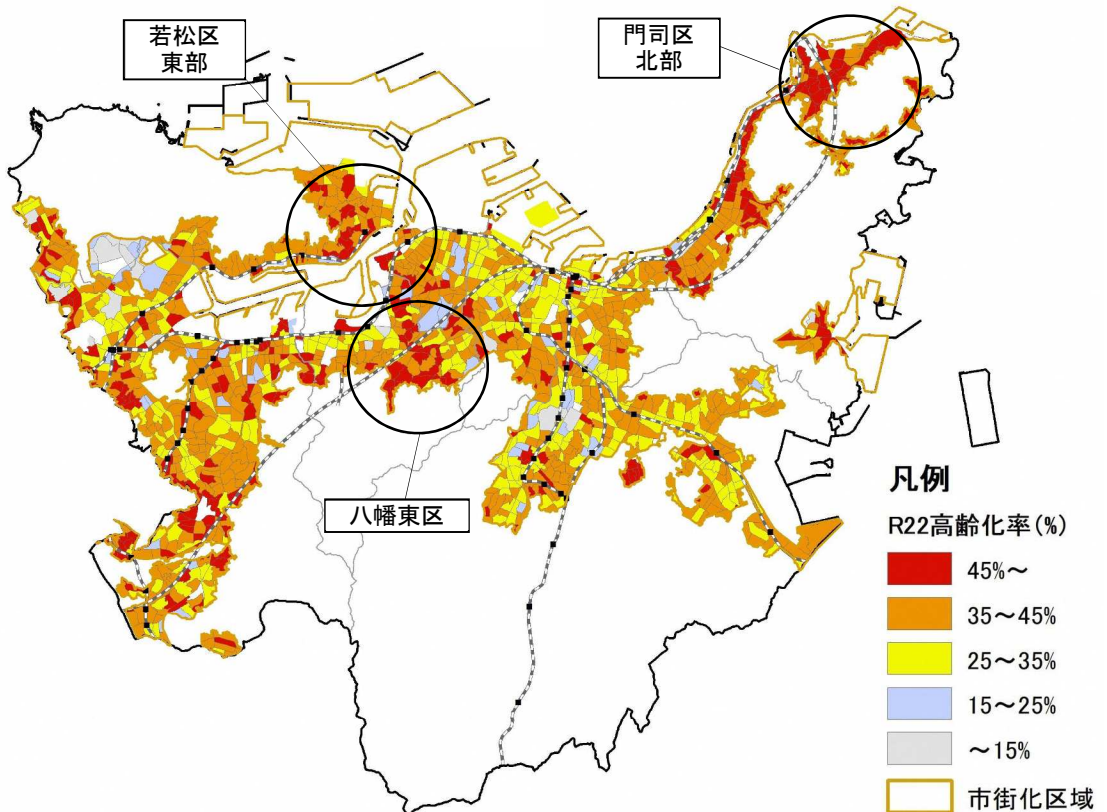


図 令和22年（2040年）高齢化率

⑤年少人口

○全体的に年少人口は減少するものの、地区別に見ると、学研都市周辺、小倉都心とその周辺、モノレール沿線、黒崎周辺において、年少人口密度40人/ha以上の地域も存在します。

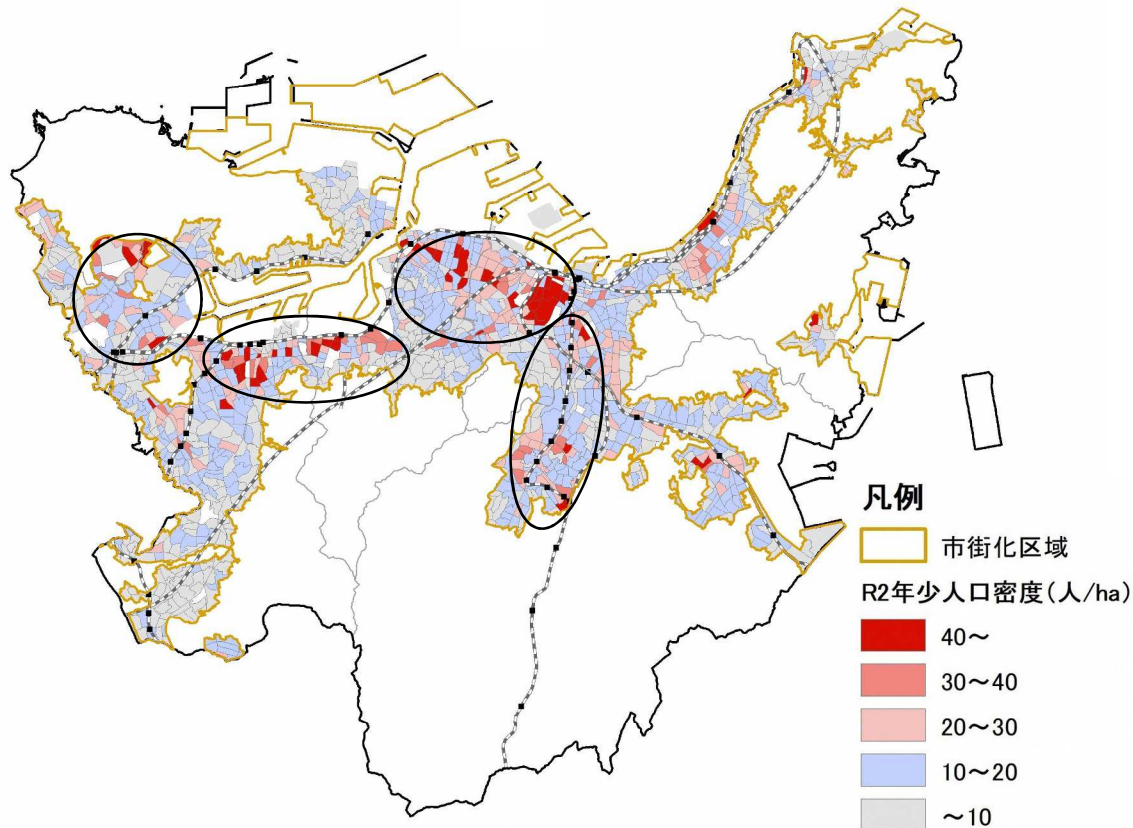


図 令和2年（2020年）年少人口密度

出典：総務省「令和2年国勢調査」

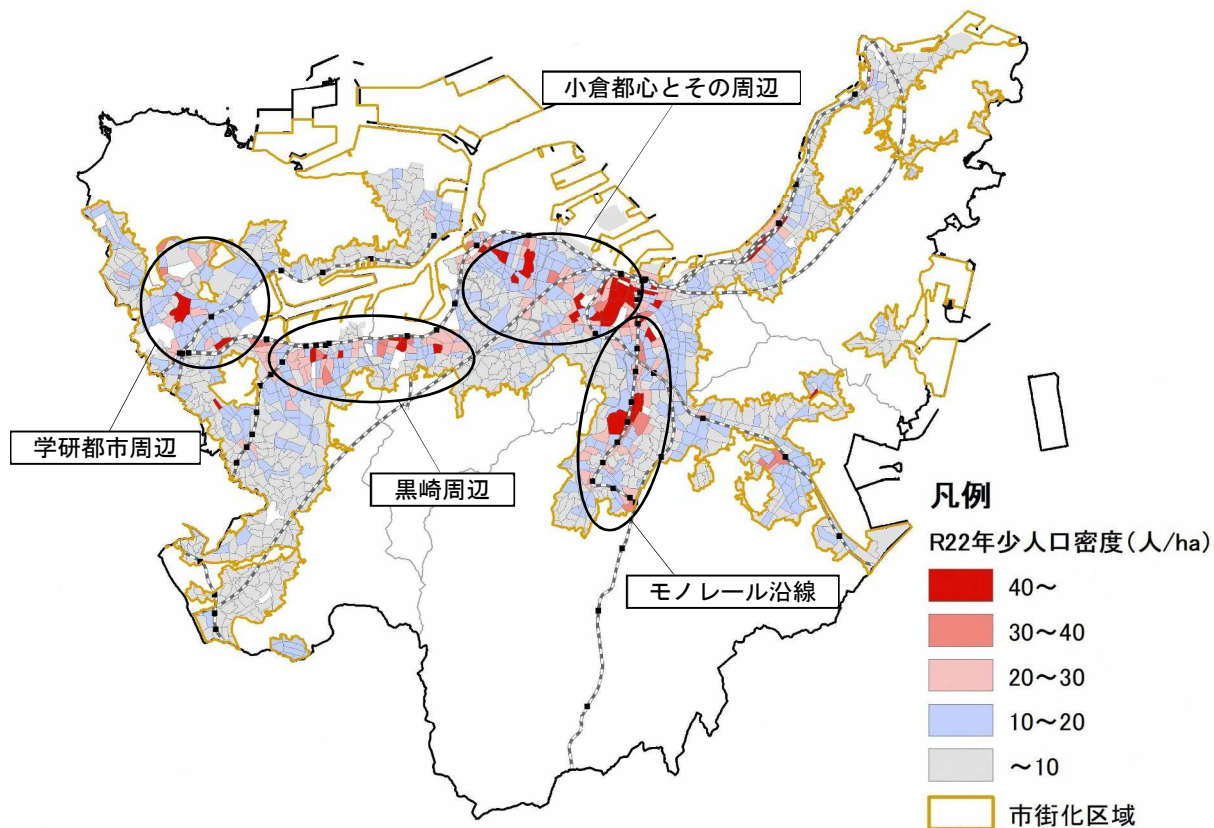


図 令和22年（2040年）年少人口密度

⑥人口増減率・人口密度増減

- 人口増減率を地区別に見ると、八幡東区、若松区東部、門司区北部などでは人口減少率が高く、小倉南区西部、八幡西区北部などでは人口が増加しています。
- 人口密度増減を地区別に見ると、JR戸畑駅周辺、JR門司駅周辺などの中心市街部ほど密度の低下や減少率が大きく、小倉南区西部や八幡西区北部で密度が高くなっています。

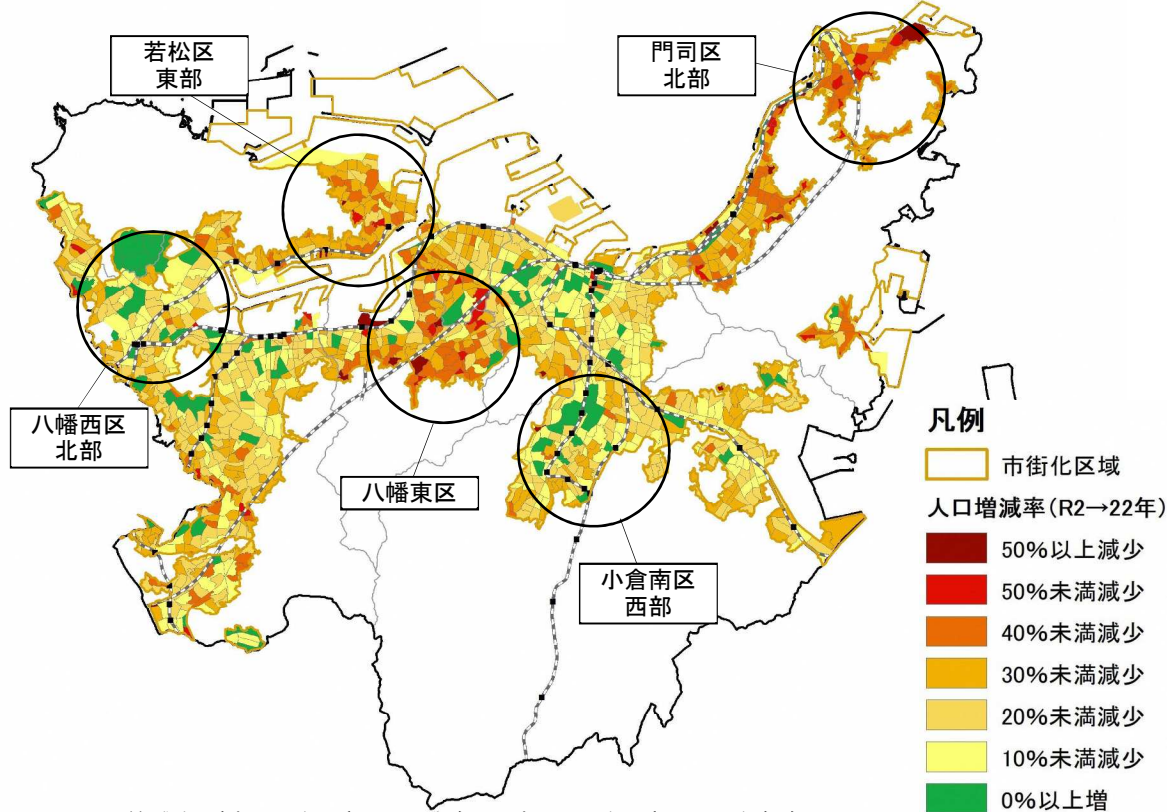


図 人口増減率（令和2年（2020年）⇒令和22年（2040年））

出典：総務省「令和2年国勢調査」

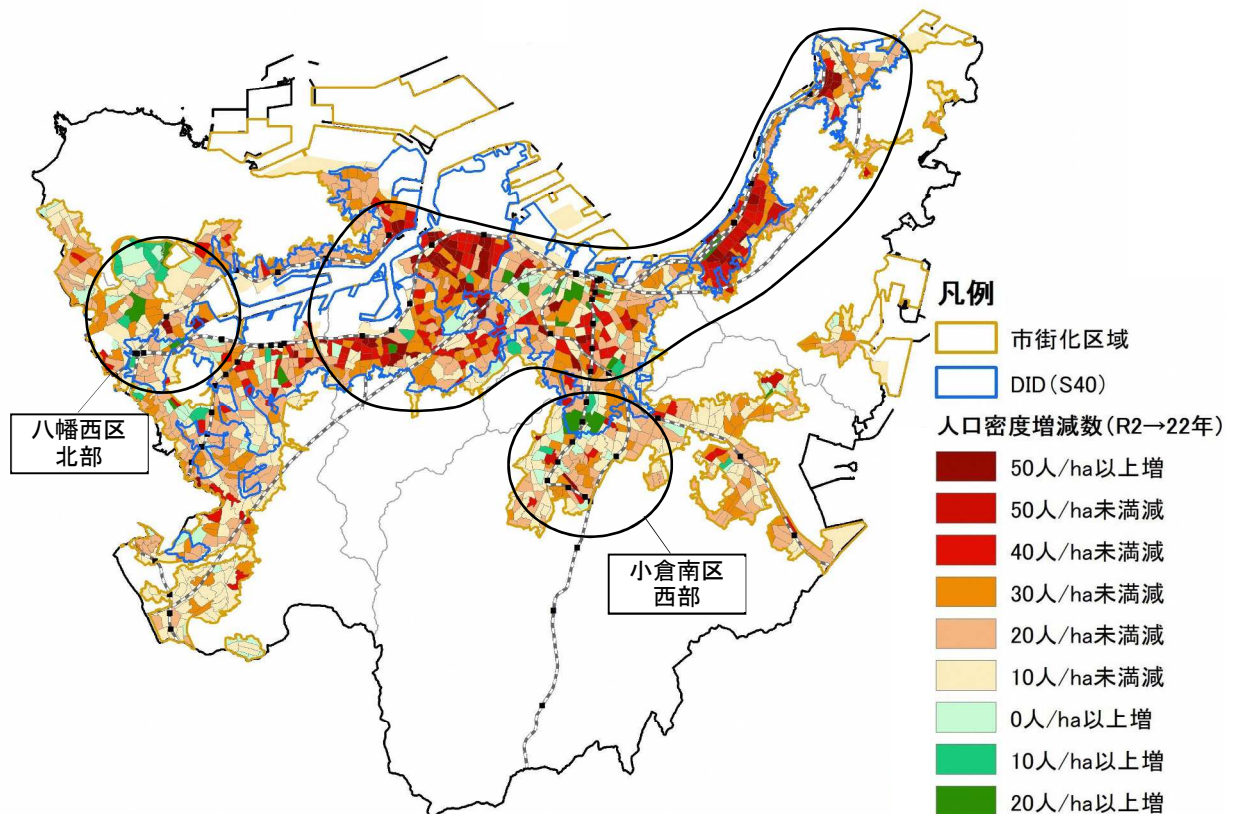


図 人口密度増減（令和2年（2020年）⇒令和22年（2040年））

出典：総務省「令和2年国勢調査」

3-4 地形

- 本市は、海と山に近接し、平坦地が少ない地形特性に加え、臨海部は工場などの工業的な土地利用がなされたことから、狭い平坦地を中心に市街地が形成されています。
- 人口が増加していた時代（高度経済成長期）には、臨海部の工業地等と近接し通勤に便利な地域が居住地として選択されたこともあり、八幡東区や門司区、若松区などの斜面地においても市街地が形成されています。
- 市街化区域内の斜面地の多くは、宅地造成工事規制区域に指定されています。

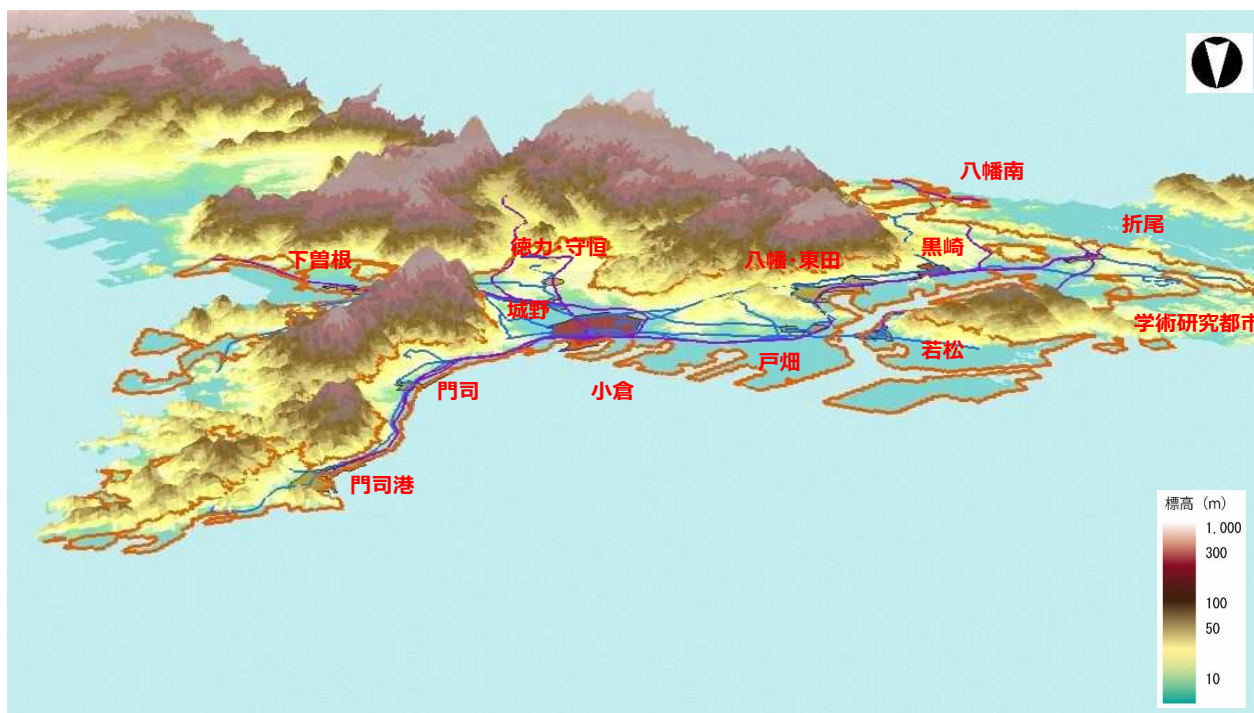


図 北九州市の鳥瞰

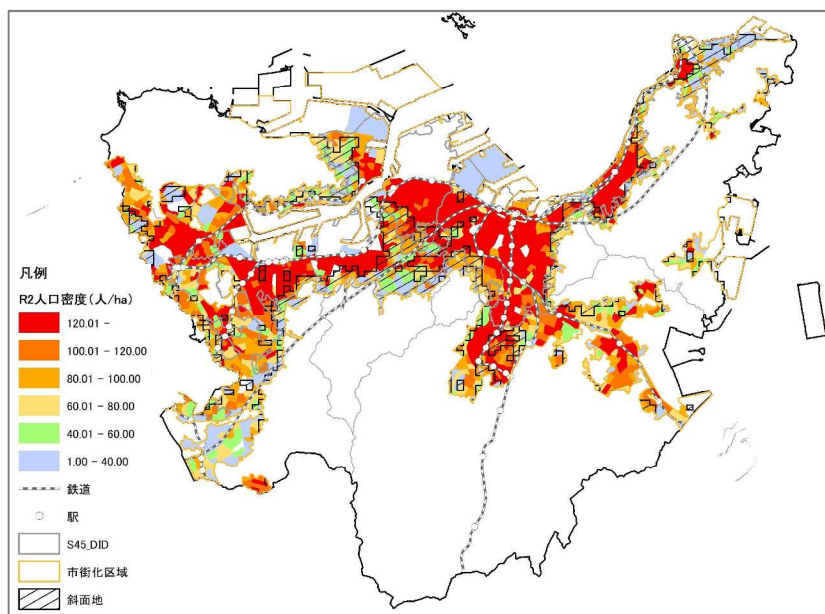


図 人口密度の状況（令和2年）

出典：・人口密度は総務省「令和2年国勢調査」
 ・斜面地は国土交通省「国土数値情報（標高傾斜度5次メッシュ（平成23年）」データによる平均傾斜角度5度以上メッシュ地域



図 斜面市街地内の状況



図 高齢者にとって移動しづらい斜面市街地

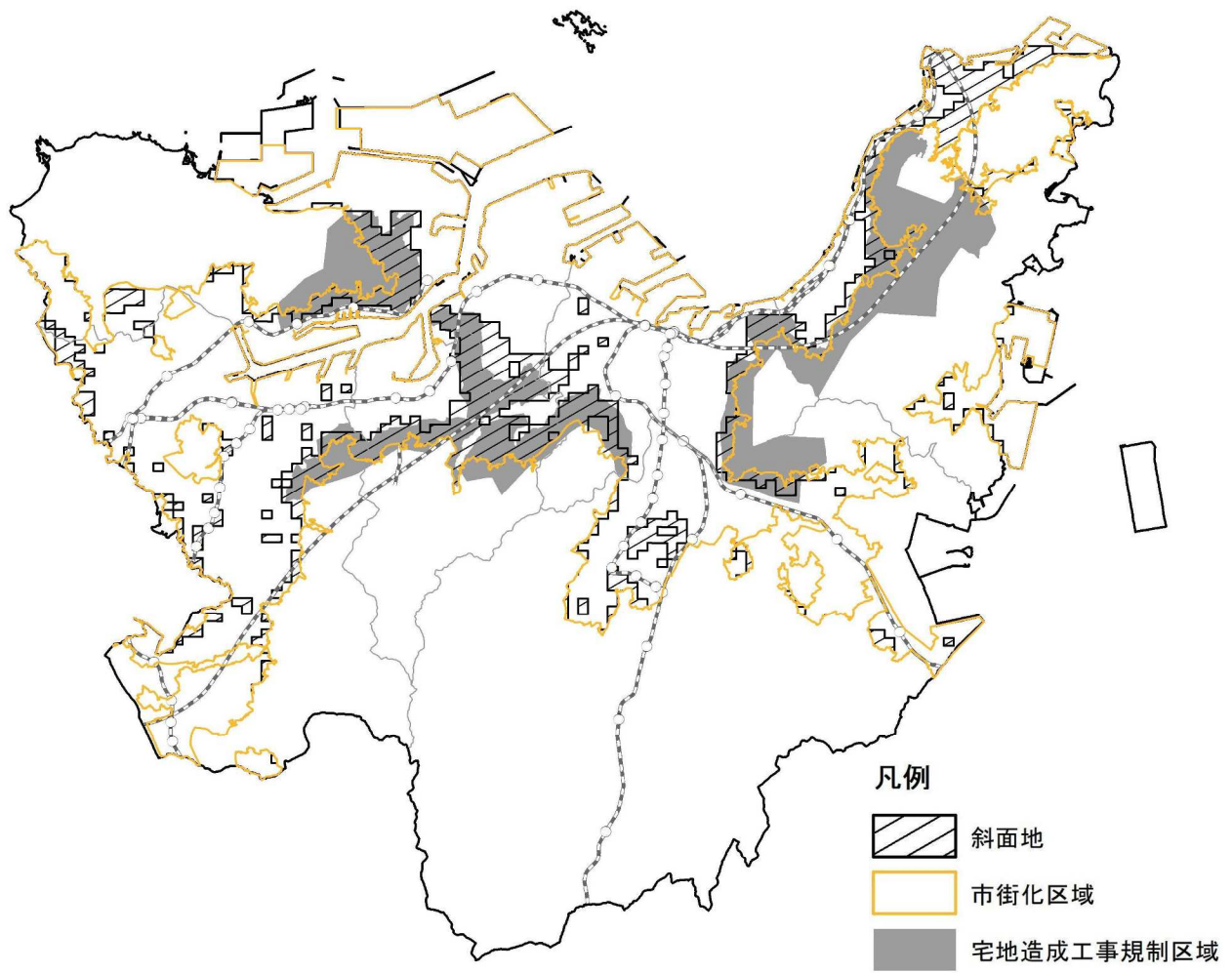


図 宅地造成工事規制と斜面地の関係

出典：・斜面地は国土交通省「国土数値情報（標高傾斜度5次メッシュ（平成23年））」データによる平均傾斜角度5度以上メッシュ地域
・宅地造成工事規制は北九州市資料（令和元年）

3-5 土地利用

(1) 用途地域の状況

○市街化区域は20,560haで、都市計画区域の42.1%を占めています。用途地域は住居系58.5%、商業系9.6%、工業系31.8%(うち、工業専用地域18.9%)で構成されています。

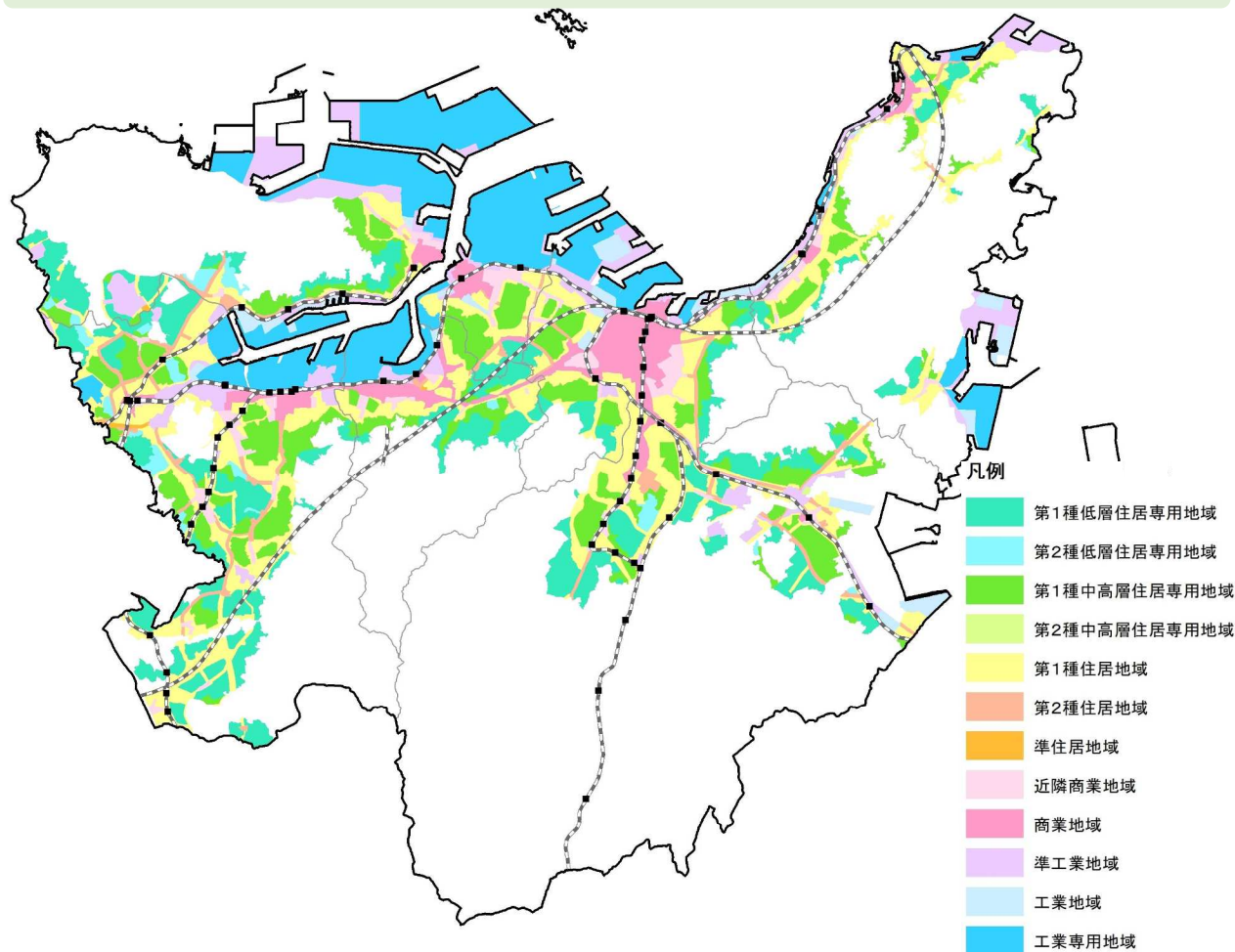


図 用途地域等指定状況

出典：北九州市「都市計画基礎調査（平成28, 29年）」

表 用途地域等の面積

	面積 (ha)	都市計画区域に占める割合 (%)	市街化区域に占める割合 (%)
行政区画	49,169	---	---
都市計画区域	48,865	100.0	---
市街化区域	20,560	42.1	100.0
用途地域			
第1種低層住居専用地域	3,469	7.1	16.9
第2種低層住居専用地域	303	0.6	1.5
第1種中高層住居専用地域	2,988	6.1	14.5
第2種中高層住居専用地域	6	0.0	0.0
第1種住居地域	4,528	9.3	22.0
第2種住居地域	727	1.5	3.5
準住居地域	0	0.0	0.0
住居系地域(合計)	12,021	24.6	58.5
近隣商業地域	787	1.6	3.8
商業地域	1,179	2.4	5.7
商業系地域(合計)	1,966	4.0	9.6
準工業地域	2,050	4.2	10.0
工業地域	607	1.2	3.0
工業専用地域	3,891	8.0	18.9
工業系地域(合計)	6,548	13.4	31.8
市街化調整区域	28,305	57.9	---

出典：国土交通省「令和2年都市計画現況調査」

(2) 市街地拡大の状況

○市街地周辺において開発が進み、主に農地や森林から土地利用転換して、都市的利用が拡大しています。

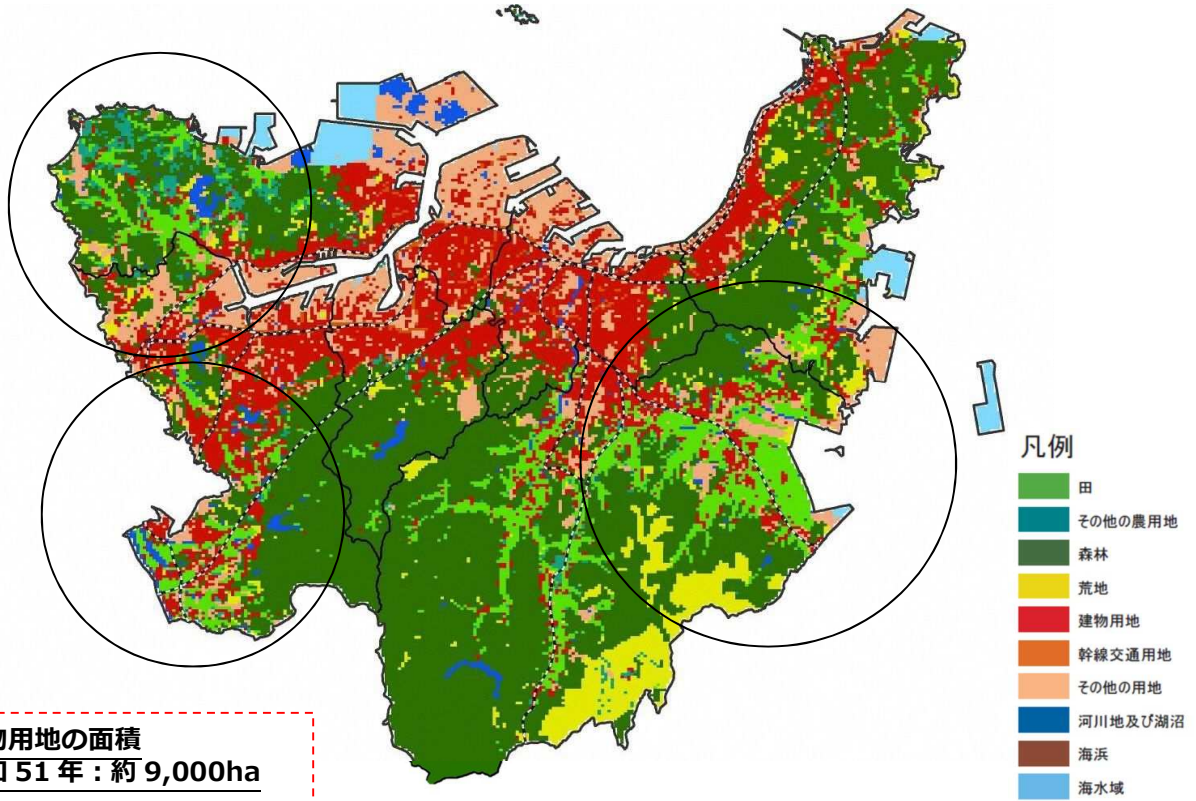


図 土地利用現況（昭和51年）

出典：国土交通省「国土数値情報土地利用細分化メッシュデータ」

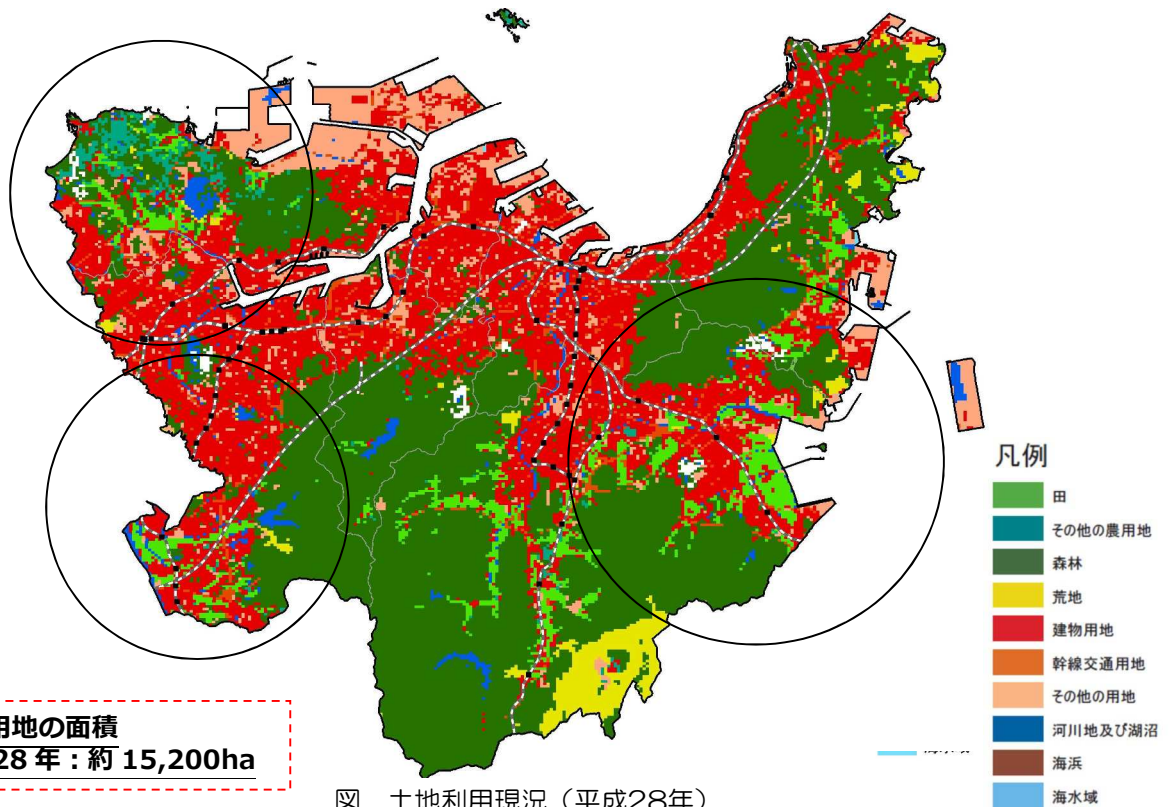


図 土地利用現況（平成28年）

出典：国土交通省「国土数値情報土地利用細分化メッシュデータ」

(3) 都市機能の集積

- 市街化区域における商業・医療・教育施設等の集積を見ると、交通利便性の高い地域などに複数の集積性の高い地域があることがわかります。
- 市街化区域の外縁部においても、日常生活を支える商業・サービス施設が集まっている拠点も存在しています。

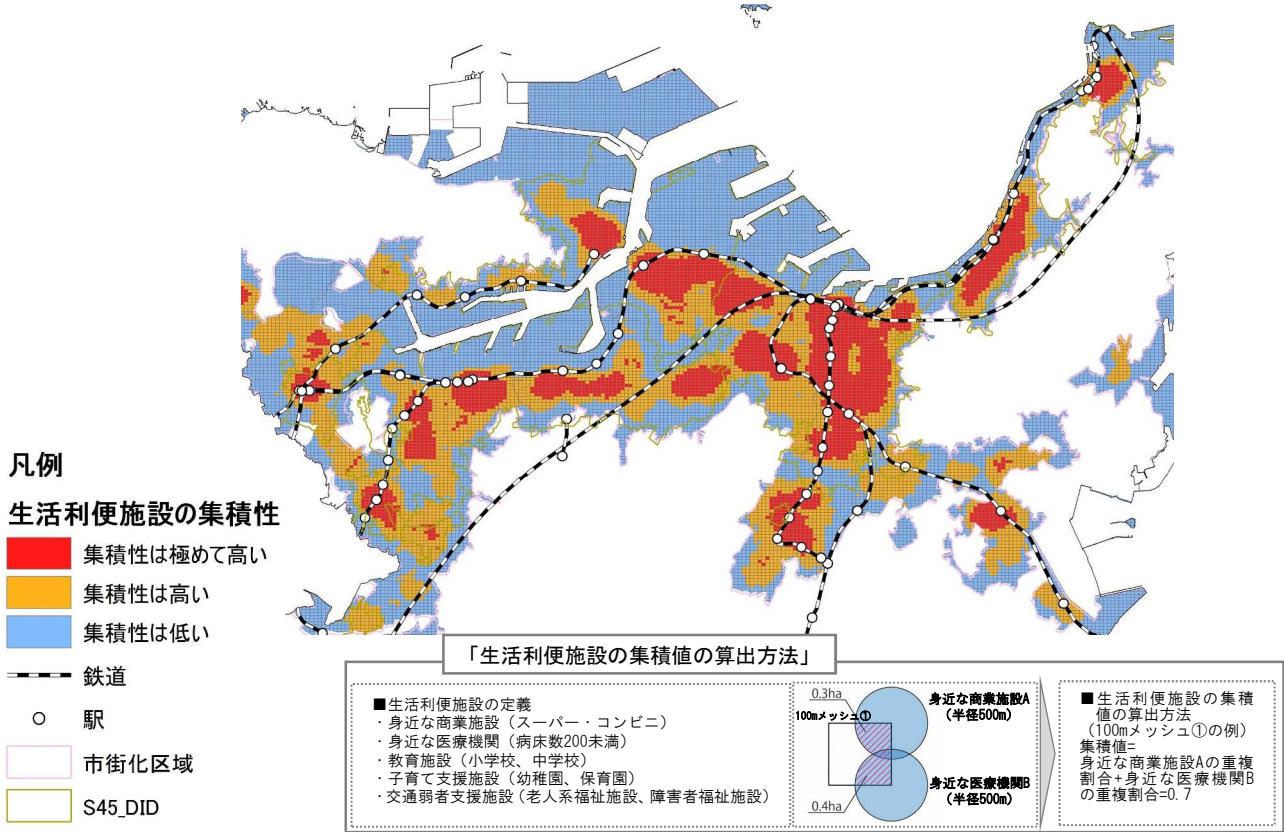


図 生活利便施設の集積性(100mメッシュ)

※生活利便施設の集積性は、平均値及び標準偏差より相対的に分類
 ※集積性は極めて高い「平均値+標準偏差以上」、
 集積性は高い「平均値~平均値+標準偏差」、集積性は低い「~平均値」

出典：国土交通省「国土数値情報（医療機関（平成22年）、学校（平成25年）、福祉施設（平成23年）」
 北九州市「都市計画基礎調査」集客施設立地現況をもとに北九州市にて作成

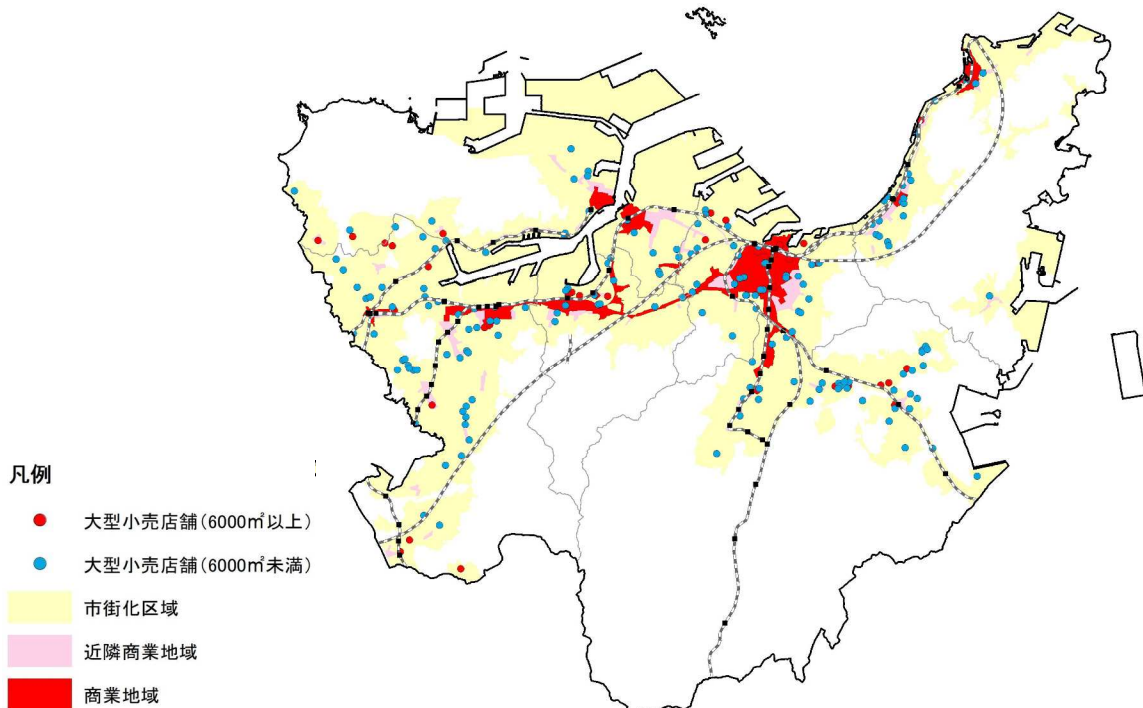


図 大規模小売店舗の立地動向

出典：全国大型小売店総覧（2022年）

(4) 開発許可の状況

○市街化調整区域の開発許可面積は、減少傾向にあるが、近年においても、一定の開発圧力は存在しています。

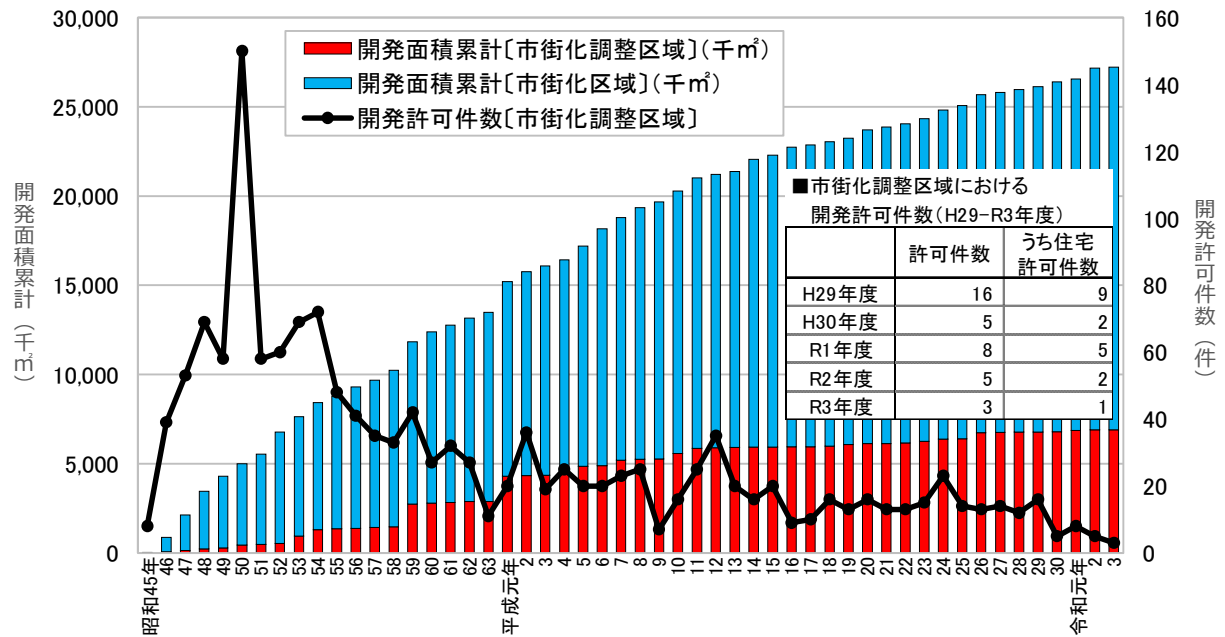


図 開発許可面積（累計）及び開発許可件数の推移

出典：北九州市開発許可件数をもとに作成

(5) 産業用地

○本市に進出する工場等の受け皿は、新門司や響灘地区など、市街地から離れた地区に存在しています。

産業用地一覧

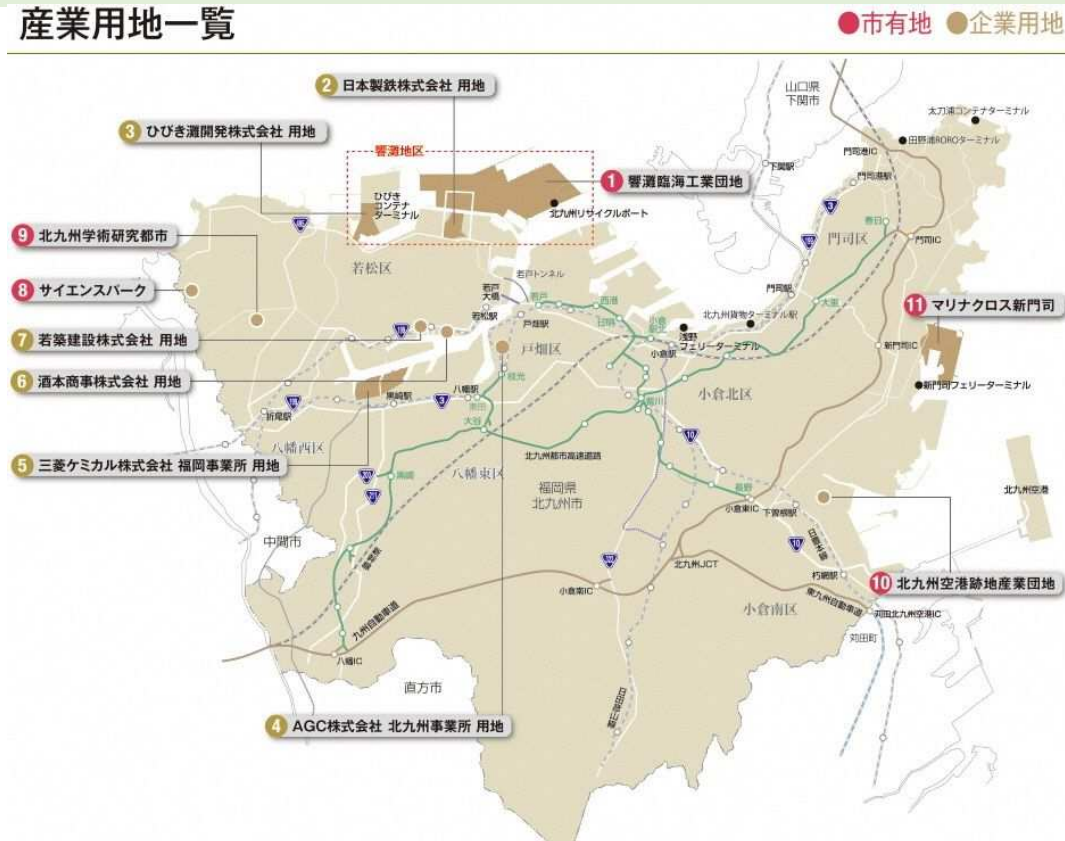


図 市内における産業の受け皿

出典：北九州市企業立地ガイド

(6) 空き家の状況

- 老朽空き家実態調査結果(平成26年11月～平成27年3月)では、「危険あり」と判定した空き家は、古くから市街化(昭和40年DID地区内)された斜面地に多く、約半数が門司区や八幡東区に分布しています。
- 危険性が低い空き家についても、時間の経過とともに老朽化の進行が懸念されます。
- 今後、世帯数が減少に転じた場合、さらに空き家の増加が懸念されます。

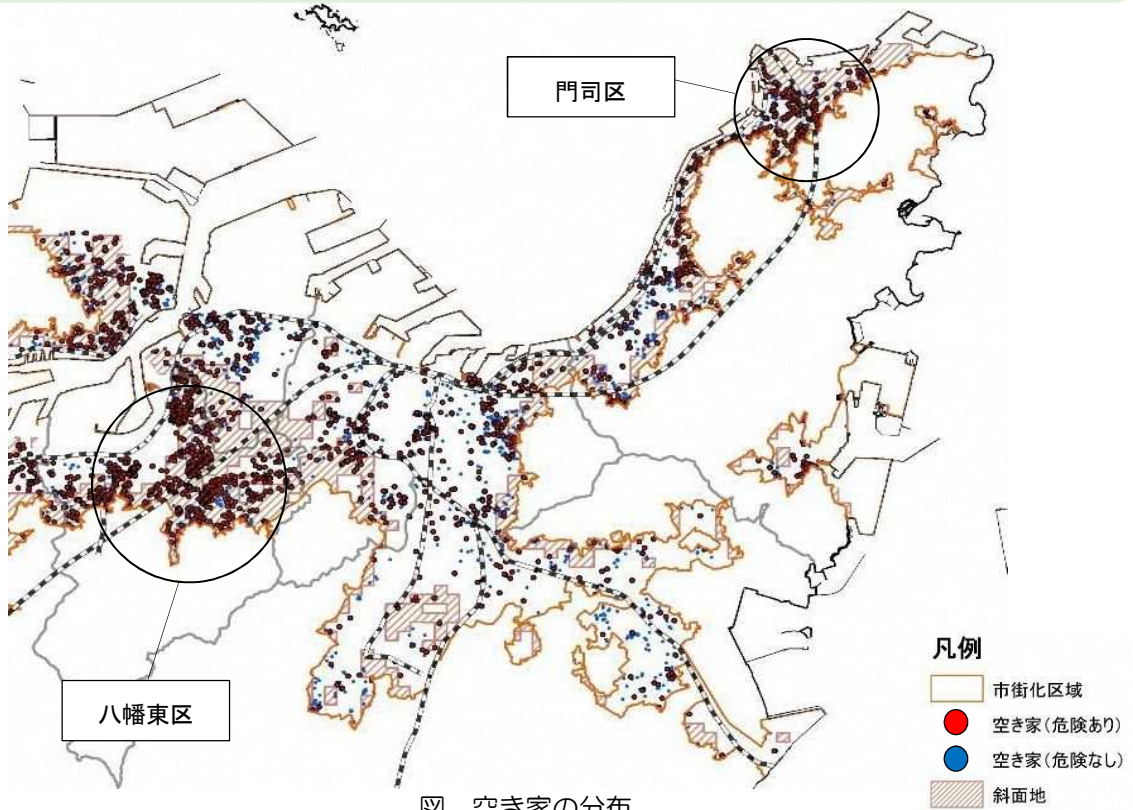


図 空き家の分布

出典：斜面地は「国土数値情報(標高傾斜度5次メッシュ(平成23年))」データによる平均傾斜角度5度以上メッシュ地域、空き家は、「北九州市建築都市局」

注) 空き家の危険性については、「家屋の倒壊・崩落」、「建物の傾き」、「構造材の欠損・腐食」、「基礎の浮き又は不同沈下」、「屋根瓦材のずれ、破損」、「外壁材の浮き、めくれ」、「外部建具の破損、枠の固定の外れ」や周辺環境への影響等より判断

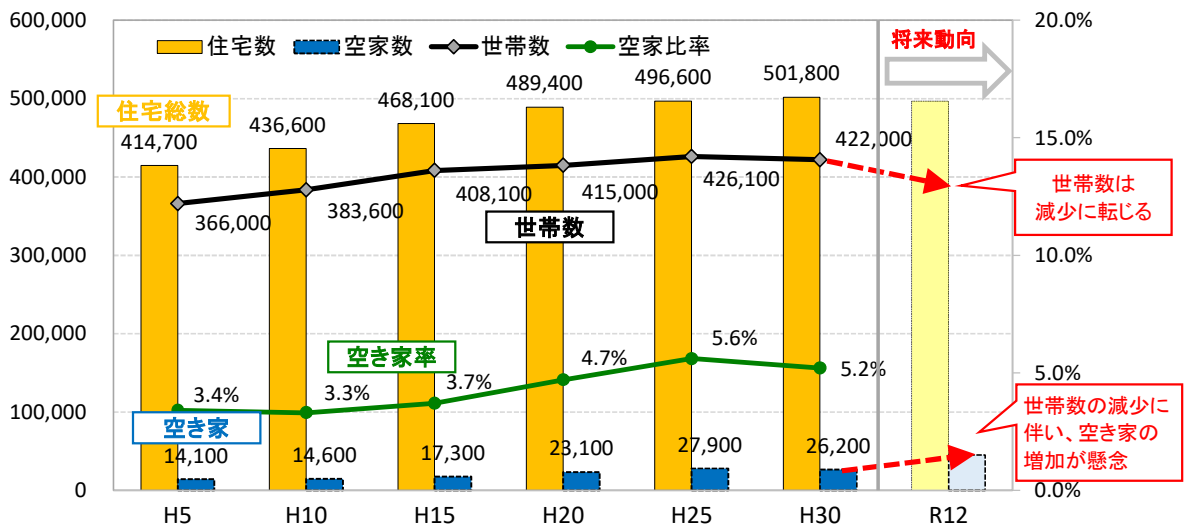


図 住宅総数と空き家総数の推移

出典：総務省「住宅・土地統計調査(昭和5～平成30年)」

注) このグラフの「空き家」は、二次的住宅(別荘等)賃貸用・売却用の住宅以外の長期不在の住宅など(その他の住宅)である。

(7) 未利用地の状況

○中心市街地（小倉都心地区・黒崎副都心地区）の状況を見ると、未利用地が点在しています。
 ○未利用地が増加した場合、まちの賑わいや拠点機能の低下が懸念されます。

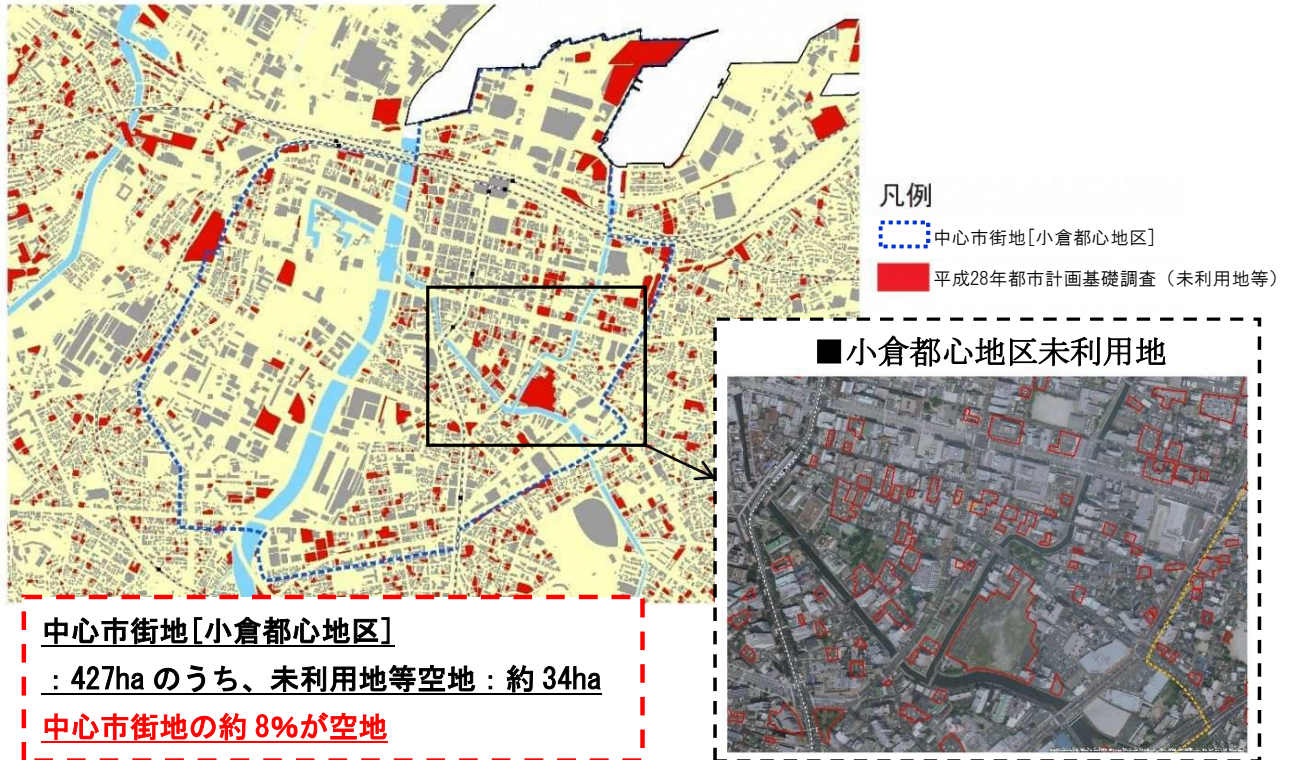


図 中心市街地およびその周辺における空き地の発生状況（小倉都心地区）

出典：北九州市「都市計画基礎調査（平成28年）」

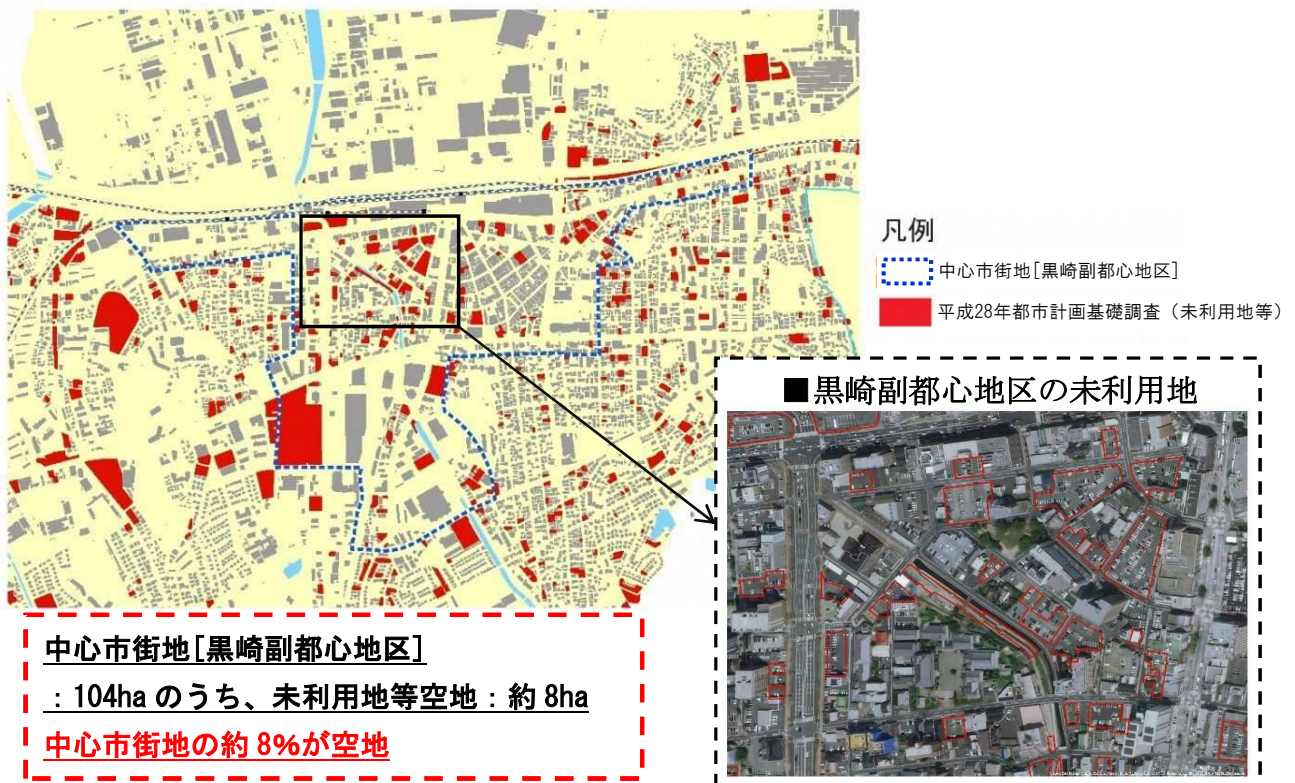


図 中心市街地およびその周辺における空き地の発生状況（黒崎副都心地区）

出典：北九州市「都市計画基礎調査（平成28年）」

3-6 都市交通

(1) 公共交通の状況

○JRは全ての区を連絡しており、小倉駅ではモノレール、黒崎駅では筑豊電鉄と接続しています。
 駅の乗降客数は、小倉駅、折尾駅、黒崎駅で多い状況です。
 ○バスは、鹿児島本線の鉄道駅を中心とした系統や国道沿い等で運行本数が多い状況です。

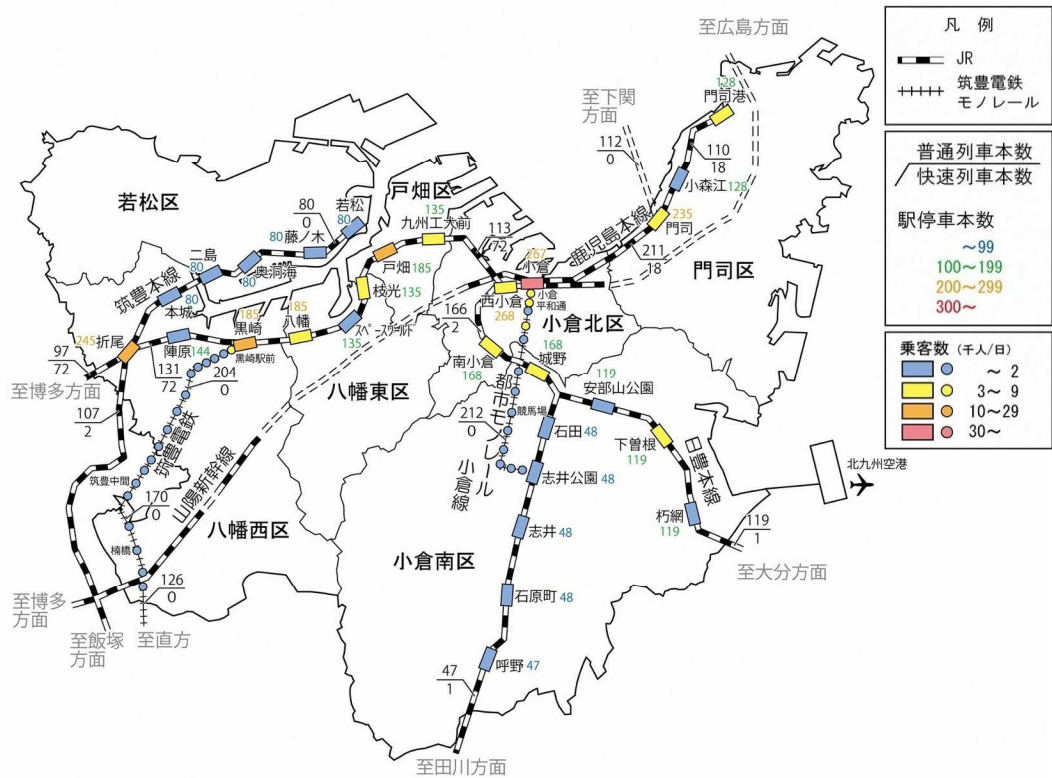


図 北九州市における鉄(軌)道の現状

出典：列車、駅停車本数は各機関のホームページ（令和2年7月）調べ。駅乗車人員は、北九州市資料（令和元年度実績）

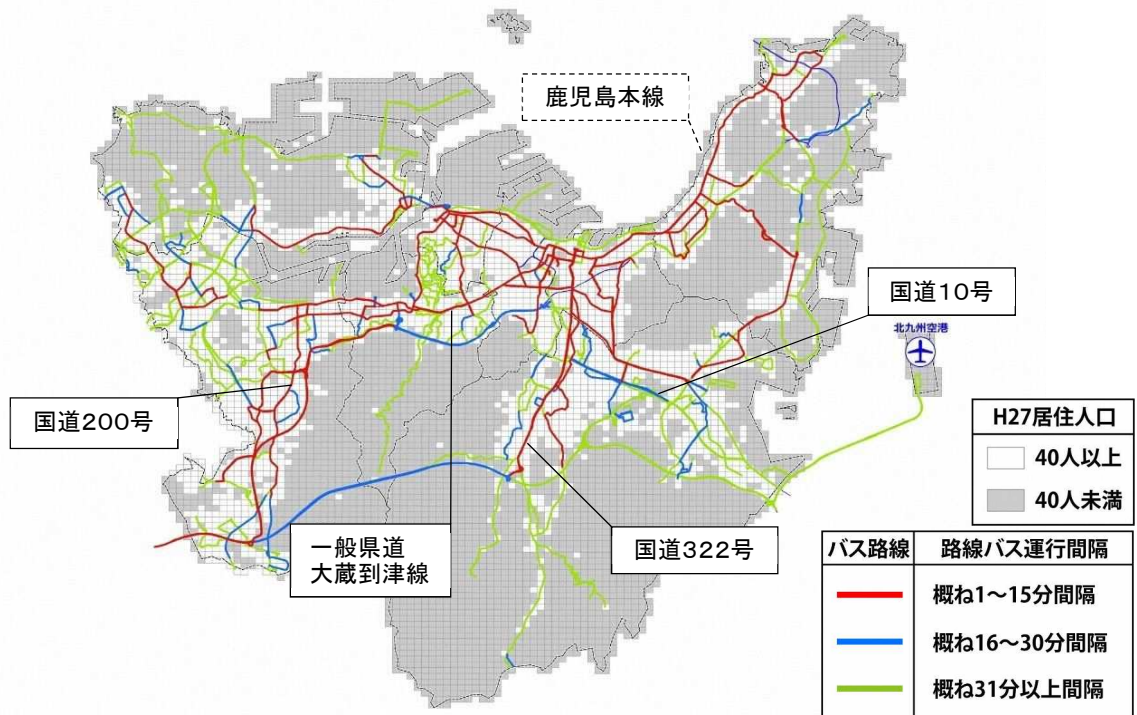


図 北九州市の運行本数ランク別バス路線網

出典：バス路線は第5回北部九州PT調査に用いた公共交通データ（ナビタイム社作成）を基に作成
 人口は平成27年国勢調査人口メッシュデータ

(2) 公共交通の利用圏

○公共交通人口カバー率は86.3%、公共交通空白地域の人口は約13万人となっています。

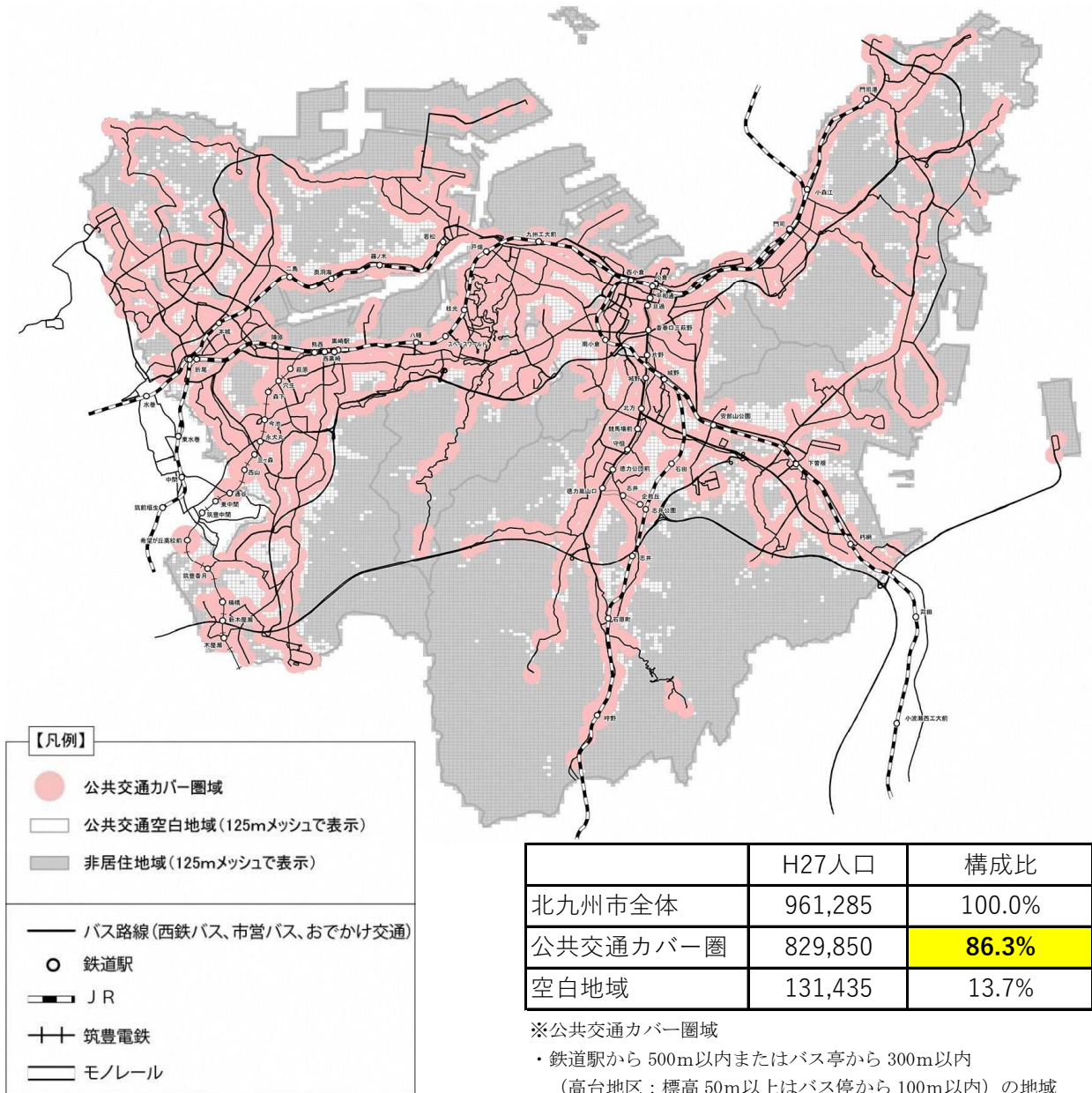


図 北九州市における公共交通カバー地域と空白地域

出典：北九州市環境首都総合交通戦略（北九州市地域公共交通計画）

(3) 公共交通の動向

- 公共交通利用者数は、平成17年頃まで減少し、以降横ばいとなっています。
- バス路線は平成13年から令和2年までに69路線（約151km）が廃止されています。

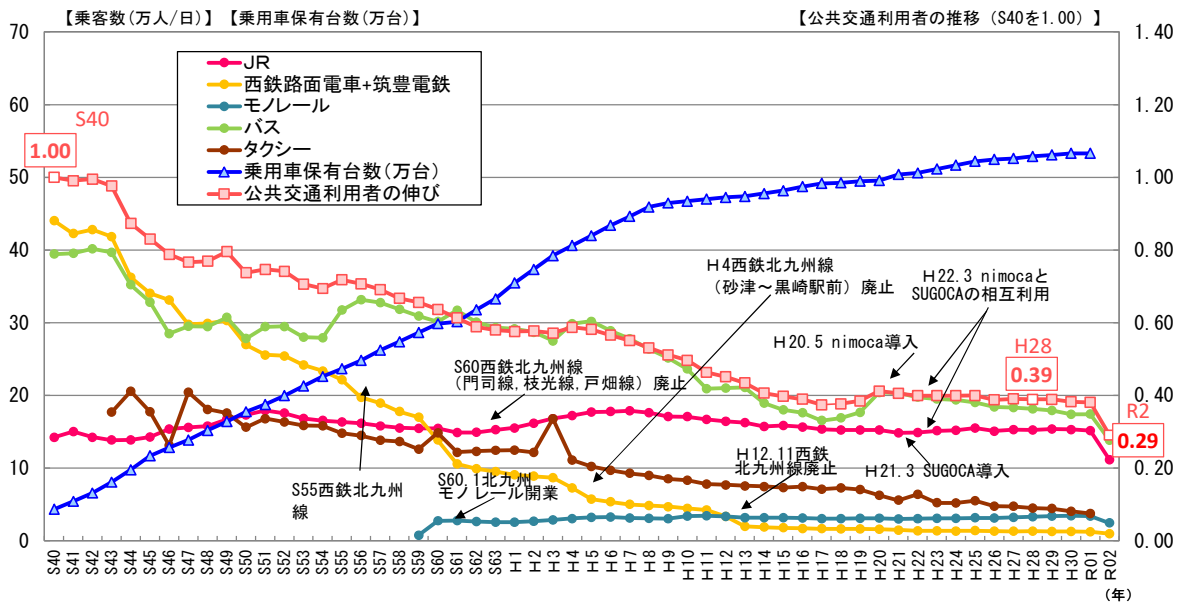


図 北九州市における公共交通利用者数の推移

出典:北九州市統計年鑑(各事業者調べ)

●JRは、北九州市内のJR駅乗客数の合計(含む新幹線小倉駅) ●自動車は乗用車と軽自動車の合計

●バスは、交通局、西鉄バス北九州、西鉄北九州観光、北都観光バス

●公共交通計の伸びは、タクシーを除く交通機関利用者の合計で算出

※データ取得の関係上、筑豊電鉄の個別データは昭和61年以降、タクシーは昭和43以降について表記しています。

※JRは平成29年は未取得のため平成28年と平成30年の平均値、平成30年、令和元年は上位300駅の乗客数のみ(新幹線小倉駅はデータ有)を表記しています。

※タクシーは令和元年データ未取得のため、前年値を記載しています。

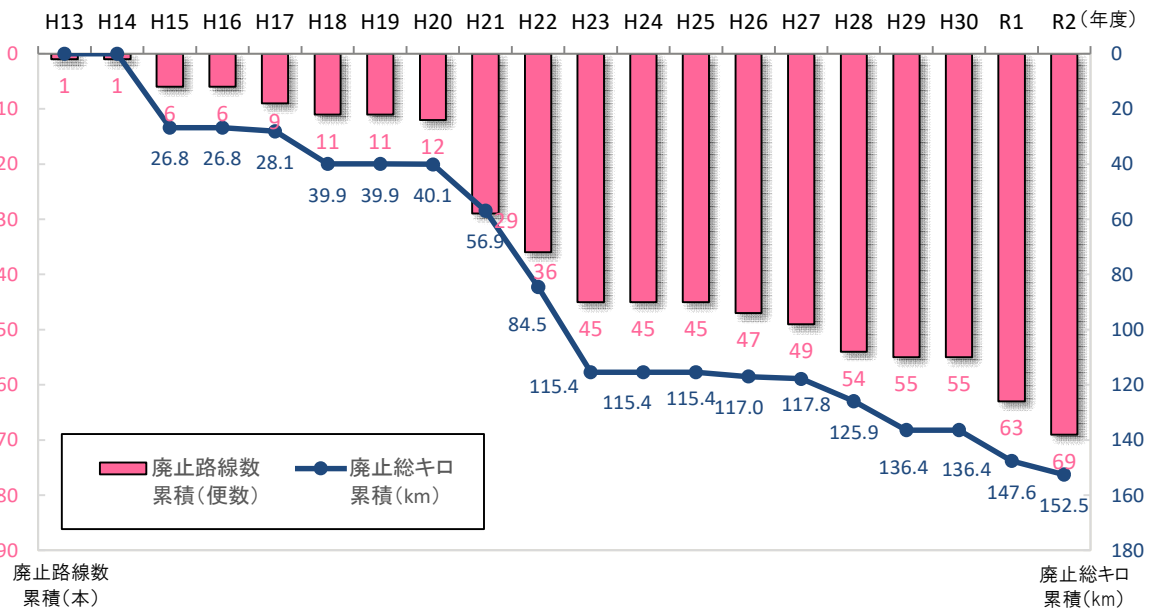


図 北九州市内のバス廃止路線数及び路線総延長の推移

出典：北九州市調べ

(4) 市民の交通行動の動向

- 北九州市の公共交通の交通手段分担率について経年変化を見ると、近年歯止めがかかっているものの、低下傾向にあります。
- 一般的には、市街地(DID地区)の人口密度が低いほど自動車依存度が高く、本市は、政令市中で、DID地区人口密度が最も低く、自動車分担率が2番目に高い状況にあります。

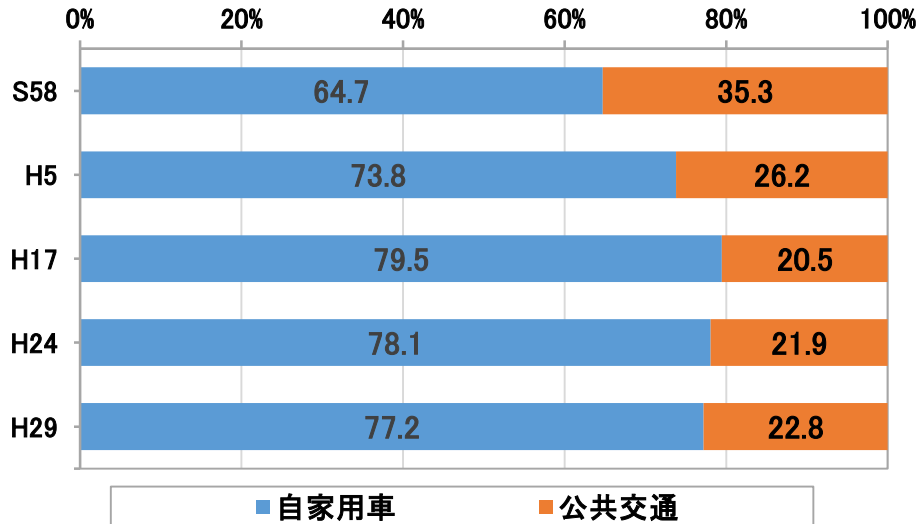
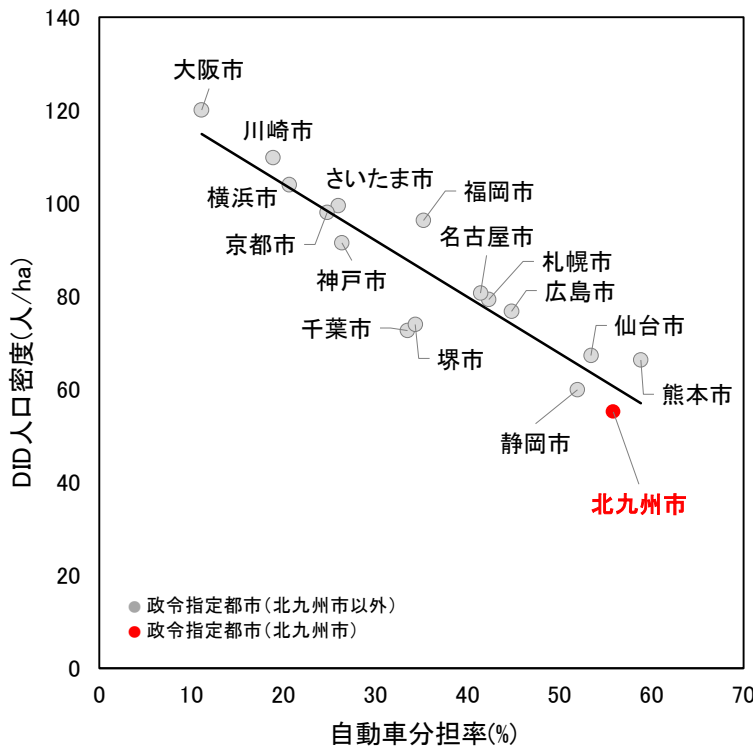


図 北九州市の交通手段分担率の推移

出典：北部九州圏都市交通計画協議会「北部九州圏パーソントリップ調査」
 H29は第5回北部九州圏パーソントリップ調査(5PT、平成29年)
 ※北九州市居住者を対象とする

注)交通手段分担率：(自家用車又は公共交通利用者数) / (自家用車および公共交通利用者数)
 注)平成24年の公共交通分担率は、第4回パーソントリップ調査(平成17年)による北九州市内の分担率をベースとして、平成17年から平成27年の公共交通利用者数の増分を自家用車からの転換量と見なして算出。



注)自動車分担率：(自家用車利用者数) / (徒歩、自転車等を含む全交通手段利用者数)
 注)政令指定都市のうち、調査対象となっていない、相模原市、岡山市、浜松市、新潟市は除く

図 自動車分担率とDID人口密度の関係

出典：国土交通省「平成27年度全国都市交通特性調査」、総務省「平成27年国勢調査」

(5) 生活利便施設の立地

○公共施設、病院、教育施設など、生活利便施設は主要な交通軸上に多く立地しており、旧来からの市街地を中心に、人口、生活利便施設が集積し、公共交通が特に便利な地域が形成されています。

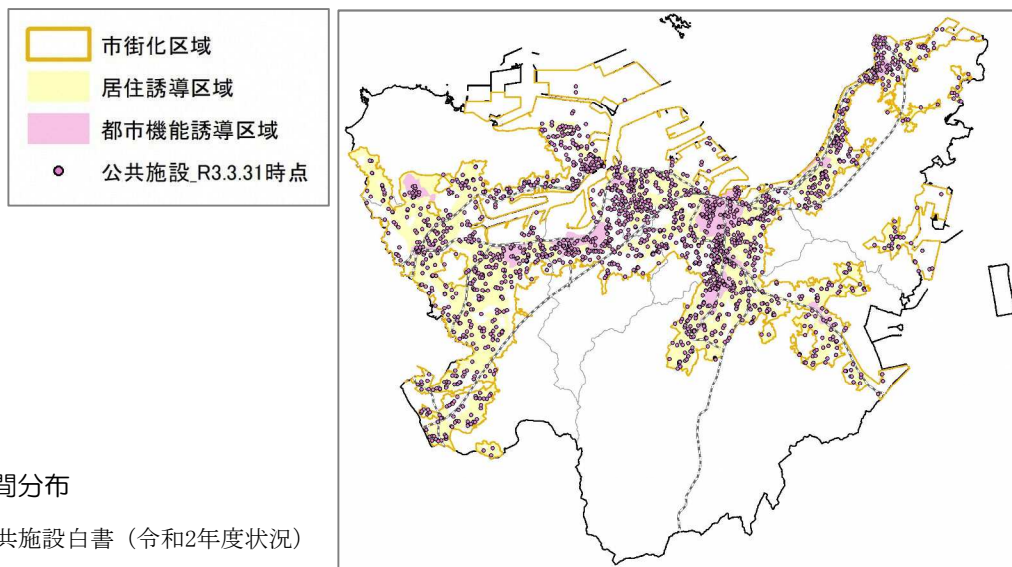


図 公共施設の空間分布

出典：北九州市公共施設白書（令和2年度状況）

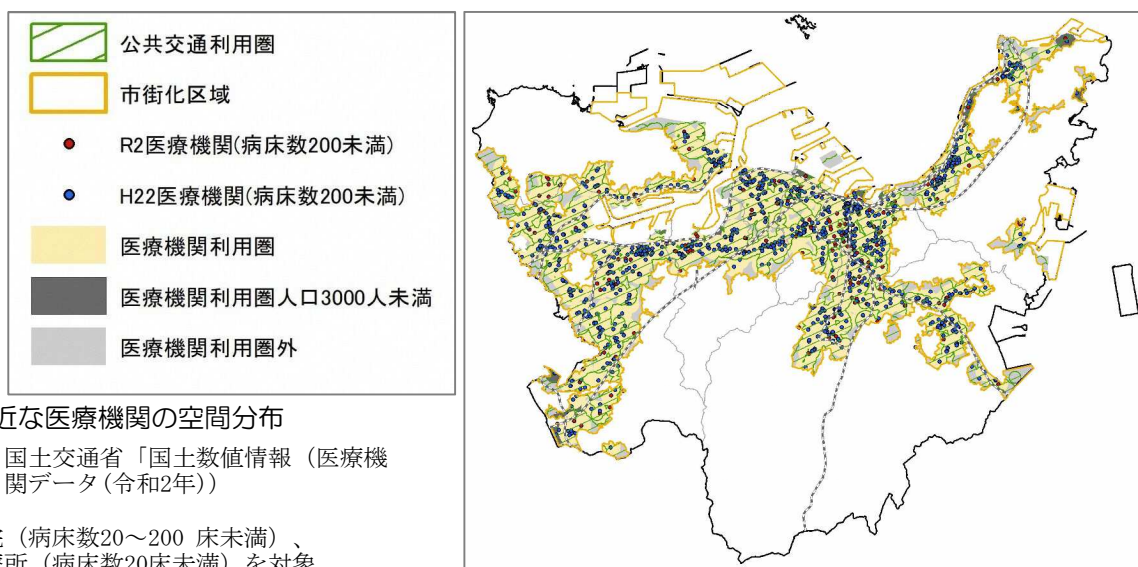


図 身近な医療機関の空間分布

出典：国土交通省「国土数値情報（医療機関データ）（令和2年）」

◆病院（病床数20～200床未満）、診療所（病床数20床未満）を対象

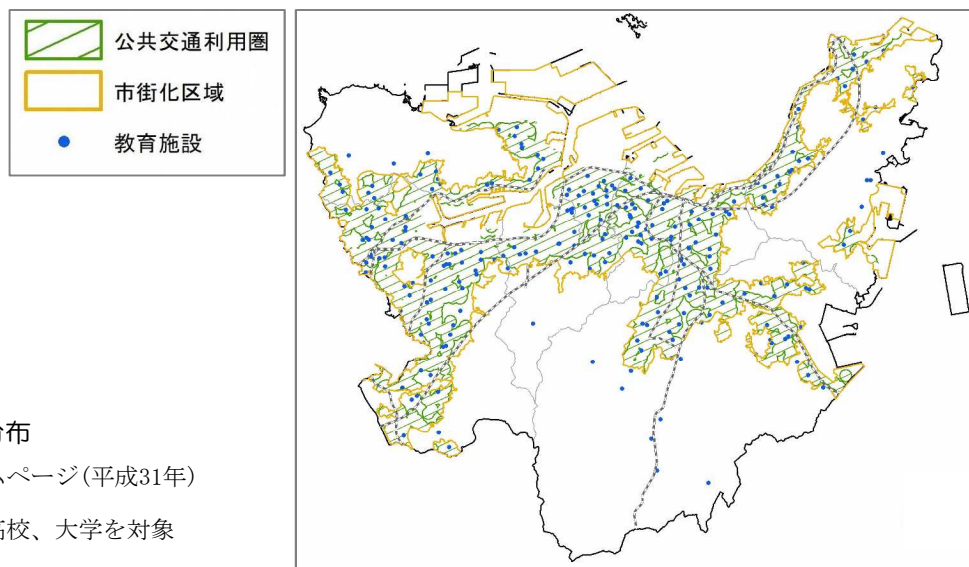


図 教育施設の空間分布

出典：北九州市ホームページ（平成31年）

◆小学校、中学校、高校、大学を対象

3-7 経済・財政

(1) 経済

①小売業販売額の動向

- 事業所数は減少傾向にあり、平成26年以降に大きく減少しているものの、売場面積は一定程度維持されています。
- 小売業商品販売額・床効率（単位床面積あたりの小売業年間商品販売額）は減少傾向にありますが、平成28年は上昇に転じています。

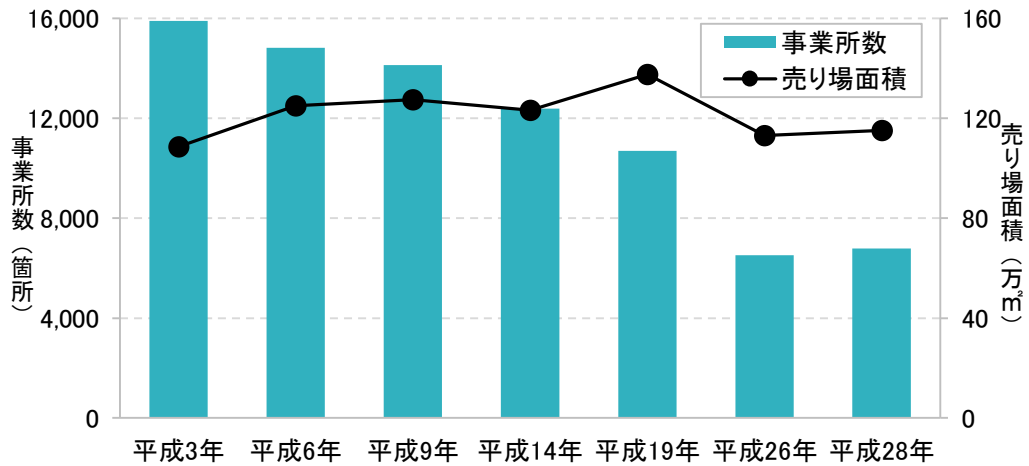


図 小売業の事業所数・売場面積の推移

注) 「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成14・19・28年 商業統計表」及び「通商産業省編 平成3・6・9年 商業統計表」の掲載数値から作図。

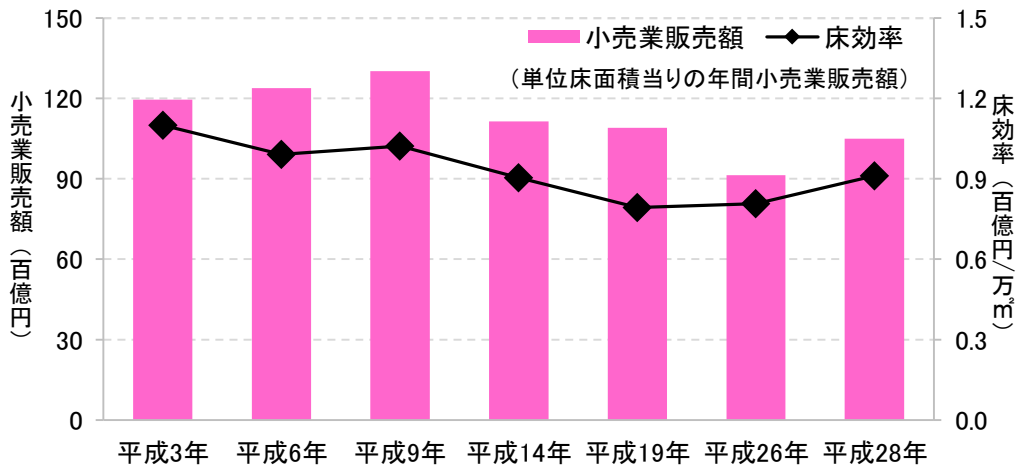


図 小売業販売額の推移

注) 「経済産業省経済産業政策局調査統計部 平成14・19・28年 商業統計表」及び「通産省業省編 平成3・6・9年 商業統計表」の掲載数値から作図。なお小売販売額は掲載数値にデフレーター補正を実施したものである。

- 市全体で小売業販売額は減少傾向にあるものの、本市の中心市街地として位置づけられた小倉都心地区、黒崎副都心地区では、高い商業ポテンシャルを有するとともに、中心市街地活性化基本計画に基づく事業（平成25年度終了）も行われ、小倉都心地区では増加、黒崎副都心地区では横ばい状況にあります。
- その他の地区の状況を見ると、折尾及び八幡南周辺では、小売業販売額は減少傾向にあるものの、上葛原周辺では、商業施設の新設（サンリブシティ小倉〔平成17年出店〕）に伴い小売業販売額は増加傾向にあります。

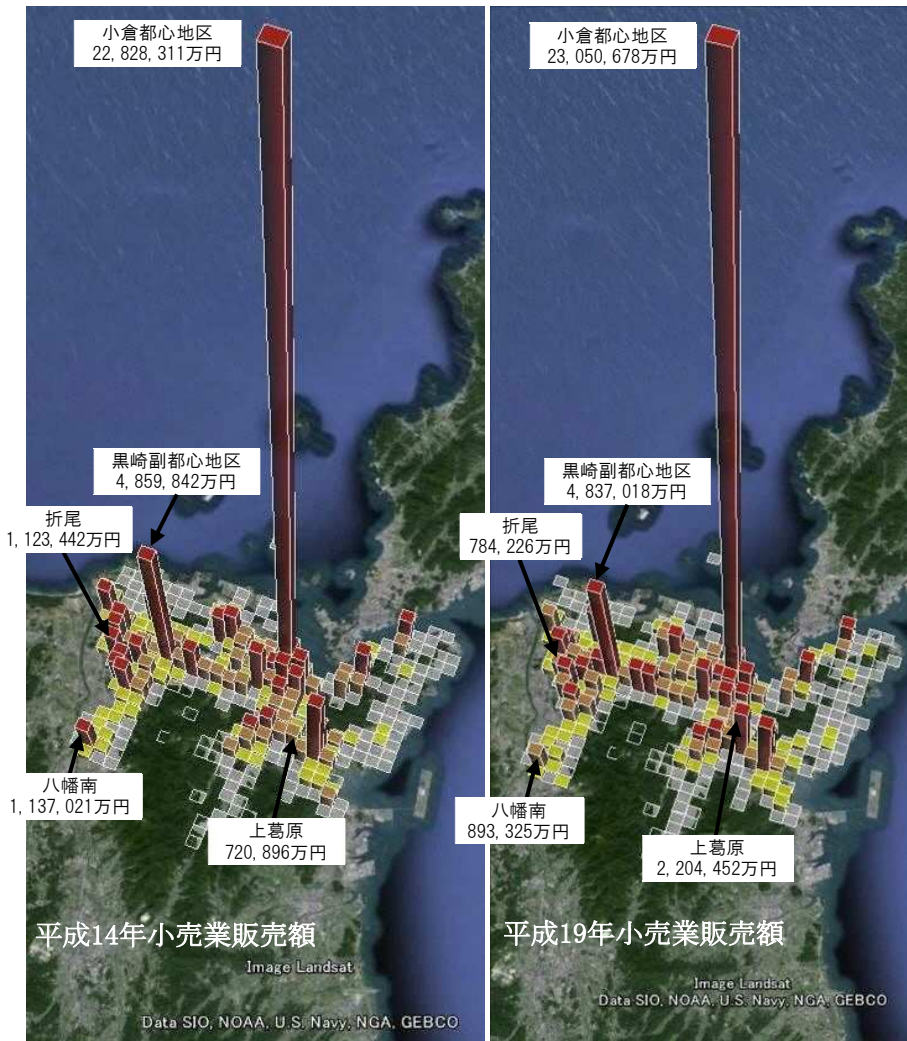
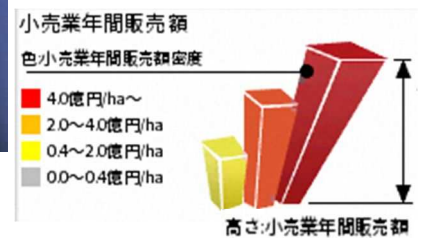


図 小売業販売額（平成14年・平成19年）



図 小売業販売額（平成26年）

※「都市構造可視化計画」ウェブサイトにて公表されているデータについて、H14、H19は1kmメッシュ、H26は500メッシュへと変更されており、単純比較はできない。



出典：「都市構造可視化計画」ウェブサイト

注) 小倉都心地区、黒崎副都心地区は、中心市街地活性化計画の区域で集計。

②地価の動向

- 地価の推移を見ると、市街化区域等で一貫して下落し、特に中心市街地において下落が大きい傾向にあります。
- また、地価は中心部から郊外に向けて低下傾向にあります。
- 人口減少や都市機能の撤退が進むと、地価が低下し、税収の確保が困難になることが懸念されます。

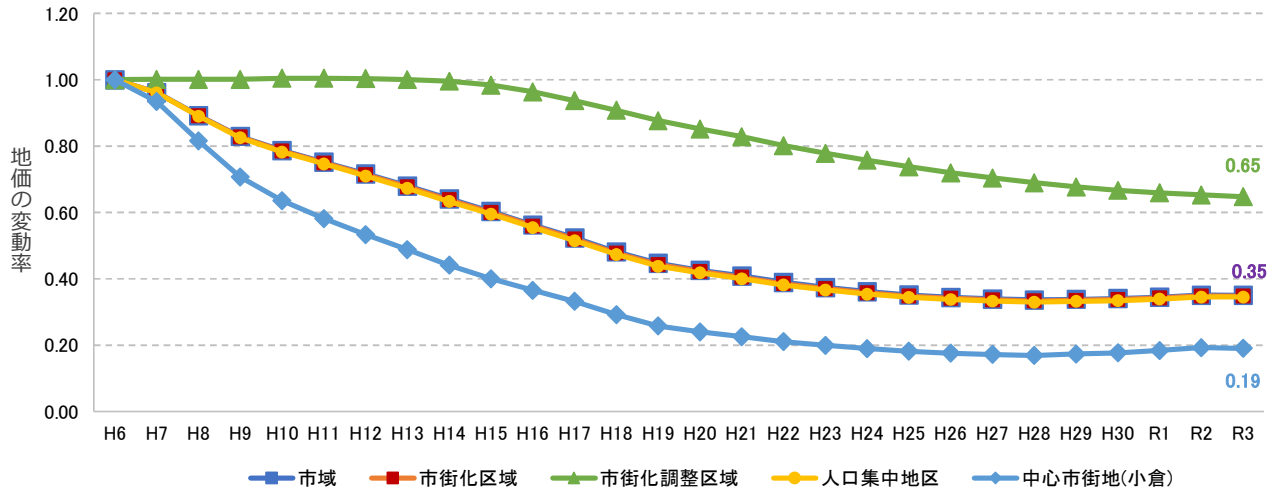


図 区域別の地価の推移

注) 平成6年～令和3年まで、データ位置が継続している地点データを対象とし、変動率は、平成6年を1.0とした指数の平均として算出している。

出典：国土交通省「地価公示」(平成6年～令和3年)

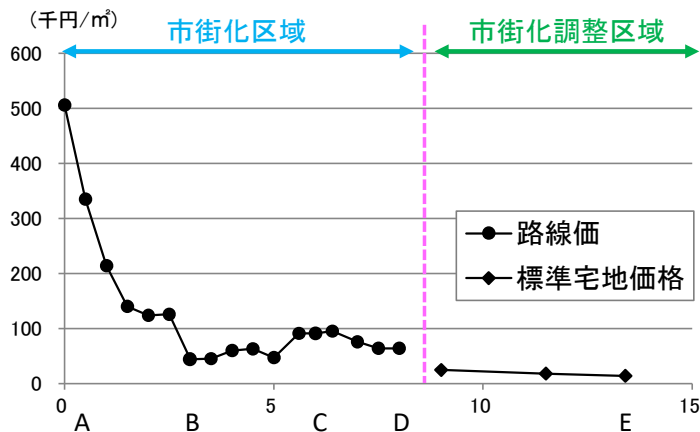


図 固定資産税路線価等の実態 (JR小倉駅から国道322号方向)

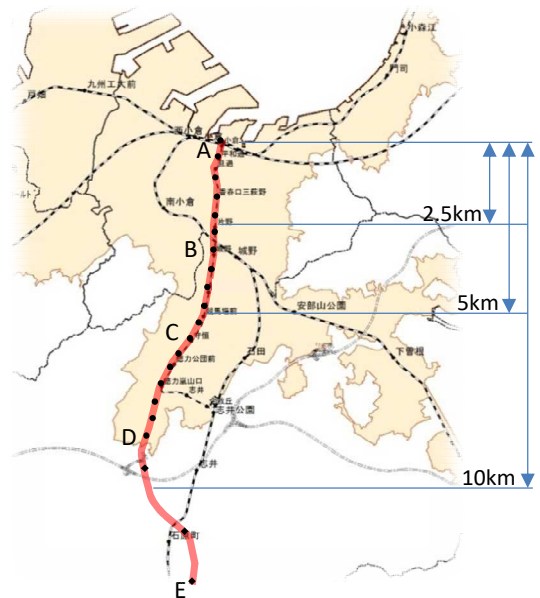


図 固定資産税路線価等の実態 (JR小倉駅から国道322号方向)

出典：北九州市固定資産税(土地)路線価図(令和3年)

(2) 財政

①歳入・歳出

○一般会計歳入に占める「市税」の割合は、近年30%程度で推移しています。
 ○一般会計歳出は、少子高齢化の進行などにより「福祉・医療費」は年々増加し、投資的経費は平成12年度の4割弱の水準に減少しています。

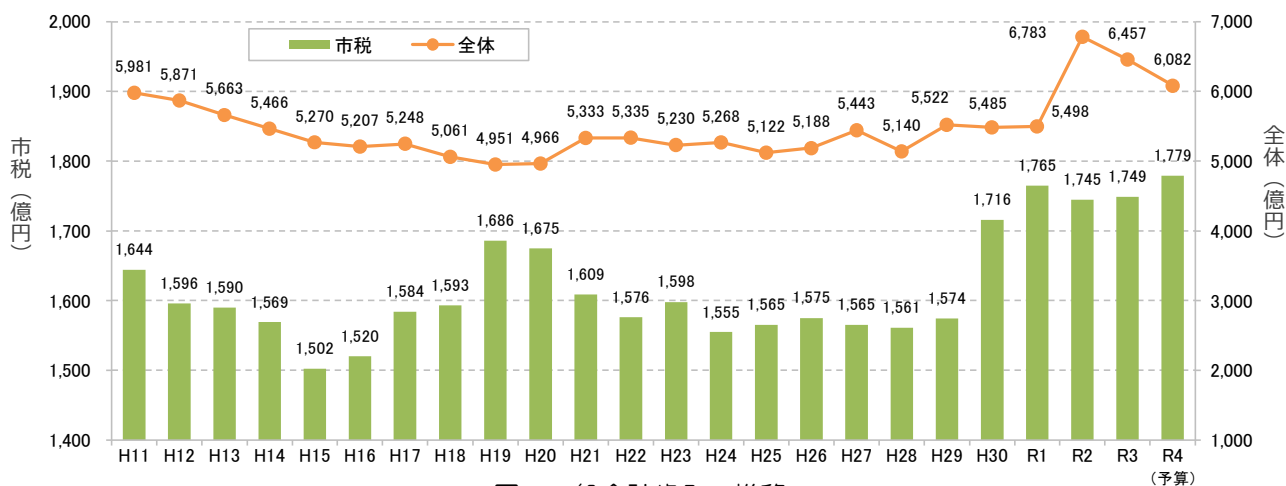


図 一般会計歳入の推移

出典：「北九州市予算」（令和4年度）
 「北九州市歳入歳出決算書」（平成11年度～令和3年度）

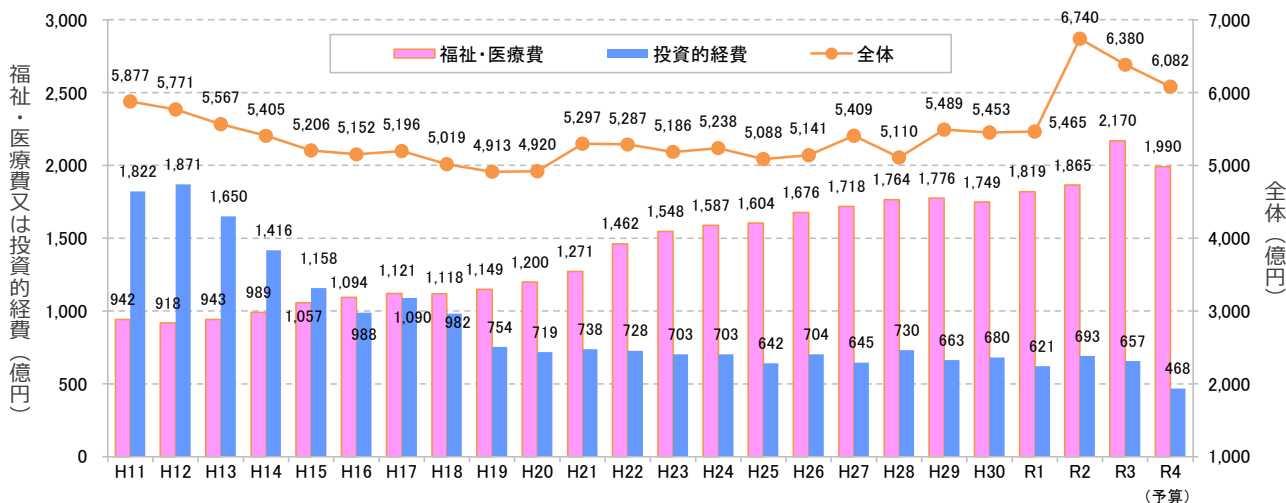


図 一般会計歳出の推移

出典：「北九州市予算」（令和4年度）
 「北九州市歳入歳出決算書」（平成11年度～令和3年度）

(3) 行政コスト

- 一般的に、人口密度が低いほど、一人当たりの行政コストは大きくなる傾向にあります。
- 政令市で比較した場合、本市は2番目に行政コストが大きくなっています。
- また、地域単位（町丁目）で見ても、公共インフラの維持に係る行政コストは、人口密度が低いほど効率が悪く、人口密度が高いほど効率が良くなっています。

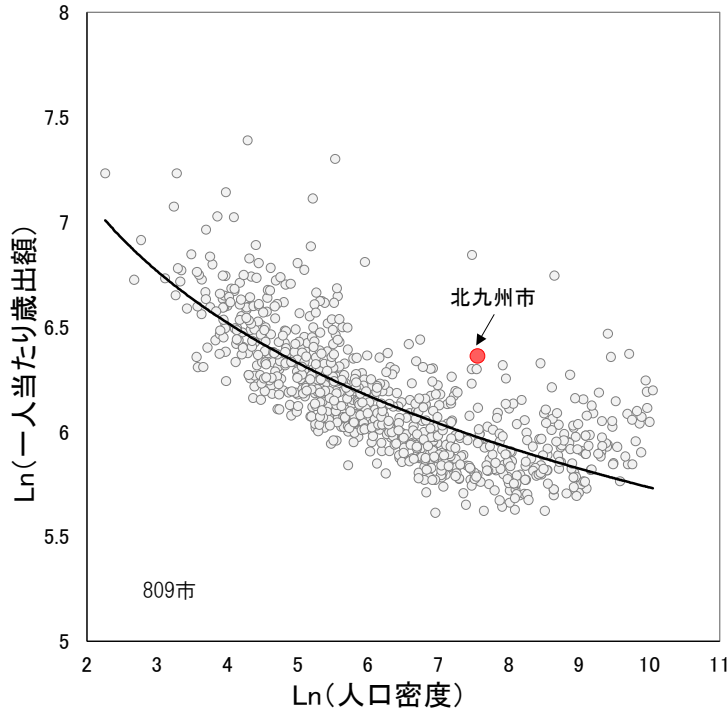


図 1人当たり歳出額と人口密度との関係

出典：総務省「令和2年国勢調査」、「市町村別決算状況調査（令和元年）」

注）計809市（23区含む）が対象

注）人口密度および一人当たり歳出額は対数に変換

表 1人当たり歳出額（政令市比較）

政令指定都市	1人当たり歳出額 (千円)
大阪市	643
北九州市	579
福岡市	559
神戸市	553
京都市	543
熊本市	543
名古屋市	529
広島市	524
札幌市	507
新潟市	503
堺市	498
仙台市	489
川崎市	486
横浜市	470
千葉市	469
岡山市	460
静岡市	449
浜松市	436
さいたま市	417
相模原市	413

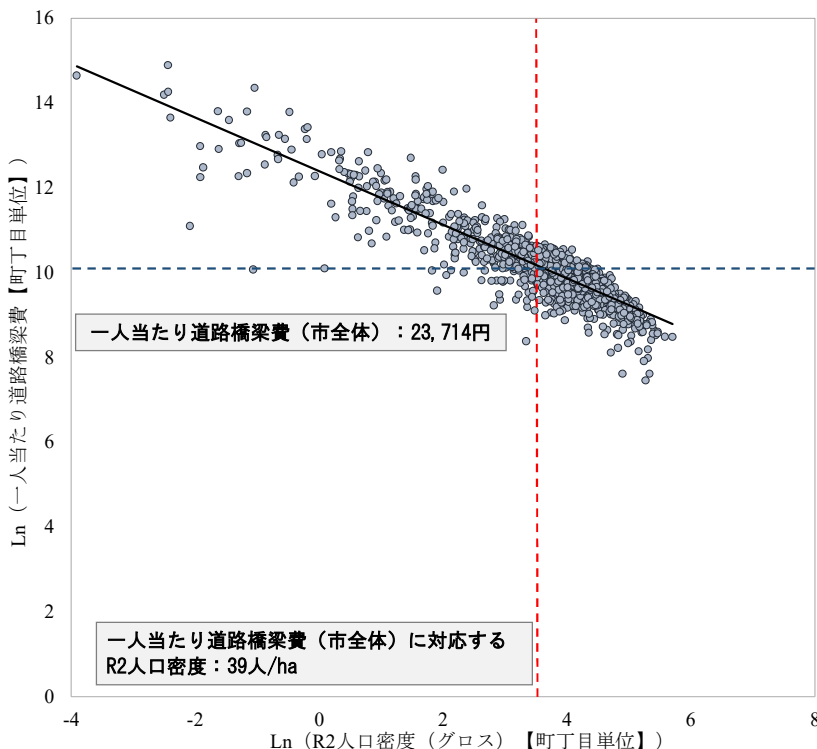


図 令和2年人口密度と一人当たり歳出額

出典：総務省「令和2年国勢調査（小地域）」、「市町村別決算状況調査（令和2年）」

注）一人当たり道路橋梁費（市全体）

=道路橋梁費/北九州市総人口（令和2年）

注）一人当たり道路橋梁費（市全体）に対応する令和2年人口密度は回帰方程式より予測

注）令和2年人口密度及び一人当たり道路橋梁費は対数に変換

注）道路又は人が存在しない町丁目は対象としていない

(4) 公共施設の状況

- 公共施設は、昭和40年代から50年代に集中して整備が行われ、公共施設の1人当たりの面積は、政令指定都市平均の1.5倍で最大となっています。
- 公共施設の大規模改修や建替えには多額の費用が必要であり、近年の財政水準では大幅に不足することから、公共施設マネジメント方針により、少なくとも今後40年間で公共施設の保有量（延床面積）を約20%削減することを目指しています。

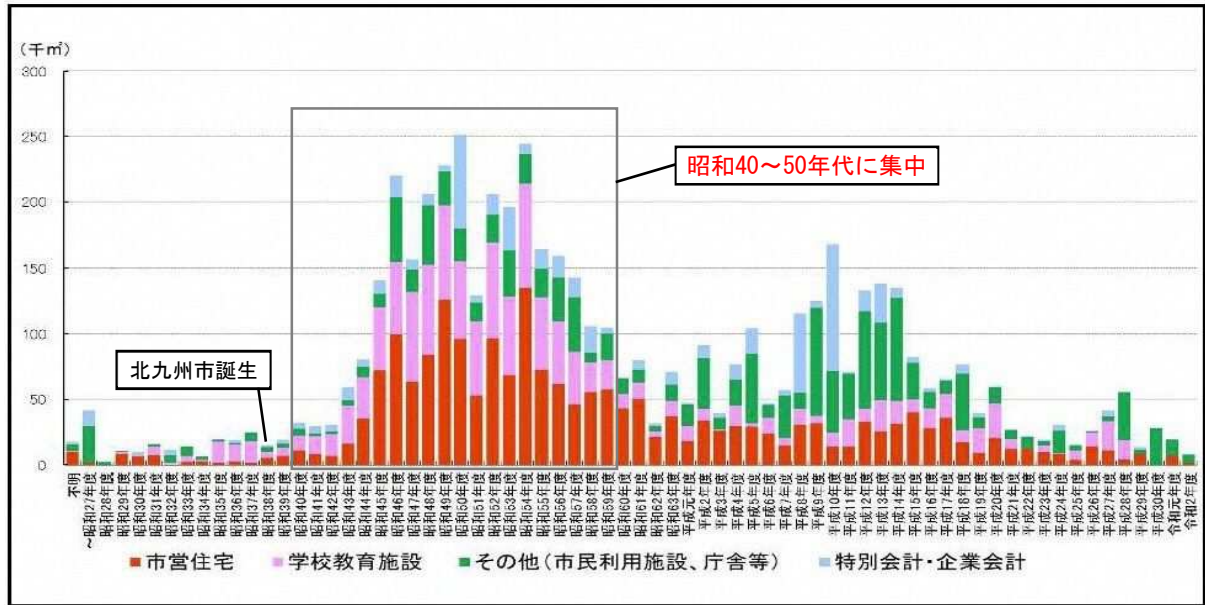


図 公共施設の築年別の状況

出典：北九州市公共施設白書（令和2年度状況）＜資料編＞

順位	自治体名	延床面積 (m)	順位	自治体名	人口(人)		1人当たり面積(m)
					H22年度 国勢調査	H22年	
1	大阪市	12,570,846	1	北九州市	976,846	5.0	5.0
2	名古屋市	9,989,077	2	大阪市	2,665,314	4.7	4.7
3	横浜市	8,647,360	3	神戸市	1,544,200	4.7	4.7
4	神戸市	7,210,204	4	名古屋市	2,263,894	4.4	4.4
5	札幌市	5,619,155	5	福岡市	1,463,743	3.6	3.6
6	福岡市	5,240,954	6	広島市	1,173,843	3.4	3.4
7	北九州市	4,886,177	7	浜松市	800,866	3.3	3.3
8	京都市	4,853,036	8	京都市	1,474,015	3.3	3.3
9	広島市	3,977,483	9	新潟市	811,901	3.3	3.3
10	川崎市	3,561,509	10	静岡市	716,197	3.2	3.2
11	仙台市	3,285,649	11	仙台市	1,045,986	3.1	3.1
12	新潟市	2,662,557	12	札幌市	1,913,545	2.9	2.9
13	浜松市	2,651,787	13	岡山市	709,584	2.8	2.8
14	千葉市	2,606,292	14	千葉市	961,749	2.7	2.7
15	さいたま市	2,506,715	15	堺市	841,966	2.5	2.5
16	静岡市	2,295,224	16	川崎市	1,425,512	2.5	2.5
17	堺市	2,116,542	17	横浜市	3,688,773	2.3	2.3
18	岡山市	1,961,721	18	相模原市	717,544	2.3	2.3
19	相模原市	1,634,858	19	さいたま市	1,222,434	2.1	2.1
	平均	4,646,166		平均	1,390,416	3.3	3.3

※出典 総延床面積：各政令市平成22年度決算資料（特別会計の一部は含まれない）
22年度人口：国勢調査

表 公共施設の保有施設状況（政令市比較）

出典：北九州市「第1回行政改革推進懇談会資料5」（平成26年）

施設分類		延床面積 (m)	構成比	
普通会計	市営住宅	2,069,364	38.2%	
	学校等	1,316,166	24.3%	
	市民・企業利用施設	市民文化系施設	247,667	4.6%
		社会教育系施設	96,602	1.8%
		スポーツレク施設	125,803	2.3%
		保健・福祉施設	89,746	1.7%
		子育て支援施設	65,040	1.2%
	その他	産業系施設	93,344	1.7%
		行政系施設	250,782	4.6%
		その他	371,898	6.9%
小計	4,726,412	-		
特別会計	689,149	12.7%		
合計	5,415,561	100.0%		

※出典 北九州市総務企画局調査（平成25年3月）

表 公共施設の保有施設状況（施設分類別 延床面積）

出典：北九州市「第1回行政改革推進懇談会資料5」（平成26年）

「公共施設マネジメントの取組状況」

＜北九州市行財政改革大綱（公共施設マネジメント方針）＞（平成26年2月）抜粋・要約

（１）． 基本的な考え方

- ・ 真に必要な公共施設を安全に保有し続ける運営体制を確立する
- ・ そのため、将来的な財政負担を軽減するための取組みを積極的に進める
- ・ 選択と集中の観点から、にぎわいづくりや活性化にも留意し、将来のニーズ等を見据え公共施設を再構築する

（２）． 取組みの視点

ア 総量抑制（保有量の縮減）

廃止、縮小、民営化、老朽化した施設の更新は複合化や多機能化

イ 維持管理・運営方法の見直し

民間活力の導入による効率化、広域化や多機能化による利用者の拡大

ウ 資産の有効活用

長寿命化及び余剰地の民間売却、賃貸による資産活用

エ 施設整備に関するルール

整備ルールの厳格化（事業評価）

３． 取組み目標

少なくとも「今後40年間で保有量を約20%削減する」

＜北九州市公共施設マネジメント実行計画＞（平成28年2月（令和4年3月一部見直し））抜粋

■ 計画策定にあたっての基本方針

1. 施設の集約と利用の効率化
2. 民間施設・ノウハウの活用
3. 市民センターを中心とした地域コミュニティの充実
4. 特定目的施設や利用形態の見直し
5. 施設の長寿命化と年度毎費用の平準化
6. 利用料金の見直し
7. まちづくりの視点からの資産の有効活用
8. 外郭団体等への譲渡を検討

■ 40年後の施設量の見通し

この実行計画では、施設の廃止や集約、複合化や多機能化、更新時の規模の見直し等、様々な取組みを進めることで、40年後の施設量は約24.2%削減される見込みとなります。

3-8 災害

- 過去の開発圧力により、斜面地やハザード区域に指定された区域においても、一部で市街化が進んでいます。
- 市街地後背域に斜面地が存在し、「土砂災害警戒区域」等の指定箇所があります。また、二級河川では「浸水想定区域」の指定箇所もあります。
- ※災害リスクについては、「第8章～防災指針に関する事項～」にて詳細に分析します。

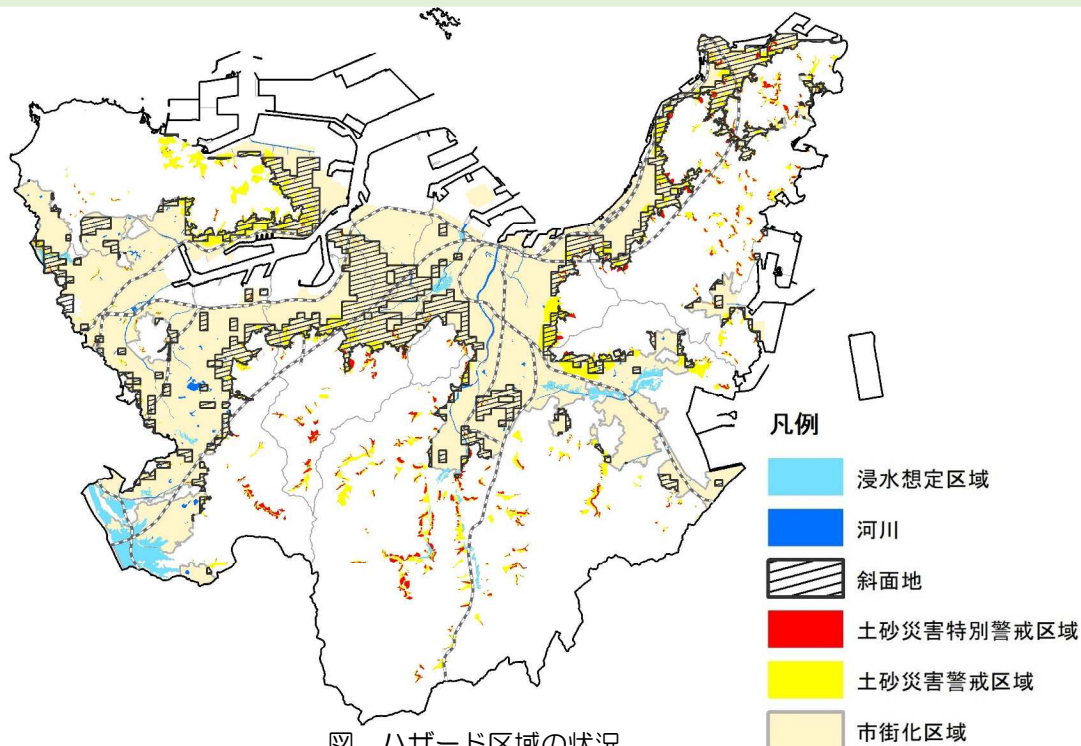


図 ハザード区域の状況

出典：斜面地は、「国土数値情報（標高傾斜度5次メッシュ（平成23年））」データによる平均傾斜角度5度以上メッシュ地域
土砂災害警戒区域等は、福岡県「土砂災害警戒区域等」、浸水想定区域は、国土交通省または福岡県「浸水想定区域」

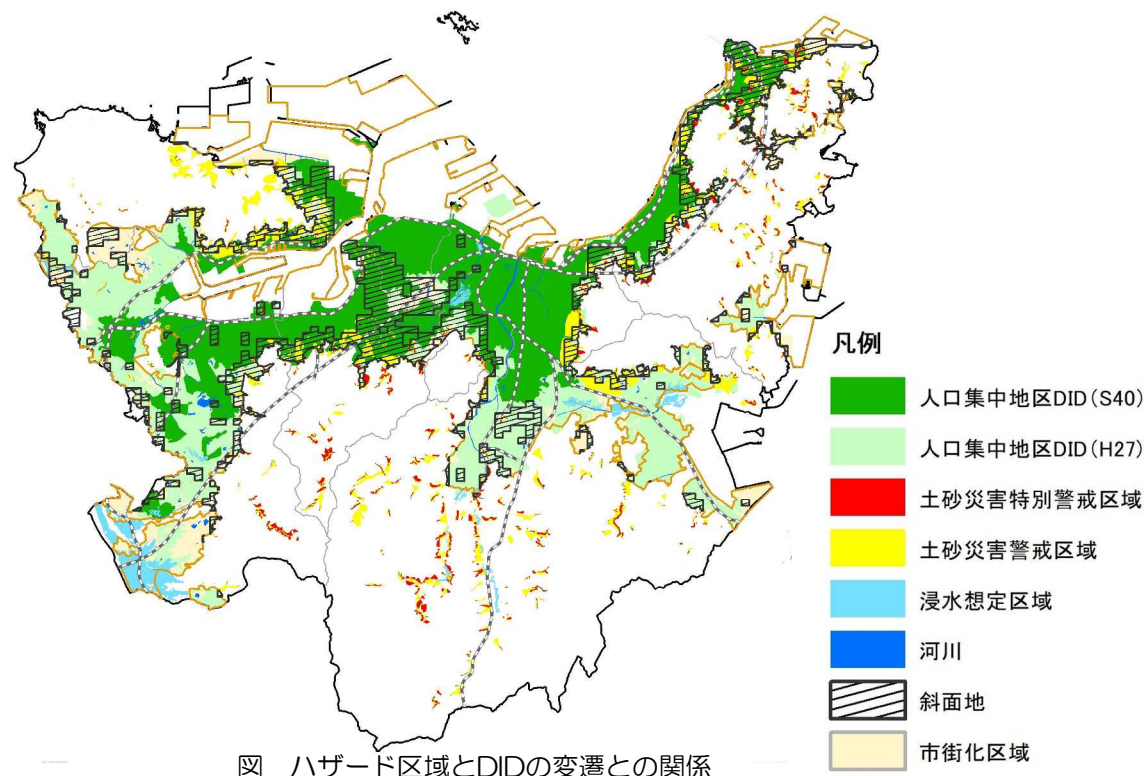


図 ハザード区域とDIDの変遷との関係

出典：斜面地は、「国土数値情報（標高傾斜度5次メッシュ（平成23年））」データによる平均傾斜角度5度以上メッシュ地域
土砂災害警戒区域等は、福岡県「土砂災害警戒区域等」、浸水想定区域は、国土交通省または福岡県「浸水想定区域」

3-9 人口密度低下による影響

(1) 公共交通

○人口密度の低い地域では、公共交通のサービス水準の低下が懸念されます。高齢化が高い地域を必ずしも公共交通がカバーされず、高齢者の外出機会の低下も懸念されます。

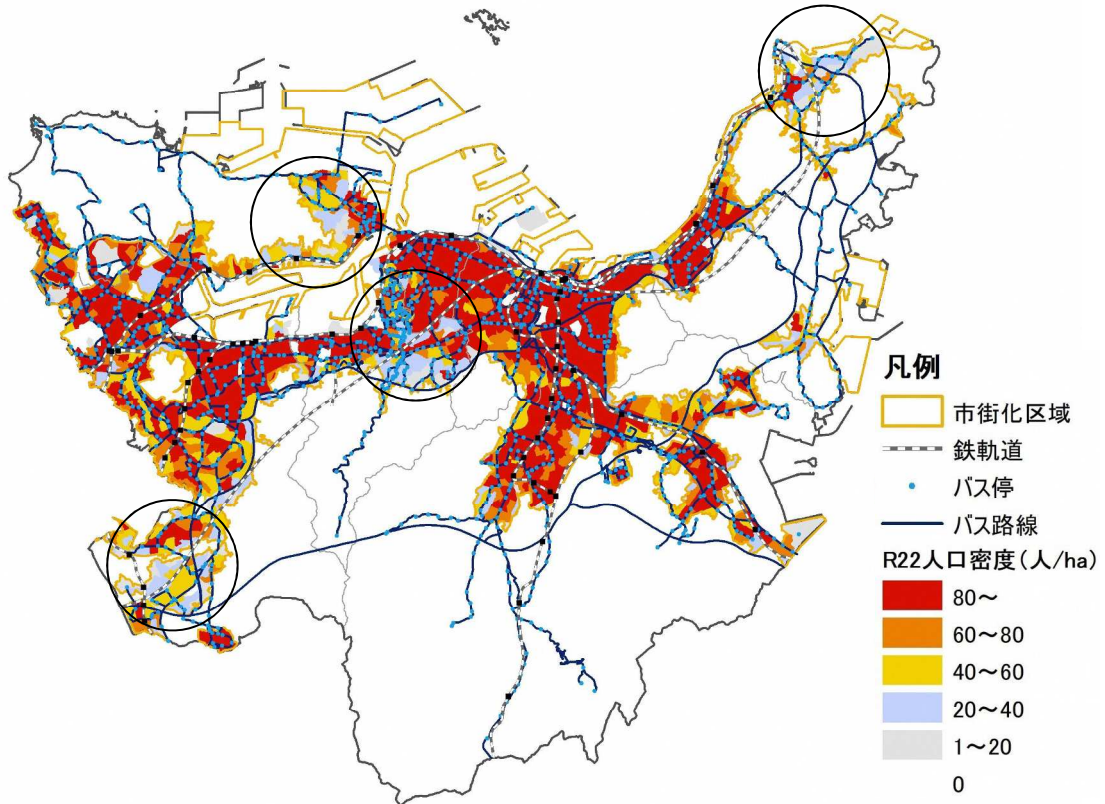


図 令和22年（2040年）人口密度と公共交通路線網との関係

出典：北九州市「都市計画基礎調査（平成 28, 29 年）」

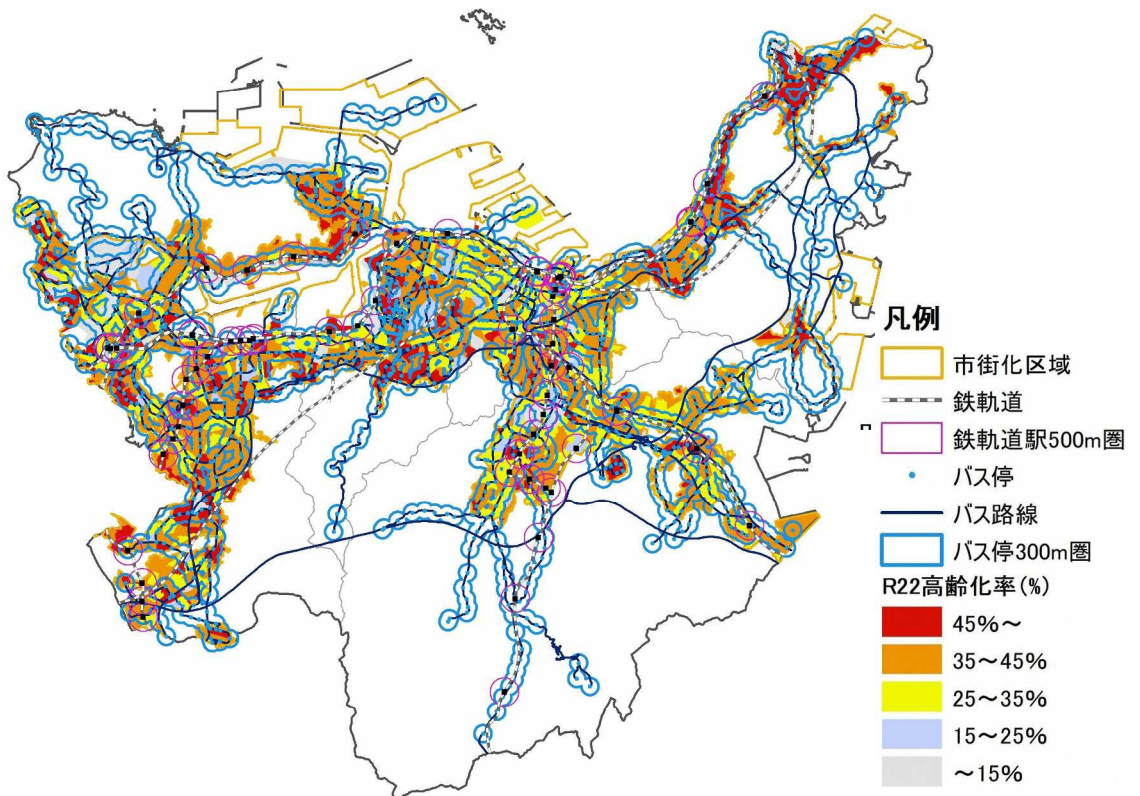


図 令和22年（2040年）高齢化率と公共交通路線網との関係

出典：北九州市「都市計画基礎調査（平成 28, 29 年）」

(2) 生活サービス施設

○今後、身近な商業施設（食品スーパー・総合スーパー）の利用圏人口が減少し、施設の存続が困難となれば、いわゆる”買い物弱者”の増加も懸念されます。

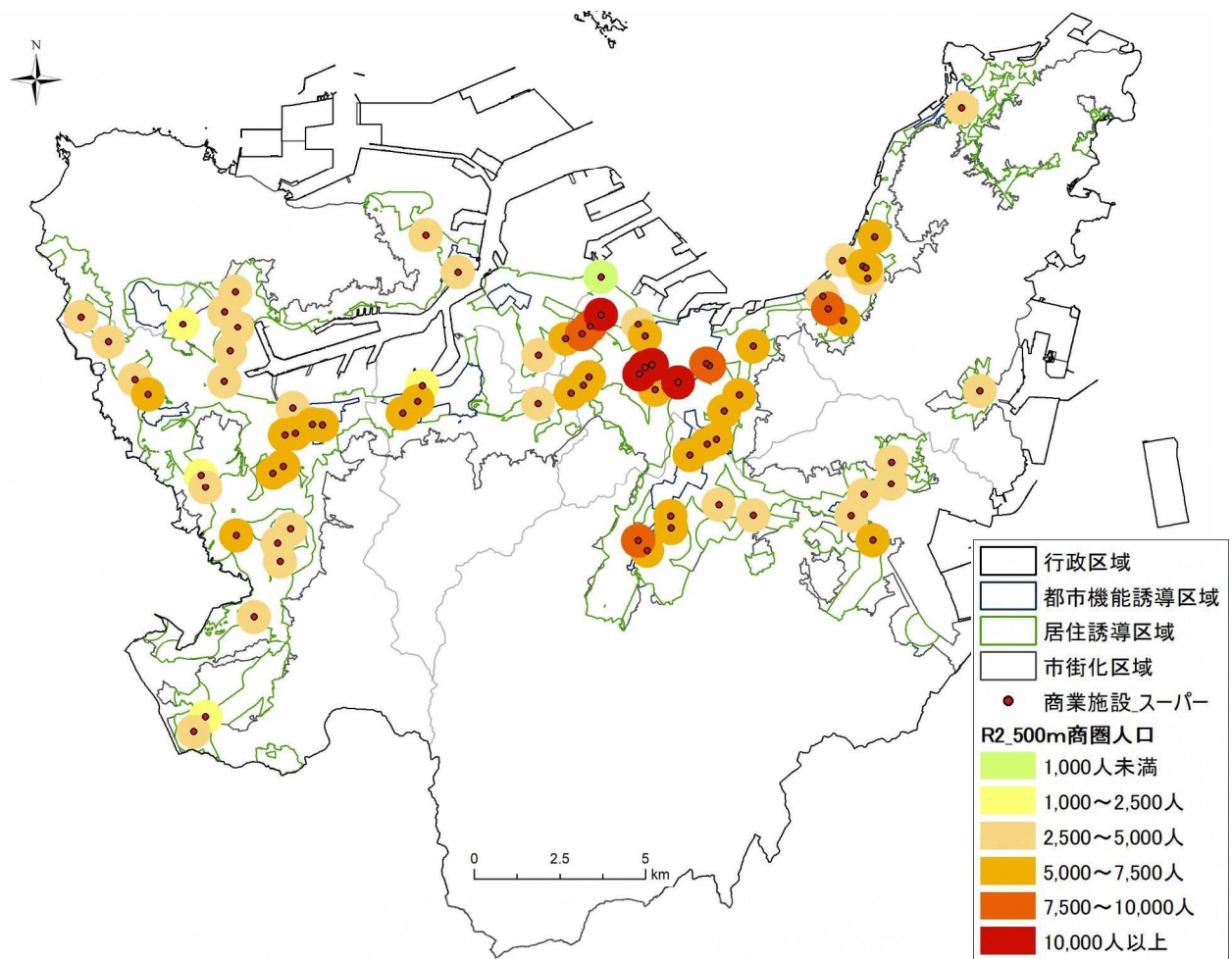


図 身近な商業施設（食品スーパー・総合スーパー）の立地と500m商圏人口（令和2年）

（※食品スーパー・総合スーパー：延床面積1,000～10,000㎡未満）

出典：北九州市「都市計画基礎調査（令和2年）」 集客施設立地現況

○また、身近な医療施設や老人福祉施設周辺の人口密度の減少も大きく、施設の存続が困難となれば同様にサービス水準の低下が懸念されます。

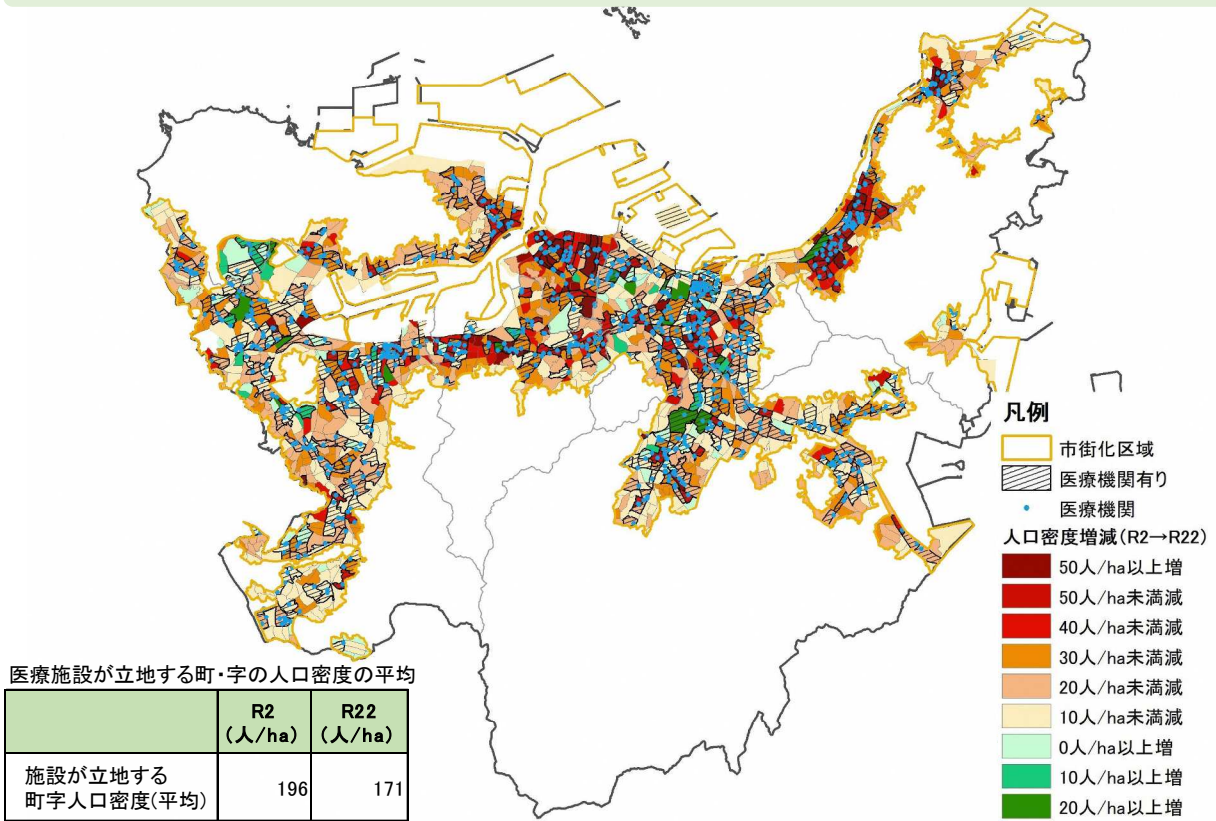


図 医療施設の立地と人口密度増減（令和2年（2020年）⇒令和22年（2040年））

出典：国土交通省「国土数値情報（医療機関（令和2年）」）

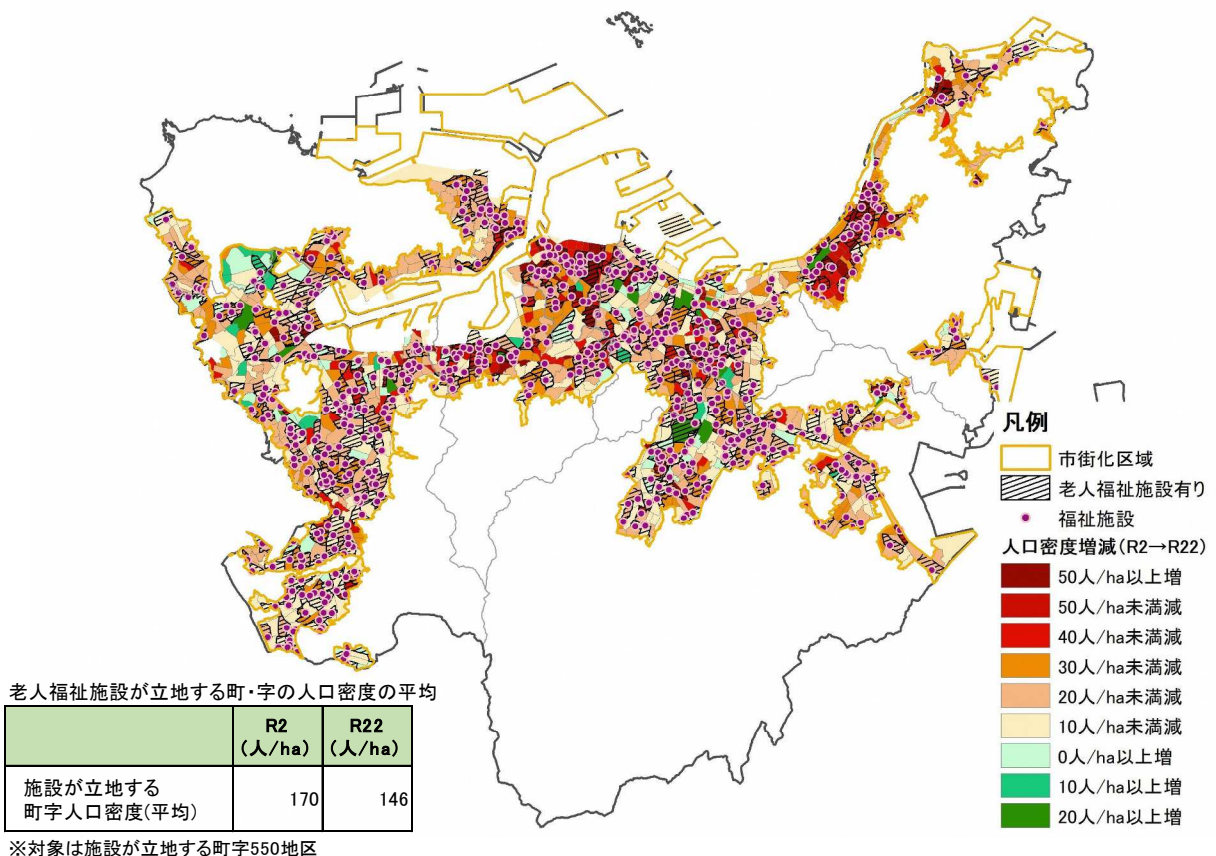


図 老人福祉施設の立地と人口密度増減（令和2年（2020年）⇒令和22年（2040年））

出典：国土交通省「国土数値情報（福祉施設（平成27年）」）

(3) 地形（斜面地）・ハザード地域

- 斜面地には土砂災害警戒区域も多く、高齢化率も高いことから、災害発生時の避難対応など、地域の自助・共助の低下などが懸念されます。
- また、土砂災害警戒区域等に指定されている地域には、将来、人口密度が高いと推計される地区もあり、被災が懸念されます。

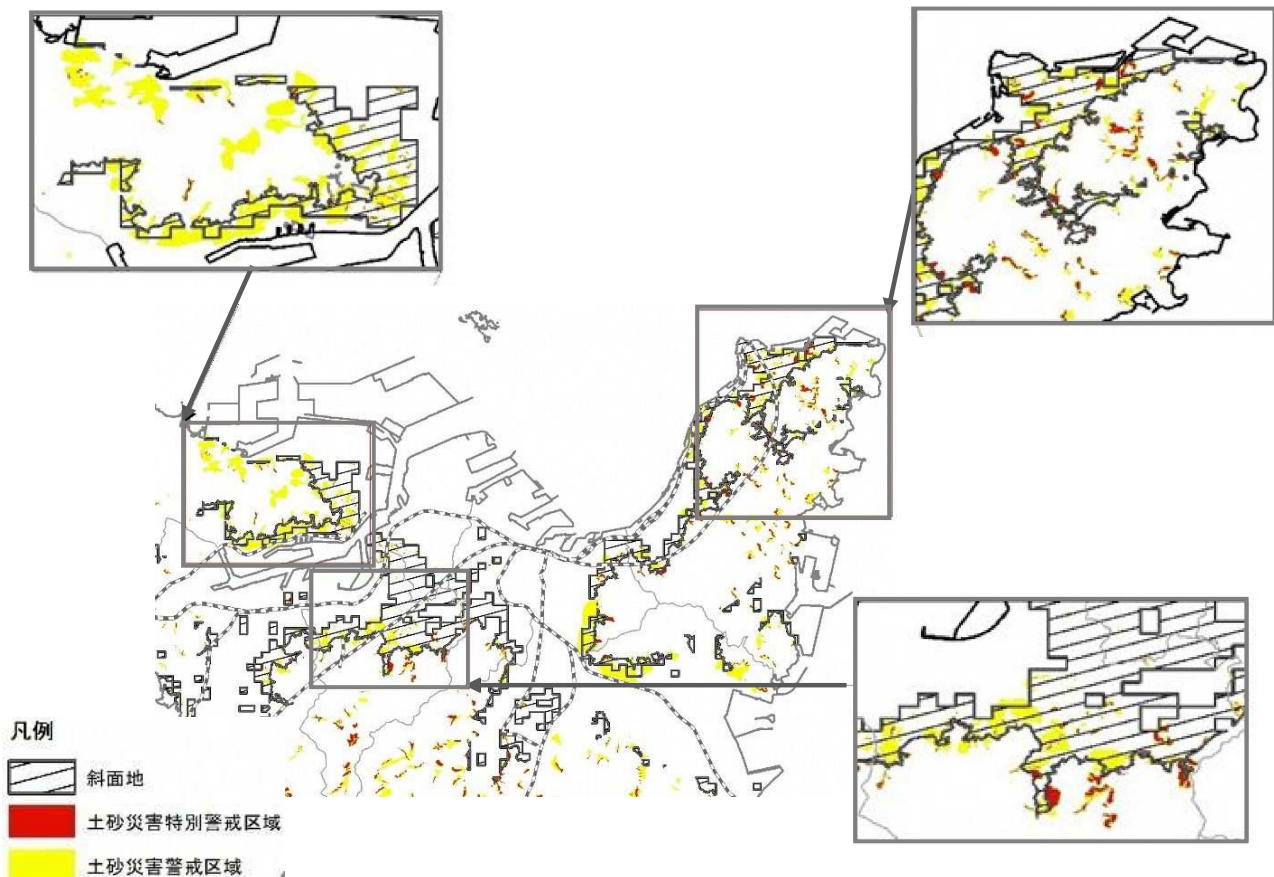


図 斜面地と土砂災害警戒区域等の分布

出典：北九州市「都市計画基礎調査（平成28、29年）」
福岡県「土砂災害警戒区域等」

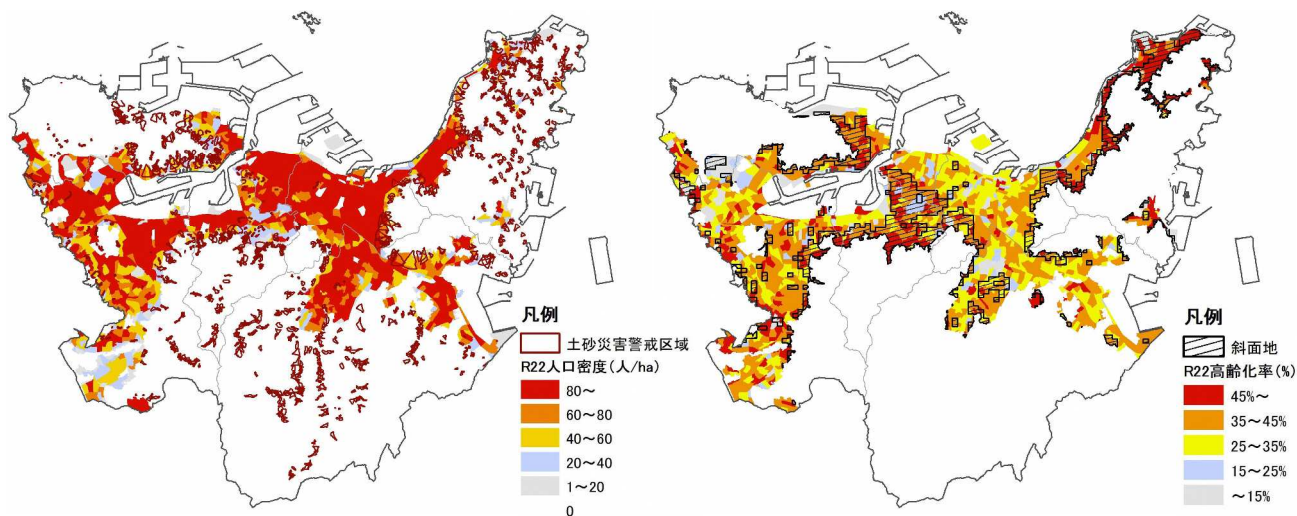


図 令和22年（2040年）人口密度と土砂災害警戒区域等の関係

図 令和22年（2040年）高齢化率と斜面地の関係

出典：福岡県「土砂災害警戒区域等」

出典：北九州市「都市計画基礎調査（平成 28、29 年）」

第4章

～ 都市構造上の特性と課題及び

目指すべき都市像 ～

第4章 都市構造上の特性と課題及び目指すべき都市像

4-1 本市の都市構造の特性

本市の都市の地形、土地利用、都市交通の現状等を見ると、都市構造上の特性として、市街地の拡大が進んでいるものの、公共交通の利便性が高い旧市街地に人口や生活利便施設が集積しており、複数の拠点が存在していることが挙げられます。

① 主要な公共交通軸に沿って高密度に形成された既成市街地と薄く広がった郊外部

- ・市街化区域の中における人口等の集積は、北部の平坦地で主要な交通軸に沿って高密度となっています。
- ・旧5市が合併したのちも、地形上の制約から、市街地背後の高台（斜面地）等においても住宅地が形成されています。

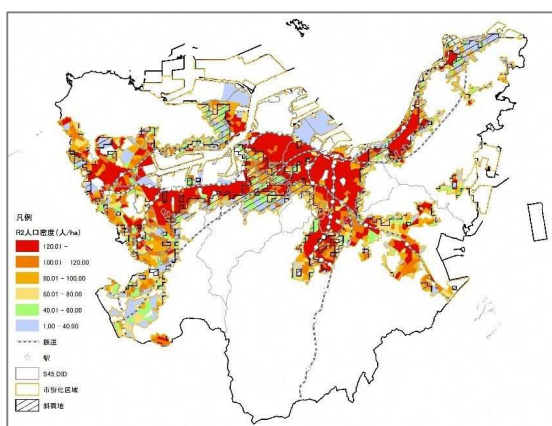


図 人口密度の状況（令和2年）
（再掲）

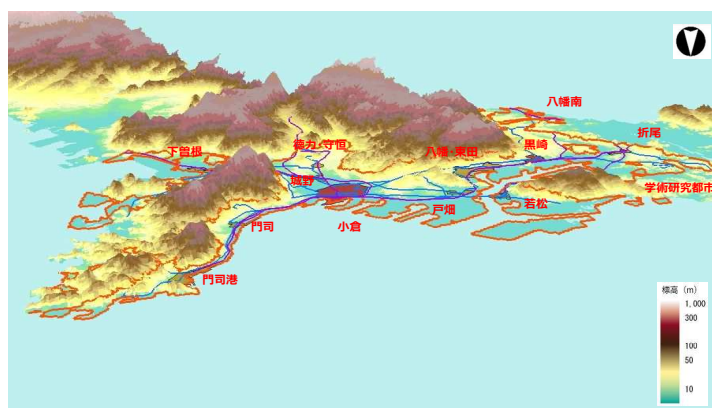


図 北九州市の鳥瞰（再掲）

② 階層をもった複数の拠点が存在

- ・これまで都心・副都心として拠点形成を進めてきた小倉や黒崎においては、市内だけではなく、周辺市町村をはじめとした市外も含めた広域の拠点となっています。
- ・また、小倉都心、黒崎副都心だけではなく、交通利便性の高い地域に、日常生活を支える生活利便施設も含めた商業・業務機能や文化・交流機能が集積した地域が複数存在しています。

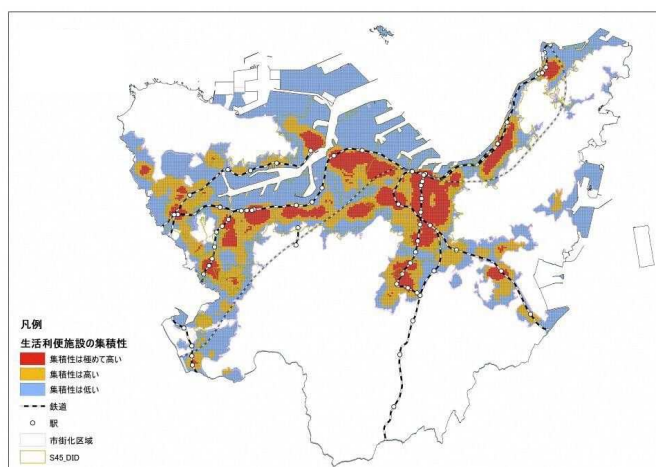


図 生活利便施設の集積性(100mメッシュ)
（再掲）

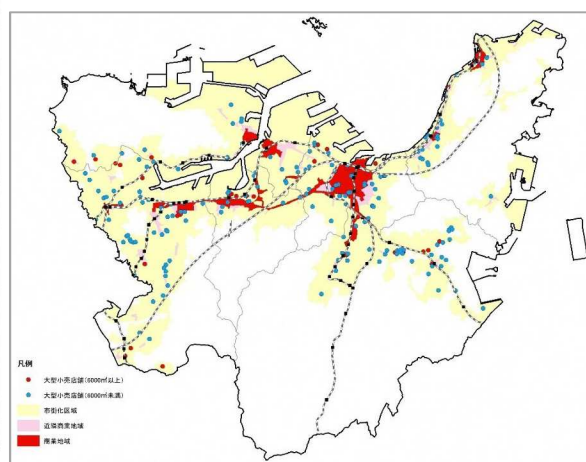


図 大規模小売店舗の立地動向（再掲）

③公共交通の利便性が高いものの、自動車依存も進行

- 公共交通網は市街地全域を概ねカバーしており、特に人口密度が高い既成市街地には、主要な交通軸が形成されています。
- その一方で、道路交通環境の改善と相まった自動車利用の増加により、公共交通利用者数は減少し、自動車依存も進行しています。

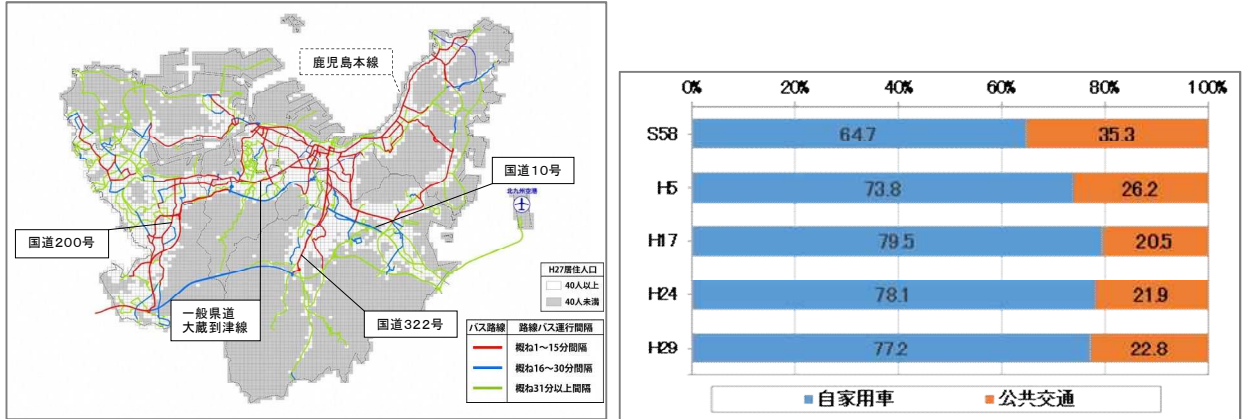


図 北九州市の運行本数ランク別バス路線網（再掲） 図 北九州市の交通手段分担率の推移（再掲）

④旧来からの市街地を中心に、人口、生活利便施設が集積し、公共交通が特に便利な地域が形成

- 公共施設、病院、教育施設など、市民生活に関わる施設は、拠点や主要な交通軸上に多く立地しています。
- ただし、社会福祉施設は、公共交通の利便性があまり高くない地域にも立地しています。

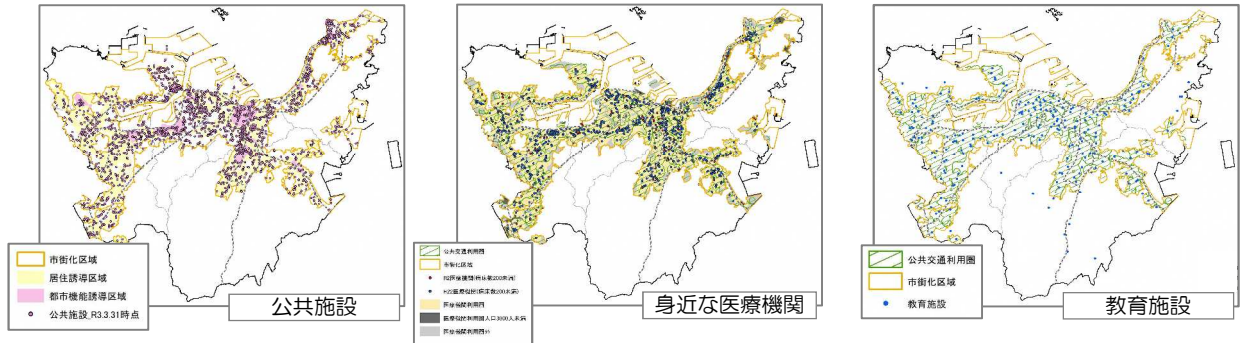


図 生活利便施設の空間分布（再掲）

⑤産業の受け皿は市街地から離れた地区に存在

- 本市に進出する工場等の受け皿は、新門司や響灘地区など、市街地から離れた地区に存在しています。

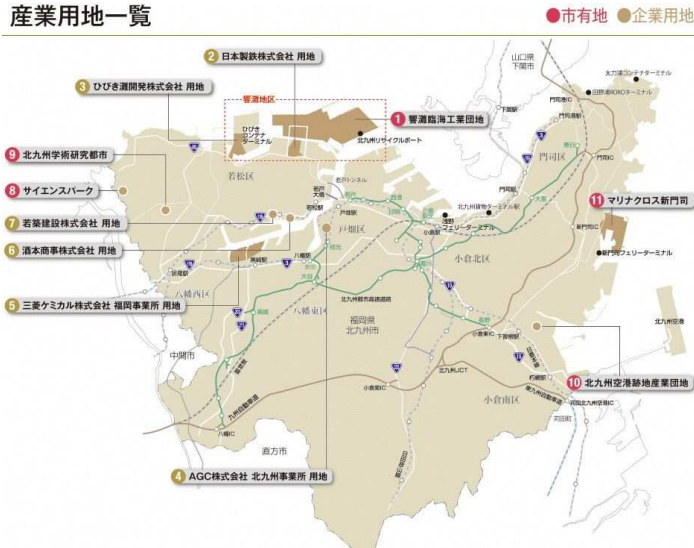


図 市内における産業の受け皿（再掲）

4-2 本市における都市構造上の課題と対応

人口減少に伴う都市構造への影響など、本市の都市の現状等を踏まえ、都市構造上の課題とその対応の方向性を次のとおり整理します。

本市の都市構造を踏まえ、このような課題に対応していくためには、既存の複数の拠点の機能や、交通利便性を生かしつつ、住宅や生活利便施設がコンパクトに集約した都市構造を目指していく必要があります。

【 都市の現状等と懸案事項 】

<人口>

- 人口の減少、高齢者や高齢化率の増加、生産年齢・年少人口の低下が予測
 - ・働き手の減少による税収の減少
 - ・通学・通勤人口の減少による公共交通利用者の減少
- D I D人口密度のさらなる低下が予測
 - ・地域活力の低下
 - ・一人当たりの行政コストの増大
- 拠点である市街地中心部ほど、人口密度の低下が大きいことが予測
 - ・拠点の活力低下
- 市街化区域の周縁部の斜面地における、人口・人口密度の低下、高齢化率の増加が予測
 - ・地域活力の低下
- 小売販売の床効率が低下等するなか、今後、身近な商業施設（コンビニ・スーパー）の利用圏人口が減少
 - ・施設の存続が困難となることによる、“買い物弱者”の増加

<土地利用>

- 世帯数の減少に伴う空き家の増加が予測
 - ・周辺住環境の悪化、地域活力の低下
- 小倉都心部において、未利用地が点在
 - ・未利用地が増加した場合の賑わいや拠点機能の低下

<都市交通>

- 公共交通ネットワークは充実しているものの、利用者数は減少。今後、人口密度が低くなる地域も発生
 - ・公共交通利用者数が減少した場合の事業者の採算性確保に伴う、公共交通のサービス水準の低下

<行財政>

- 地価は、市街化区域、特に中心市街地において、大きく下落
 - ・人口減少や都市機能の撤退による地価の下落と、これに伴う税収への影響
- 公共施設の大規模改修等の将来的な必要額は、近年の財政水準では大幅に不足
 - ・耐震性が不足した公共施設の使用、老朽化により立ち入りや使用を禁止せざるを得ない公共施設の発生への恐れ

<災害>

- 斜面地には、土砂災害計画区域も多く、高齢化率も高い
 - ・災害発生時の避難対応における、地域の自助・共助力の低下

【 都市の課題と対応 】

①地域活力の低下

[対応]

- ・生活利便性の高い区域への居住誘導による人口密度の維持
- ・人口減少に対応した生活サービス施設の適切な再配置

②拠点機能の低下

[対応]

- ・拠点への都市機能の誘導

③公共交通の衰退

[対応]

- ・公共交通による移動の促進、利便性の向上、ネットワークの維持・存続
- ・公共交通軸周辺への居住の誘導

④財政への影響

[対応]

- ・持続可能な都市経営のための行政コストのマネジメント

⑤災害に対する不安感の増大

[対応]

- ・斜面地から生活利便性の高い平地へ居住を誘導

4-3 集約型の都市構造を形成することによるメリット

集約型の都市構造を形成することのメリットは、次のような都市生活イメージに整理されます。

①高齢者や障害者も健康で暮らしやすい

公共交通の利便性の高い地域に都市機能・居住の誘導を行うことで、誰もが見守りや助け合いの中で暮らすことができ、身近な場所で通院やデイサービスなどが受けられ、地域活動への参加などで外出の機会が増えて、健康の維持も図られることとなります。

②拠点において賑わいを感じ、楽しめる場が確保される

商業・業務、医療・福祉、行政などの様々な機能が集積することにより、誰もがアクセスしやすい街なかに働き口が確保されやすくなるなど、拠点に人が集まり、賑わいが生まれます。そして、更なる都市機能の集積につながっていきます。

③公共交通の利便性が高い

公共交通の利便性が高い場所に居住者が増加すれば、安定した公共交通経営が可能となり、運行本数の増加などのサービスに還元することができます。

④公共施設がより使いやすくなる

公共施設が複合化・多機能化され、より便利な場所に集約化されることで、行政サービスが効率的に提供され、より利用しやすくなります。

⑤安全に暮らせる

災害の危険性のあるハザード区域から街なかに居住を誘導することで、災害のリスクが低下し、安心・安全に暮らせることができます。また、コミュニティも確保されることから助け合いも可能となります。

4-4 本市における都市構造形成の基本的な方針

このような本市の将来の都市生活イメージを実現するため、都市構造形成の基本的な方針を以下のように定めます。

1. 「集約型の都市構造の形成」
2. 「階層構造の拠点の形成」
3. 「交通網ストックを生かした交通軸の形成」

(1) 「集約型の都市構造の形成」

- 生活利便性や賑わいが確保され、持続的な都市経営が可能な都市であるためには、都市機能や人口の一定の集積が必要です。
- しかしながら、本市の人口が減少基調にあることから、その集積は全市的に低下していくものと想定されます。
- そこで、その影響を最小限度に留めるため、既存ストックの活用や公共交通の維持の視点も踏まえ、既に都市機能や人口が集積している拠点やその周辺の公共交通利便性の高い既成市街地において、その集積の維持・向上を進めていきます。
- このような集約型の都市構造の形成が進むことで、街なかにおいても、郊外部においても、誰もが暮らしやすいまちの実現が図られます。

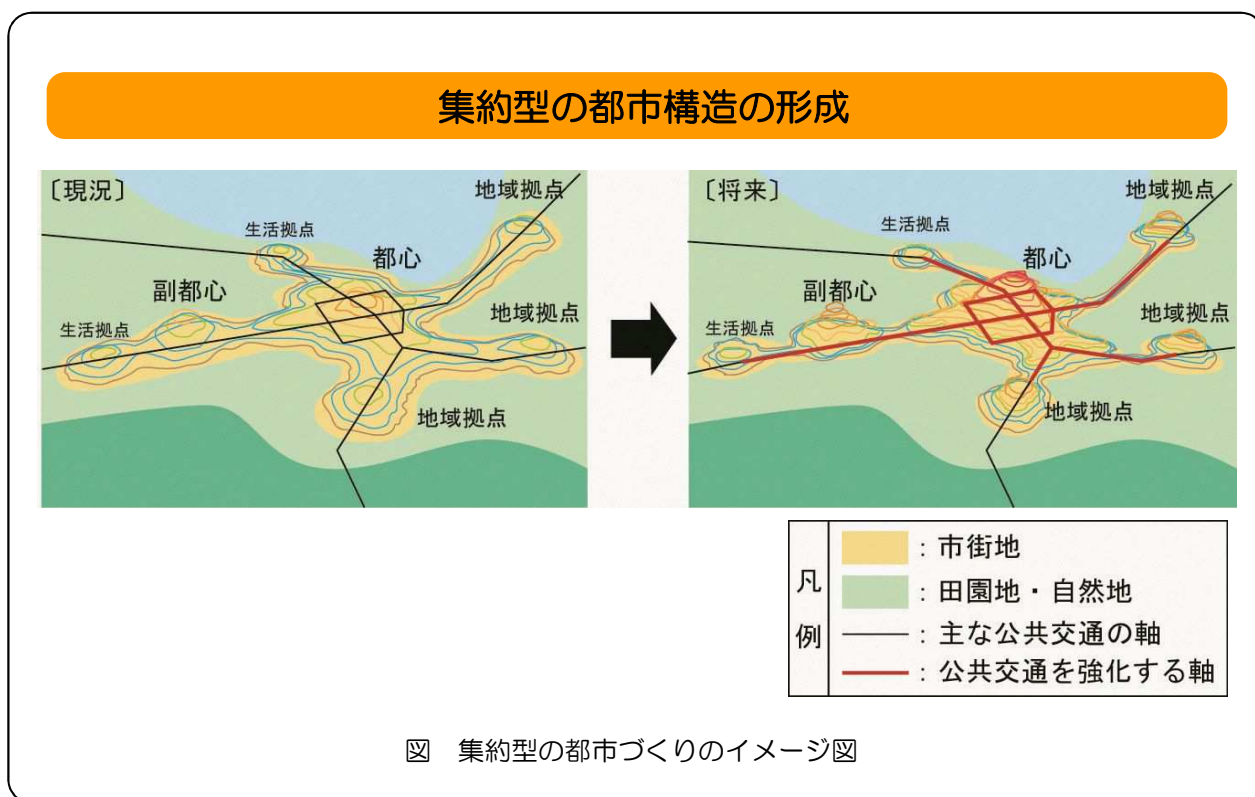
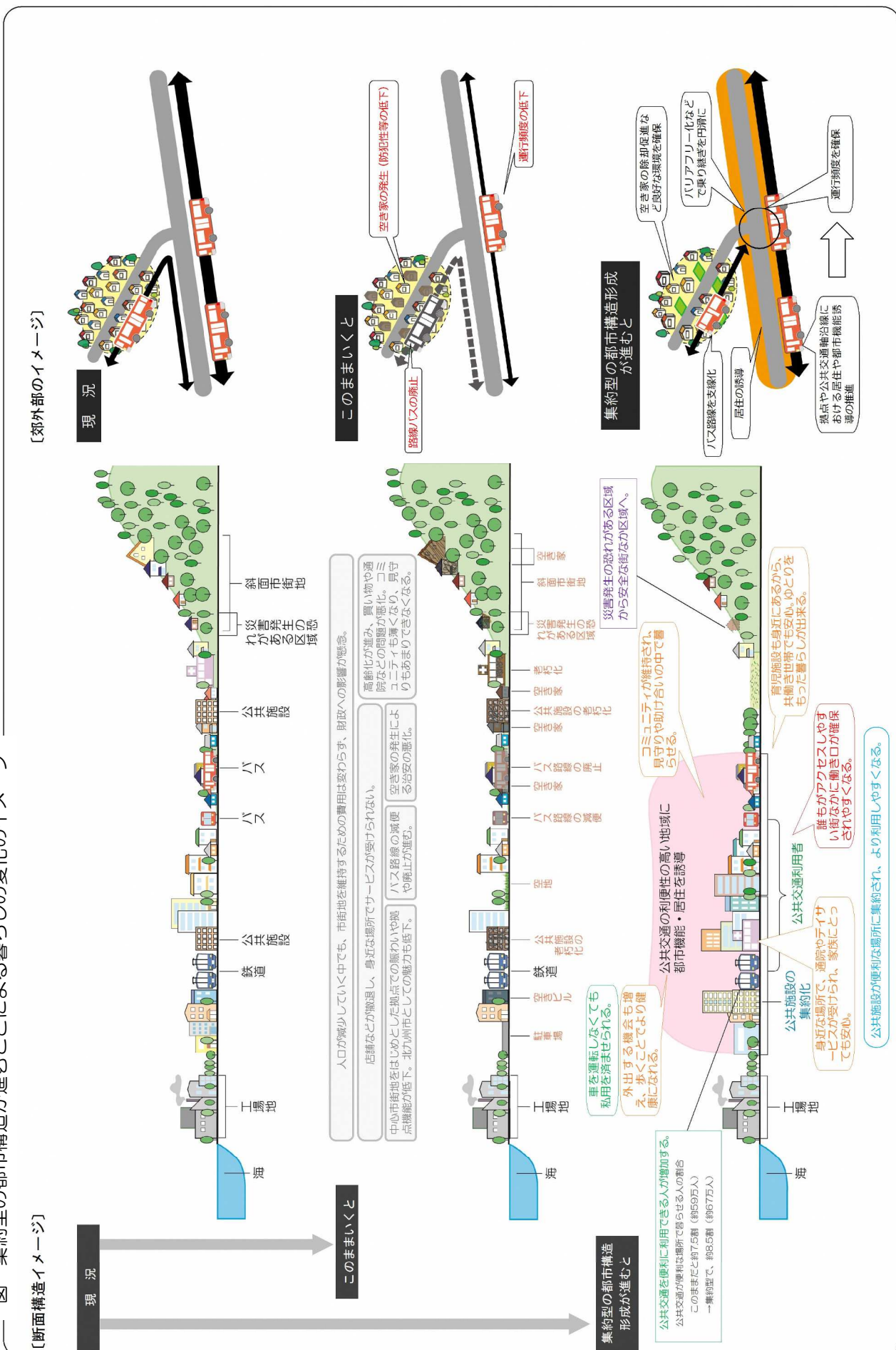


図 集約型の都市構造が進むことによる暮らしの変化のイメージ



(2) 「階層構造の拠点形成」

- 本市では、生活利便施設などが集積した地域が複数存在しています。その中でも、市内外も含めた広域を対象とするような都市機能が集積している地域(小倉都心・黒崎副都心)や、区役所等の行政区レベルを対象としているような都市機能が集積している地域(地域拠点)などがあります。
- これらの拠点においては、今後とも本市の都市全体のさらなる魅力の向上や活力の維持に向けて、高次の都市機能を維持・集積させ、「街なか」における地域色豊かな各拠点間の相互補完機能を高め、連携していく必要があります。
- このため、都心・副都心、地域拠点、既に地域に密着した生活サービスを提供している生活拠点といった階層構造の拠点形成を図ることとし、都心・副都心、地域拠点では今後さらに魅力を備えていくための施策・事業の展開を、生活拠点では生活利便施設等の維持を図っていきます。
- このような方針のもと、都心・副都心、地域拠点において都市機能誘導区域を設定するとともに、これらの拠点を含む街なかにおいて居住誘導区域を設定することを基本とします。

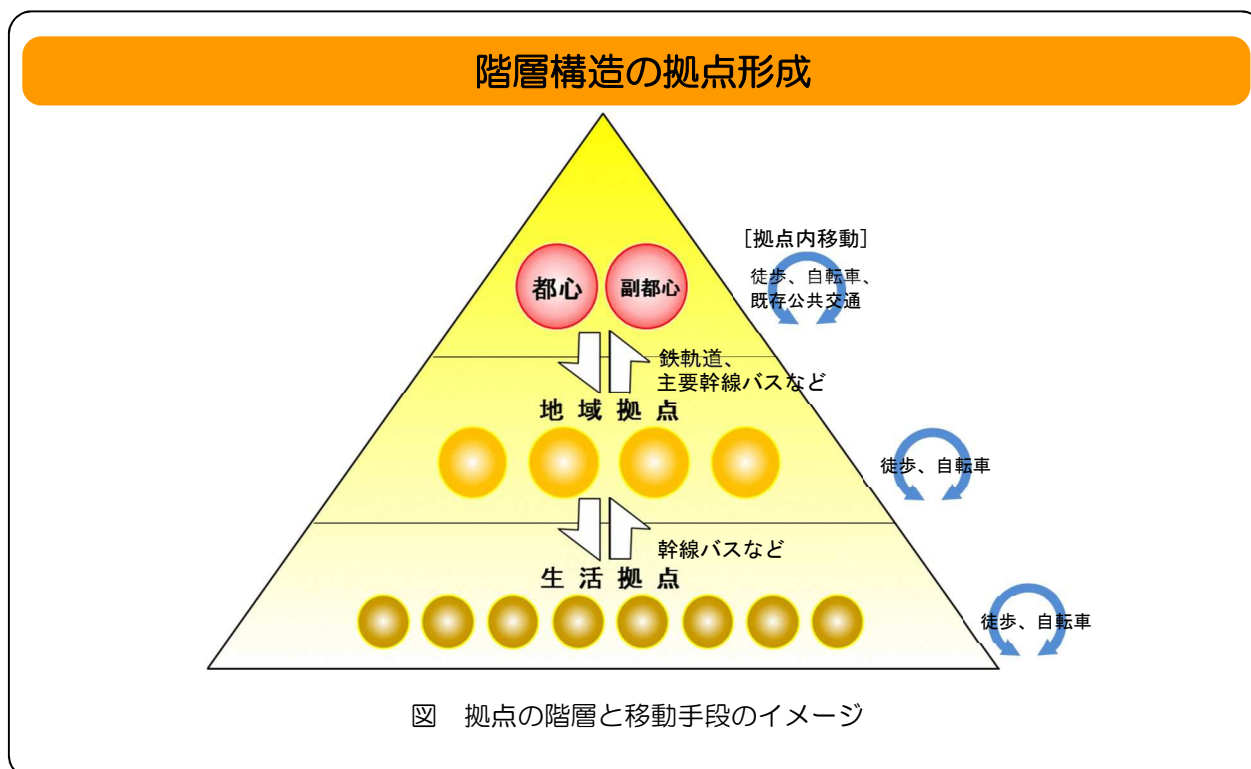
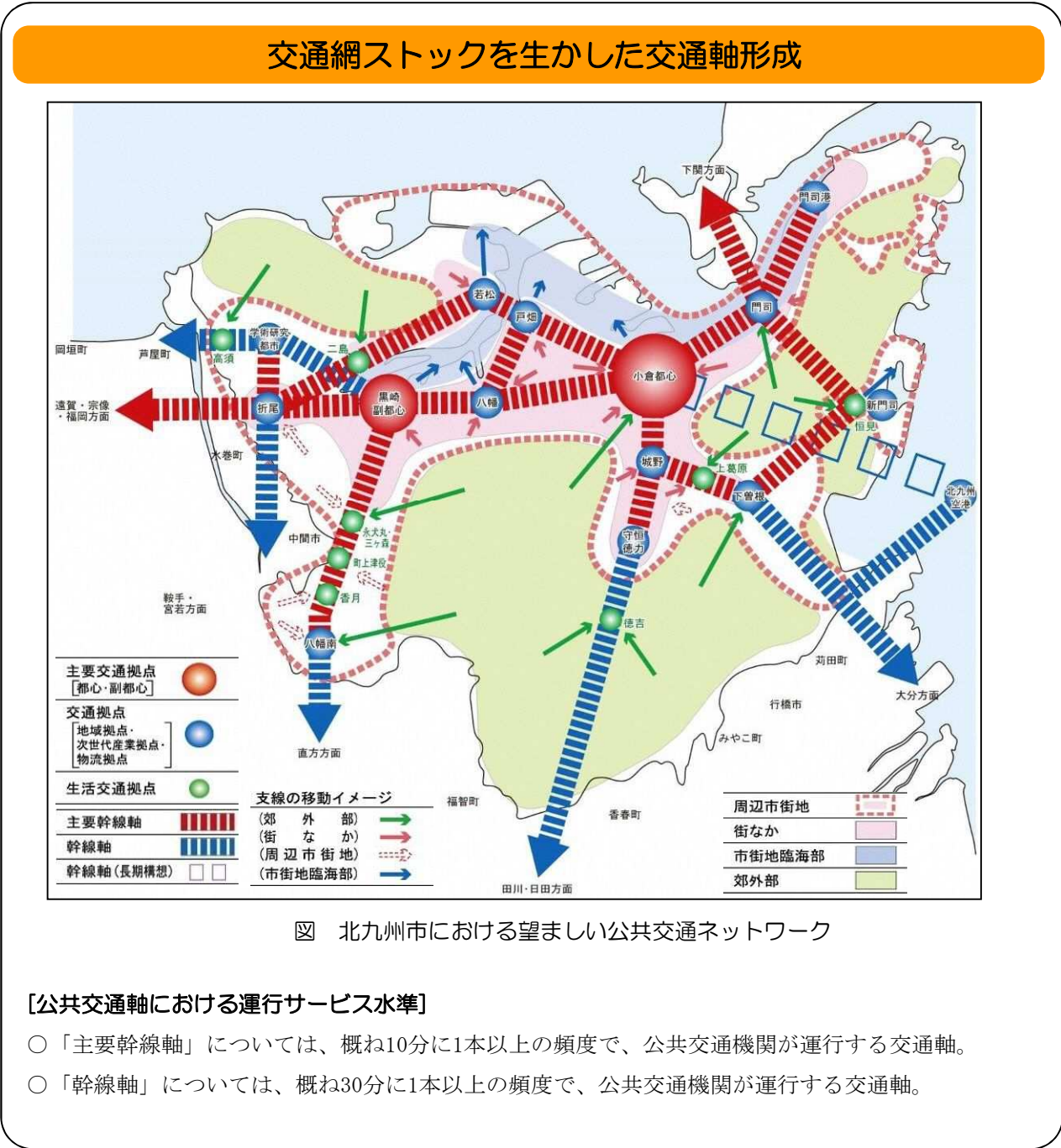


表 「街なか」の「拠点」の役割とまちのイメージ

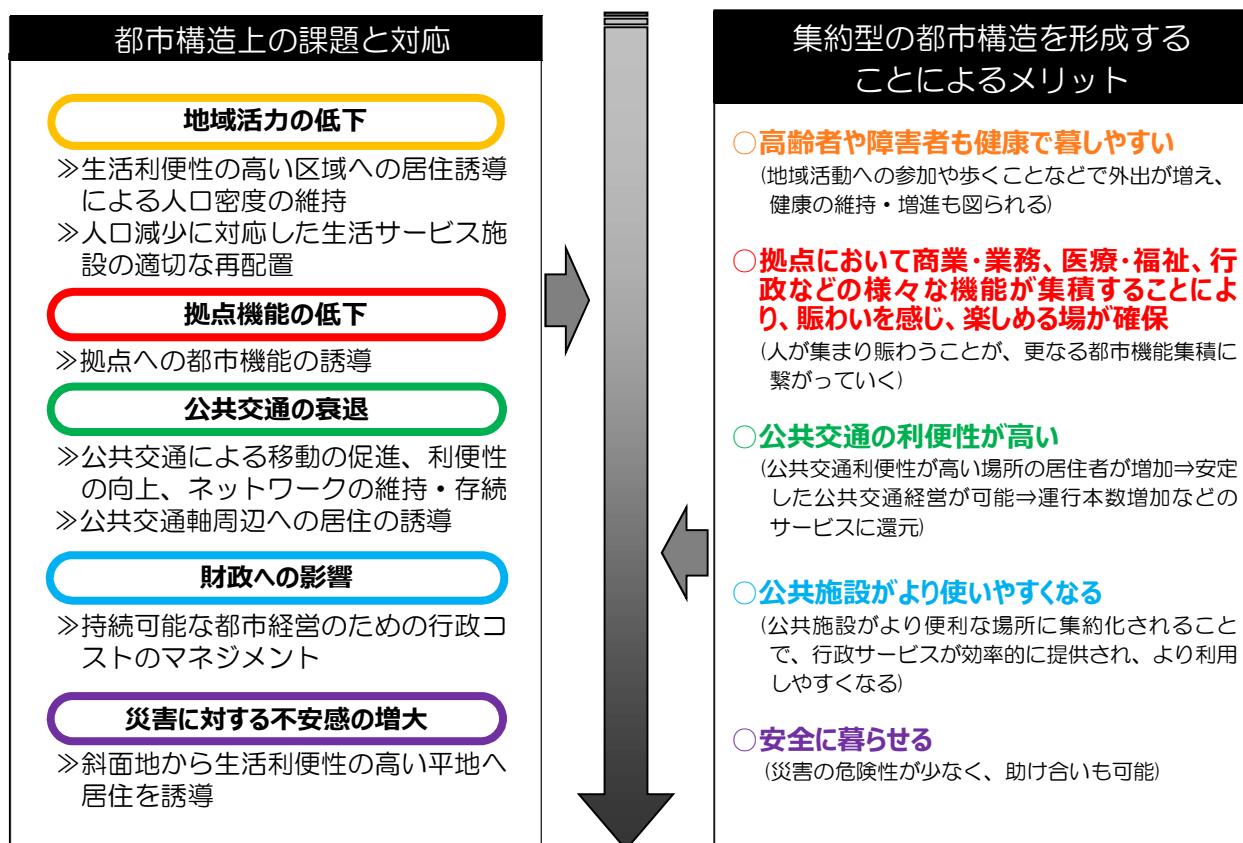
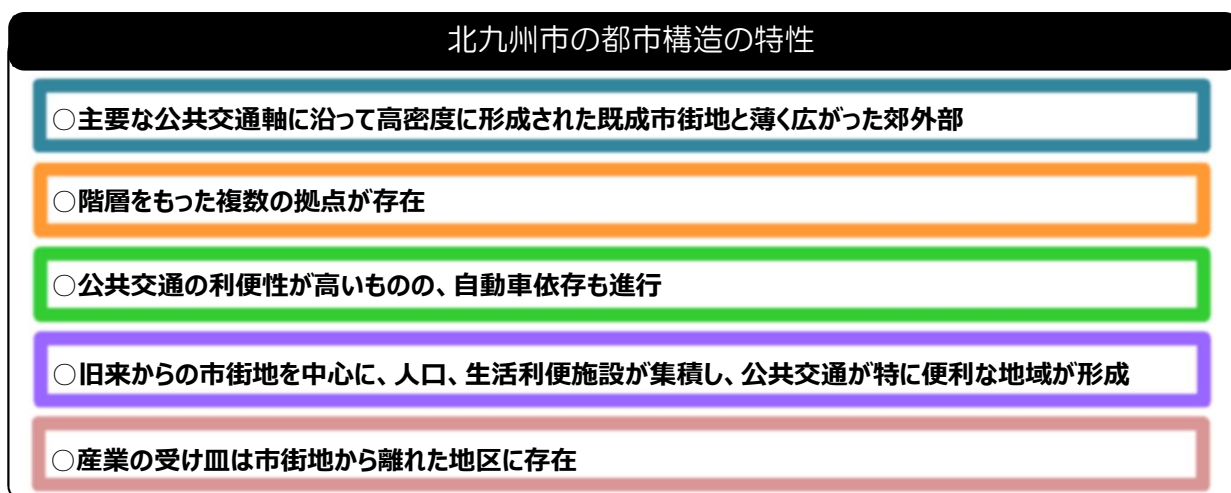
拠点と街なかの考え方		立地適正化計画 における対応
地域・拠点	目指すまちのイメージ・役割	
拠点	<p>都心</p> <ul style="list-style-type: none"> ○北九州都市圏の中心核であり、周辺の市町村も含めた都市圏や国内外をも対象とする高次の都市機能の集積・維持・向上を図る地域 ・都市圏内および国内外をも対象とした多様で高度なサービス・情報（賑わい）を提供 ・若者や女性にも働きやすいビジネスが集積している ・市内各方面ならびに周辺市町などから訪れ易い ・広域的な交通の中心 ・多くの人が住み、訪れ、働き、賑わいがある楽しいまち ・北九州市の顔となる都市景観を有する 	都市機能の集積割合
	<p>副都心</p> <ul style="list-style-type: none"> ○北九州都市圏の西部の中核として、周辺の市町村も含めた都市圏を対象とする高次の都市機能の集積・維持・向上を図る地域 ・都心と同様に多様で高度なサービス・情報（賑わい）を提供 ・都市圏西部の拠点として周辺市町からも訪れ易い ・多くの人が住み、訪れ、働き、賑わいがある楽しいまち 	
	<p>地域拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○主要な鉄軌道駅周辺等において、行政区レベルを対象とした都市機能と人口が集積する地区であり、今後とも、日常生活を支える高次の都市機能の集積・維持・向上を図っていく地域 ・各拠点の特性（景観、地域性など）を活かした個性あるまち ・日常生活に必要な各種サービスがほぼ全て受けられる ・都心・副都心などへも訪れ易い、背後圏からも訪れ易い ・多くの人が住み、賑わいがある楽しいまち 	居住機能の集積割合
	<p>生活拠点</p> <ul style="list-style-type: none"> ○既に地域の日常生活に密着した生活利便施設が集積している地区であり、今後とも、それら施設の維持を図っていく地域 ・地域住民の日常生活を支える商業、医療施設等が集積し、周囲には良好な住宅地も形成されている 	
街なか	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの人が住み、便利で暮らしやすい環境が保たれた地域であり、今後、居住の誘導、都市基盤の整備等を図っていく地域 ・日常生活に必要な各種サービスが身近で受けられる。 ・公共交通も便利で、マイカーを使わなくても快適に生活できるまち ・多くの人が住み、交流する、賑わいがある楽しいまち ・歩き易く、回遊し易い 	

(3) 「交通網ストックを生かした交通軸形成」

- 本市の公共交通は、市街地全域を概ねカバーし、既成市街地に鉄軌道、頻度の高いバス路線といった幹線軸が既に形成されています。
- 地域公共交通網形成計画において、市内の交通拠点等相互や隣接周辺地域を結び、高水準のサービスを提供する交流軸を「主要幹線軸」に設定し、「主要幹線軸」を補完し比較的高いサービスを提供する交流軸を「幹線軸」に設定しています。
- このため、居住誘導区域は、これら「幹線軸」沿線に設定することを基本とするなど、公共交通ネットワークを生かしたまちづくりを展開していきます。



本章でこれまで記載した内容をまとめると以下のようになります。



既存の複数の拠点の機能や、交通利便性を生かしつつ、住宅や生活利便施設がコンパクトに集約した都市構造を目指す

【基本方針】

集約型の都市構造の形成

階層構造の拠点形成

交通網ストックを生かした交通軸形成

4-5 都市空間形成の方向性（目指すべき都市像）

ここでは、令和6年3月に新たに策定した「北九州市基本構想・基本計画」における「北九州市が目指す都市像」を踏まえつつ、第4章4-4で整理した「本市における都市構造形成の基本的な方針」のもと、生活利便施設などが集積した各「拠点」について、それぞれのまちづくりの方向性等を再確認し、都心・副都心、地域拠点、生活拠点のどの階層に位置づけられるかを整理した上で、都市全体を見渡して、これら拠点とその拠点間を結ぶ軸を骨格とする将来の全体都市構造をどう設定するのかを検討します。

（1）北九州市基本計画・基本構想（令和6年3月策定）における「目指す都市像」

北九州市基本計画・基本構想は、今後、本市が目指す将来の都市像や、その実現に向けて取組んでいく重点戦略を示すものです。本市では、基本計画に掲げる主要政策をはじめ、各分野別計画により、これからのまちづくりを進めていきます。

北九州市が目指す都市像

つながりと情熱と技術で、「一步先の価値観」を体現する グローバル挑戦都市・北九州市

○3つの重点戦略と主要政策（抜粋）

1 「稼げるまち」の実現 ～人も企業も潜在力を開花できるまち～

1 稼げる「基盤」をつくる

（1）陸・海・空のネットワークの構築

24時間利用が可能でSea&Air輸送にも対応できる海上空港である「北九州空港」の滑走路3,000m化を契機として、国内外からのさらなる物流需要の取り込みや、利便性の高いアクセスの強化、旅客路線ネットワークの拡大に取り組みます。また、都市間の連携強化や産業集積促進のため、「下関北九州道路」の早期整備などによる道路網や北九州港におけるコンテナ・フェリーなどの物流機能の充実・強化、カーボンニュートラルポートの整備にも取り組みます。

2 「彩りあるまち」の実現 ～輝く個性と楽しさがあふれるまち～

1 彩りある「空間」をつくる

（1）都市の魅力を高める「街並み」づくり

都市の魅力や価値を向上させるため、小倉地区などを中心に「ウォーカブル」なまちづくりを官民連携で推進し、ワクワクするにぎわいのある空間を創出するとともに、シニア世代が一人ひとりの希望に応じて働いて消費するなど、心豊かな時間を過ごすことができる環境の整備にも取り組みます。

また、歴史の継承や自然環境の保全などにより、地域の特色を生かした緑豊かな美しい都市景観の形成やまちの魅力発信に取り組むとともに、市内における消費を促進するため、集客力や魅力のある商業の振興を推進します。

(2) 選ばれる「住まい環境」づくり

充実した生活利便施設や公共交通などの都市インフラ、医療資源に加え、住環境と近接した豊かな自然を持つ北九州市の強みを生かし、利便性が高い地域における土地利用規制の見直しや積極的な民間投資の呼び込みにより、多様なライフスタイルに応える魅力的な住環境の整備を推進します。また、デジタルの活用と、多様な関係者との連携・協働を通じて、公共交通の利便性と持続可能性を高めます。

3 「安らぐまち」の実現 ～誰もがつながるアットホームなまち～

1 生活基盤の「安心」を支える

(1) 災害などに強いまちづくりの推進

市民の生命、財産などを守るため、災害に強いコンパクトシティの形成や河川の治水・浸水対策などを図るほか、デジタル技術を活用しながら、地域全体で防災力を高める取組を推進します。また、消防力のさらなる向上による迅速な消防活動を図るとともに、市民の防災・防火意識の向上を推進します。

2 暮らしの「安心」を支える

(2) 誰もが安心して暮らせる環境づくり

年齢や性別、国籍、障害の有無などにかかわらず、住み慣れた地域で安心して自分らしく生活を送ることができる環境づくりに向けて、デジタル技術を活用した、保健・医療・介護・福祉サービスの維持・充実や、支援が必要な人を地域全体で見守り、支え合うネットワークの強化、相談支援体制の整備に加え、公共交通の不便地域などにおける移動手段の確保を図ります。

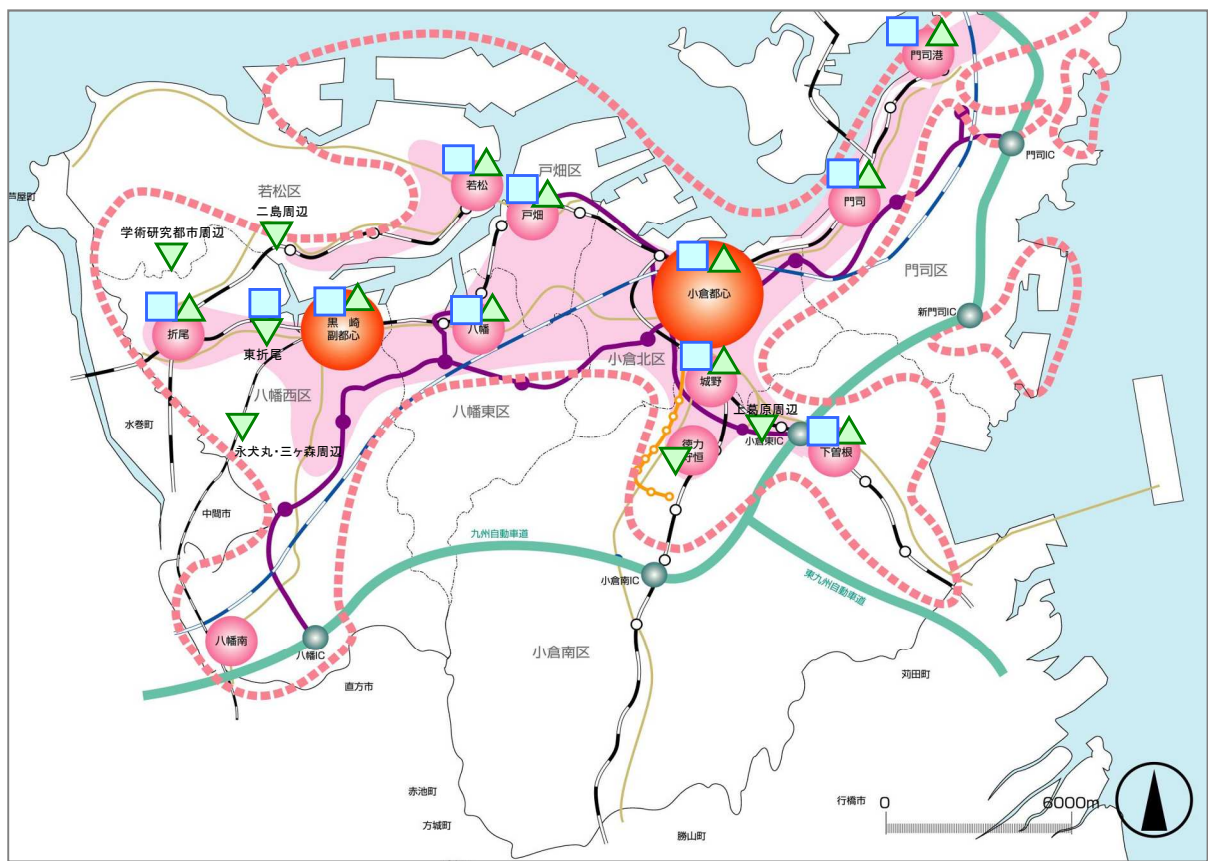
(2) 上位計画において位置づけられた拠点の把握

本市においては、北九州市都市計画マスタープラン（平成15年策定）において「街なか」の重点化や「拠点地区」における都市機能の強化を、北九州市基本構想・基本計画（平成20年策定）において「街なか」居住の推進や生活支援拠点の充実を、都市づくりの基本とするなど、「街なか」の「拠点」となる地区を特に重視してきた経緯を有しています。

このため、拠点のまちづくりの方向性等と将来の全体都市構造を検討するにあたっては、蓄積したストックの活用を図るとともに、「街なか」の「拠点」を重視する考え方を継続することとし、現状把握等は、北九州市基本構想・基本計画（平成20年策定）、北九州市都市計画マスタープラン及び北九州都市圏都市計画区域マスタープラン（福岡県策定）において位置づけられた各「拠点」を対象とすることとします。

(上位計画で位置づけられた拠点)							
小倉都心	黒崎副都心	門司港	門司	城野	徳力・守恒	〈北方・守恒周辺〉	
下曾根	若松	八幡	東折尾	〈JR陣原駅周辺〉		折尾	八幡南
上葛原周辺	学術研究都市周辺	二島周辺	永犬丸・三ヶ森周辺				

< >は、同一拠点で複数名称がある場合の、都市計画区域マスタープランにおける名称



凡例	
基本構想（H20策定）における	都市計画マスタープラン 地域拠点
● 都心・副都心	▲ 都市計画区域マスタープラン 広域拠点
● 生活支援拠点	▼ 都市計画区域マスタープラン 拠点
■ 街なか	

図 北九州市基本構想・基本計画（平成20年策定）における拠点と都市計画マスタープラン等における拠点

(3) 各拠点における生活利便施設等の配置状況の把握

本市には、拠点だけでなく主要な交通軸上に、商店・診療所から商業施設・病院まで、様々な規模の生活利便施設が立地しています。

これまで都市機能の強化を図ってきた「街なか」の拠点について、将来に向けて階層構造の拠点の形成を図るためには、比較的高次の都市機能を誘導していく必要があることから、各拠点の現状把握においては、これらの都市機能を担う生活利便施設の配置状況を把握することとします。

このため、配置状況等を把握する都市機能は、以下のとおりとします。

- 小売店舗(売場面積3,000㎡以上)
- 医療施設(病床数200床以上)
- 福祉施設(収容人数200人以上)
- 大学・短期大学(学生数500人以上)
- 公共施設

また、各拠点の地理的な検討の範囲は、以下のとおりとします。

○北九州都市圏都市計画区域マスタープランにおける広域拠点・拠点の同区域内。ただし、当該区域が明確化されていない拠点については次のとおり。

- ・徳力・守恒：モノレール北方、競馬場前、守恒、徳力公団前の4停留場から半径500mの同心円内
- ・八幡南：筑豊電気鉄道木屋瀬、新木屋瀬の2駅から半径500mの同心円内
- ・東折尾：JR鹿児島本線陣原駅から半径500mの同心円内
- ・上葛原：上葛原及び上葛原第2土地区画整理事業をあわせた区域内
- ・二島：JR筑豊本線二島駅から半径500mの同心円内
- ・永犬丸・三ヶ森：筑豊電気鉄道永犬丸、三ヶ森の2駅から半径500mの同心円内

○北九州市公共施設マネジメント実行計画(平成28年2月)のモデルプロジェクト再配置計画に定める集約先の対象とする場所・区域。

以上をまとめると資料編P15～P31の図(凡例の「区域マス」は北九州都市圏都市計画区域マスタープランのことをいう)になります。

北九州都市圏都市計画区域マスタープラン(福岡県決定)で定める広域拠点・拠点とは：

広域拠点は、広域的で多様な都市機能の集積を図るため、大規模集客施設の立地を誘導する区域で、原則として床面積等の規模上限なく大規模集客施設が立地できる区域。

拠点は、身近な地域において都市機能の集積を図るものとし、立地の影響が一つの市町村の範囲内に留まる程度の大規模集客施設の立地を誘導する区域。

誘導する大規模集客施設の種類等については、P69参照。

(4) 各拠点の将来のまちづくりの方向性と拠点階層の整理

各拠点において、

- ・本市の直近の新たな施策や都市機能を強化する事業の展開など各拠点の「拠点性の向上要因」を挙げた上で、
- ・(3) で把握した比較的高次の都市機能を担う生活利便施設の配置状況を踏まえ、「将来のまちづくりの方向性」、このまちづくりの実現を図るために維持または誘導すべき高次都市機能(「期待される役割」)を整理します。

ここで期待される役割としての高次都市機能の立地イメージは以下のとおりとします。

- 業務 : 本市内に本社機能を置く企業の本店、全国展開がなされる企業の支店が多く立地しオフィス街を形成。
- 商業 : 小売店舗(売場面積3,000㎡以上)が立地。
- 医療 : 高次の医療が受けられる医療施設(病床数200床以上)が立地。
- 教育・文化 : 大学・短大等(学生数500人以上)、市外や国外からの利用も想定される会議施設、文化施設などが立地。
- 観光 : 市外からの入込が多い観光施設などが立地。
- 行政 : 庁舎、区役所、基幹図書館、再配置計画に基づき集約する公共施設が立地。
- 交通機能 : 3つ以上の公共交通モード(交通事業者で判断。例として、鉄道、バス、モノレールなど)での交通結節が可能。

これらをまとめるとP65の表のとおりです。

これをもとにして、これまでの上位計画に位置づけられた各拠点がどの拠点階層に相当するかをあらためて見ると、

「都心・副都心」は、

- ・少なくとも、高度な交通結節機能(3つ以上の公共交通モードを有しているもの)を担うもの
- 「地域拠点」は、都心・副都心を除き、
- ・期待される役割がある拠点のうち、
 - ・複数の上位計画に拠点等の位置づけがあるもの、又は、2種以上の高次都市機能が期待されるもの

「生活拠点」は、都心・副都心及び地域拠点以外のものと整理することができます。

なお、同一拠点で複数名称があるものがあるため、以下、立地適正化計画における都心・副都心、地域拠点、生活拠点の地区名称は次のとおりとします。また、八幡の地区名称については、博物館等の観光資源の集積や北九州スマートコミュニティ創造事業等の実施により拠点性が向上している東田地区も含めて一の拠点として扱うこととし、「八幡・東田」とすることとします。

(立地適正化計画における都心・副都心、地域拠点、生活拠点の地区名称))						
小倉都心	黒崎副都心	門司港	門司	城野	徳力・守恒	
下曾根	若松	八幡・東田	東折尾	折尾	八幡南	戸畑
上葛原	学術研究都市	二島	永犬丸・三ヶ森			

(5) 将来都市構造

都心・副都心、地域拠点として整理した各拠点を図として表すとP66のとおりです。

拠点とこれらをつなぐ軸から構成される、目指すべき本市の将来の全体都市構造は、門司港が頭で、学術研究都市が尻尾、南の下曾根・八幡南等を足とする、いわば「コンパクトザウルス」型の都市構造とすることができます。

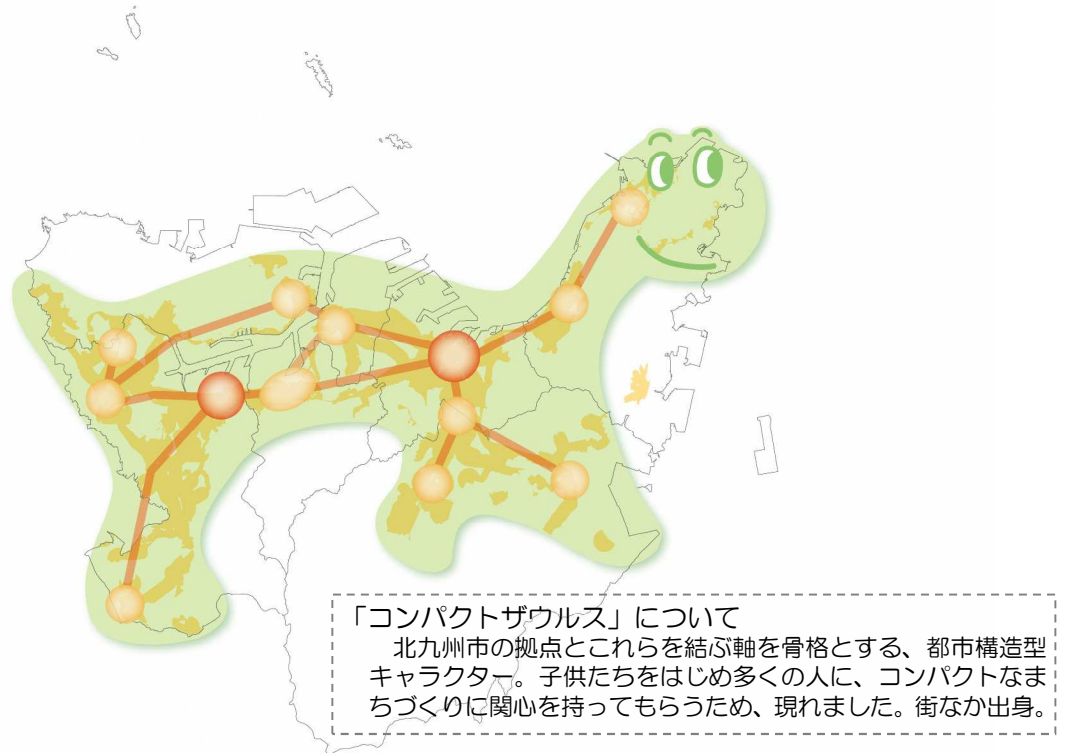
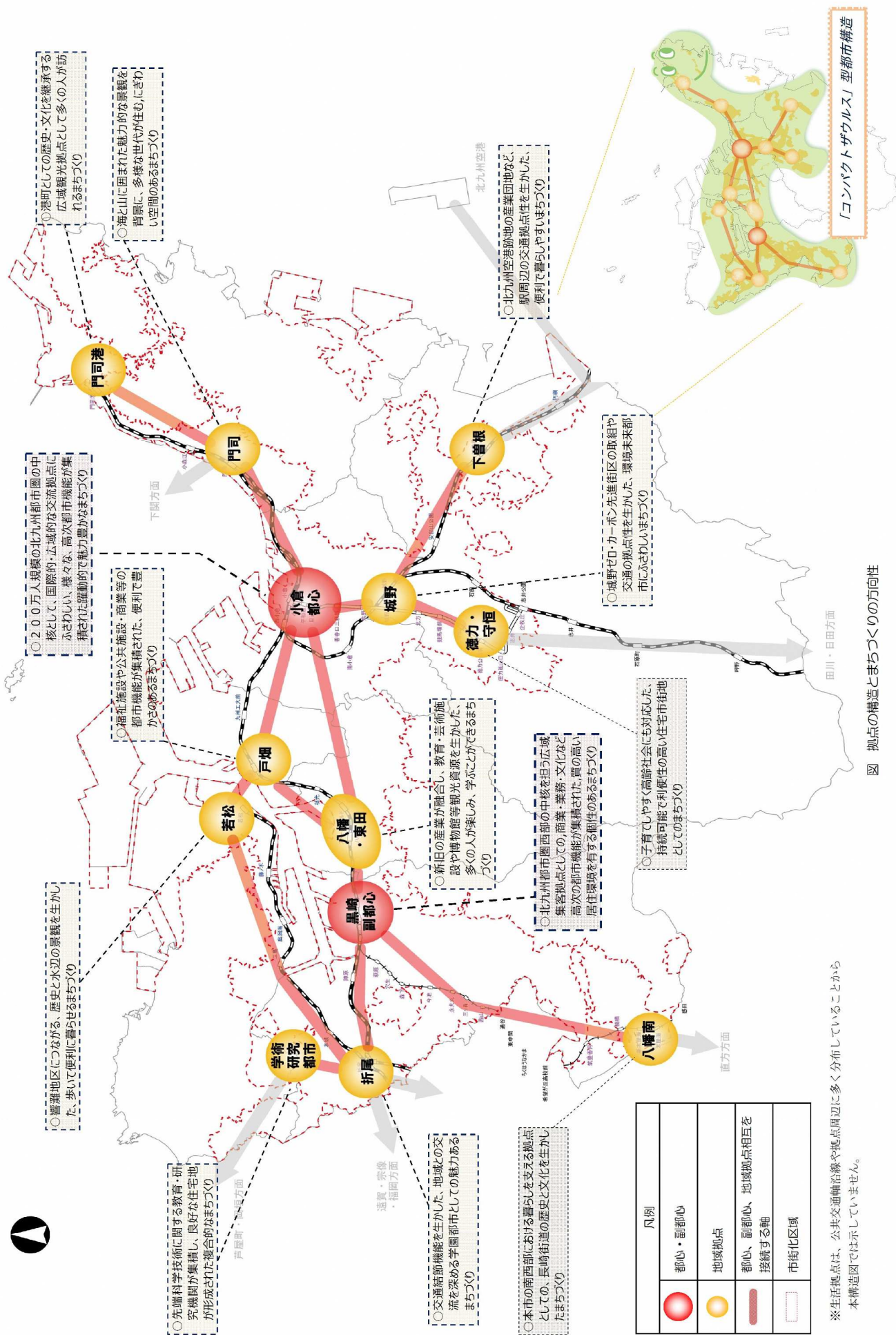


図 「コンパクトザウルス」型の都市構造



第5章

～ 都市機能誘導区域 ～

第5章 都市機能誘導区域

5-1 都市機能誘導区域設定の考え方

(1) 基本的考え方

- ・医療・福祉・商業等といった民間の生活サービス施設の立地に焦点が当てられる中では、これらの施設を如何に誘導するかが重要となります。このような観点から新たに設けられた都市機能誘導区域の制度は、一定のエリアと誘導したい機能、当該エリア内において講じられる支援措置を事前明示することにより、当該エリア内に、生活サービス施設の誘導を図る仕組みとなっています。
- ・都市機能誘導区域は、例えば、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定し、その規模は、一定程度の都市機能が充実している範囲で、かつ、徒歩や自転車等によりそれらの間が容易に移動できる範囲で定めることとされています。
- ・また、都市機能誘導区域は、区域内の人口や経済活動のほか、公共交通へのアクセス等を勘案して、地域の実情や市街地形成の成り立ちに応じて必要な数を定め、それぞれの区域に必要な誘導施設を定めることが望ましいとされています。

(2) 北九州市における都市機能誘導区域の設定の基本的考え方

北九州市立地適正化計画における都市機能誘導区域については、第4章において都心・副都心・地域拠点として位置づけた拠点の中から、都市機能誘導区域を設定していきます。

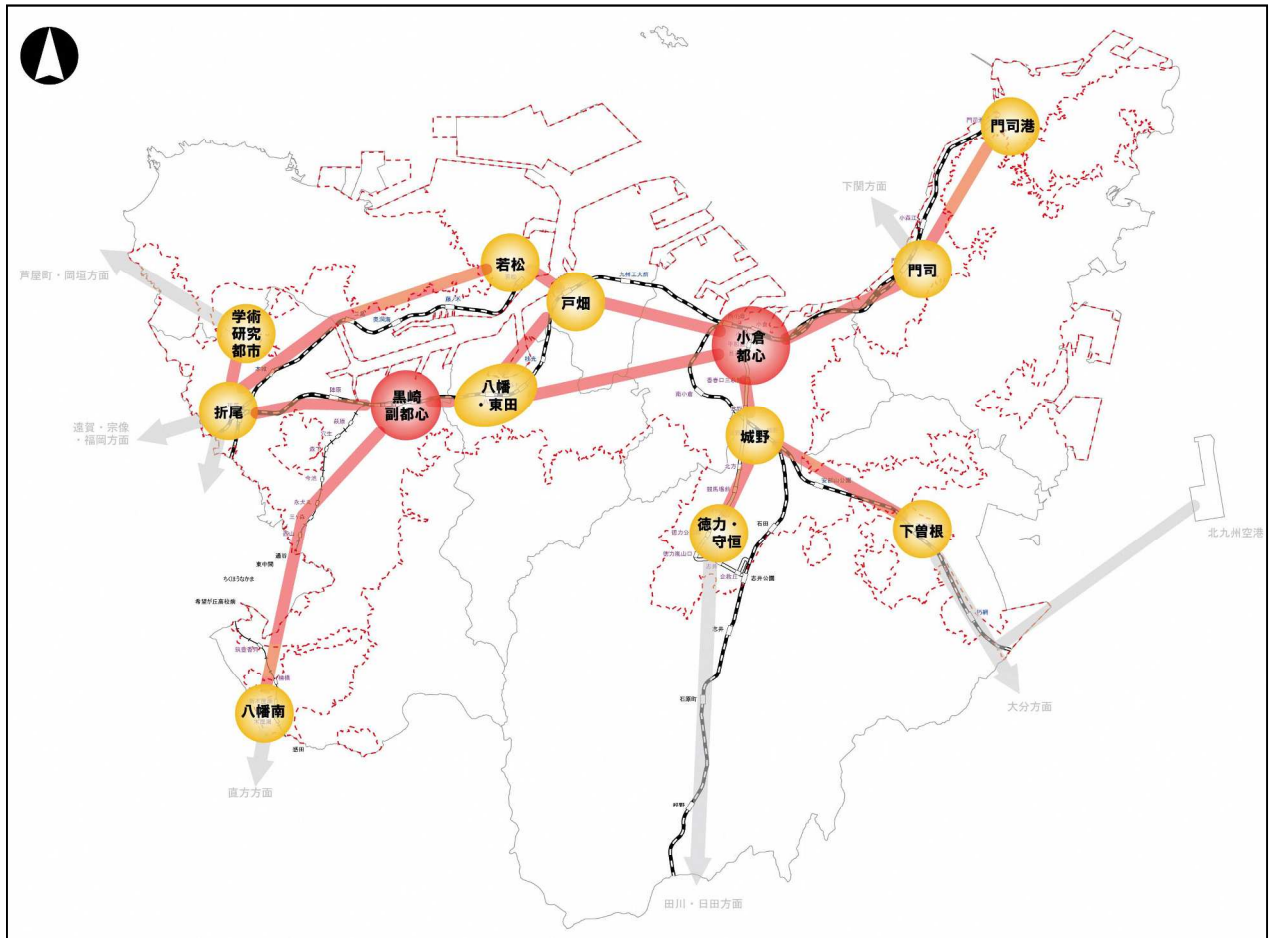






図 拠点構造図(抜粋再掲)

凡例	
	都心・副都心
	地域拠点
	都心、副都心、地域拠点相互を接続する軸
	市街化区域

5-2 整合を図るべき上位計画

(1) 上位計画である都市計画区域マスタープラン

福岡県が策定した都市計画区域マスタープランにおいては、広域的視点から立地の規制誘導が必要な大規模集客施設について、拠点位置づけ、立地可能な大規模集客施設の種類や区域を事前明示することにより、抑制と誘導がなされています。

表 北九州都市圏都市計画区域マスタープランにおける大規模集客施設の定義

大規模集客施設の種類		大規模集客施設の規模等	うち広域拠点に立地を誘導する規模等
商業・ 娯楽系	商業施設		
	スタジアム、文化ホール、劇場、映画館等の不特定多数の人が利用する施設	施設の床面積の合計が3,000㎡ ^{※3} を超えるもの	施設の床面積の合計が10,000㎡ ^{※2} を超えるもの
公共・ 公益系	公共施設（国、地方公共団体の拠点施設：庁舎、市町村役場、基幹図書館）	国・地方公共団体が整備する公共施設	国・県が整備する公共施設
	病院	病床数200床 ^{※3} ・ ^{※4} を超えるもの	3次医療圏規模のもの
	福祉施設	収容人数200人 ^{※3} を超えるもの	(立地の影響が市町村の範囲を超えるような規模のものはない)
	大学等	学生数が500名 ^{※3} を超えるもの	学生数が500名 ^{※3} を超えるもの

- (※1) 商業施設、スタジアム、文化ホール、劇場、映画館等の不特定多数の人が利用する施設の床面積の合計
- (※2) 立地の影響が1つの市町村の範囲内に留まる程度の規模は都市圏等の実情による。
- (※3) 立地の影響が街区の単位（徒歩圏）等を超える程度の規模は都市圏等の実情による。なお、北九州市域の商業・娯楽系の施設については10,000㎡とする。
- (※4) 病床数には、療養、精神等を除く。

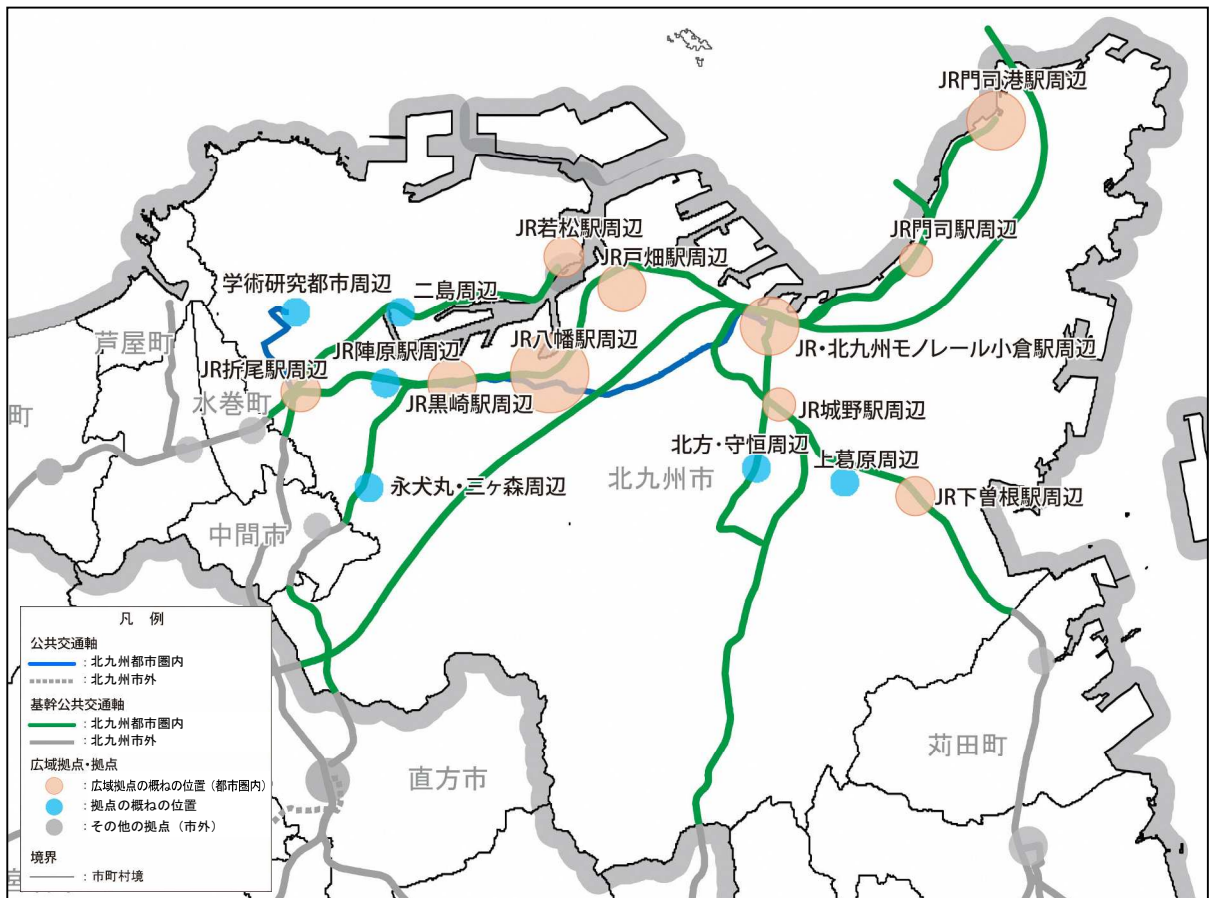


図 北九州都市圏都市計画区域マスタープランにおける参考附図2 都市構造形成方針図

※北九州都市圏都市計画区域マスタープランでは、拠点間を結び、集住や都市機能の集約を促進していく「公共交通軸」を位置付けており、その中でも、特に質が高いものを「基幹公共交通軸」としている。

5-3 都市機能誘導区域及び誘導施設の設定

(1) 都市機能誘導区域を設定する地区等

都市機能誘導区域として設定する都心・副都心・地域拠点、第4章4-5で記載した「都市空間形成の方向性（目指すべき都市像）」で設定したように、区レベル以上を対象とした都市機能が集積する拠点であり、高次の都市機能を維持・誘導していくことにより、街なかでの市民の生活を支えていくものです。

このため、都市機能誘導区域を設定する地区とその区域範囲については、高次の都市機能を誘導していく観点から、広域の視点に基づき高次の都市機能を配置すべき区域を事前明示している北九州都市圏都市計画区域マスタープラン（令和3年4月福岡県告示）との整合を図ることとし、設定する地区は、都心・副都心・地域拠点のうち、都市計画区域マスタープランにおいて広域拠点・拠点としている地区を、区域範囲は、当該広域拠点・拠点（以下、「区域マスの拠点の区域」といいます）と同じ範囲とすることを基本とします。

都市機能誘導区域（12地区）
小倉都心、黒崎副都心、 門司港、門司、城野、徳力・守恒、下曾根、若松、八幡・東田、折尾、戸畑、学術研究都市

この場合、次の地区に係る都市機能誘導区域の区域範囲については、関連プロジェクトとの整合を図るため、以下のとおりとします。

1) 門司港地区

門司港地域における公共施設マネジメントモデルプロジェクトは、令和3年度の公共事業評価により、公共施設の集約先及び事業区域が確定したため、この区域を都市機能誘導区域に含めることとします。（変更区域の詳細については、資料編を参照してください。）

2) 門司地区

公共施設マネジメントモデルプロジェクトの大里地域における公共施設の集約再配置は、令和元年代後半であることから、今後、規模と機能の検討作業後に都市機能誘導区域の範囲を検討することとし、現段階では、当該場所は都市機能誘導区域には含めないこととします。

3) 城野地区

城野ゼロ・カーボン先進街区は、区域マスの拠点の区域外ですが、JR駅と直結しており、かつ、当該区域に隣接して生活利便施設等を誘導すべきゾーンがあります。このためこのゾーンを城野地区の都市機能誘導区域の一部に含めることとします。

4) 学術研究都市地区

北九州学術・研究都市北部土地区画整理事業の施行地区は、区域マスの拠点の区域外ですが、当該事業の完了に伴い地区全域で土地利用が可能になります。このため施行地区のうち大学・関連施設用地については、学術研究都市地区の都市機能誘導区域の一部に含めることとします。

なお、北九州都市圏都市計画区域マスタープランにおいて、拠点として位置づけがなされているものの具体的な区域指定がなされていない徳力・守恒地区については、モノレール北方、競馬場前、守恒、徳力公団前の4停留場周辺で、大規模集客施設の立地を許容する用途地域等を対象として区域を設定します。

(2) 都市機能誘導区域の設定

都市機能誘導区域は、北九州都市圏都市計画区域マスタープラン(令和3年4月30日告示)に定める広域拠点・拠点の区域(城野、学術研究都市の各地区にあっては、「(1) 都市機能誘導区域を設定する地区等」において含めることとされた区域を含む)及び「(1) 都市機能誘導区域を設定する地区等」において定められた方法により設定された徳力・守恒地区の区域から、それぞれ土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域、工業専用地域、工業地域のうち工業専用地域又は臨港地区と隣接し、かつ、一体的な土地利用がなされている区域、臨港地区(住宅の建築が制限されているもの)、特別用途地区(特別工業地区)を除いた区域とします。

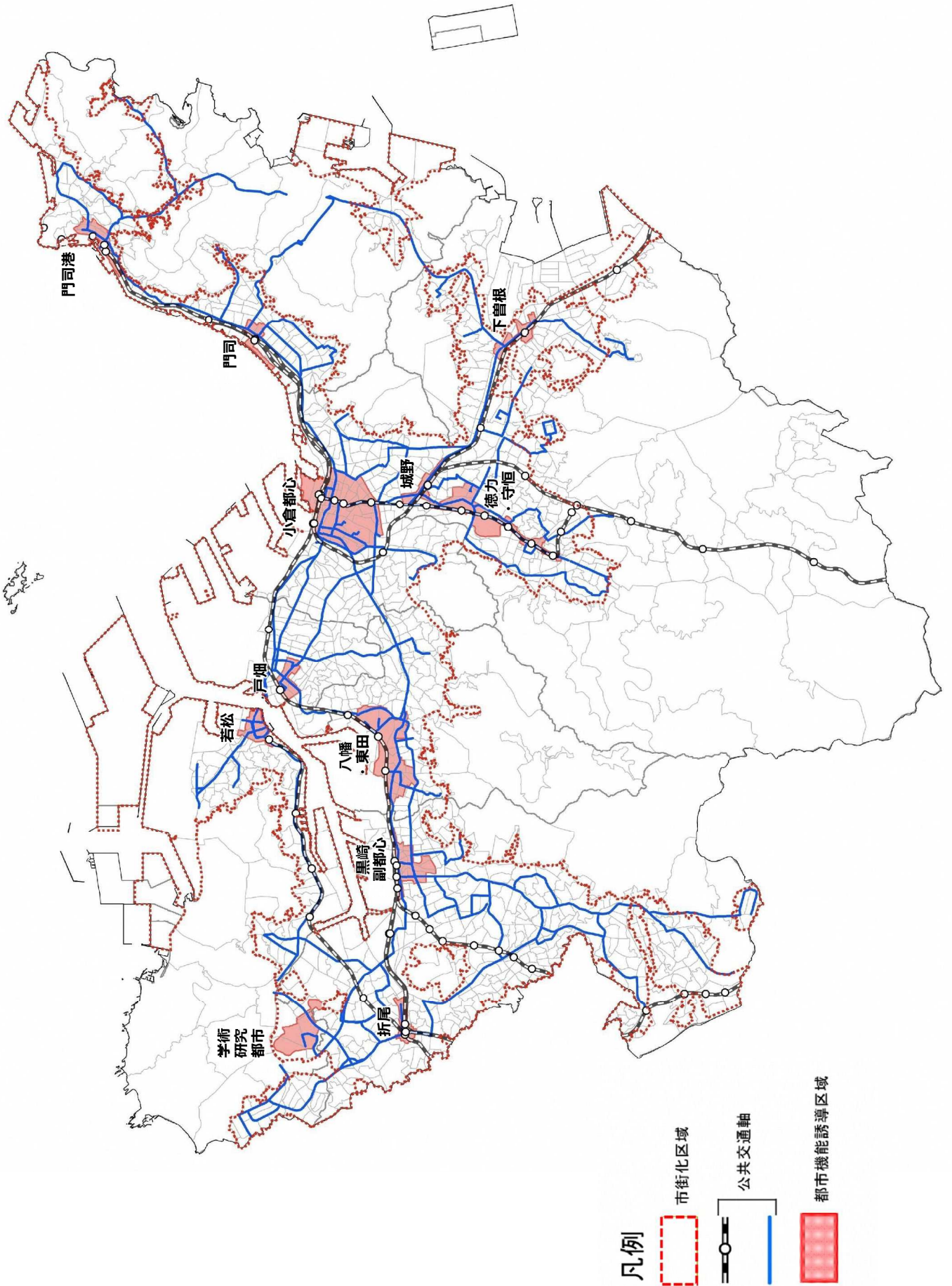
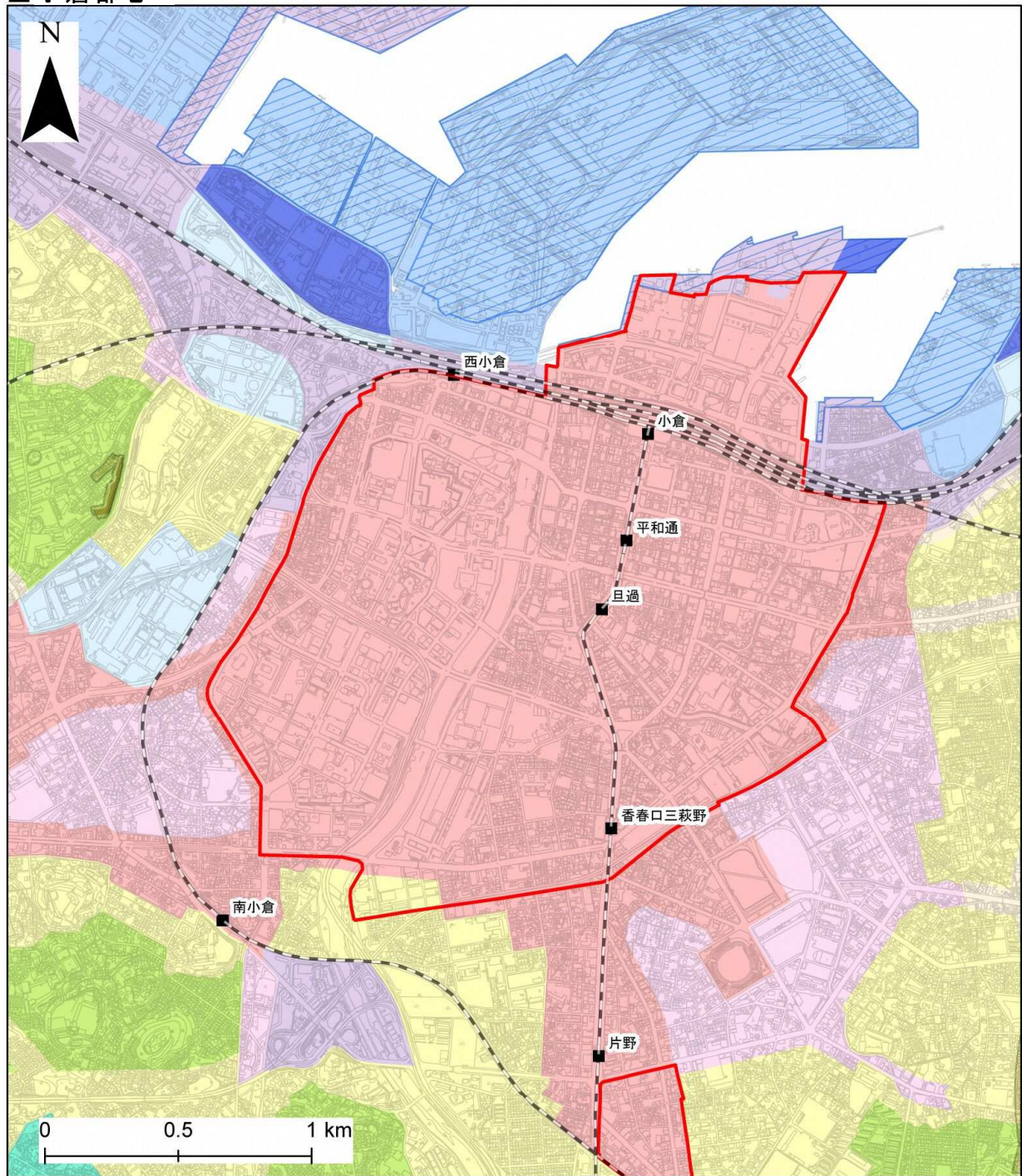


図 都市機能誘導区域

■小倉都心



凡例



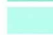

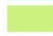

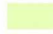

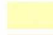





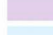


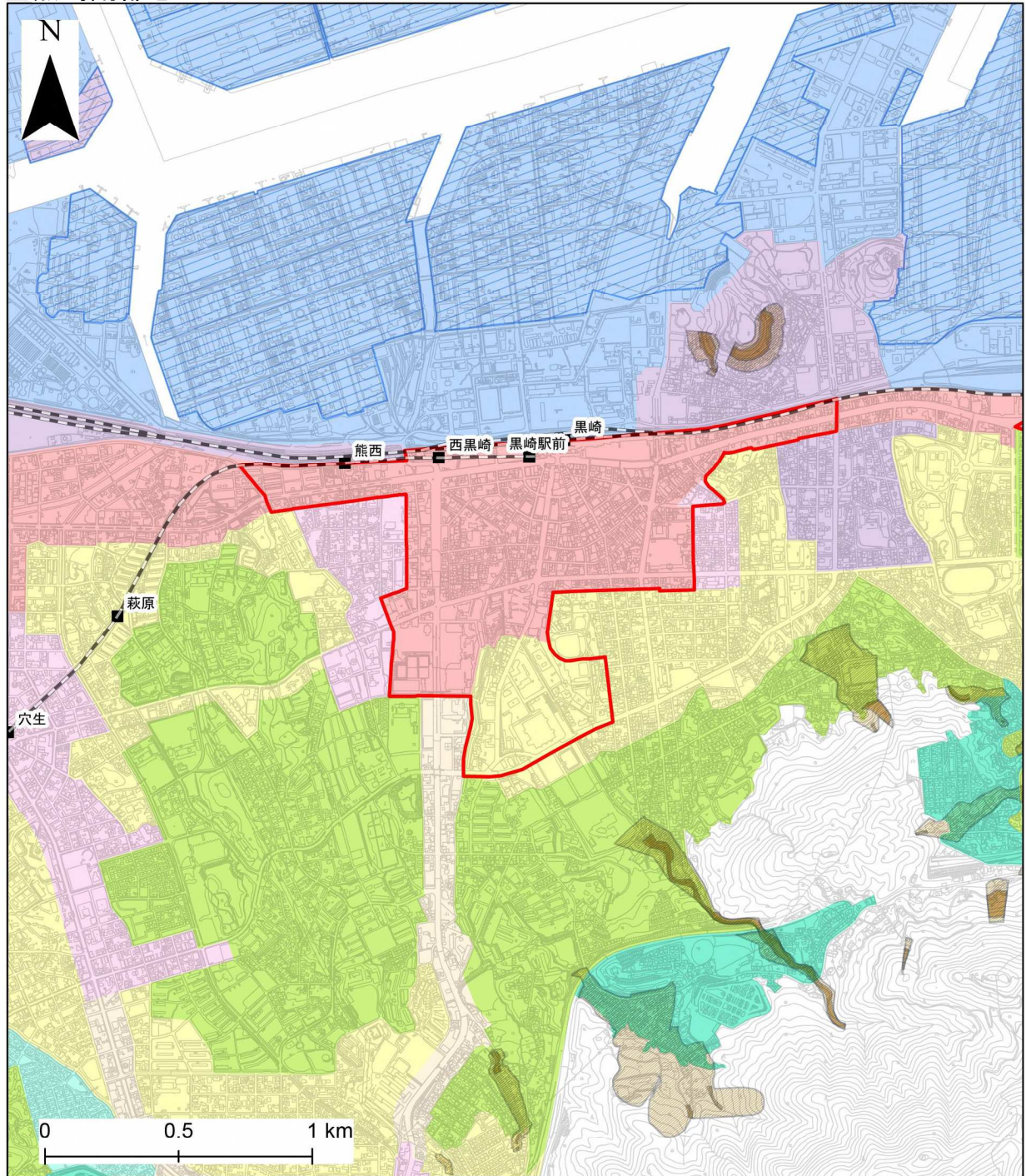
- | | | | |
|---|--------------|---|--|
|  | 第一種低層住居専用地域 |  | 都市機能誘導区域 |
|  | 第二種低層住居専用地域 |  | 土砂災害特別警戒区域 |
|  | 第一種中高層住居専用地域 |  | 土砂災害警戒区域 |
|  | 第二種中高層住居専用地域 |  | 臨港地区（住宅の建築が制限されているもの） |
|  | 第一種住居地域 |  | 工業地域のうち工業専用地域又は臨港地区と隣接し、かつ、一体的な土地利用がなされている区域 |
|  | 第二種住居地域 | | |
|  | 準住居地域 | | |
|  | 近隣商業地域 | | |
|  | 商業地域 | | |
|  | 準工業地域 | | |
|  | 工業地域 | | |
|  | 工業専用地域 | | |

図 都市機能誘導区域

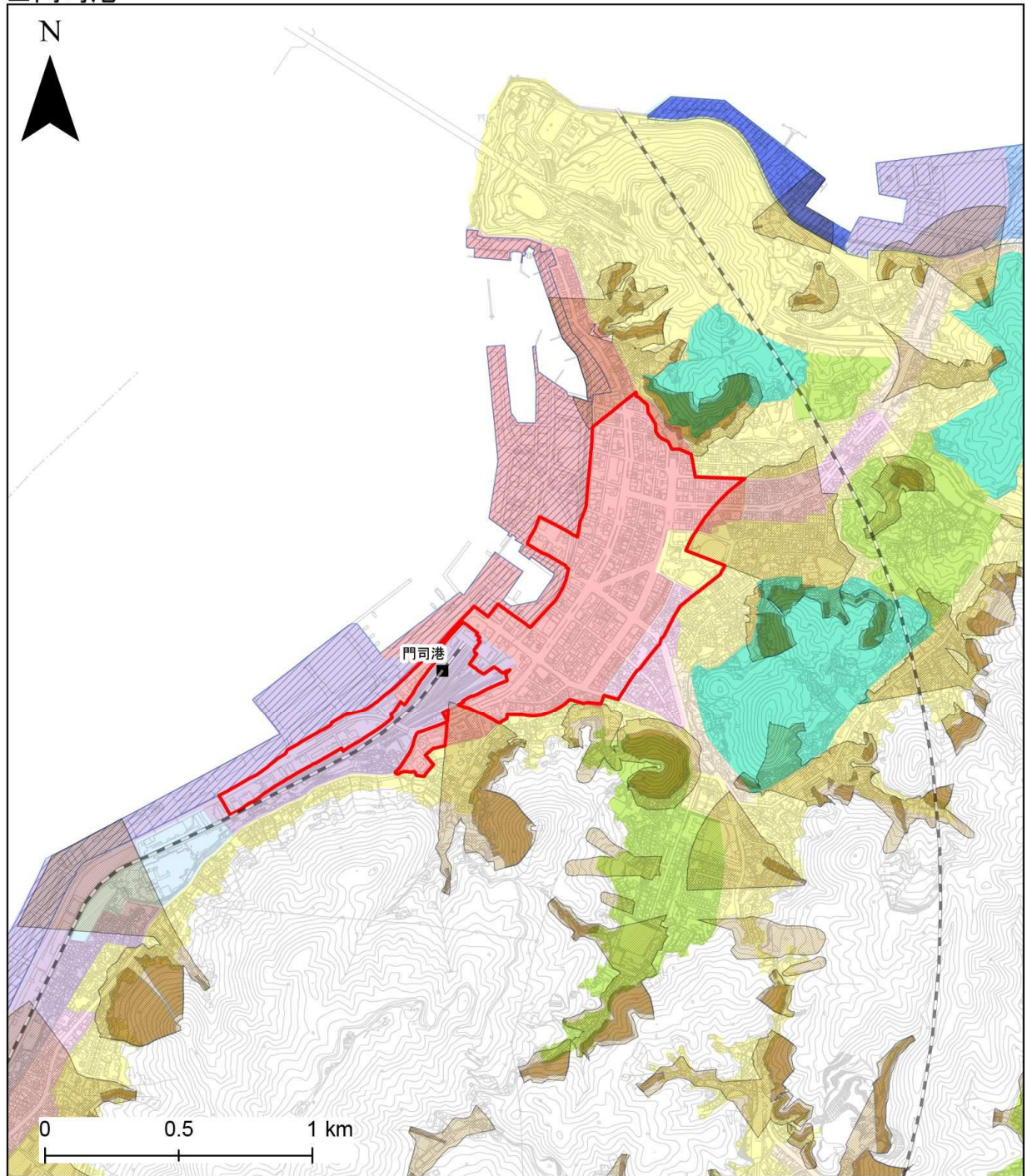
■ 黒崎副都心



凡例			
	第一種低層住居専用地域		都市機能誘導区域
	第二種低層住居専用地域		土砂災害特別警戒区域
	第一種中高層住居専用地域		土砂災害警戒区域
	第二種中高層住居専用地域		臨港地区（住宅の建築が制限されているもの）
	第一種住居地域		
	第二種住居地域		
	準住居地域		
	近隣商業地域		
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		
	工業専用地域		

図 都市機能誘導区域

■門司港



凡例



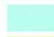

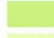

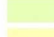

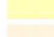




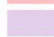



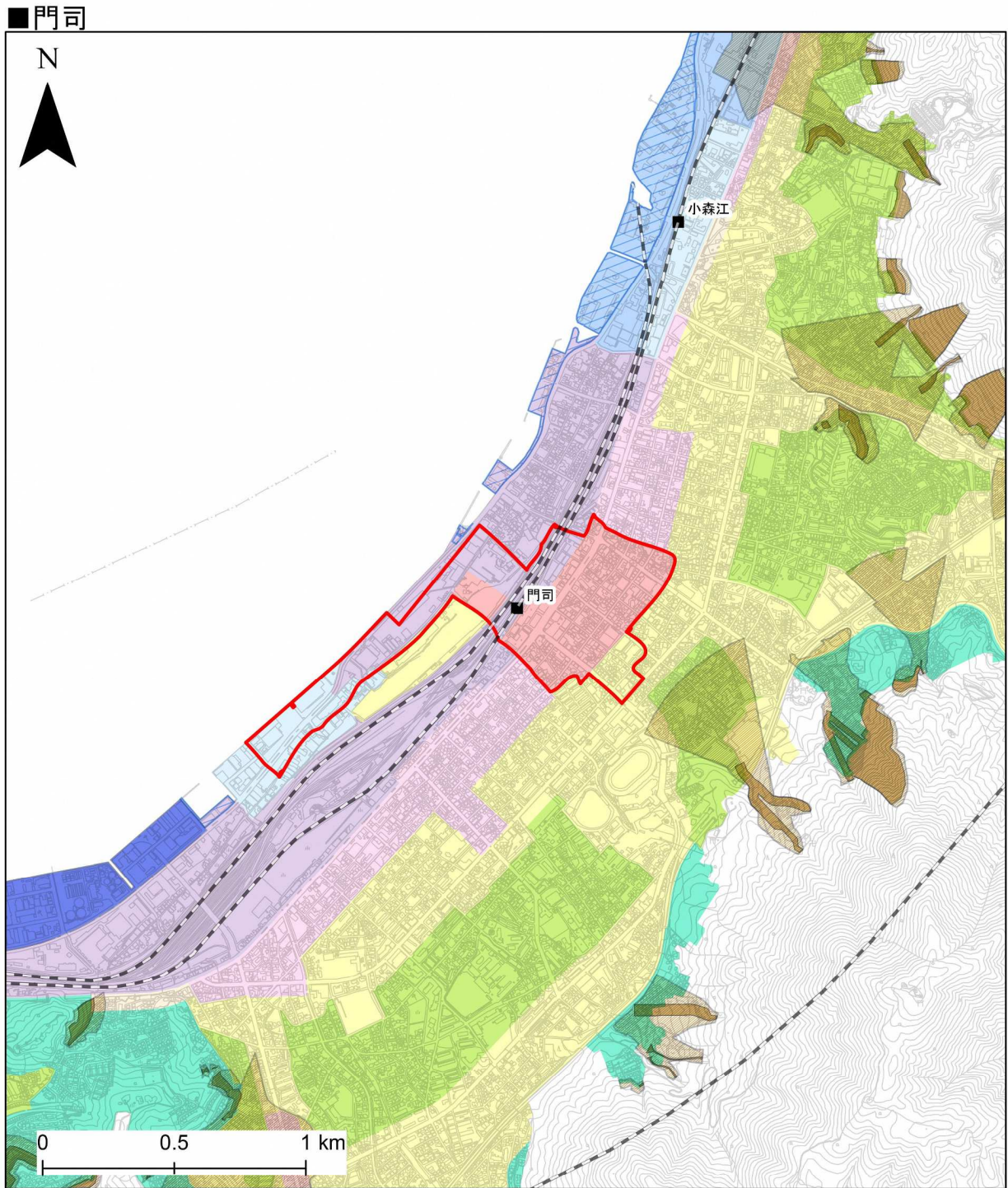
- | | | | |
|---|--------------|---|--|
|  | 第一種低層住居専用地域 |  | 都市機能誘導区域 |
|  | 第二種低層住居専用地域 |  | 土砂災害特別警戒区域 |
|  | 第一種中高層住居専用地域 |  | 土砂災害警戒区域 |
|  | 第二種中高層住居専用地域 |  | 臨港地区（住宅の建築が制限されているもの） |
|  | 第一種住居地域 |  | 工業地域のうち工業専用地域又は臨港地区と隣接し、かつ、一体的な土地利用がなされている区域 |
|  | 第二種住居地域 | | |
|  | 準住居地域 | | |
|  | 近隣商業地域 | | |
|  | 商業地域 | | |
|  | 準工業地域 | | |
|  | 工業地域 | | |
|  | 工業専用地域 | | |

図 都市機能誘導区域



凡例

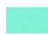

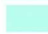

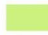

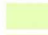

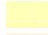

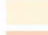
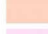

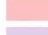
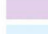


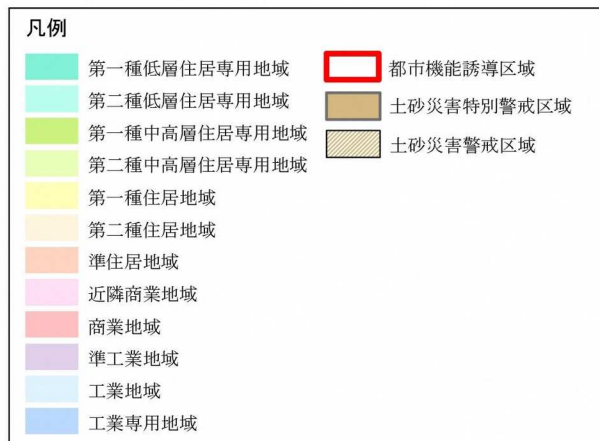
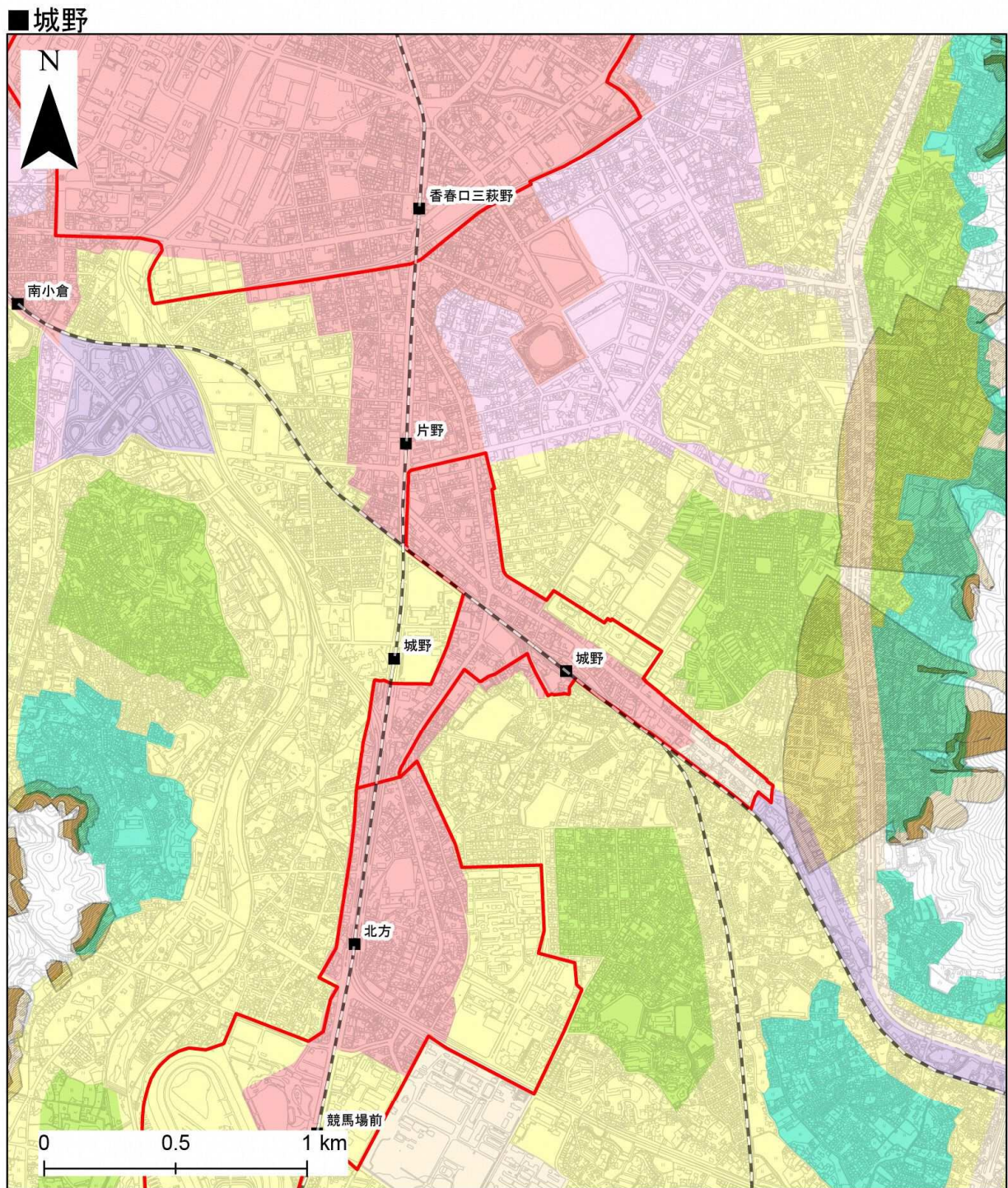
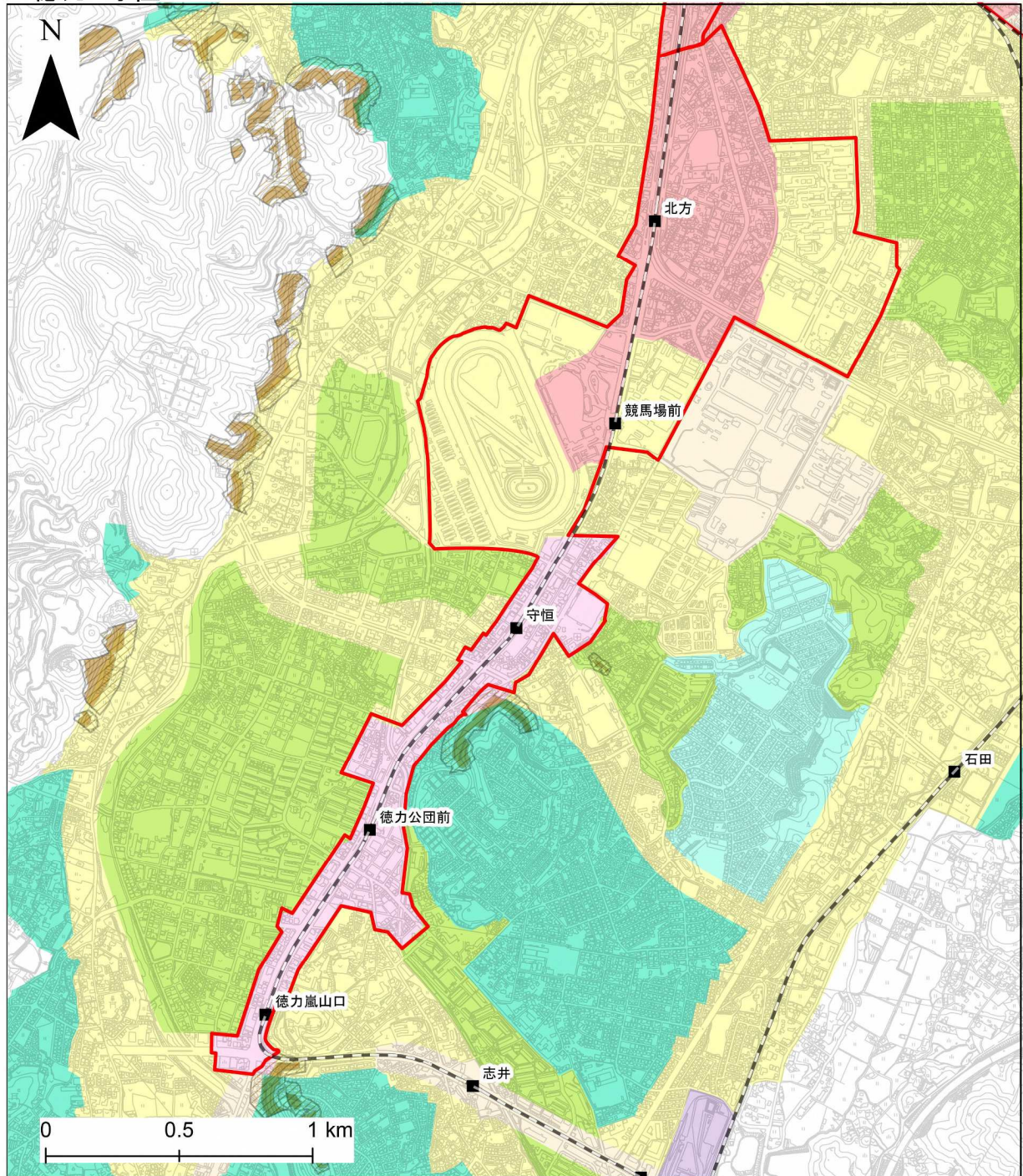
	第一種低層住居専用地域		都市機能誘導区域
	第二種低層住居専用地域		土砂災害特別警戒区域
	第一種中高層住居専用地域		土砂災害警戒区域
	第二種中高層住居専用地域		臨港地区（住宅の建築が制限されているもの）
	第一種住居地域		工業地域のうち工業専用地域又は臨港地区と隣接し、かつ、一体的な土地利用がなされている区域
	第二種住居地域		
	準住居地域		
	近隣商業地域		
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		
	工業専用地域		

図 都市機能誘導区域



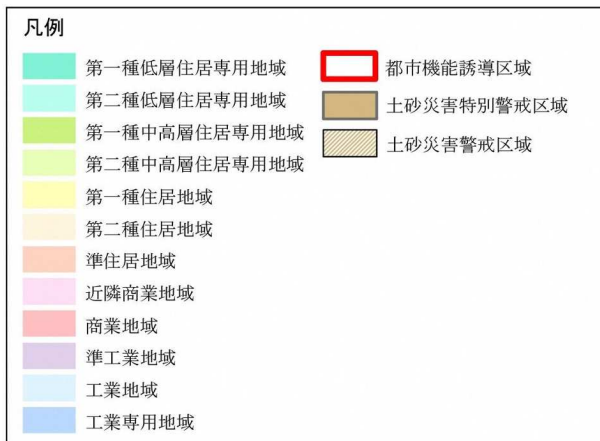
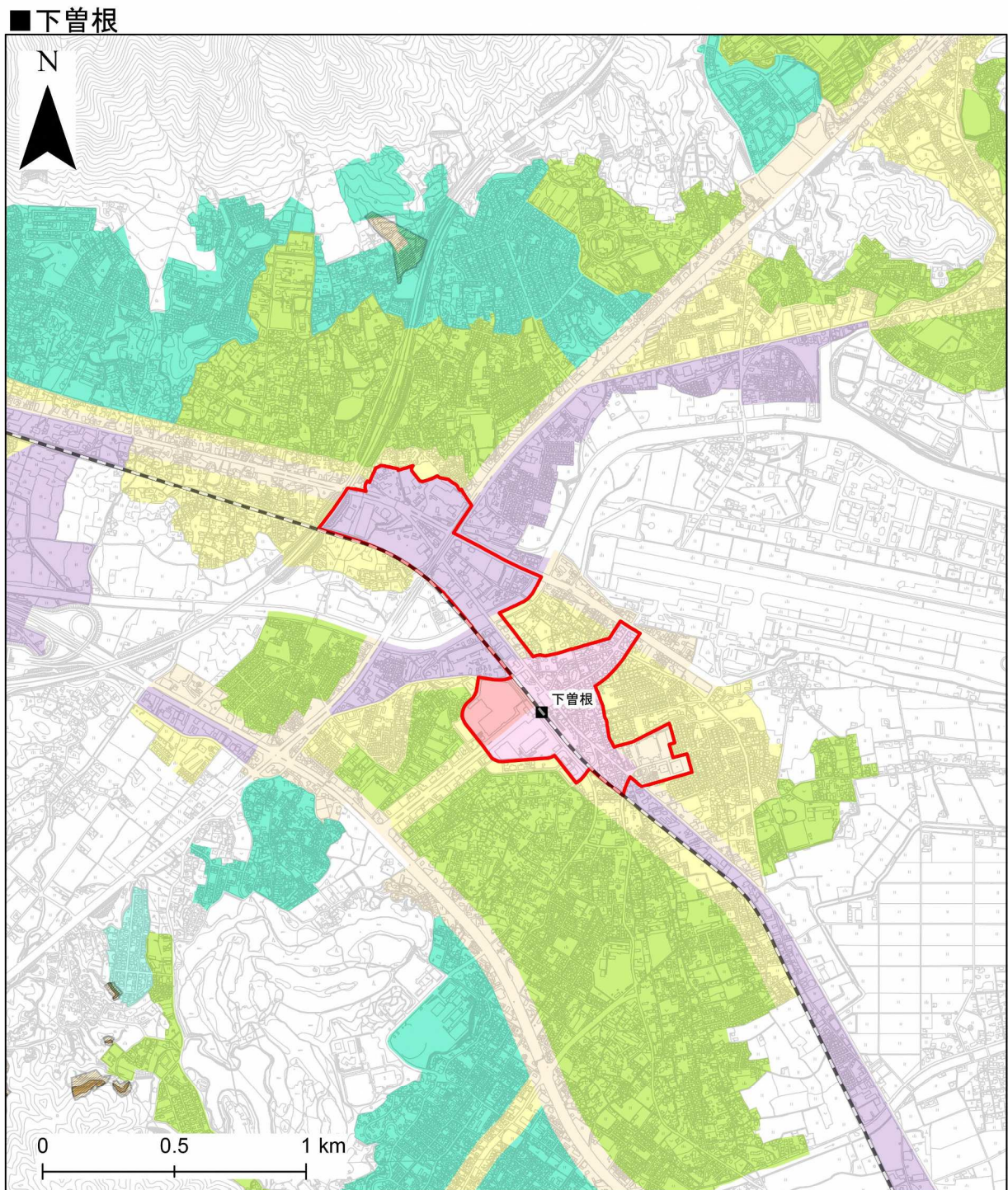
☒ 都市機能誘導区域

■ 徳力・守恒



凡例	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	都市機能誘導区域
	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域

図 都市機能誘導区域



☒ 都市機能誘導区域

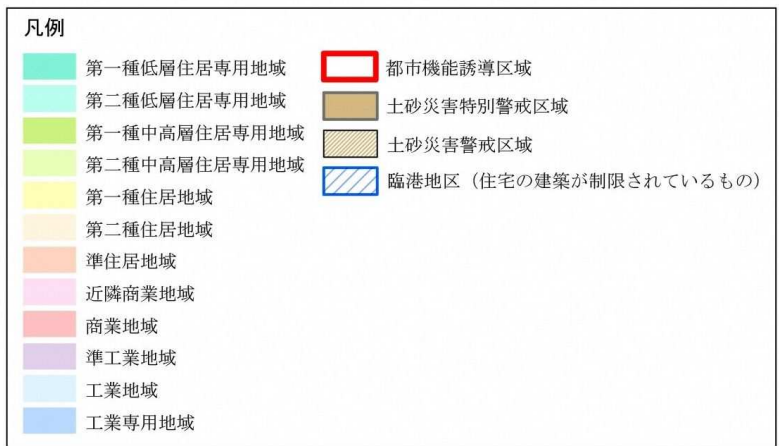
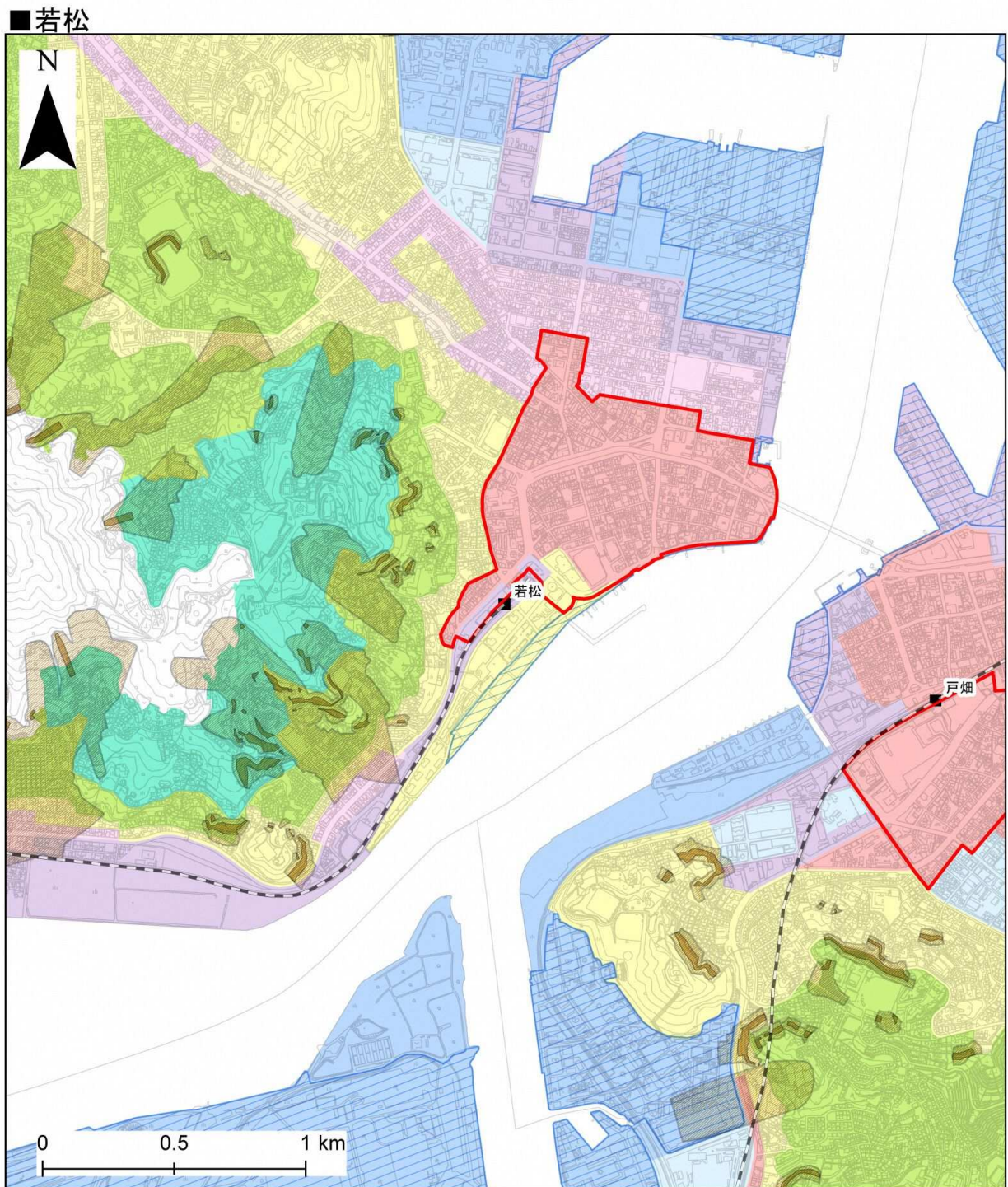
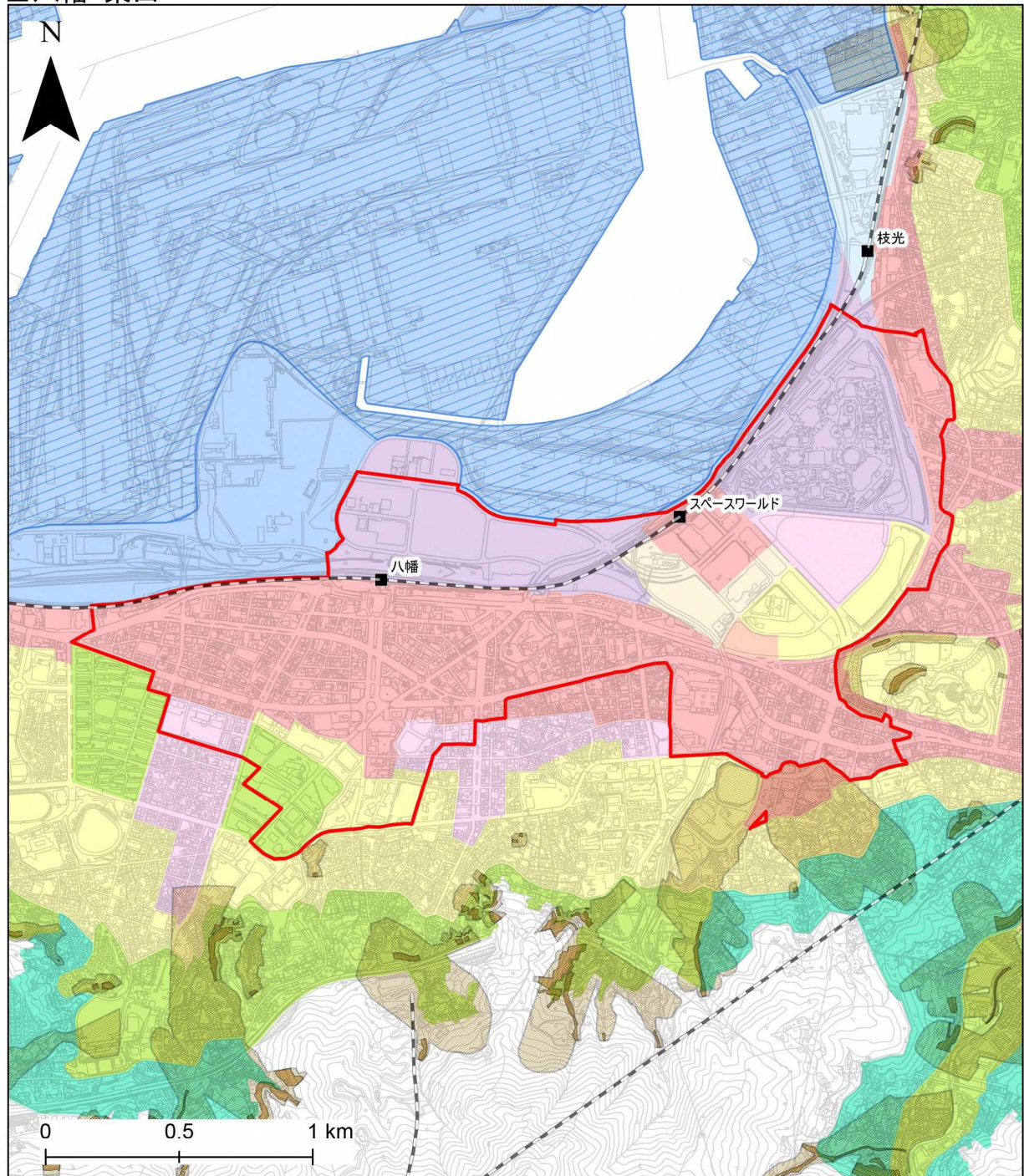


図 都市機能誘導区域

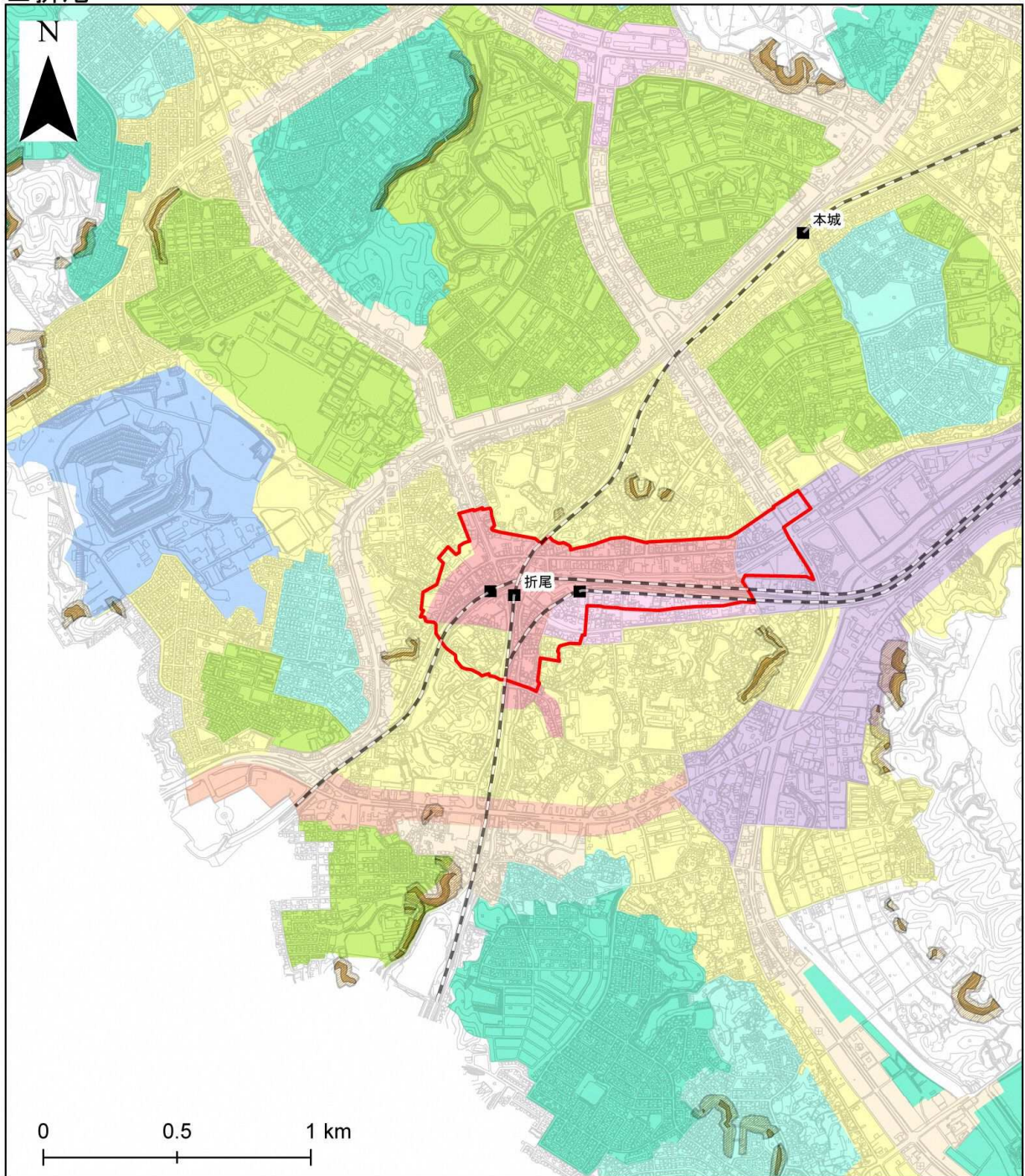
■八幡・東田



凡例	
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	都市機能誘導区域
	土砂災害特別警戒区域
	土砂災害警戒区域
	臨港地区（住宅の建築が制限されているもの）

図 都市機能誘導区域

■折尾



凡例

	第一種低層住居専用地域		都市機能誘導区域
	第二種低層住居専用地域		土砂災害特別警戒区域
	第一種中高層住居専用地域		土砂災害警戒区域
	第二種中高層住居専用地域		
	第一種住居地域		
	第二種住居地域		
	準住居地域		
	近隣商業地域		
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		
	工業専用地域		

☒ 都市機能誘導区域

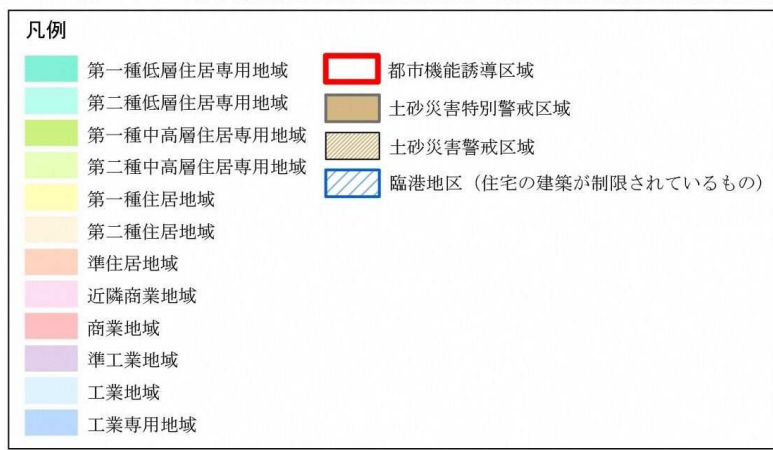
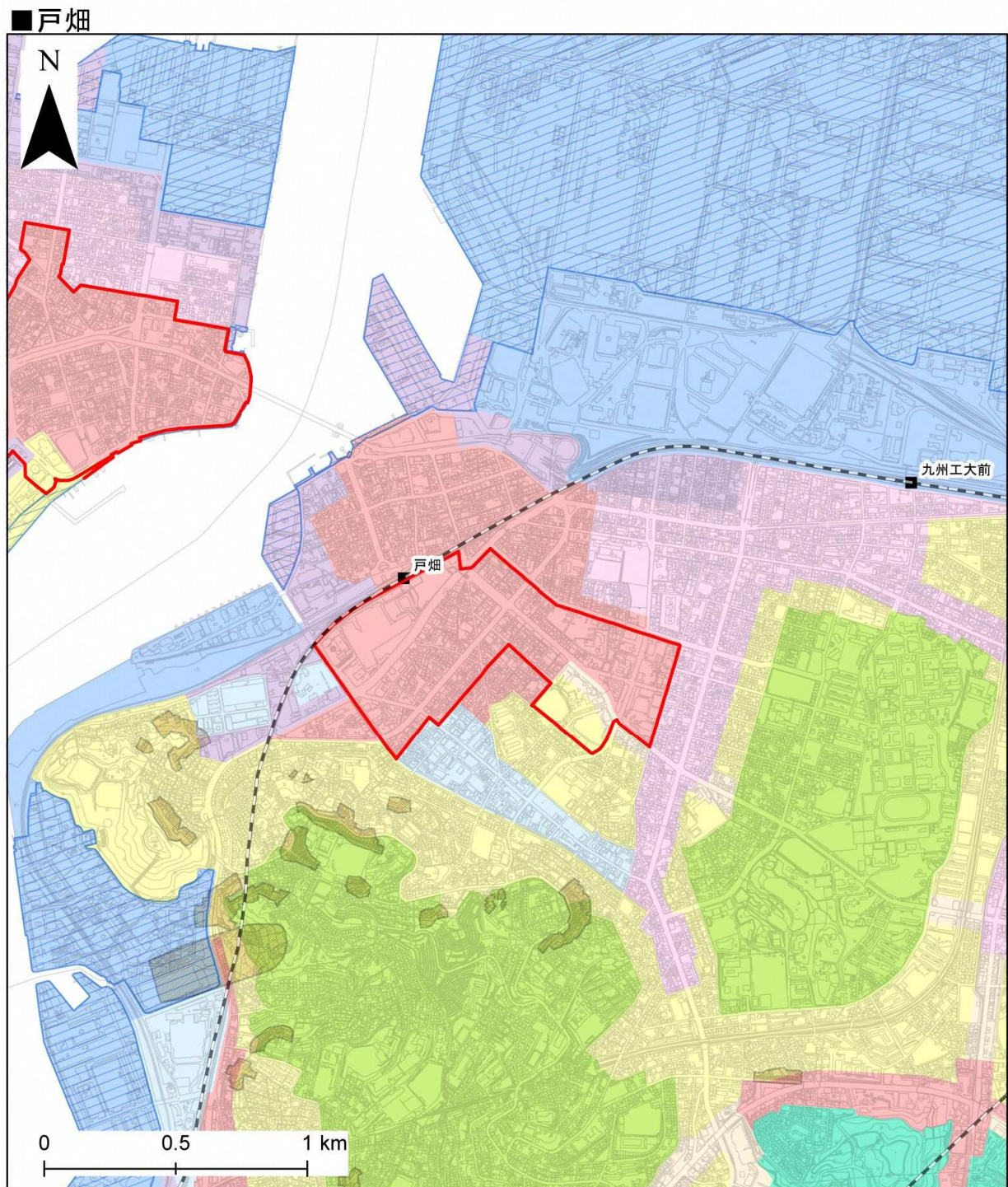


図 都市機能誘導区域

■ 学术研究都市

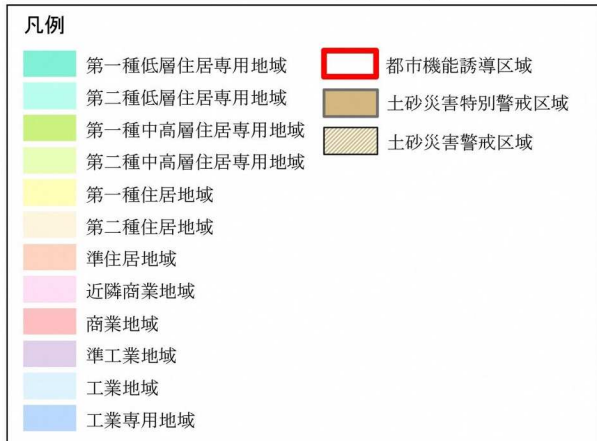
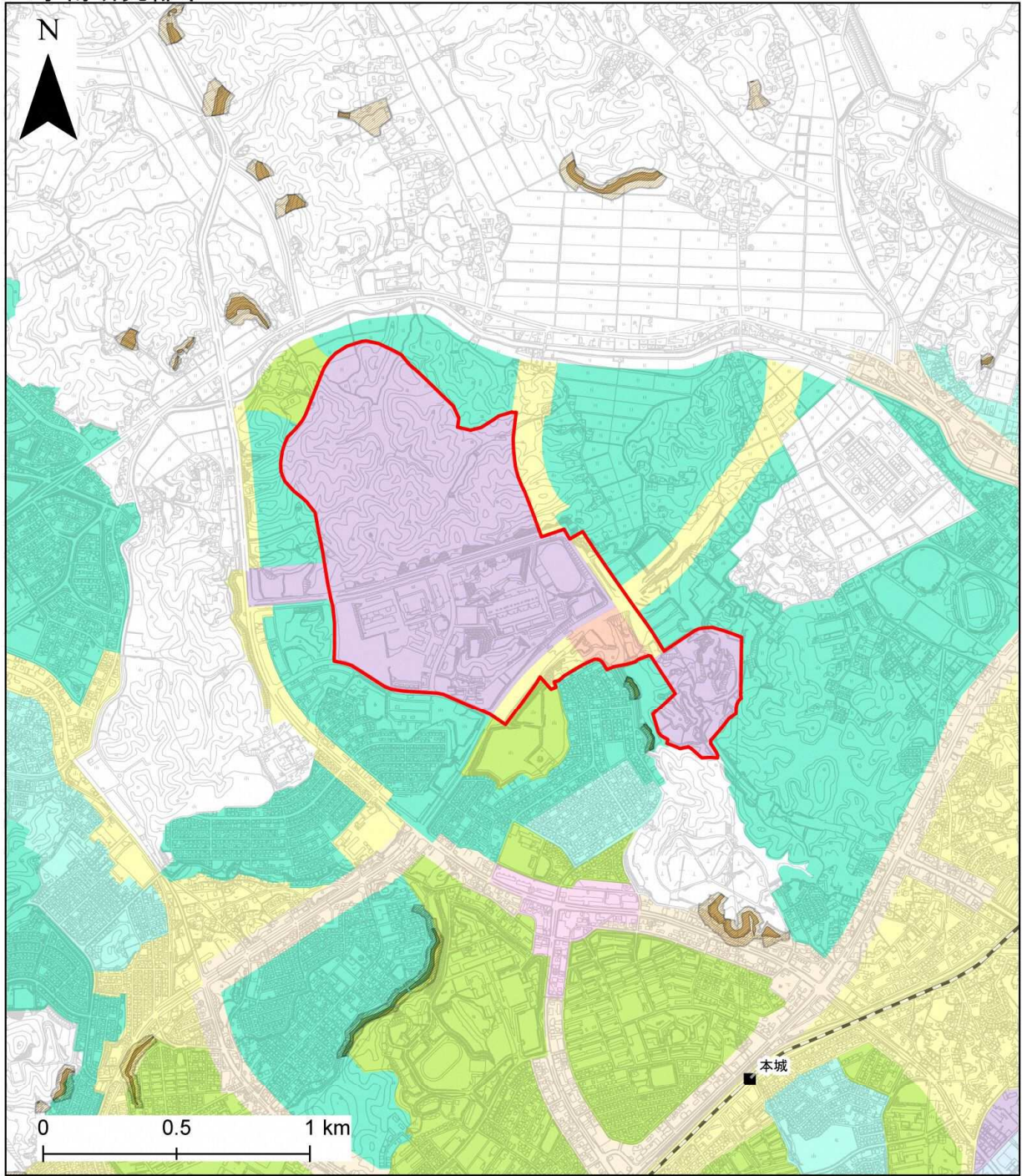


図 都市機能誘導区域

(3) 誘導施設の設定

北九州都市圏都市計画区域マスタープランと整合を図りながら、都市機能誘導区域（都心・副都心・地域拠点）において、高次の都市機能を誘導していくことから、同都市計画区域マスタープランにおける大規模集客施設(拠点到立地を誘導する施設)を誘導施設とします。

拠点名	誘導施設
小倉都心	商業施設等：商業施設、スタジアム、文化ホール、劇場、映画館等不特定多数の人が利用する施設であり、施設の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの 公共施設：国県市の拠点施設（庁舎、区役所、基幹図書館） 病院：病床数200床を超えるもの 大学等：学生数が500名を超えるもの
黒崎副都心	
門司港	
門司	
城野	
徳力・守恒	
下曾根	
若松	
八幡・東田	
折尾	
戸畑	
学術研究都市	

第6章 ～ 居住誘導区域 ～

第6章 居住誘導区域

6-1 居住誘導区域設定の考え方

(1) 基本的考え方

居住誘導区域は、人口減少の中にあっても一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を緩やかに誘導する区域です。

このため、居住誘導区域は、都市全体における人口や土地利用、交通や財政の現状及び将来の見通しを勘案しつつ、居住誘導区域内外にわたる良好な居住環境を確保し、地域における公共投資や公共公益施設の維持運営などの都市経営が効率的に行われるよう定めるべきであるとされています。

居住誘導区域を定めることが考えられる区域として、国の「都市計画運用指針」では以下のとおりです。

- ア) 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域
- イ) 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域
- ウ) 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域

また、居住誘導区域に含まないこととされている区域として市街化調整区域や土砂災害特別警戒区域など、居住誘導区域に含まないこととすべき区域として土砂災害警戒区域など、居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域として工業専用地域などが挙げられています。

(2) 北九州市における居住誘導区域の設定の基本的考え方

北九州市立地適正化計画における居住誘導区域は、第4章における「本市における都市構造形成の基本的な方針」に基づき、「街なか」の区域を定めるものとし、国における都市計画運用指針を踏まえ、居住誘導区域に定めようとする区域（「含む区域」(STEP 1)）から、居住誘導区域に「含まない区域」(STEP 2)を除いた区域を、適切な目標値を設定(STEP 3)した上で、設定していきます。

STEP 1：居住誘導区域に「含む区域」の設定

医療・商業等といった高次の都市機能の誘導を図る「都市機能誘導区域」、交通網ストックを活かした公共交通の利便性の高い「公共交通利用圏」、本市が長年培ってきた公共基盤施設を活かし、質の高い住環境が住み替えにより維持される、子育て世代などにとって暮らしやすい「良好な居住環境が形成・保全される区域」を居住誘導区域に「含む区域」とします。

「含む区域」とする区域等は次のとおりです。

①都市機能誘導区域

- ・第5章5-3で設定した都市機能誘導区域とします。

②公共交通利用圏

- ・鉄軌道駅半径500m圏、及びバス路線（地域公共交通網形成計画に定める公共交通軸（主要幹線軸、幹線軸※）に係るもの）沿線300m圏（高台地区は100m圏）とします。

※主要幹線軸：概ね10分に1本以上の頻度で公共交通機関が運行する交通軸

幹線軸：概ね30分に1本以上の頻度で公共交通機関が運行する交通軸

③良好な居住環境が形成・保全される区域

- ・土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業、又は開発許可による開発・整備区域であって、5ha以上の住宅系地区計画（良好な居住環境の保全等を目標として定めている地区計画）が定められた区域とします。

STEP 2 : 居住誘導区域に「含まない区域」の設定

「市街化調整区域など」、「災害発生のおそれのある区域」及び「法令・条例により住宅の建築が制限されている区域」を居住誘導区域に「含まない区域」とします。

その他に、高齢者等にとって移動のしづらい斜面住宅地の多くに指定されている「宅地造成工事規制区域」や、「工業地域のうち工業専用地域又は臨港地区と隣接し、かつ、一体的な土地利用がなされている区域」も居住誘導区域に「含まない区域」とします。

「含まない区域」とする区域等は次のとおりです。

① 市街化調整区域など

- ・市街化調整区域、農地、保安林の区域等とします。

② 災害発生のおそれのある区域

- ・災害危険区域、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、浸水被害防止区域とします。（※災害ハザード情報と居住誘導区域との関係性については、第8章8-5参照）

③ 法令・条例により住宅の建築が制限されている区域

- ・工業専用地域、地区計画（住宅の建築が制限されているもの）、臨港地区（住宅の建築が制限されているもの）、特別用途地区（特別工業地区）とします。

ただし、当該地区計画の区域が「含む区域」である都市機能誘導区域と重複する場合、その重複する区域は「含まない区域」とはしないこととします。（居住誘導区域として設定することとします。）

④ その他

- ・宅地造成工事規制区域、工業地域のうち工業専用地域又は臨港地区と隣接し、かつ、一体的な土地利用がなされている区域は、「含まない区域」とします。

ただし、当該宅地造成工事規制区域が「含む区域」である「良好な居住環境が形成・保全される区域」と重複する場合、その重複する区域は「含まない区域」とはしないこととします。

（居住誘導区域として設定することとします。）

STEP 3 : 目標値の設定

「街なか」になるべく多くの人々がまとまって住むことが、地域の活力の維持・向上や公共交通の維持に資することから、居住誘導区域内の人口密度を指標として目標値を設定します。

表 都市計画運用指針と北九州市の設定の考え方の比較

○：「含む区域」とするもの
 ×：「含まない区域」とするもの
 —：該当がないもの

		都市計画運用指針（第12版）	該当する区域及び北九州市の設定の考え方	
居住誘導区域に「含む区域」	「含む区域」	ア	都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域	○都市機能誘導区域
		イ	都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域	○公共交通利用圏
		ウ	合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域	—
	「含む区域」	その他	—	○良好な居住環境が形成・保全される区域
居住誘導区域に「含まない区域」	(2) 含まない	ア	市街化調整区域	×市街化調整区域
		イ	建築基準法第39条の災害危険区域のうち、条例により住宅の建築が禁止されている区域	×災害危険区域として県が指定する急傾斜地崩壊危険区域
		ウ	農業振興地域の整備に関する法律農用地区域又は農地法の農地若しくは採草放牧地の区域	×農業振興地域の整備に関する農用地区域又は農地法の農地若しくは採草放牧地の区域
		エ	自然公園法の特別地域、森林法の保安林の区域、自然環境保全法の原生自然環境保全地域又は特別地区、森林法の保安林予定森林の区域、森林法の保安施設地区又は保安施設地区に予定された地区	×自然公園法の特別地域 ×森林法の保安林の区域 ×自然環境保全法の原生自然環境保全地域又は特別地区 ×森林法の保安林予定森林の区域 ×森林法の保安施設地区又は保安施設地区に予定された地区
		オ	地すべり防止区域	×地すべり防止区域 ※
		カ	急傾斜地崩壊危険区域	×急傾斜地崩壊危険区域 ※
		キ	土砂災害特別警戒区域	×土砂災害特別警戒区域 ※
		ク	浸水被害防止区域	×浸水被害防止区域 ※ (市内では未指定)
		(3) 原則、含まない	ア	津波災害特別警戒区域
	イ		災害危険区域【(2)イ除く】	—
	(4) 適当ではないと判断される場合、含まない	ア	土砂災害警戒区域	×土砂災害警戒区域 ※
		イ	津波災害警戒区域	○津波災害警戒区域 ※
		ウ	洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域	○洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域、高潮浸水想定区域 ※
		エ	土砂災害警戒区域等における基礎調査、津波浸水想定区域、都市洪水想定区域及びその他の調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域	○津波浸水想定区域 ※
	(5) 慎重に判断を行うことが望ましい	ア	法令により住宅の建築が制限されている区域（工業専用地域・流通業務地区等）	×工業専用地域
		イ	条例により住宅の建築が制限されている区域（特別用途地区・地区計画等のうち、条例による制限区域）	×地区計画（住宅の建築が制限されているもの） ×臨港地区（住宅の建築が制限されているもの） ×特別用途地区（特別工業地区）
		ウ	過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	—
		エ	工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域	—
		「含む区域」	その他	—

※について、誘導区域等における災害リスクの考え方を「第8章～防災指針に関する事項～」にて詳細に整理します。

6-2 居住誘導区域の設定

(1) 設定フロー

居住誘導区域の設定の基本的考え方をフローにすると次のとおりとなります。

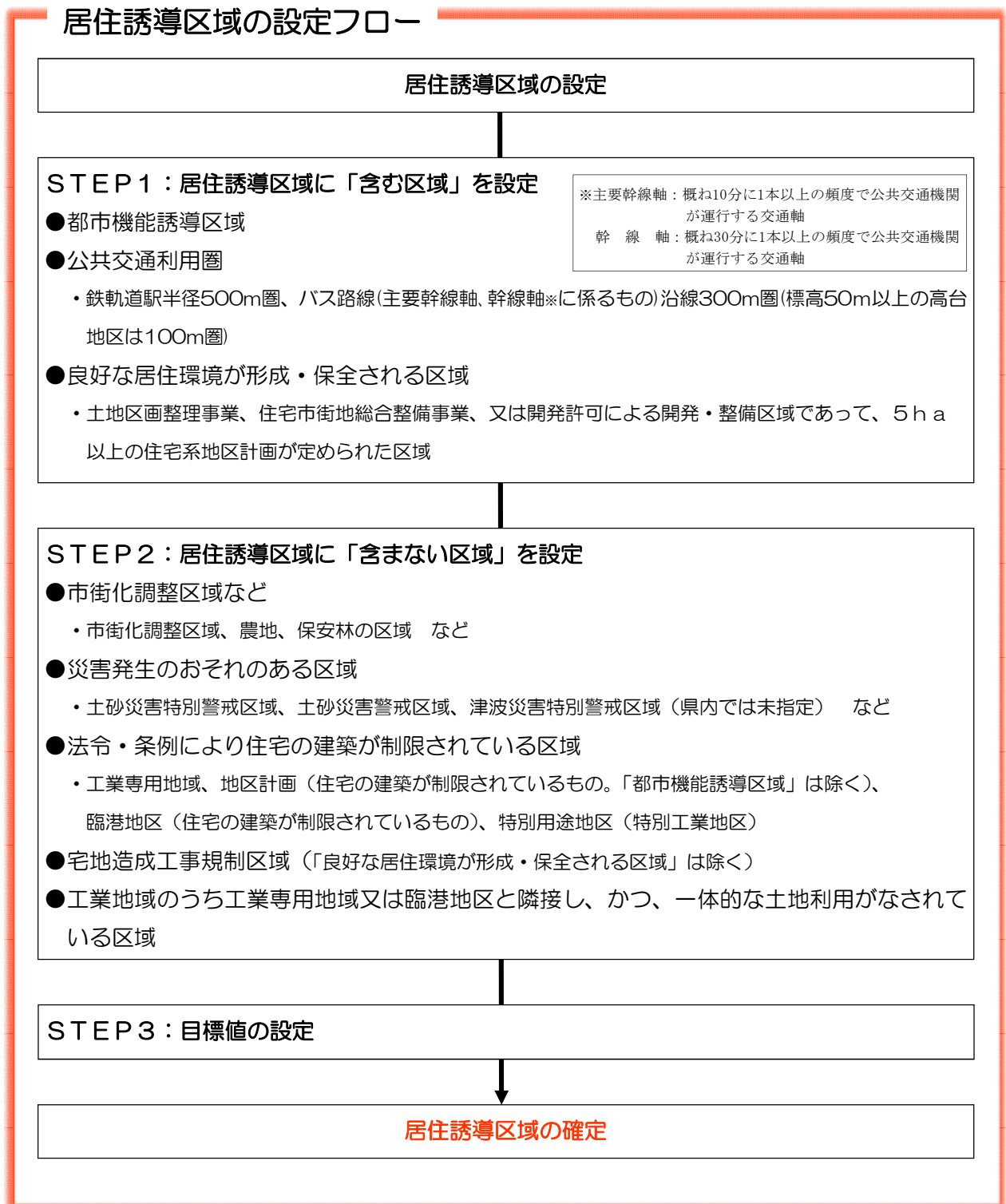
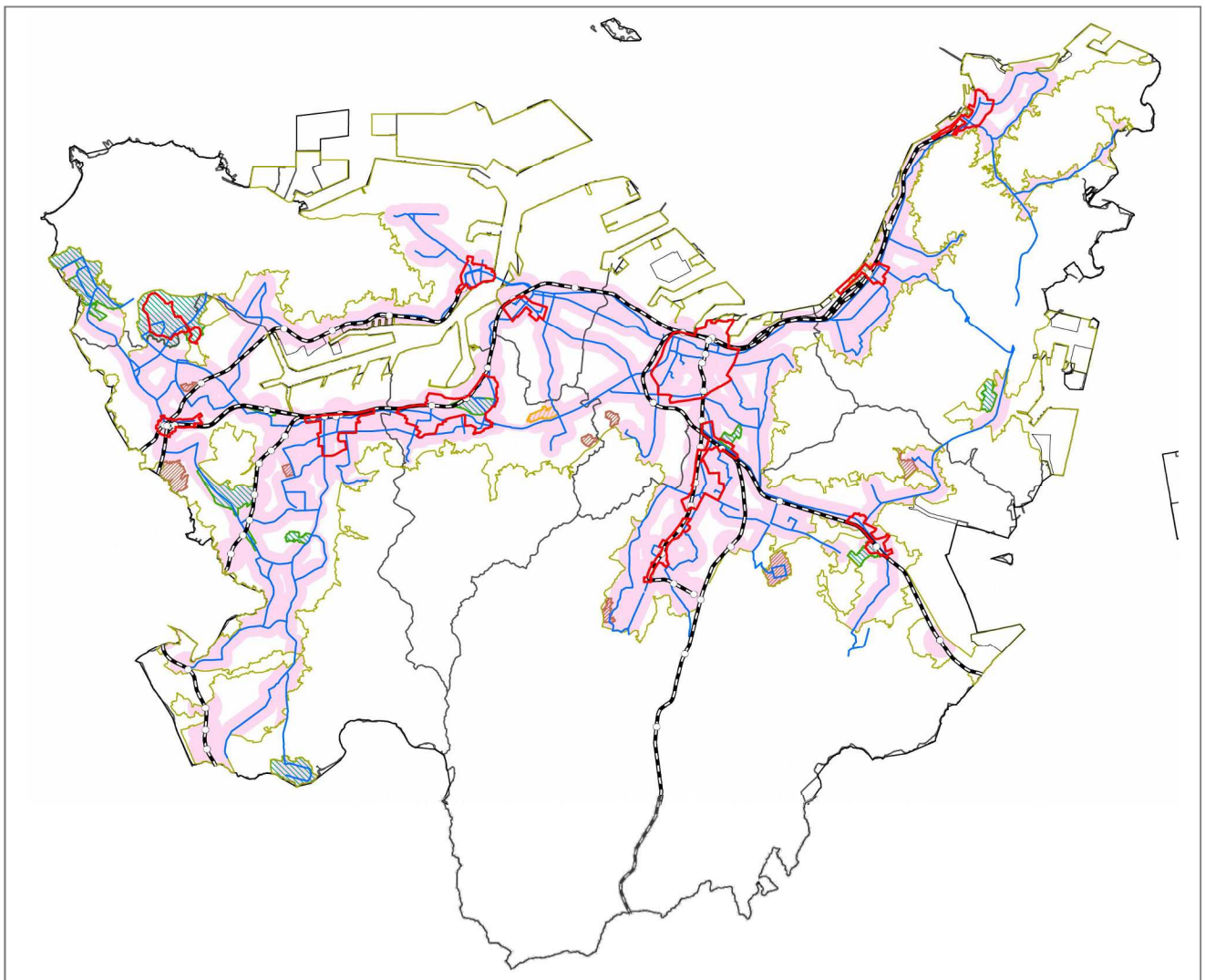


図 居住誘導区域の設定フロー

(2) 居住誘導区域に「含む区域」

居住誘導区域に「含む区域」の区域図は次のとおりです。



凡例

- 市街化区域
- 公共交通軸

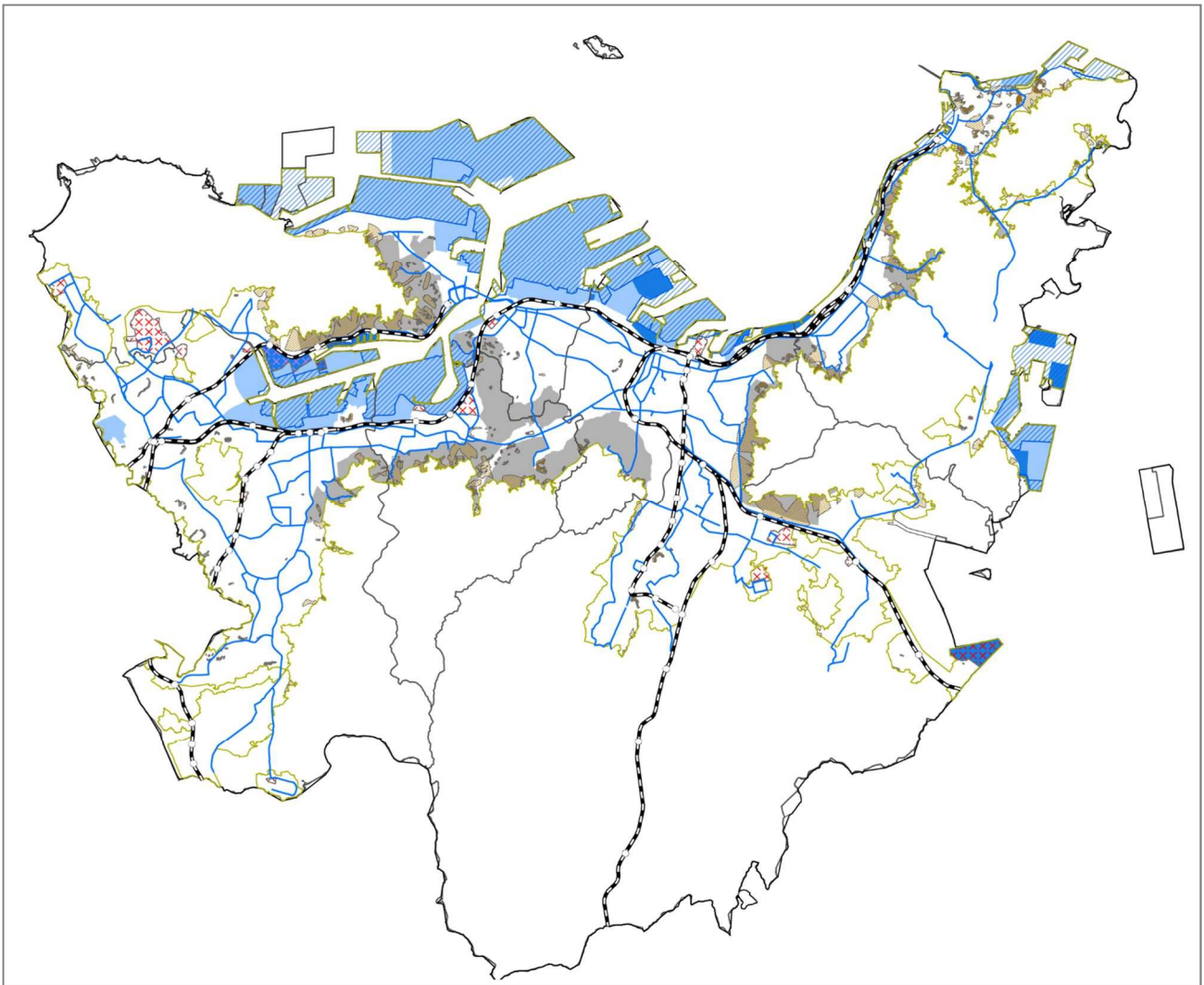
含む区域

- 都市機能誘導区域
 - 公共交通利用圏
- 良好な居住環境が形成・保全される区域
- 土地区画整理事業区域+地区計画(住宅系)
 - 住宅市街地総合整備事業区域+地区計画(住宅系)
 - 開発許可による開発・整備区域+地区計画(住宅系)

図 居住誘導区域に「含む区域」

(3) 居住誘導区域に「含まない区域」

居住誘導区域に「含まない区域」の区域図は次のとおりです。



凡例

市街化区域

公共交通軸

含まない区域

災害発生の恐れのある区域

土砂災害特別警戒区域

土砂災害警戒区域

浸水被害防止区域
津波災害特別警戒区域
(市内では未指定)

法令・条例により住宅の建築が制限されている区域

工業専用地域

地区計画(住宅制限)

臨港地区(住宅の建築が制限されているもの)

特別工業地区

その他含まない区域

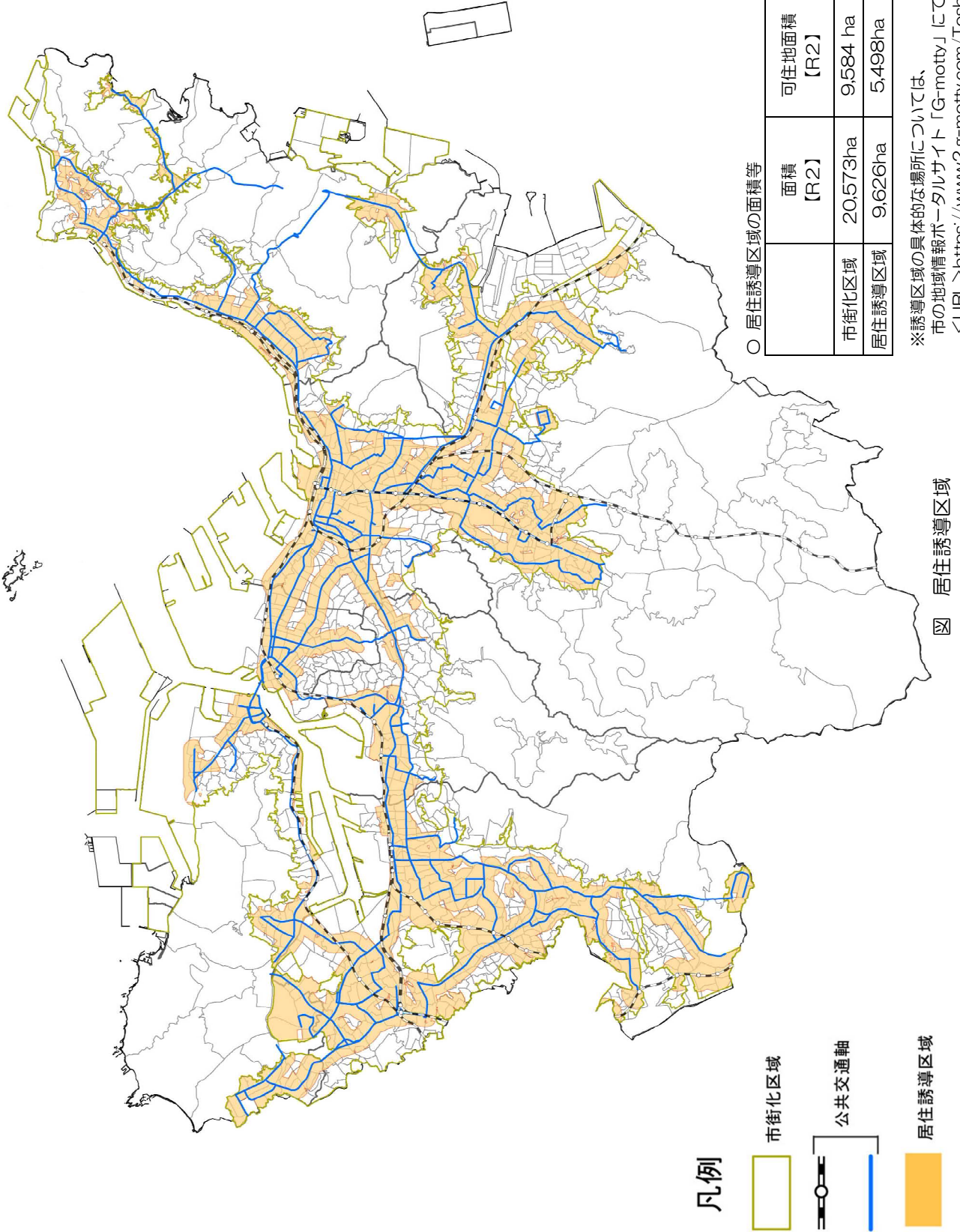
工業地域のうち工業専用地域又は臨港地区と隣接し、かつ、一体的な土地利用がなされている区域

宅地造成工事規制区域

図 居住誘導区域に「含まない区域」

(4) 居住誘導区域の設定

居住誘導区域に「含む区域」から「含まない区域」を除外した以下の区域を、本市では、居住誘導区域として設定します。



(5) 区域線の設定の考え方

① 基準日

居住誘導区域は、平成28年4月1日において定められた各区域等をもとに設定します。

② 「含む区域」に係る区域線について

1) 都市機能誘導区域

第5章5-3に示す都市機能誘導区域の区域線とします。

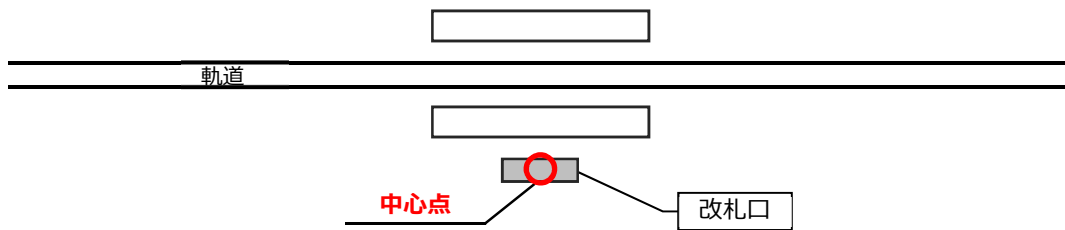
2) 公共交通利用圏

駅を中心点、沿線を定める公共交通軸の基点は次のとおりとします。

[J R]

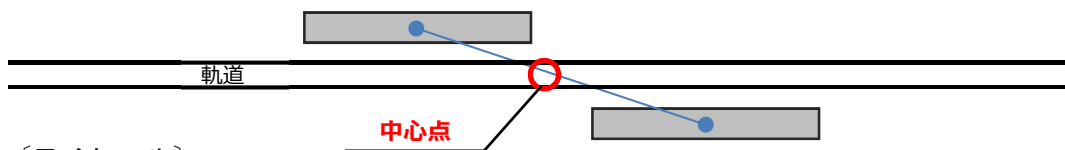
在来線の改札口を中心点とします。

(※複数の改札口がある場合は、主要な改札口とします。)



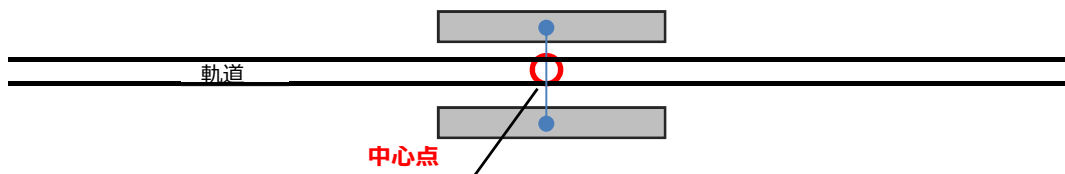
[筑豊電鉄]

上り、下り電停ホームの中心点を結ぶ線分の中心点とします。



[モノレール]

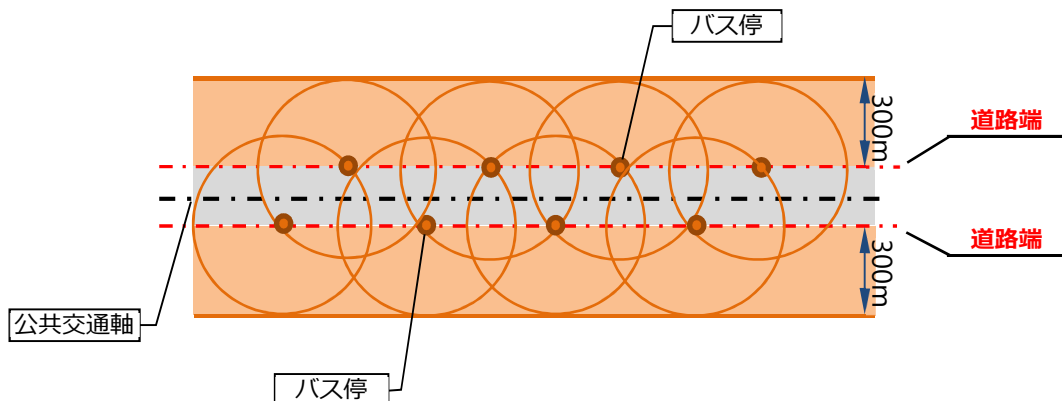
小倉方面行ホーム中心点と企救丘方面行ホーム中心点を結んだ線分の中心点とします。



[バス]

地域公共交通網形成計画に定める公共交通軸（主要幹線軸・幹線軸）に係るバス路線の道路の「道路端」から300m（標高50m以上の高台地区は100m）とします。

この「道路端」とは、平成27年度北九州市基本図に表示された道路端とします。



3) 良好な居住環境が形成・保全される区域の区域線

次の各事業地区等に定められた地区計画の区域境界を区域線とします。

〔土地区画整理事業〕

土地区画整理事業の施行区域であって、5ha以上の住宅系地区計画が定められた区域

	土地区画整理事業名(地区計画地区名)
該当する土地区画 整理事業の地区	足立(足立北)、下上津役永犬丸(三ヶ森四丁目)、高須(高須団地)、下曽根駅南口(下曽根駅南口)、若松西部(高須青葉台ニュータウン)、木屋瀬東部(木屋瀬東部)、東田(東田西部、東田東部)、永犬丸・則松(永犬丸則松)、北九州学術・研究都市南部(北九州学術研究都市南部)、上の原(上の原)、東折尾(陣原駅南口)、乙丸(乙丸)、吉志(吉志、吉志南、吉志北)、大里本町(大里本町)、北九州学術・研究都市北部(北九州学術研究都市北部)、城野駅北(城野駅北)

〔住宅市街地総合整備事業(拠点開発型)〕

住宅市街地総合整備事業の施行区域であって、5ha以上の住宅系地区計画が定められた区域

	住宅市街地総合整備事業名(地区計画地区名)
該当する住宅市街地 総合整備事業の地区	八幡高見(高見、高見南)、大里本町(大里本町)

〔開発許可による開発〕

開発許可による開発区域であって、5ha以上の住宅系地区計画が定められた区域

	地区計画地区名
該当する開発許可に よる開発区域の地区 計画	松寿山団地、長行団地、千代ヶ崎一丁目、舞ヶ丘、折尾さつき台、吉田パークタウン、鉄竜二丁目、山路松尾町、泉台

③ 「含まない区域」に係る区域線について

次の区域等の境界を区域線とします。

〔市街化調整区域〕

都市計画法に基づく市街化調整区域

〔土砂災害特別警戒区域および土砂災害警戒区域〕

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域として福岡県が作成した2,500分の1の図面を参考に、本市において居住誘導区域の区域線を設定し、図示することとします。

なお、当該区域は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律により制限を受ける区域と同一のものではありません。

〔工業専用地域〕

都市計画法に基づく工業専用地域

〔条例による住宅の建築が制限されている区域〕

都市計画法に基づく特別用途地区、又は同法に基づく地区計画のうち、住宅の建築が制限される区域

〔その他〕

- ・宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域（ただし、「良好な居住環境が形成・保全される区域」は除く）
- ・都市計画法に基づく工業地域であって、工業専用地域又は臨港地区と隣接し、かつ一体的に土地利用されている区域（該当する区域は次表のとおり）

	区域名称
工業専用地域又は臨港地区と隣接し、一体的に土地利用されている工業地域	門司区瀬戸町、小倉北区赤坂海岸の全部並びに門司区新門司三丁目、新門司北一丁目、新門司北二丁目、新門司北三丁目、大字田野浦、松原二丁目、松原三丁目、小倉北区浅野三丁目、新和町、末広二丁目、西港町、東港一丁目、小倉南区大字朽網、若松区赤岩町、藤ノ木二丁目、藤ノ木三丁目、南二島一丁目、南二島二丁目及び南二島四丁目の各一部

- ・以下の区域または地区等については、居住誘導区域の区域線を設定するのに十分な、境界線の情報が得られないことから、当該区域線は示さないものとします。

	対象区域
1	建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域（同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されているものに限る。）
2	農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域又は農地法（昭和27年法律第229号）第5条第2項第1号ロに掲げる農地若しくは採草放牧地の区域
3	自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項に規定する特別地域、森林法（昭和26年法律第249号）第25条又は第25条の2の規定により指定された保安林の区域
4	自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域又は同法第25条第1項に規定する特別地区
5	森林法第30条若しくは第30条の2の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第41条の規定により指定された保安施設地区又は同法第44条において準用する同法第30条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区
6	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項に規定する地すべり防止区域
7	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項に規定する急傾斜地崩壊危険区域

（6）目標値の設定（STEP3）

平成22年（2010年）の居住誘導区域内の人口密度は130人/haであり、現在の動向のまま令和22年（2040年）まで進行した場合の人口密度は、108人/haまで低下するものと予測されます。

この動向を考慮して本市では、この人口密度の減少幅を半分にとどめることとし、令和22年（2040年）において人口密度120人/haを目標値とすることとします。

6-3 居住誘導区域の変更

(1) 居住誘導区域の変更履歴

計画策定からの変更は、次のとおりです。

変更日等	内容	変更理由	居住誘導区域面積
H28.9	計画の策定	—	9,678ha
H29.4.1	計画の公表	—	9,678ha
R2.1.17	居住誘導区域の変更（除外）	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の変更に伴う居住誘導区域の変更（17か所）	9,622ha (-55.8ha)
R2.3.30	居住誘導区域の変更（追加）	長野・津田地区市街化区域編入に伴う居住誘導区域の変更（1か所）	9,626ha (+4.6ha)

(2) 居住誘導区域の変更（令和5年度）

令和4年に土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域が変更されたことに伴い、居住誘導区域を変更します。（変更区域の詳細については、資料編を参照してください。）

変更日等	内容	変更理由	居住誘導区域面積
今回変更	居住誘導区域の変更（除外・追加）	土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の変更に伴う居住誘導区域の変更（5か所）	9,626ha (±0.0ha)

第7章

～ 計画遂行に向けた取組 ～

～ 計画遂行に向けた取組 ～

～ 計画遂行に向けた取組 ～

～ 計画遂行に向けた取組 ～

～ 計画遂行に向けた取組 ～

～ 計画遂行に向けた取組 ～

～ 計画遂行に向けた取組 ～

～ 計画遂行に向けた取組 ～

～ 計画遂行に向けた取組 ～

～ 計画遂行に向けた取組 ～

～ 計画遂行に向けた取組 ～

～ 計画遂行に向けた取組 ～

～ 計画遂行に向けた取組 ～

～ 計画遂行に向けた取組 ～

～ 計画遂行に向けた取組 ～

～ 計画遂行に向けた取組 ～

～ 計画遂行に向けた取組 ～

～ 計画遂行に向けた取組 ～

～ 計画遂行に向けた取組 ～

第7章 計画遂行に向けた取組

7-1 考え方

(1) 居住や都市機能誘導の基本的な考え方

都市機能誘導区域においては、200万都市圏の中心都市にふさわしい、多くの人びとが集う、にぎわいのある拠点形成に向け、高次の都市機能の誘導・集約、公共施設の再構築等に取り組みます。

居住誘導区域においては、魅力的な住まいづくりや、居住促進、拠点を含めた「街なか」エリアの活性化等に取り組むとともに、交通結節機能の強化や幹線バス路線の高機能化等により、公共交通の確保を図ります。

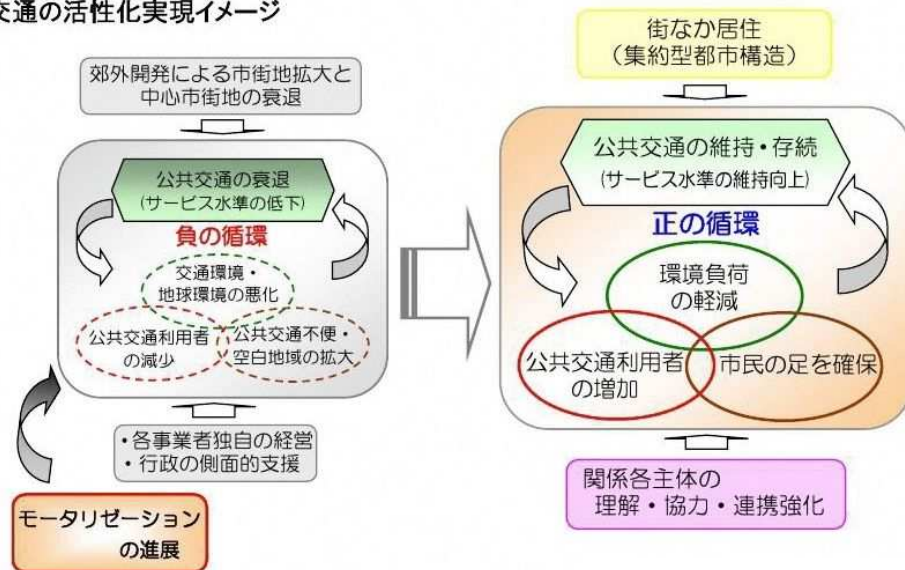
居住誘導区域外においては、居住誘導区域内以上に人口密度が低下することが想定されます。このため、人口減少していく中であっても、これまでどおりの生活や地域活動が維持できるよう、おでかけ交通など地域住民の交通手段の確保や地域の特性や資源を活かして地域活力の維持等を図ることにより、可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう取組を行います。

これらの取組を一体的に行うことで、主要な公共交通軸に沿って高密度に市街地が形成され、交通の利便性が高い拠点地区を中心に、住宅や生活利便施設がコンパクトに集約した都市構造の形成を目指します。

(2) 公共交通との連携

本市が目指す公共交通の活性化を実現するためには、中心市街地の衰退や郊外開発による市街地の拡大から脱却し、街なか居住を推進するまちづくりが求められます。並行して、市民が生活する上で必要な移動手段であるバスや鉄道などの公共交通網の利便性を高め、将来的にも持続可能な公共交通ネットワークとして、生活交通を確保していくことが重要です。

■公共交通の活性化実現イメージ



出典：北九州市地域公共交通計画

(3) 効果的な実施にむけた連携・協働

計画遂行に向けた取組に当たっては、都市全体の観点から、公共交通ネットワークの再構築をはじめ、地域包括ケアシステムの深化・推進や公共施設の再編、中心市街地活性化等の関係施策との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に実施する必要があるため、まちづくりに関わる様々な分野（公共交通、中心市街地活性化、医療・福祉、子育て、公共施設再編、都市農地、住宅、学校、防災等）が連携して取り組みます。

計画遂行に向けた取組を効果的に実施するための検討や仕組みづくりを行うため、まちづくりに関わる様々な分野とこれまで以上に緊密な連携・協働体制の構築に努めます。



(4) 取組の体系等

下図の体系に示される各施策（7-4～7-8）に取り組むとともに、届出制度（7-9）を適切に運用します。立地適正化計画では、都市再生特別措置法に基づき概ね5年毎に施策の実施状況について調査、分析及び評価を行うよう努めるとされています。このため、北九州市立地適正化計画においても、概ね5年を1サイクルとするPDCAサイクルを取り入れ、施策・事業等の見直しを行うこととしています。

		北九州市等が行う施策	その他国等が行う施策
居住誘導区域	都市機能誘導区域	<p>7-4 都市機能誘導区域で講じる施策</p> <p>方向性1 街なか活性化に寄与する都市機能の誘導・集約</p> <p>方向性2 選択と集中の観点からの公共施設の再構築</p>	<p>7-8 国等の支援制度</p> <p>(1)金融上の支援制度</p> <p>(2)税制上の支援制度</p> <p>(3)財政上の支援制度</p>
	居住誘導区域外	<p>7-5 居住誘導区域で講じる施策</p> <p>方向性1 街なか活性化に寄与する住まいづくり</p> <p>方向性2 まちづくりと一体となった住まいづくり</p> <p>方向性3 総合的な住み替え施策の推進</p> <p>方向性4 都心・副都心、地域拠点の活性化</p>	
		7-6 居住誘導区域外への対応	
		<p>方向性1 居住誘導区域外における地域住民の交通手段の確保</p> <p>方向性2 地域活力の維持・向上</p>	
		7-7 公共交通の確保策	

図 計画遂行に向けた取組

7-2 これまでの誘導施策の取組

北九州立地適正化計画では、計画遂行に向け、都市機能や居住の誘導を図るため、都市機能誘導区域、居住誘導区域、誘導区域外ごとに方向性を定め、これまでに様々な取組を実施してきました。

都市機能誘導区域の主な施策

■小倉駅南口東地区市街地再開発事業

事業完了



事業期間：平成26年度～令和元年度
 事業効果：分譲住宅整備 111戸
 [令和元年度時点] 事業所従業者数 470名

■小倉南図書館の整備

事業完了



事業期間：平成26年度～平成29年度
 事業効果：新規誘導施設の整備
 [令和元年度実績] 来館者数約31.8万人

■新北九州市立八幡病院移転改築

事業完了



事業期間：平成26年度～平成30年度
 事業効果：誘導施設の再配置（一般病床：350床）

■折尾地区総合整備事業

事業中



事業期間：平成16年度～令和10年度

居住誘導区域の主な施策

■城野ゼロ・カーボン先進街区形成事業



事業期間：平成24年度～平成28年度
 事業効果：事業地区の地域人口
 [平成29～令和2年度]
 分譲開始後：約1,280人増(約580世帯)

■学術研究都市整備事業

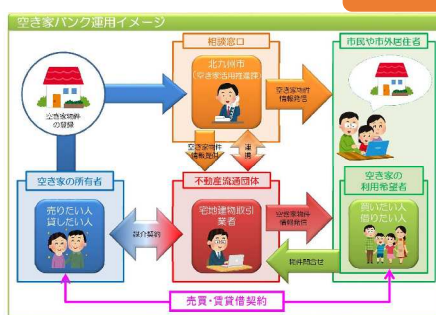


事業期間：平成14年度～平成30年度
 事業効果：事業地区の地域人口
 [平成20～令和2年度]
 分譲開始後：約7,800人増(約2600世帯)
 [平成29～令和2年度]
 立適計画策定後：約2,000人増(約600世帯)

■住むなら北九州 定住・移住推進事業

事業期間：平成28年度～
 事業効果：[平成29～令和2年度]
 事業の認定数：約2,400人(約880世帯)

■北九州市空き家バンク 事業中



事業期間：平成26年度～
 事業効果：[平成29～令和2年度]
 市内：成約件数 約260件
 うち居住誘導区域内
 ：成約件数 約160件

■北九州市防災ガイドブック



事業期間：平成25年度～
 事業効果：市内全世帯・全事業所への
 防災情報提供

居住誘導区域外の主な施策

■おでかけ交通への助成



事業期間：平成17年度～
 事業効果：[平成29～令和2年度] 利用者数 約33万人

■老朽空き家等除却促進事業

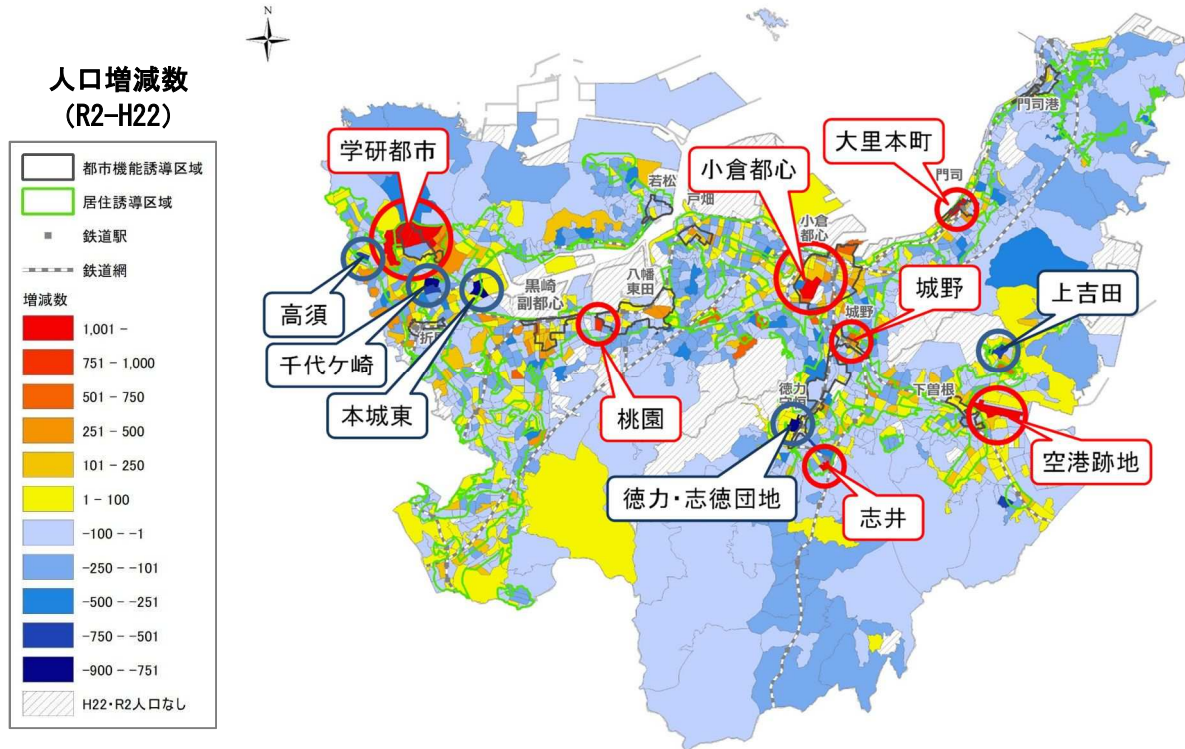
事業中

事業期間：平成26年度～
 事業効果：
 [平成29～令和2年度]
 老朽危険空き家除却戸数
 市内全域 約1,400戸

(1) 居住誘導状況

人口増加エリアでは、区画整理事業を実施した学研、大里本町、城野地区では人口が大幅に増加しています。小倉都心部では、都市機能の更新、良好な都市環境が整備され、民間のマンション開発も活発です。また、小倉南区では、交通利便性の高いモノレール駅に隣接して民間マンションが開発されています。

一方、八幡西区、小倉南区の一部地域では、昭和40～50年代に整備された公営団地が多く立地し、高齢化の進行も市の平均に比べ高い傾向にあり、人口が大きく減少しています。



(2) 人口増減（平成22年, 令和2年比較）

市全体の人口が減少する中でも、都市機能誘導区域の人口は約1.6万人増加（+14.2%）しています。そのため、居住誘導区域内の人口は、約1千人減少（▲0.2%）と、市全体の減少率（▲3.9%）と比較すると低く抑えられています。都市機能誘導区域を除く居住誘導区域内では、約1.7万人減少（▲2.9%）となっています。

こうした状況から、居住誘導区域では、公共交通や生活利便施設を維持するため、より一層の居住誘導を図っていく必要があります。

	H22	R2	人口比率	増減数	増減率
市街化区域	938,196	902,930	96%	▲35,266	▲3.8%
居住誘導区域内	715,933	714,799	76%	▲1,133	▲0.2%
うち都市機能誘導区域内	114,565	130,813	14%	16,248	14.2%
うち都市機能誘導区域を除く居住誘導区域内	601,368	583,986	62%	▲17,382	▲2.9%
居住誘導区域外	222,263	188,131	20%	▲34,133	▲15.4%
市街化調整区域	38,650	36,099	4%	▲2,551	▲6.6%
合計	976,846	939,029	100%	▲37,817	▲3.9%

出典：R2 国勢調査

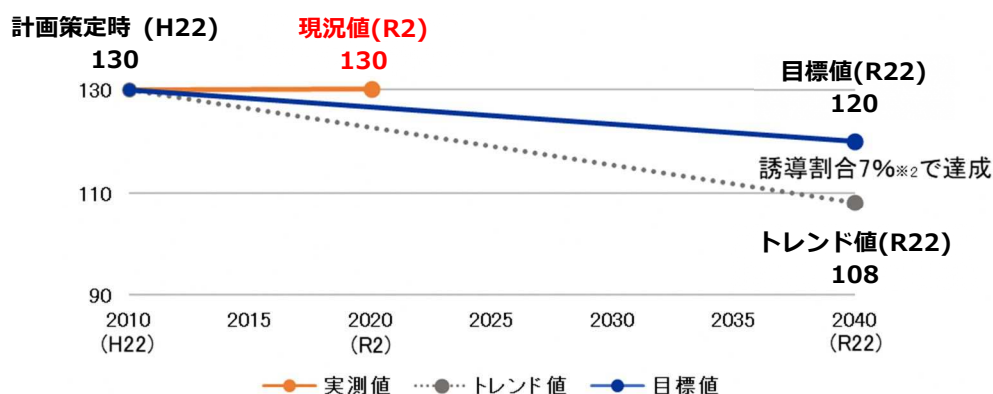
(3) 居住誘導区域における人口密度の推移

(将来にわたり便利で暮らしやすい「街なか」の形成)

評価指標	数値目標			
	(計画策定時)	(現況値)	※1トレンド値	(目標値)
将来にわたり便利で暮らしやすい「街なか」の形成	居住誘導区域における人口密度			
	平成 22 年 (2010 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 22 年 (2040 年)	
	130 人/h a (72 万人)	130 人/h a (71 万人)	108 人/h a (60 万人)	120 人/h a (67 万人)
市全体	(97 万人)	(93 万人)	(78 万人)	

※1 トrend値：現状の動向のまま進行した場合。

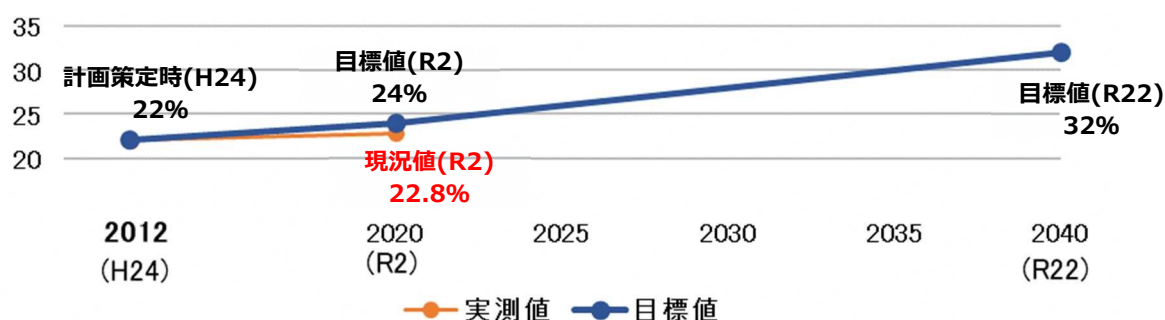
※2 誘導割合 7%：5 年毎の居住誘導区域外から内への転入者の数の居住誘導区域外の人口に対する割合。



現在、居住誘導区域内の人口密度は 130 人/ha であり、横ばいに推移しています。平成 22 年度の前回値から横ばいで推移し、目標線・トレンド線を上回っています。

(4) 公共交通利用率（誰もが安心して移動できるまちづくりの実現）

評価指標	数値目標			
	(計画策定時)	(現況値)	(目標値)	
誰もが安心して移動できるまちの実現	公共交通機関（JR、モノレール、筑豊電鉄、バス）の利用者割合			
	平成 24 年 (2012 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 22 年 (2040 年)
	22%	22.8%	24%	32%



平成 29 年実施のパーソントリップ調査の結果では 22.8% であり、目標線より低い状態にはあるものの、計画策定時（平成 24 年）22% より上昇傾向となっています。

7-3 これからの取組

都市機能や居住の誘導を図るため、都市全体の観点から、まちづくりに関わる分野が連携して、施策等を総合的に展開していきます。また、今回の定期見直しにて、誘導施策・事業の見直しを実施しました。

都市機能誘導区域の取組

<現状分析>

- ・スタジアムや図書館、民間大型商業施設等の誘導施設の整備、開発により、各拠点で都市機能が強化され、さらなる魅力や賑わいが生まれています。
- ・街なかでの快適な居住環境の整備により、本市の人口が減少する中でも、都市機能誘導区域内の人口は増加しています。

<今後の方向性>

- ・にぎわいの創出、地域の活性化にも留意しながら都市機能の更新を図っていきます。
- ・民間開発の誘導を重点的に図るため、各種規制の緩和などの支援策を検討します。

居住誘導区域の取組

<現状分析>

居住誘導区域全体では、市全体の平均と比べ、人口の減少が一定程度抑えられているものの、今後、公共交通や生活利便施設を維持するため、より一層の居住誘導を図っていく必要があります。

<今後の方向性>

- ・居住誘導区域への居住を促進し、公共交通網の維持を図るため、新たな支援策を検討します。
- ・街なかで快適に居住できる住まいの供給と居住環境の整備を一体的に推進するため、官民が連携し、街なかのストックを利用した住宅開発に取り組みます。

居住誘導区域外の取組

<現状分析>

- ・人口減少が進行する中においては、地域住民の交通手段の確保や希薄化する地域コミュニティの維持に配慮する必要があります。

<今後の方向性>

- ・地域住民の交通手段確保のため、おでかけ交通の充実、小型バスの運航による路線の維持確保、幹線に接続するフィーダー路線の充実を図っていきます。
- ・地域活力を維持・向上するため、地域の特性を生かした住民主体のまちづくりを支援していきます。

7-4 都市機能誘導区域で講じる施策

(方向性1) 街なか活性化に寄与する都市機能の誘導・集約

医療・商業等の都市機能を都心・副都心や地域拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図ります。

施策1 都心・副都心、地域拠点における都市機能の整備

No.	事業名等（担当課）	概要
1 新	豊かで居心地のよいまちづくり事業～エリアの価値向上を目指して～（建築都市局・都市再生企画課）	エリアの価値を高める居心地のよい都市空間を創出するため、官民が連携して互いに共感できるまちの姿を描き、その実現に向け、民間投資を喚起する政策づくりや都市空間の活用に取り組みます。
2	且過地区の再整備 （建設局・神嶽川且過地区整備室）	本市の重要な商業拠点である且過地区において、密集市街地の解消及び、隣接する二級河川神嶽川の流下能力不足に伴う浸水被害の低減のため、神嶽川の河川改修と土地区画整理事業を一体的に実施することにより、地区内の防災安全性を向上し、小倉都心部の更なる活性化を図ります。
3 新	コクラ・クロサキリビテーション	小倉地区、黒崎地区において、民間開発の誘導と企業誘致の促進を重点的に図るため、補助事業の新設・拡充や各種規制（容積率・駐車場設置要件等）の緩和に取り組みます。
4 新	優良建築物等整備事業 【魚町三丁目5番地区】 （建築都市局・事業推進課）	本市の小倉・黒崎地区を中心に、土地利用の共同化・高度化等に寄与する優良建築物の整備を促進することで、市街地環境の整備改善、良好な市街地住宅の供給、防災拠点の整備等を図ります。魚町三丁目5番地区では、「コクラ・クロサキリビテーション」のリーディングプロジェクトとして、次世代仕様のオフィスビルの整備を行います。
5 新	市街地再開発事業の推進 （建築都市局・事業推進課）	本市の小倉・黒崎地区を中心に、細分化された土地を共同化し、不燃化の建物を建設することにより、土地の高度（有効）利用を図るとともに、道路などの公共施設を一体的に整備し、賑わいや新たな雇用の創出など街なか活性化を目指します。
6	コンパクトなまちづくりの推進 （建築都市局・都市再生企画課）	都心・副都心や地域拠点において、持続可能な都市構造への再構築の実現にむけ、都市再生整備計画事業等を活用して、各拠点の特性に応じた都市機能の整備や質の高い空間づくり、安全・安心の確保、地域のにぎわいづくり等に取り組み、コンパクトなまちづくりを推進していきます。

※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

(方向性2) 選択と集中の観点からの公共施設の再構築

選択と集中の観点から、にぎわいづくりや活性化にも留意し、将来のニーズ等を見据え、公共施設を再構築します。

※当該施策については、基本方針を掲げている。学校施設や市民利用施設（市民センター）など施設によっては、教育や地域コミュニティの観点から区域の内外に関わらず配置すべき施設があることに留意する必要がある。

施策1 公共施設再構築の取組

No.	事業名等（担当課）	概要
7	施設の集約と利用の効率化 （市政変革推進室）	今後も必要な施設の更新にあたっては、複合化や多機能化を図るとともに、利便性の高い場所に集約します。再配置・集約については、街なか居住の促進や地域の活力の維持・向上などの視点から、コンパクトでにぎわいのあるまちづくりを目指します。
8	民間施設・ノウハウの活用 （市政変革推進室）	市が資産として保有せずに、民間施設・ノウハウを活用して必要なサービスを提供することを検討します。 施設の整備について、民間活力の導入を検討するとともに、施設の管理、運営については、指定管理者制度を更に進めるなど積極的に民営化を進めます。
9	まちづくりの視点からの資産の有効活用 （市政変革推進室）	施設の統廃合や廃止により生じた余剰資産は、一元的に管理し、まちづくりの視点を取り入れながら民間売却を基本としつつ、積極的な利活用を図ります。

施策2 公共施設マネジメント モデルプロジェクト再配置計画（門司港地域）

No.	事業名等（担当課）	概要
10	門司港地域 複合公共施設整備事業 （建築都市局・事業推進課）	門司港駅に隣接した箇所に公共施設を集約し、複合化・多機能化することで、利便性の向上及び市民サービスの効率化を図るとともに、公共施設を活かし、地域の活性化を図ります。 ○スケジュール（予定） 【複合公共施設整備】 令和4年度～令和5年度 実施設計 令和5年度～令和8年度 建設工事 令和9年度 供用開始 ○対象施設 区役所、市民会館、図書館、生涯学習センター、勤労青少年ホーム、港湾空港局庁舎、旧国際友好記念図書館

7-5 居住誘導区域で講じる施策

(方向性1) 街なか活性化に寄与する住まいづくり

多様な都市機能が集積し、住み、働き、訪れる人が交流する「賑わいのあるまち」「魅力あるまち」づくりに向け、高齢者や障害者、子育て世帯などを含む街なか生活者の誰もがくらしやすい生活基盤の確保や優良な住宅の供給促進により街なか居住の促進を図ります。

施策1 街なかに住みたいと思う転入者を応援する仕組みづくり

No.	事業名等 (担当課)	概要
11	住むなら北九州 定住・移住推進事業 (建築都市局・住宅計画課)	本市への定住・移住を推進するため、市外から移住する世帯等に対し、一定の要件を満たす街なかの住宅を取得又は賃借する費用の一部を補助します。
12	北九州市版生涯活躍のまち (企画調整局・企画課)	関係人口をはじめとして、首都圏から本市への新しい人の流れをつくるとともに、若者から中高年齢者、外国人等だれもが積極的に社会に参加し、だれもが生き生きとした生活が送れるように、それぞれの希望に応じた就業支援や雇用の創出、産業の活性化を図る「北九州市版生涯活躍のまち」の構築に取り組みます。
13	新卒地元就職への入居支援 (北九州市住宅供給公社・住宅計画課)	市住宅供給公社賃貸住宅を活用し、市内へ就職する大学などの新規卒業者に対し、入居要件の緩和と併せて家賃減額を行います。
14 新	定住・移住促進事業 (企画調整局・企画課)	本市への定住・移住を促進するため、移住への関心が高まっている若い世代を中心に、移住相談等を実施します。
15 新	北九州市わくわく地方生活実現支援事業 (企画調整局・企画課)	国の地方創生移住支援事業を活用し、一定の要件を満たした東京圏からの移住者に対して支援金を支給します。
16 新	居住誘導支援策の検討 (建築都市局・都市計画課)	コンパクトなまちづくりを推進するため、国の補助制度を活用し、居住誘導区域外から居住誘導区域への住宅移転及び適切な移転元地の管理に要する経費の一部を補助する支援制度を検討します。

※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

施策 2 街なかにおける良質な住宅の供給促進

No.	事業名等（担当課）	概要
17	特定優良賃貸住宅の活用促進 （建築都市局・住宅計画課）	若年世帯等の定住を促進するため、少子・高齢化が著しい中心市街地を対象にファミリー向けの良質な賃貸住宅の適正な管理を促進します。
18	高齢者向け優良賃貸住宅の活用促進 （建築都市局・住宅計画課）	高齢者が安全安心に住むことができるバリアフリー化や緊急通報装置などを備えた高齢者向けの良質な賃貸住宅への入居支援を引き続き実施します。
19	サービス付き高齢者向け住宅の登録 （建築都市局・住宅計画課）	高齢者単身・夫婦世帯が安心して居住できる住まいで住居としての居室の広さや設備、バリアフリーといったハード面の条件を備えるとともに、高齢者を支援する安否確認や生活相談などのサービスを備えた「サービス付き高齢者向け住宅」の登録を促進します。
20	市営住宅の整備 （建築都市局・住宅整備課）	まちづくりの観点から、まちなかなどの利便性のよい所への居住を誘導する方向で、老朽住宅の建替えに際して集約・再配置を推進していきます。 集約・再配置などに伴い生じた用地については、まちづくりの視点を取り入れながら、民間売却や貸し付けなどにより、積極的な利活用を図ります。
21	公社賃貸住宅のリノベーションなどによる有効活用 （北九州市住宅供給公社・住宅計画課）	街なかの市住宅供給公社賃貸住宅において、若年・子育て世代のニーズに対応するリノベーションなどを行います。
22	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅（セーフティネット住宅）の普及・登録促進 （建築都市局・住宅計画課）	高齢者、障害者などの住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の普及・登録促進を図ります。
23 新	民間建築物耐震改修費等補助事業 （建築都市局・建築指導課）	民間建築物等の耐震化を促進するため、一定の要件に該当するマンション・木造住宅及び危険なブロック塀の耐震化に要する工事費等の一部を補助し、市民が安全で安心して暮らせる、地震に強いまちづくりを目指します。

※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

(方向性2) まちづくりと一体となった住まいづくり

街なかで快適に居住できる住まいの供給と居住環境の整備を一体的に推進するため、多様な面整備の手法を活用し、住宅市街地の整備・公共交通の利便性の向上、良好な道路空間の確保などに配慮したまちづくりを進めます。

施策 1 街なかにおける住宅市街地の整備

No.	事業名等 (担当課)	概要
24	折尾地区総合整備事業 (建築都市局・折尾総合整備事務所)	鉄道により市街地が複雑に分断され、まちの一体化や回遊性が阻害され、かつ、道路も狭く、密集した住宅地が広がる折尾地区において、地域分断の解消や交通の円滑化、交通結節機能の強化に併せて駅南側の住環境の改善を図ります。
25 新	空き家等面的対策推進 (建築都市局・空き家活用推進課)	市が空き家の所有者の売却意向を確認のうえ、民間事業者へと橋渡しを行い、住宅の建替えやリノベーションを推進することで、空き家の流通を促進します。

※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

施策 2 街なかにおける住宅市街地の整備方針等の策定

No.	事業名等 (担当課)	概要
26	集約型都市構造への再編・既成市街地の再整備の推進 (建築都市局・事業推進課)	都市基盤施設の整備とあわせ街区の再編を行い、都市機能の集積、土地の有効利用を促進し、集約型都市構造への転換・既成市街地の再整備を推進するため、区画整理事業の活用について検討します。

施策 3 公共施設マネジメント モデルプロジェクト再配置計画 (大里地域)

No.	事業名等 (担当課)	概要
27	大里地域 (市政変革推進室)	<p>旧門司競輪場の跡地に、大里地域に点在している公共施設を集約し、複合化・多機能化することで、市民サービスの効率化及び公共施設に係るコスト縮減を図るとともに、公園区域を見直し魅力的な公園や居住空間の創出を図ります。</p> <p>旧門司競輪場の跡地のうち、複合公共施設として利用しない東側は、高い生活利便性を踏まえ、住宅地として活用を図ります。</p> <p>その他の用地については、広い平面空間を持った公園・広場ゾーンとして整備します。</p> <p>○スケジュール (予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設の集約・再配置の実施：令和10年度以降 ・住宅の計画・整備：令和5年度 ・公園利用：令和6年度 <p>○対象施設</p> <p>体育館、柔剣道場、プール、門司生涯学習センター大里分館 なお、出張所は、建物の更新時に門司駅周辺への移転を検討</p>

(方向性3) 総合的な住み替え施策の推進

住み替えを通じて居住誘導区域へ居住を誘導するため、各世代のライフスタイルに応じた住み替えを促進し、愛着をもって長く住み継がれ、環境と共生する住まいづくりを目指します。

施策 1 中古住宅や空き家などの流通促進

No.	事業名等 (担当課)	概要
28	北九州市空き家バンク (建築都市局・空き家活用推進課)	これまで売買や賃貸されていなかった良好な空き家を掘り起こし、その情報を市内外に発信することで、空き家の流通を促進します。
29	既存住宅の循環利用の促進 (建築都市局・住宅計画課)	高齢者等が持ち家を資産として運用し、生活資金や住み替え資金を確保しながら、設備が整った住宅や便利が良い街なかの住宅等に住み替えられるよう、リバースモーゲージ制度等の様々な情報を提供していきます。
30	保証制度の普及 (建築都市局・住宅計画課)	既存住宅の購入後やリフォーム工事後に欠陥が見つかった場合に保険で補修費用が支払われる「既存住宅売買かし保険」や「リフォームかし保険」等の保証制度の普及を図ります。
31 新	北九州市空き家リノベーション促進補助 (建築都市局・空き家活用推進課)	空き家の取得者等を対象に、住宅の脱炭素化等に資するリノベーション費用の一部を補助するとともに、新たにスタートアップ支援等の試みとして、多用途への活用モデルプロジェクトに取り組み、空き家の流通を促進します。
再 新	空き家等面的対策推進 (建築都市局・空き家活用推進課)	市が空き家の所有者の売却意向を確認のうえ、民間事業者へと橋渡しを行い、住宅の建替えやリノベーションを推進することで、空き家の流通を促進します。(再掲 No. 25)

※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

施策 2 長期にわたって循環利用される住宅ストックの形成

No.	事業名等 (担当課)	概要
32	長期優良住宅の普及 (建築都市局・建築指導課)	世代を超えて長く住み続けられる住まいづくりを促進するため、長期優良住宅を普及します。
33	住宅性能表示制度の普及 (建築都市局・住宅計画課・建築指導課)	既存住宅に対する不安を払拭し、市民が安心して売買できるよう、国などと連携した住宅に関する性能表示制度や宅建事業者等と連携した取引時におけるインスペクション(建物状況調査)などの普及・啓発を図るとともに、活用を促進します。

(方向性4) 都心・副都心、地域拠点の活性化

「住んでみたい・住みつづけたい・もう一度住みたい」人たちを増やし居住誘導区域へ居住を誘導するため、多様な主体にとって魅力的な街づくりを進めます。

施策1 交流人口増の取組

No.	事業名等(担当課)	概要
34	漫画ミュージアム普及事業 (市民文化スポーツ局・漫画ミュージアム事務局)	漫画ミュージアムの運営及び企画展等の事業を実施し、新幹線エリアの集客及びポップカルチャーの拠点づくりを目指します。
35	MICE 誘致推進強化事業(地方創生先行型) (産業経済局・MICE推進課)	観光庁から選定された「グローバルMICE強化都市」として、産学官の連携強化を図りながら、MICE 開催助成金の効果的な活用をはじめとしたMICE に関する総合的な取組により、国際会議などMICE 開催件数の増加を図ります。
36	子どもの館・子育てふれあい交流プラザ運営事業 (子ども家庭局・総務企画課)	子どもの豊かな感性や想像力を育み、子育て中の保護者が持つ負担や不安感を解消するための総合的な子育て支援拠点施設として、「子どもの館」や「子育てふれあい交流プラザ」の運営を行います。
37	商店街リノベーションまちづくり推進事業 (産業経済局・商業・サービス産業政策課)	本市がこれまでリノベーションまちづくりの先進都市として有してきたノウハウと、民間事業者が有するノウハウを掛け合わせ、官民連携によって遊休不動産をリノベーションすることで地域の課題を解決し、エリア価値向上を目指します。
38	外遊び環境の充実(プレーパークの開催支援など) (子ども家庭局・青少年課)	子どもの健全育成に資する外遊びの場を市内の各地域に拡げるため、中間支援組織と連携して、地域住民等が主体となって開催するプレーパーク(冒険遊び場)の活動を支援します。
39 新	学術研究拠点推進事業 (産業経済局・次世代産業推進課)	学術研究都市を中心とした知的基盤が生み出す研究成果等と、本市に蓄積したものづくり企業の高い技術を活用し、専門人材の育成や産学連携による研究開発の促進に取り組みます。
40 新	平和のまちミュージアム管理・運営事業 (総務局・平和のまちミュージアム事務局)	「平和のまちミュージアム」を拠点に、平和の大切さを考えるきっかけづくりを進めるとともに、幅広い世代が訪れるよう、近隣の歴史・文化施設や他のミュージアム施設等と連携した取組を実施します。
41 新	北九州スタジアム維持管理事業 (市民文化スポーツ局・スポーツ振興課)	北九州スタジアムの適切な維持管理・運営を行うことで、「みる」スポーツの機会の充実を図り、スポーツを通じてまちのにぎわいを創出します。
42 新	北九州文学サロン管理運営事業 (市民文化スポーツ局・文化企画課)	「北九州文学サロン」の管理・運営を行うとともに、「文学の街・北九州」を発信するため、商店街、学生、文化施設などとの連携を図り、気軽に文学に触れることのできるイベントを開催します。
再 新	豊かで居心地のよいまちづくり事業～エリアの価値向上を目指して～(建築都市局・都市再生企画課)	エリアの価値を高める居心地のよい都市空間を創出するため、官民が連携して互いに共感できるまちの姿を描き、その実現に向け、民間投資を喚起する政策づくりや都市空間の活用に取り組みます。(再掲 No.1)

※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

施策 2 公園を活かした街なか賑わいづくりの取組

No.	事業名等（担当課）	概要
43	公園等公共空間利用の活性化 （建設局・緑政課）	カフェの開設、集客イベントなどを民間事業者との協働など民間活力を活用した公共空間のにぎわい創出や外国人など新たな集客を目的とした魅力ある公園づくりに取り組みます。
44	桃園公園等再編事業 （市民文化スポーツ局・スポーツ振興課） （建設局・緑政課）	桃園公園周辺の公園を含めて施設の利用状況やニーズを調査・把握しながら公園施設のあり方検討を行い、施設の再整備・再配置・公園区域の見直し等を行うことで、市民サービスの向上を図り、活力と賑わいのあるまちづくりを推進します。
45	戸畑地区公園再編事業 （建設局・緑政課）	夜宮公園や周辺の公園について、再整備・再配置・公園区域の見直し等を行うことで、市民サービスの向上を図り、活力と賑わいのあるまちづくりを推進します。
46	地域に役立つ公園づくり事業 （建設局・みどり・公園整備課）	小学校区単位を基本に既存の公園の再整備について、幅広く地域の意見を聞きながら公園の計画づくりを行い、地域住民と協働して、誰もが利用しやすい地域ニーズにあった公園へと改修します。
47 新	都市再生整備計画（公園） （建設局・緑政課）	ジ・アウトレット北九州やスペース LABO がオープンした東田地区にさらなる賑わいを創出するため、東田大通り公園の整備を行います。
48 新	中心市街地活性化広場公園整備事業 （建設局・緑政課）	老松公園をはじめとする都市機能誘導区域内的の公園や広場を整備し、中心市街地の活性化や賑わいづくりを推進します。
49 新	公共施設マネジメントに基づく公園再編事業 （建設局・緑政課）	公共施設マネジメントに基づく、スポーツ施設や宿泊施設等の公園施設の再編に伴う公園や緑地の整備を行うことで、市民サービスの向上を図り、活力と賑わいのあるまちづくりを推進します。

※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

施策 3 都市型観光の魅力強化

No.	事業名等（担当課）	概要
50	門司港レトロ観光推進事業 （産業経済局・門司港レトロ課）	門司港レトロの知名度を高め、国内外からの集客が可能な質の高い魅力的な観光地として成長させます。また、地元まちづくり団体と協力し官民一体となった観光振興を図ります。
51 新	和布刈地区観光拠点化推進事業 （産業経済局・門司港レトロ課）	和布刈地区全体の活性化に向けて、民間資金の活用を念頭に、自然や歴史等の地域資源を活用した新たな観光拠点を計画するため、老朽化しためかり潮風市場の解体等を実施します。
52 新	小倉駅を活用した都市イメージ発信事業 （企画調整局・企画課）	本市の都市イメージ向上のため、市内外への情報発信の効果が高い小倉駅を「本市の都市イメージを効果的に魅せるショーケース」として活用する取組を実施します。
53 新	北九州市東田ミュージアムパーク関連事業 （市民文化スポーツ局・文化企画課）	いのちのたび博物館を中核に、文化施設や商業施設等が連携し、施設の魅力向上のほか、東田地区を中心とした地域の活性化や観光客の誘客に向けた取組を実施します。
再 新	豊かで居心地のよいまちづくり事業～エリアの価値向上を目指して～（建築都市局・都市再生企画課）	エリアの価値を高める居心地のよい都市空間を創出するため、官民が連携して互いに共感できるまちの姿を描き、その実現に向け、民間投資を喚起する政策づくりや都市空間の活用に取り組みます。（再掲 No. 1）

※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

施策 4 地域経済活性化の取組

No.	事業名等（担当課）	概要
54 新	中小企業融資 （産業経済局・中小企業振興課）	中小企業、小規模企業の事業に必要な資金の調達を支援し、その経営基盤の強化や急変する経営環境への対応を支援します。

※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

施策 5 災害の発生のおそれのある区域の居住者を居住誘導区域に誘導するための取組

No.	事業名等（担当課）	概要
55	北九州市防災ガイドブック （危機管理室・危機管理課）	居住する地域の災害リスクを認識するためのハザードマップ、災害から命を守る適切な判断・行動をとるための避難の心得や様々な災害の特徴などを掲載した防災ガイドブックを活用して、防災意識の向上を図ります。
56 新	災害に強くコンパクトなまちづくり推進事業 （建築都市局・都市計画課）	市街化区域の斜面地住宅地や、住宅地等になりうる市街化調整区域の適切な土地利用の誘導を促進するため、市街化区域と市街化調整区域との区分の見直し等を推進します。
再 新	居住誘導支援策の検討 （建築都市局・都市計画課）	コンパクトなまちづくりを推進するため、国の補助制度を活用し、居住誘導区域外から居住誘導区域への住宅移転及び適切な移転元地の管理に要する経費の一部を補助する支援制度を検討します。（再掲 No. 16）

※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

No.	事業名等（担当課）	概要
57 新	がけ地近接等危険住宅移転事業 （建築都市局・建築指導課）	土砂災害防止法第9条による「土砂災害特別警戒区域」内、福岡県建築基準法施行条例第3条「災害危険区域」内、福岡県建築基準法施行条例第5条による「がけ条例適用区域」内にある既存不適格住宅等（危険住宅）の移転を促進するため、危険住宅の除却ならびに代替住宅の建設等に要する経費を補助します。

※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

施策 6 街なか活性化のためのまちづくり活動や地域課題解決の支援及び

地域医療福祉拠点の形成

No.	事業名等（担当課）	概要
58	まちづくりステップアップ事業 （市民文化スポーツ局・市民活動推進課）	市民主体のまちづくりを推進するため、市民が主体的に取り組む地域の特性を活かした活動などについて、事業費の一部を補助します。
59	共同住宅における自治会加入促進支援事業 （市民文化スポーツ局・地域振興課）	マンション管理士を派遣し、新築分譲マンションの自治会設立支援を行うとともに、共同住宅関係団体等と連携して、既存の分譲・賃貸マンションの住民に対する自治会加入促進に取り組みます。
60	地域包括ケアシステムの深化・推進 （保健福祉局・長寿社会対策課）	重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・生活支援・介護予防・住まいが一体的に提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」が、さらに深化するよう取り組みます。
61	UR 賃貸住宅 徳力・志徳団地における地域医療福祉拠点化の取組の推進 （UR 都市機構）	UR 賃貸住宅の徳力団地、志徳団地において、多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち《ミクストコミュニティ》の実現を目指し、 1 民生委員、自治会、関連事業者等との連携による高齢者支援体制の強化 2 いのちをつなぐネットワークへの積極的参画 3 高齢者等多様な世代に対応した居住環境の整備 4 若者世帯・子育て世帯等を含むコミュニティ形成の取組を推進します。
62 新	自治会・町内会活性化の促進 （市民文化スポーツ局・地域振興課）	自治会と連携しながら、自治会活動の幅広い情報発信や啓発活動等の取組を引き続き進める。また、自治会活動支援に向けたアプリを開発・試験導入し、自治会役員の負担軽減を図るとともに、若い世代の自治会加入促進を図ります。

※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

7-6 居住誘導区域外の対応

(方向性1) 居住誘導区域外における地域住民の交通手段の確保

おでかけ交通の充実を図るとともに、バス路線の廃止予防等のため、車両の小型化を行うことで効率的な運行による路線の維持・確保を行います。また、効率的で持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けて、公共交通のあり方を検討します。

尚、おでかけ交通支援事業を含む本市の公共交通の確保策は、「7-7 公共交通の確保策」にて整理をしています。

施策1 おでかけ交通支援事業の充実

No.	事業名等 (担当課)	概要
63	おでかけ交通の充実 (建築都市局・都市交通政策課)	一定の人口が集積する公共交通空白地域において、地域住民の交通手段を確保するため、地域住民、交通事業者、市がそれぞれの役割分担のもとで連携してジャンボタクシー等を運行します。
64	小型バスの運行による路線の維持・確保 (建築都市局・都市交通政策課)	利用者の少ないバス路線において、車両の小型化による輸送の効率化を図り、路線の維持確保を行います。

施策2 フィーダー路線の充実

No.	事業名等 (担当課)	概要
65	幹線に接続するフィーダー路線の充実 (建築都市局・都市交通政策課)	効率的で持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けて、最寄りの幹線に接続するフィーダー路線の充実を図ります。

(方向性2) 地域活力の維持・向上

人口減少、少子・高齢化社会においても、地域活力を維持・向上するため、まちづくり活動の支援や地域課題の解決に取り組みます。また、安心して高齢期を迎えられるまちづくりを推進するため、地域における包括的な支援・サービスの提供体制の構築を目指します。

施策 1 地域活性化のためのまちづくり活動や地域課題解決の支援

No.	事業名等（担当課）	概要
66	北九州市老朽空き家等除却促進補助 （建築都市局・空き家活用推進課）	倒壊や部材落下の恐れがあるなど老朽化した空き家等の除去費用の一部を補助し、除却を促進することにより、市民の安全で安心な居住環境の形成を推進します。
67 新	買い物応援ネットワーク推進事業 （保健福祉局・地域福祉推進課）	高齢者などが安心して買い物できる環境づくりを進めるため、地域住民が主体となった買い物支援活動の立ち上げ及び継続支援に取り組み、地域協働による買い物支援のネットワークの構築を図ります。
68 新	北九州市版むらづくり活動 （産業経済局・農林課）	地域の農業者が主体となって、地域農業の将来を担う農業者の選定や農地利用の集約化、遊休農地の取り扱い、農業施設の維持管理など、地域農業の将来像を自ら模索し、合意形成を図るむらづくり活動を支援します。
再	外遊び環境の充実（プレーパークの開催支援など） （子ども家庭局・青少年課）	子どもの健全育成に資する外遊びの場を市内の各地域に拡げるため、中間支援組織と連携して、地域住民等が主体となって開催するプレーパーク（冒険遊び場）の活動を支援します。 （再掲 No. 38）
再	まちづくりステップアップ事業 （市民文化スポーツ局・市民活動推進課）	市民主体のまちづくりを推進するため、地域の活性化につながるまちづくり活動などについて、事業費の一部を補助します。 （再掲 No. 58）
再	共同住宅における自治会加入促進支援事業 （市民文化スポーツ局・地域振興課）	マンション管理士を派遣し、新築分譲マンションの自治会設立支援を行うとともに、共同住宅関係団体等と連携して、既存の分譲・賃貸マンションの住民に対する自治会加入促進に取り組みます。 （再掲 No. 59）
再	地域包括ケアシステムの深化・推進 （保健福祉局・長寿社会対策課）	重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・生活支援・介護予防・住まいが一体的に提供される仕組みである「地域包括ケアシステム」が、さらに深化するよう取り組みます。 （再掲 No. 60）
再 新	自治会・町内会活性化の促進 （市民文化スポーツ局・地域振興課）	自治会と連携しながら、自治会活動の幅広い情報発信や啓発活動等の取組を引き続き進める。また、自治会活動支援に向けたアプリを開発・試験導入し、自治会役員の負担軽減を図るとともに、若い世代の自治会加入促進を図ります。 （再掲 No. 62）

※No. 下段に「新」の記載があるものは、新規の追加施策

7-7 公共交通の確保策

公共交通の確保策については、北九州市立地適正化計画と両輪をなす北九州市地域公共交通計画（令和4年3月改訂）で取り組む都市交通施策を一体となって展開します。以下に、北九州市地域公共交通計画の基本方針及び交通施策を記載します。

(1) 基本方針

本市が掲げる交通理念の実現に向け、公共交通の抱える課題解決に向けた取組みの視点と目指すべき交通体系を踏まえて、4つの基本方針を策定します。



(2) 目標達成のために実施する交通施策の検討

将来像の実現に向けて、地域公共交通計画では4つの基本方針に基づく30の交通施策を設定し、推進していきます。なお、「公共交通幹線軸の強化」、「異なる事業者間の連携強化」、「MaaSの推進」、「おでかけ交通の充実」などの7施策を重点施策に設定しています。

表 総合交通戦略（地域公共交通網形成計画）における交通施策

分類	交通施策	★ 重点 施策	施策の内容
ネットワークの強化・充実	1 公共交通幹線軸の強化	★	コンパクト・プラス・ネットワーク型の都市構造を目指すため、市内の拠点間を結ぶ幹線軸の公共交通サービス強化します。
	2 拠点間BRTの推進		バス機能強化区間において、一度に大量輸送が可能となる連節バスを導入し、効率的な運行を目指すとともに、定時性・速達性を確保した、拠点間のBRTを推進します。
	3 幹線に接続するフィーダー路線の充実	★	効率的で持続可能な公共交通ネットワークの形成に向けて、最寄りの幹線に接続するフィーダー路線の充実を図ります。
	4 異なる事業者間の連携強化	★	利便性が高く持続可能な公共交通ネットワークの構築に向けて、異なる事業者間の連携を強化し、利用者の利便性の向上や効率的な運行に取り組みます。
	5 バス交通の相互連携による輸送の効率化の検討		利用者にとって利便性の高いバス交通の実現に向けて、バス事業者間が相互に連携して運行サービスの提供を行うなどの検討を行います。
	6 小型バスの運行による路線の維持・確保		利用者が少ないバス路線の運営効率化を図るため、車両の小型化を行うことで、効率的な運行による路線の維持・確保を行います。
	7 新規鉄軌道路線の検討		北九州空港アクセス、東九州新幹線等の新規鉄軌道路線の必要性などについて、今後の社会状況等を注視しながら検討します。
利便性の向上・環境にやさしい公共交通の利用促進	8 交通結節機能の強化	★	乗り継ぎ利用者の多い駅やバス停において、事業者間が連携することで、快適に多様な交通サービスを利用できる交通拠点となるように、交通結節機能を強化します。
	9 駅前広場の整備、機能強化		主要な鉄道駅において、駅前広場の整備や改良を行い、交通拠点としての結節機能を高めます。
	10 鉄道連続立体交差化		JR折尾駅周辺の交通円滑化と市街地の一体化を図るため、鉄道の高架化を行うとともに、交通結節機能の強化、にぎわいのあるまちづくりを一体的に推進していきます。
	11 待合環境の整備		バス停に上屋やベンチ、広告付きバス停、スマートバス停などを整備し、利便性向上のための待合環境を改善します。また、交通拠点における待合所の整備などを推進します。
	12 タクシー利用環境の改善		タクシー需要の多い街なかにおいて、道路空間を活用し、タクシー乗り場を設置するなど、タクシーの利用環境の改善を検討します。また、駅前広場の整備に合わせて安全で快適なタクシーの乗り場環境の整備を行います。
	13 パーク&ライド、サイクル&ライドの推進		街なかでの駐車場確保や交通渋滞といった問題を解決し、環境に優しい公共交通の利用促進を図るため、パーク&ライドの利用を促進します。併せて、自転車と公共交通の組み合わせによるサイクル&ライドの利用も促進します。
	14 MaaSの推進	★	本市の地域特性に応じた北九州版MaaSの実現に向けて、チケットレス、キャッシュレスなどの取り組みを推進します。
	15 割引サービスの導入検討		公共交通の利用を促進するため、時間帯別や、曜日別運賃割引、サブスクリプションなどの割引運賃サービスの導入を検討します。
	16 エコドライブ・ノーマイカーデーの推進、再配達防止		エコドライブ・ノーマイカーや再配達防止を市民周知し、自動車によるCO ₂ 排出の削減を図ります。
	17 次世代自動車の普及、多面的利用		地球環境に優しい次世代自動車（ハイブリッドを含む電動車）の積極的な普及を図るとともに、EV・FCVの蓄電機能を活用した災害時への備えを確保します。
	18 自動運転サービスの社会実装化		自動運転サービスの社会実装の実現に向けて、地元企業等の技術を活用した実証実験、産学連携による技術開発・共同研究等に取り組みます。
	19 新たなモビリティの導入検討		公共交通を補完する新たな交通サービスとして、グリーンスローモビリティや超小型モビリティ等の導入を検討します。
誰もが使いやすい公共交通の実現	20 バリアフリー化の推進	★	様々な障害のある方や高齢者などの公共交通の利用環境を改善するため、鉄道駅・バス停周辺・車両などのバリアフリー化を進めます。
	21 おでかけ交通の充実	★	一定の人口が集積する公共交通空白地域において、地域住民の交通手段を確保するため、地域住民、交通事業者、市がそれぞれの役割分担のもとで連携してジャンボタクシー等を運行しており、今後もおでかけ交通の充実を図っていきます。
	22 高齢者の生活支援や社会参加、健康づくりによる外出支援		高齢者が年齢に関わりなく健康を維持し、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、日常生活圏域での生活支援や社会参加、健康づくりのための取組を推進します。
	23 モビリティマネジメントの実施		地域・学校・高齢者等を対象に「モビリティマネジメント」を実施し、徒歩・自転車・公共交通への自発的な行動の変容を促します。
	24 高齢者の運転免許証自主返納支援		高齢者の運転免許証自主返納支援のため、タクシー料金や飲食料金の割引等を行う運転免許証自主返納サポートカード制度や市営施設の一部を無料利用できる免許返納特典カード制度を推進します。
	25 災害対応の取組強化		交通事業者と行政が連携し、災害時の情報発信や運行情報を提供する仕組みなど、災害時に対応するための取組を強化します。
道路環境を支える	26 都市計画道路等の整備		都市の骨格を形成し、安全・安心な生活交通や公共交通を支える道路環境の充実を図るため、都市計画道路等の整備を行います。
	27 新規道路の整備		下関北九州道路は、本州と九州を繋ぐ新たな幹線道路ネットワークとして、また関門地域を一体化する都市間連絡道路として広域的な連携を支える道路として位置づけられており、早期実現を目指し、国に対して要望を行っています。
	28 都市高速道路の利用促進		大型車の都市高速道路への誘導や一般道路からの利用転換を促進し、一般道路の混雑緩和や環境負荷の軽減を図ります。
	29 自転車の活用推進		令和3年1月に策定した北九州市自転車活用推進計画に基づき、自転車通行空間ネットワークの形成、利用しやすい駐輪環境の形成、放置自転車対策の推進、シェアサイクル事業の推進などに取り組みます。
	30 バスレーンに関する啓発活動		バス専用レーンやバス優先レーンにおける、路線バスの定時性・速達性を高めるため、啓発活動を実施します。

7-8 国等の支援制度（主なもの）

（1）金融上の支援制度

①民間都市開発推進機構による金融支援

対象区域	都市再生整備計画の区域、都市機能誘導区域等
支援事業	次の要件を満たし国土交通大臣の認定を受けた事業 ・ 広場、緑地等の公共施設整備を伴うこと ・ 事業用地が0.2ha以上であること（医療・福祉、教育文化、商業施設、インキュベーション施設を含む事業及び低未利用地等を活用した一定の事業は500㎡以上）
支援限度額	①～③のうち、最も少ない額 ①総事業費の50% ②資本の50% ③公共施設等の整備費

②都市環境維持・改善事業資金融資

貸付対象者	エリアマネジメント事業を行う都市再生推進法人、まちづくり法人
貸付限度額	事業に要する額の1/2以内

（2）税制上の支援制度

①都市機能を誘導する事業を促進するための税制

（敷地の集約化など用地確保の促進）

概要	措置
誘導すべき都市機能の整備の用に供する土地等を譲渡した場合の特例	(1) 居住用資産を譲渡し、整備された建築物を取得する場合 買換特例 所得税 100%【恒久措置】 (2) 居住用資産を譲渡し、特別の事情により整備された建築物を取得しない場合の所得税（個人住民税）の軽減税率【恒久措置】 原則：15%（5%）→6,000万円以下 10%（4%） (3) 長期保有（5年超）の土地等を譲渡する場合 【令和4年12月31日まで】 所得税（個人住民税）：軽減税率 原則15%（5%） →2,000万円以下 10%（4%） 法人税 : 5%重課→5%重課の適用除外
都市再生推進法人に土地等を譲渡した場合の特例	(1) 長期保有（5年超）の土地等を譲渡する場合 上記(3)に同じ (2) 当該法人の行う都市機能の整備等のために土地等を譲渡する場合 1,500万円特別控除

(3) 財政上の支援制度

①都市構造再編集中支援事業（個別支援制度）

支援対象	都市再生整備計画に基づき実施される誘導施設及び公共公益施設の整備等
支援率	国費率 都市機能誘導区域内：1/2 都市機能誘導区域外：45%

②社会資本整備総合交付金（公共交通施設関係）

支援対象	生活に必要な機能へのアクセスや立地誘導を支える公共交通施設 （L R T、駅前広場、バス乗り換えターミナル・待合所等） 複数市町村を結ぶ公共交通への支援を拡充 バス利用促進に係る駐輪場、駐車場への支援を拡充
支援率	居住誘導区域内等：国 1/2 地方 1/2 その他の場合：国 1/3 地方 2/3

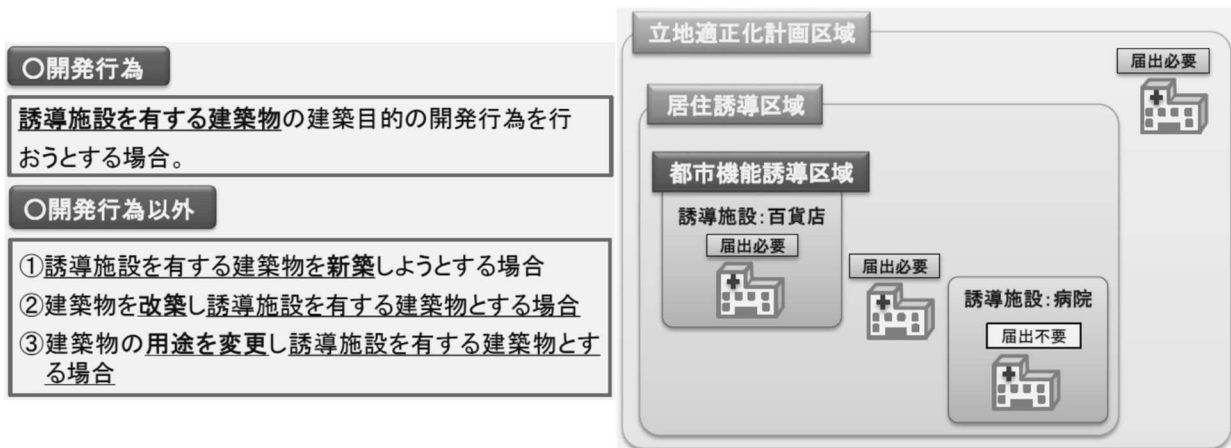
※各支援制度の詳細、その他の国等の支援制度については、国土交通省のホームページ等でご確認ください。

7-9 届出制度の運用

届出制度は、都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動きや居住誘導区域外における住宅開発等の動きを市が把握するための制度です。届出制度の運用にあたっては、届出者への各種支援措置等の情報提供等を通じて都市機能や居住の区域内への立地誘導を図ります。

(1) 都市機能誘導区域外における誘導施設の立地

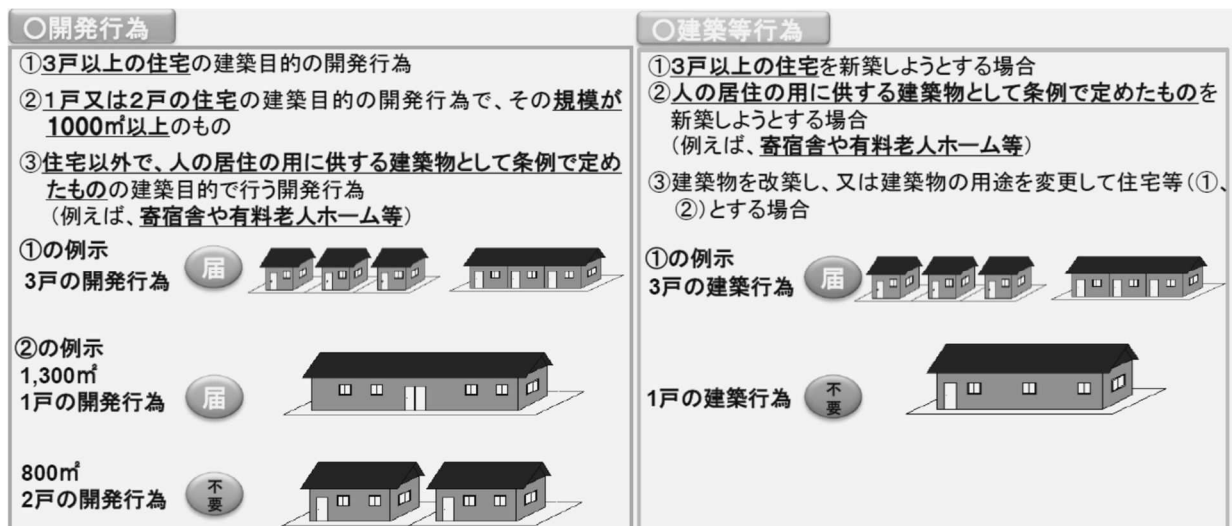
都市機能誘導区域外の区域で誘導施設（第5章5-3(3)参照）を対象に以下の行為を行おうとする場合には、原則として市長への届出が必要となります。（都市再生特別措置法第108条）



出典 国土交通省資料におけるイメージ

(2) 居住誘導区域外における住宅開発等

居住誘導区域外の区域で、3戸以上、又は、1,000㎡以上の住宅等に係る開発行為や3戸以上の住宅等の建築行為等を行おうとする場合には、原則として市長への届出が必要となります。（都市再生特別措置法第88条）



出典 国土交通省資料におけるイメージ

第8章

～ 防災指針に関する事項 ～

第8章 防災指針に関する事項

8-1 防災指針について

(1) 背景

近年、全国各地で自然災害が頻発・激甚化の傾向をみせており、そうした自然災害に対応するため、防災まちづくりの観点から、総合的な防災・減災対策を講じることが喫緊の課題となっています。

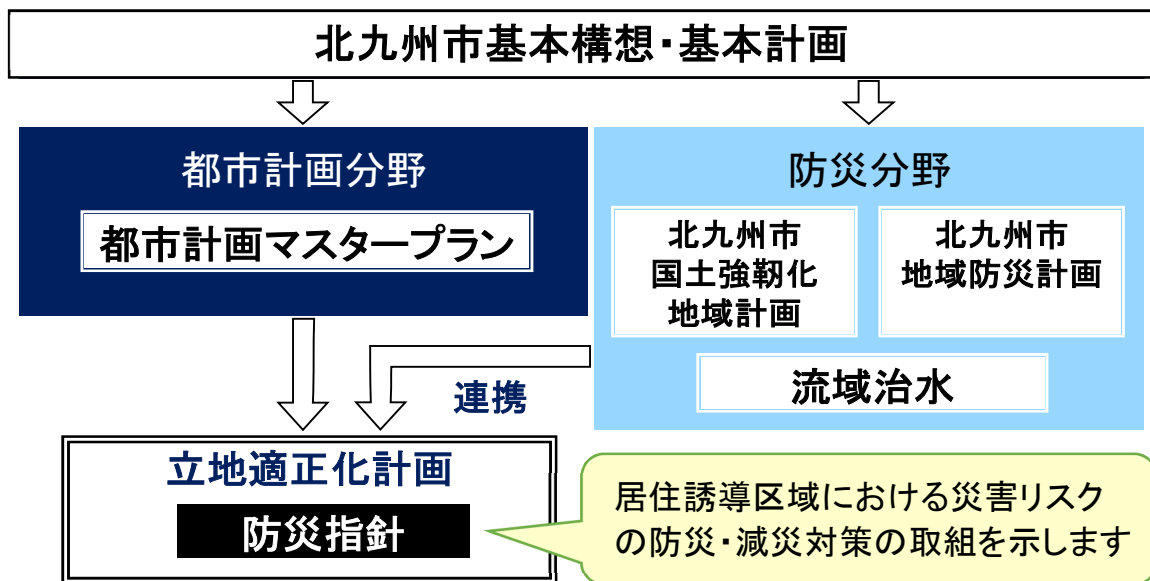
このような状況を受け、国において、令和2年（2020年）6月に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」が成立し、立地適正化計画において「防災指針」の作成が位置付けられました。

(2) 防災指針の目的

防災指針は、主に居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定めるものであり、居住や都市機能の誘導を図るうえで必要となる都市の防災機能確保に関する指針です。また、居住誘導区域内における災害リスクを出来る限り回避あるいは低減させるために、必要な防災・減災の取組を示していくものです。

本市の防災指針では、居住誘導区域における地域ごとの災害リスクを明確にし、そのリスクを回避・低減するための取組方針等を設定し、各分野のハード・ソフト対策の取組内容を明示したものになります。

(3) 防災指針の位置付け



防災指針の策定にあたっては、「国土強靱化地域計画」や「地域防災計画」などの各種計画との連携や「流域治水」の考え方も踏まえ、地域の特性を考慮して策定する必要があります。

「国土強靱化地域計画」や「地域防災計画」は、市域全体の広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害等を想定対象として防災に対する考え方を扱っており、「流域治水プロジェクト」については遠賀川水系や北九州圏域の二級水系などの河川流域を対象として、流域に関わる関係者が協働して水災害対策を行っています。

これら関連計画を踏まえ、居住誘導区域における災害リスクの防災・減災対策の取組を示します。

(4) 防災指針の検討の流れ

防災指針は、「立地適正化計画作成の手引き（国土交通省）」で示されている手順を参考として、以下の検討フローに基づき検討を進めます。

【防災指針の検討フロー】



(5) 対象とするハザード情報

防災指針の対象とする災害等については北九州市国土強靱化地域計画、北九州市地域防災計画で想定する災害と都市計画運用指針（国土交通省）の考え方を踏まえ、防災指針で対象とする災害ハザード情報は、各法令等に基づいて災害ハザードについての区域が公表されている情報を対象とします。

【国土強靱化地域計画・地域防災計画における市域全体で想定する災害】

災害の想定		国土強靱化地域計画	地域防災計画
風水害	洪水	水防法第14条に定める想定最大規模降雨	水防法第14条に定める想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域 ・ 最大規模の降雨量 (L2) ・ 計画規模降雨量(L1)
	雨水出水(内水)	水防法第14条の2に定める想定最大規模降雨	水防法第14条の2に定める想定最大規模降雨による雨水出水浸水想定区域
	高潮	水防法第14条の3に定める想定し得る最大規模の高潮による浸水の発生	同左
	土砂	土砂災害防止法に基づく土砂災害により被害を受けるおそれのある区域 ・ 土砂災害警戒区域 ・ 土砂災害特別警戒区域	同左
地震・津波		<p>【海底活断層による津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内において西山断層を震源とするMw（モーメントマグニチュード）7.6の地震発生に伴い最高津波水位3.0mに到達すると想定 市内において対馬海峡東断層を震源とするMw7.4の地震発生に伴い最高津波水位4.6mに到達すると想定 市内において周防灘断層群主部を震源とするMw7.2の地震発生に伴い最高津波水位3.2mに到達すると想定 <p>【プレート境界周辺で起こる津波】</p> <ul style="list-style-type: none"> 太平洋沖の南海トラフによる巨大地震が想定 市内においてMw9.1の地震発生に伴い、最高津波水位3.5mに到達すると想定 <p>【地震】</p> <ul style="list-style-type: none"> 活断層による地震 小倉東断層M6.9、福智山断層M7.0、市内で震度6弱（一部6強）が想定 プレート境界周辺で発生する地震 南海トラフによる巨大地震M9.0を想定し、市内で震度5弱（一部5強）が想定 地下岩盤の活動による地震 M6.9の地震を想定し、市内で震度6弱（一部6強） 	同左

【流域治水プロジェクトで想定する災害】

災害の想定		遠賀川水系流域治水プロジェクト	北九州・宗像圏流域治水プロジェクト
風水害	洪水 土砂	令和元年東日本台風では、戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、遠賀川水系においても、事前防災対策を進める必要があることから、以下の取り組みを実施していくことで、戦後最大の平成30年7月洪水と同規模の洪水及び気候変動による降雨量の増加に対して、本川の堤防からの越水を回避するなど、流域における浸水被害の軽減を図る	<p>令和元年東日本台風では、全国各地で戦後最大を超える洪水により甚大な被害が発生したことを踏まえ、福岡県の北九州・宗像圏においても事前防災対策を進める。</p> <p>本圏域のうち北九州ブロックは、平地が少なく山地が複雑に入り組んだ地域であり、平地の都市化は著しく人口・資産が集中している。洪水氾濫が発生すると甚大な被害が生じる本圏域の特性を踏まえ、あらゆる関係者が協働して流域治水の取り組みを推進し、浸水被害の軽減を図る。</p>

土砂

【対象とする災害ハザード情報】

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容
ア 地すべり防止区域	地すべり等防止法 第3条第1項	◇地すべり区域と隣接する地域の面積が一定規模以上のもので、河川、道路、官公署、学校などの公共建物、一定規模以上の人家、農地に被害を及ぼすおそれのあるものとして国土交通大臣が指定した区域 (出典：福岡県 県土整備部砂防課)
イ 急傾斜地崩壊危険区域	急傾斜地法 第3条第1項 (※1) 建築基準法 第39条第1項 福岡県建築基準 法施行条例 第3条	◇崩壊するおそれのある急傾斜地（傾斜度が30度以上の土地）で、その崩壊により一定規模以上の人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある土地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地の区域を知事が指定した区域 (出典：福岡県 県土整備部砂防課)
ウ 土砂災害特別警戒区域	土砂災害防止法 第9条第1項 (※2)	◇土砂災害警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当する区域 (出典：福岡県 土砂災害警戒区域等について)
エ 土砂災害警戒区域	土砂災害防止法 第7条第1項 (※2)	◇急傾斜地の崩壊、土石流又は地すべりが発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地としての政令で定める基準に該当する区域 (出典：福岡県 土砂災害警戒区域等について)

※1：正式名称は「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」

※2：正式名称は「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」

洪水

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容
ア 洪水浸水想定区域		
浸水区域及び 浸水深 (想定最大規模降雨)	水防法 第14条 第1・2項	◇洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域
浸水区域及び 浸水深 (計画規模降雨)	水防法 第14条第3項 水防法施行規則 第2条4	◇国土交通省令で定める事項 ◇河川法施行令に規定する基本高水の設定の前提となる降雨(計画降雨)により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深
浸水継続時間 (想定最大規模降雨)	水防法 第14条第3項 水防法施行規則 第2条3	◇国土交通省令で定める事項 ◇浸水した場合に想定される浸水の継続時間
イ 家屋倒壊等氾濫想定区域		
氾濫流	水防法 第13条の4	◇水防法第13条の4の都道府県知事からの通知をもとにした市町村の長による災害対策基本法第60条第3項に基づく屋内での待機等の安全確保措置の指示等の判断に資するもの(※3)
河岸侵食	水防法 第13条の4	◇家屋の流出・倒壊をもたらすような洪水の氾濫流、洪水時の河岸侵食が発生するおそれがある範囲(※3)
ウ 浸水被害防止区域	特定都市河川浸水被害対策法 第56条	◇高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、都道府県知事が指定

※3の出典：洪水浸水想定区域図作成マニュアル(第4版)(国土交通省、平成27年(2015年)7月)

内水

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容
ア 雨水出水浸水想定区域 浸水区域及び 浸水深	水防法 第14条の2第2項 水防法施行規則 第4条・第4条の2	◇想定最大規模降雨により公共下水道等の排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として市長が指定した区域 ※北九州市では今後、順次指定する予定

高潮

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容
ア 高潮浸水想定区域		
浸水区域及び 浸水深	水防法 第14条の3 第1・2項	◇想定される最大規模の高潮により氾濫が発生した場合に、浸水が想定される区域及び最大浸水深 ・国内既往最大規模の台風を想定 ・各沿岸に最大規模の高潮を発生させる台風経路を設定 ・高潮と同時に河川での洪水を考慮 ・最悪の事態を想定し、堤防等の決壊を見込む (出典：福岡県高潮浸水想定区域について)
浸水継続時間	水防法 第14条の3第2項 水防法施行規則 第8条3	◇浸水深が50cmになってから50cmを下回るまでの時間。50cmは、高潮時に避難が困難となり孤立する可能性のある水深として設定 (出典：福岡県高潮浸水想定区域について)

津波

災害ハザード情報	根拠法令	区域設定の目的または内容
ア 津波浸水想定区域 浸水区域及び 浸水深	津波防災地域づくりに関する法律 第3条第2項第3号 第8条第1項	国土交通大臣により定められた、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針（以下「基本指針」という）に基づき、かつ、基礎調査の結果を踏まえた、津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深 ※津波防災地域づくりに関する法律に基づき定める津波災害警戒区域、津波災害特別警戒区域の基礎資料となる
イ 津波災害特別警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律 第72条第1項	基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、警戒区域のうち、津波が発生した場合には建築物が損壊し、又は浸水し、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為及び一定の建築物の建築又は用途の変更の制限をすべき土地の区域 ※市内での区域指定なし
ウ 津波災害警戒区域	津波防災地域づくりに関する法律 第53条第1項	基本指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民その他の者（以下「住民等」という。）の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域 (出典：福岡県津波災害警戒区域の指定について)

地震

災害ハザード情報	根拠法令等	区域設定の目的または内容
本市に影響のある活断層	福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書 (H24年3月)	福岡県内の陸域には小倉東断層、福智山断層をはじめ、警固断層、西山断層、水縄断層等が存在する。福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書では、北九州市に大きな被害を与える活断層は、小倉東断層及び福智山断層があり、小倉東断層でM（マグニチュード）6.9、福智山断層でM7.0の地震が発生し、市内では震度6弱（一部6強）の揺れが想定されている。

【その他の情報】

大規模盛土造成地マップ

大規模盛土造成地マップとは、宅地の造成前と造成後の地形図等を重ね合わせ、標高差から抽出した大規模盛土造成地の概ねの位置とその範囲を示した図面です。

マップに示された箇所が、地震時に必ずしも危険というわけではありません。

※宅地造成を目的とした盛土を規制する「宅地造成等規制法」(旧法)が改正され、造成の目的に関わらず盛土を幅広く規制する「宅地造成及び特定盛土規制法」(新法)が令和5年5月に施行されました。

今後、新法に基づき盛土等の調査を実施する予定です。

(6) 本計画での災害ハザード情報と居住誘導区域との関係性

前項の本市において対象となる災害ハザード情報について、国の考え方との関係性を整理すると次のとおりです。

【対象となる災害ハザード情報と居住誘導区域との関係性】

分類	本市で対象となる災害ハザード情報	国土交通省の考え方 (居住誘導区域との関係性)
土砂	ア 地すべり防止区域	都市再生特別措置法第81条第19項、同法施行令第30条により、居住誘導区域に含まないこととされている区域
	イ 急傾斜地崩壊危険区域	
	ウ 土砂災害特別警戒区域	
	エ 土砂災害警戒区域	
洪水	ア 洪水浸水想定区域 ・浸水区域及び浸水深 ：想定最大規模降雨 ：計画規模降雨 ・浸水継続時間 ：想定最大規模降雨	都市計画運用指針により、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
	イ 家屋倒壊等氾濫想定区域 ・氾濫流 ・河岸侵食	
	ウ 浸水被害防止区域 ※市内での区域指定なし	都市再生特別措置法第81条第19項、同法施行令第30条により、居住誘導区域に含まないこととされている区域
内水	ア 雨水出水浸水想定区域 ・浸水区域及び浸水深	都市計画運用指針により、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
高潮	ア 高潮浸水想定区域 ・浸水区域及び浸水深 ・浸水継続時間	
津波	ア 津波浸水想定区域 ・浸水区域及び浸水深	
	イ 津波災害特別警戒区域 ※市内での区域指定なし	都市計画運用指針により、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
	ウ 津波災害警戒区域	都市計画運用指針により、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域
地震	本市に影響のある活断層 ※小倉東断層、福智山断層等	都市計画運用指針により、それぞれの区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況、災害を防止し、又は軽減するための施設の整備状況や整備見込み等を総合的に勘案し、居住を誘導することが適当ではないと判断される場合は、原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域

8-2 各災害に関する基本的な考え方

(1) 土砂災害

土砂災害は、がけ崩れ、土石流、地すべりの3種類です。本市では、これまでに多くの土砂災害が発生しており、市域全体に土砂災害特別警戒区域および警戒区域が存在しています。



※ 上記は一般的な前兆現象です。すべての場合において必ず起きるというものではありません。ふだんと違う現象が発生し、少しでも身に危険を感じたら避難するようにしましょう。

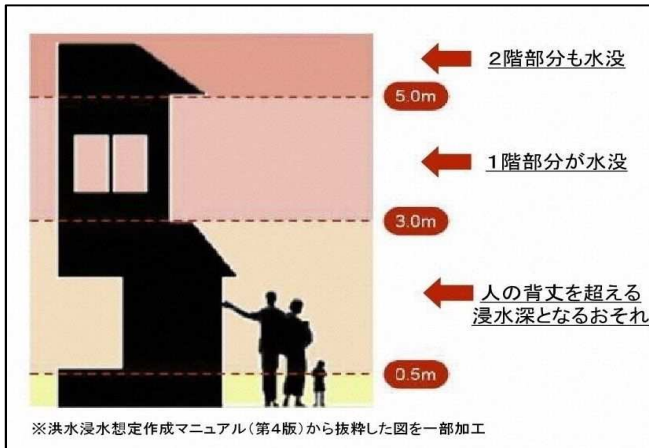
出典：北九州市防災ガイドブック

(7) 浸水（洪水、内水、高潮、津波）

〈浸水深〉

洪水、内水、高潮、津波を起因とする浸水は、程度（浸水深）によって人的被害のレベルが異なるため想定される浸水深からリスクの把握が必要です。

浸水深（m）	浸水深に対する課題
0.5 ～ 3.0	平屋の建物は垂直避難が困難
3.0 ～ 5.0	2階建ての建物は垂直避難が困難
5.0 以上	3階建て以下の建物は垂直避難が困難




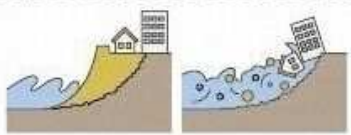
出典：国土交通省
立地適正化計画作成の手引

〈浸水継続時間〉

氾濫水到達後、一定の浸水深（0.5m）に達してからその浸水深を下回るまでの時間を指します。浸水時には停電や上下水道等の機能停止が生じ、長期にわたって浸水が継続する場合は、事前の避難が必要となります。

〈家屋倒壊等氾濫想定区域〉

河川が氾濫した際に、堤防決壊による倒壊のおそれがある区域を言います。

氾濫流		流速が速い場合、 木造家屋は倒壊するおそれがあります。
河岸侵食		地面が削られ家屋は 建物ごと崩落するおそれがあります。

出典：北九州市防災ガイドブック

(8) 災害時の避難場所

本市では、災害時に避難することができる施設や公園を、予定避難所または一時避難地として指定しています。

※予定避難所・一時避難地によって、適応災害種別が異なります。

予定避難所	災害時に避難者が発生した場合、その受入について、理解と協力を得ることが出来る施設（市民センター、学校など）
一時避難地	地域住民が一時的に避難して災害をやり過ごす場所、又は、予定避難所等へ避難するための集合場所となる、学校、公園等の公共のオープンスペース

8-3 災害リスクの分析

災害リスクの分析では、下表のハザード情報等と居住誘導区域との重ね合わせにより誘導区域等における災害リスクを分析し、課題を抽出します。

【土砂・洪水・高潮・津波の災害リスク分析】

分類	ハザード情報	備考
土砂	・土砂災害警戒区域	
	・土砂災害特別警戒区域	
	・急傾斜地崩壊危険区域	
	・地すべり防止区域	
洪水	・洪水浸水想定区域(浸水深、浸水継続時間)・ 家屋倒壊等氾濫想定区域(河岸侵食、氾濫流)	<p>【計画規模】 河川整備において、基本となる降雨(年超過確率1/30～1/150程度)</p> <p>【想定最大規模】 想定し得る最大規模の降雨(年超過確率1/1000程度の降雨量を上回るもの)</p> <p>(出典：福岡県 福岡県管理河川の洪水浸水想定区域図について)</p>
高潮	・高潮浸水想定区域(浸水深、浸水継続時間)	<p>【想定最大規模】 既往最大規模の台風を想定(室戸台風相当の中心気圧と伊勢湾台風相当の移動速度、半径)、各沿岸に最大規模の高潮を発生させる台風経路を設定、高潮と同時に河川での洪水を考慮、最悪の事態を想定し、堤防等の決壊を見込む</p> <p>(出典：福岡県 高潮浸水想定について(豊前豊後・玄界灘沿岸)解説)</p>
津波	・津波浸水想定区域(浸水深) ・津波災害警戒区域	<p>【想定最大規模】 福岡県に来襲する可能性のある想定津波のうち、最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルについて、以下のように選定</p> <p>■豊前豊後沿岸 南海トラフの巨大地震(マグニチュードMw=9.1)、西山断層(Mw=7.6)、対馬海峡東の断層(Mw=7.4)、周防灘断層群主部(Mw=7.2)</p> <p>(出典：福岡県 津波浸水想定について(解説))</p>
地震	本市に影響のある活断層	<p>想定地震と今後30年以内に地震が発生する確率</p> <p>小倉東断層 Mw=6.9、0.005%</p> <p>福智山断層 Mw=7.0、0.6%</p> <p>(出典：福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書(H24年3月))</p>

※「計画規模」と「想定最大規模」について

水防法の改正によって導入され、平成13年の改正で、洪水予報河川(河川が氾濫した際に浸水が想定される区域を指す)を対象に浸水想定区域の公表と浸水想定区域における避難措置が義務付けられました。この改正に伴い、洪水を引き起こす雨量の規模として、計画規模の考え方が導入されました。

また、平成27年の改正では想定最大規模の降雨量を想定して、洪水浸水想定区域を公表する形に変更されました。想定最大規模の考え方はこの改正により導入されたものです。改正の背景には、計画規模を上回る降雨による浸水被害が多発したことがありました。

そのため、想定しうる最大規模の降雨量(想定最大規模)も前提に加え、計画規模と併せて洪水浸水想定区域を公表する形に改正されました。

【内水の災害リスク分析】

雨水出水浸水想定区域を今後、順次指定する予定です。区域の指定後、災害リスクを分析します。

【使用データの整理】

災害リスクの分析に使用したデータの詳細は以下のとおりです。

■分析に使用した河川データ一覧

災害種別	管理	水系	河川名	使用データ日時	計画規模	想定最大規模
洪水	一級河川 (大臣直轄)	遠賀川	遠賀川	H28.5	○	○
			黒川	H28.5		○
			笹尾川	H28.5		○
	一級河川 (知事委任)		金剛川	R3.10		○
			曲川	R3.10		○
	二級河川 (知事管理)	相割川	相割川	R3.10		○
		板櫃川	板櫃川	H30.4	○	○
			槻田川	R3.5		○
		紫川	紫川	H30.4	○	○
			神嶽川	R3.5		○
			砂津川	R3.5		○
			合馬川	R3.5		○
			志井川	R3.5		○
			東谷川	H30.4	○	○
		竹馬川	竹馬川	R1.5	○	○
		貫川	貫川	R3.10		○
金山川		金山川	R1.5	○	○	
割子川	割子川	R3.10		○		

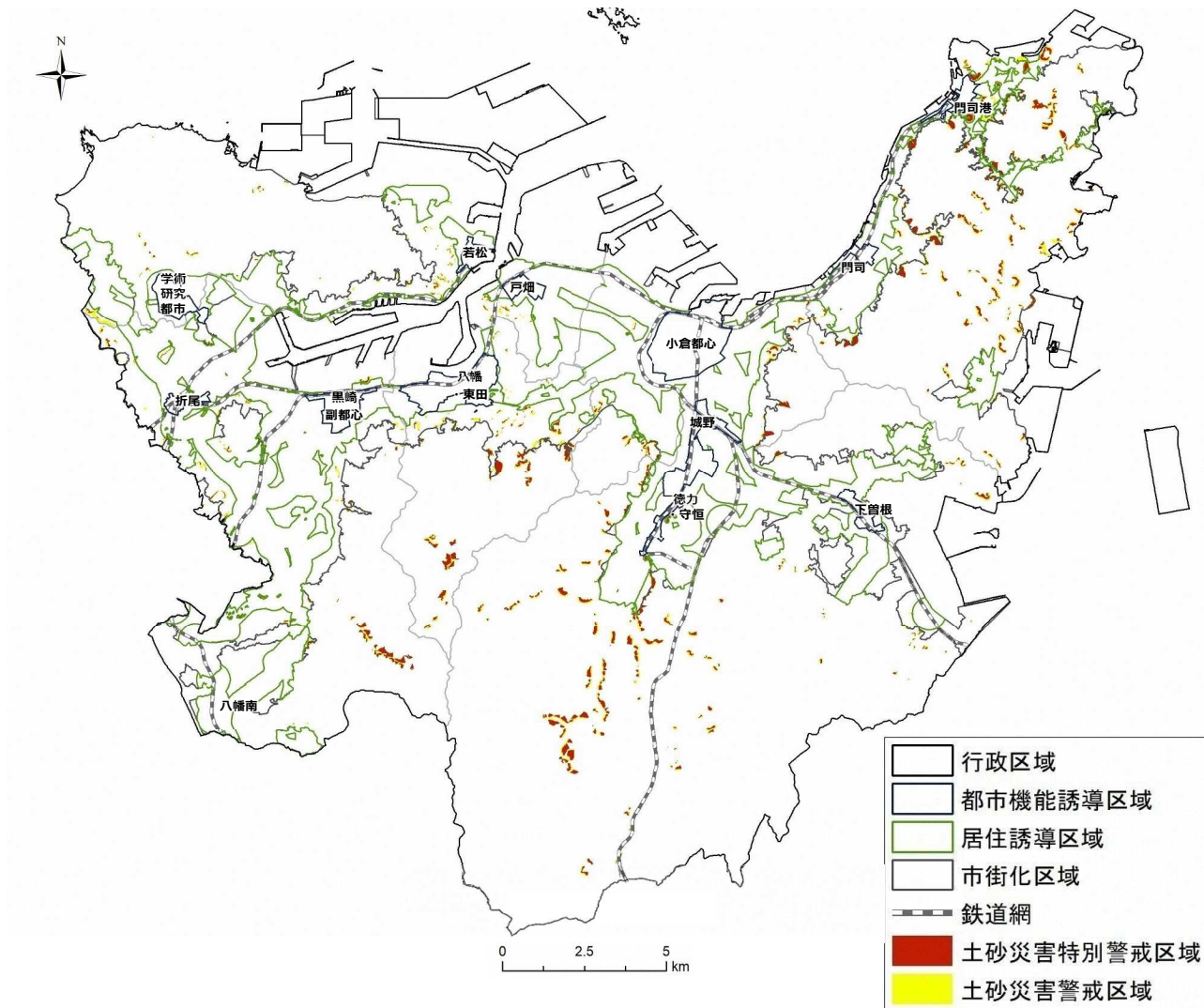
■高潮・津波・土砂に関する災害データ一覧

災害種別	公表	想定災害	使用データ日時	計画規模	想定最大規模	
高潮	福岡県	高潮浸水想定区域 (玄界灘沿岸)	H30.3		○	
		高潮浸水想定区域 (豊前豊後沿岸)	R1.12		○	
津波		津波浸水想定区域	H28.2		○	
		津波災害警戒区域	H30.3		○	
土砂		特別警戒区域 急傾斜	R4.11	/		
		特別警戒区域 土石流	R4.11			
	警戒区域 急傾斜	R4.11				
	警戒区域 地すべり	H26.3				
	警戒区域 土石流	R4.11				

(1) 土砂

① 土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域

土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域については、居住誘導区域に含まない区域としており、居住誘導区域に災害ハザードエリアは存在していません。



② 急傾斜地崩壊危険区域・地すべり防止区域

急傾斜地崩壊危険区域については、明確な境界情報が得られないため、区域線は図示できませんが、居住誘導区域に含まない区域としており、居住誘導区域に災害ハザードエリアは存在していません。

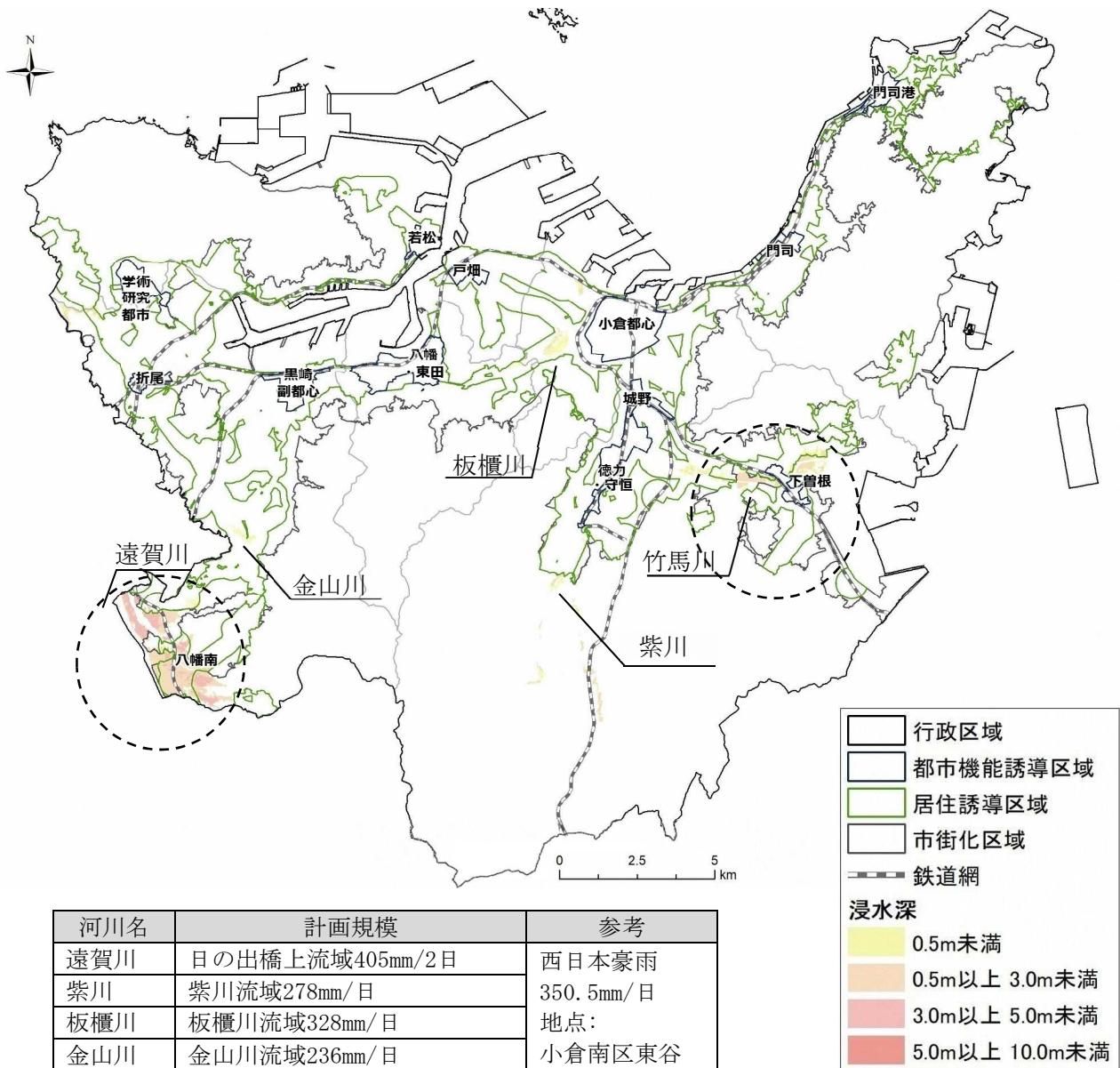
(2) 洪水

① 洪水浸水想定区域〈計画規模降雨〉(棟数・浸水区域及び浸水深)

計画規模(50~150年に一度)の浸水想定区域には、居住誘導区域内の建物が約4,100棟(約2.5%)存在し、遠賀川流域の八幡西区(八幡西・南部エリア)では、3m以上の浸水が想定されています。浸水深0.5m以上の平屋の建物は約830棟、浸水深3.0m以上の2階以上の建物は約120棟存在し、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。

区分	居住誘導区域内			
	面積 ha	建物数		
		総数	1階	2階以上
0.5m未満	82.2	1,596	479	1,117
0.5m以上 3.0m未満	168.8	2,366	795	1,571
3.0m以上 5.0m未満	22.7	154	33	121
計	273.8	4,116	1,307	2,809

※上図に示す建物情報は、都市計画基礎調査の建物用途を用いており、住宅以外も含まれています。



▲各河川の計画規模降雨量

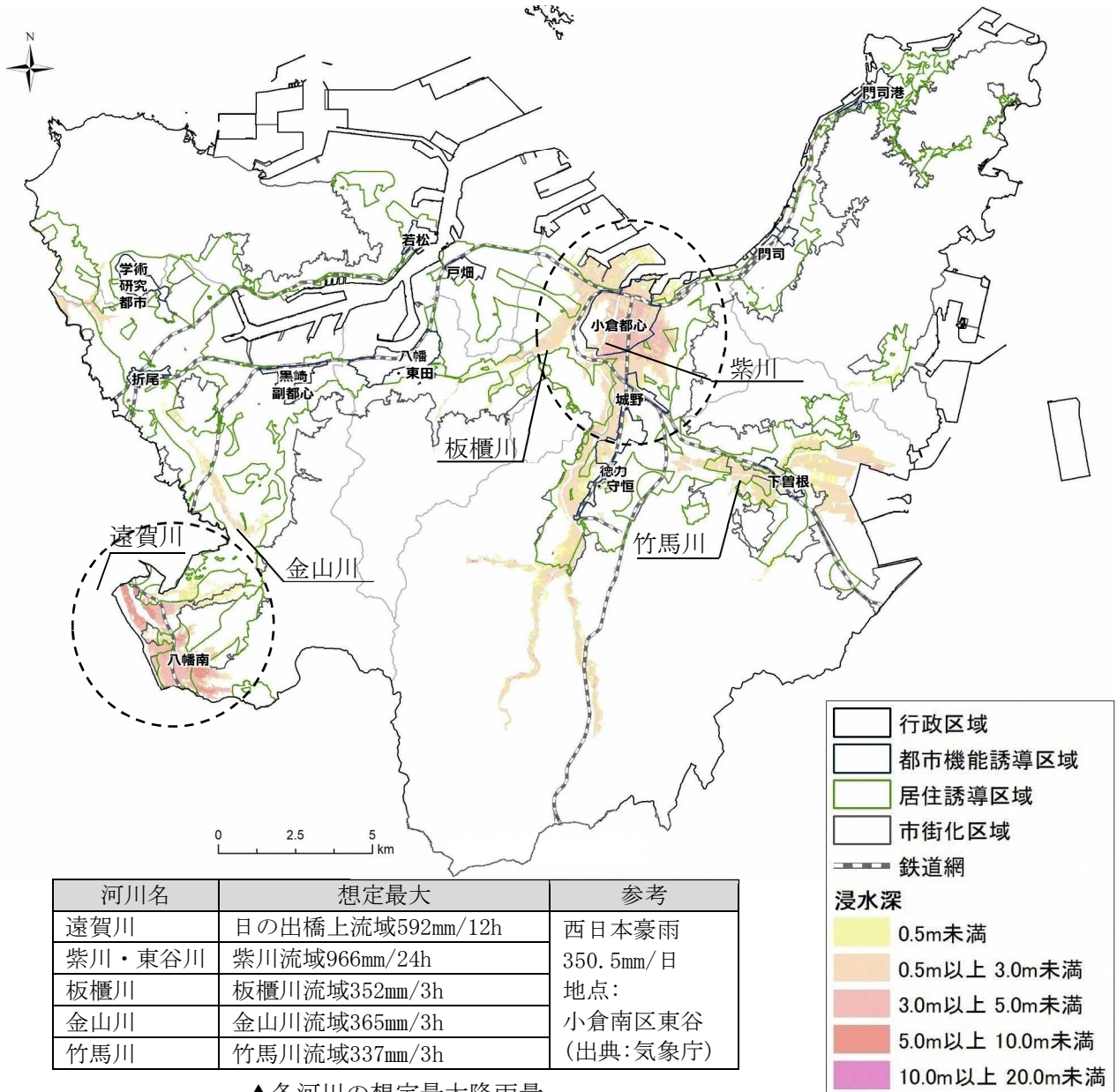
② 洪水浸水想定区域<想定最大規模降雨> (棟数・浸水区域及び浸水深)

想定最大規模(1000年に1回程度)の浸水想定区域には、居住誘導区域内の建物が約26,000棟(約16%)存在しています。遠賀川流域の八幡西区(八幡西・南部エリア)に加え、紫川流域の小倉北区の中心部でも3m以上の浸水が想定されています。

浸水深0.5m以上の平屋の建物は約6,400棟、浸水深3.0m以上の2階以上の建物は約4,100棟存在し、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。

区分	居住誘導区域内			
	面積 ha	建物数		
		総数	1階	2階以上
0.5m未満	203.3	3,558	1,057	2,501
0.5m以上 3.0m未満	1,083.4	17,482	5,135	12,347
3.0m以上 5.0m未満	372.0	5,293	1,276	4,017
5.0m以上 10.0m未満	22.3	122	24	98
10.0m以上 20.0m未満	0.2	0	0	0
計	1,681.2	26,455	7,492	18,963

※上図に示す建物情報は、都市計画基礎調査の建物用途を用いており、住宅以外も含まれています。

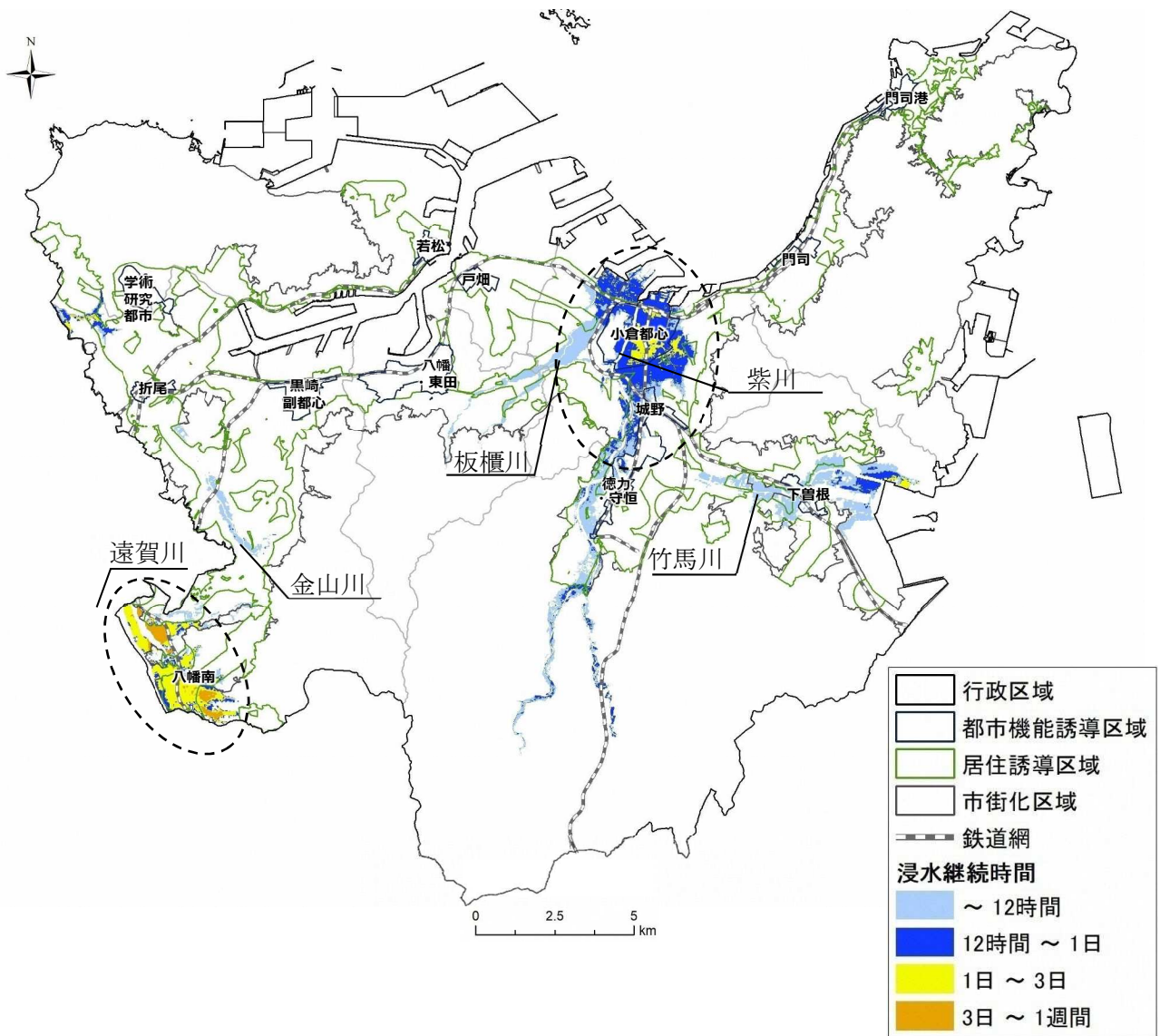


③ 浸水継続時間<想定最大規模降雨> (棟数・継続時間)

居住誘導区域内の建物で、想定最大規模降雨による浸水継続時間は、紫川流域の小倉北区で12時間～1日となっており、標高が低い小倉中心部から南側の三萩野周辺は、継続時間が最大3日となっています。また、遠賀川流域の八幡西区(八幡西・南部)でも最大で3日～1週間浸水が想定されています。

区分	居住誘導区域内			
	面積 ha	建物数		
		総数	1階	2階以上
～ 12時間	655.8	11,474	3,430	8,044
12時間～ 1日	511.8	7,258	1,883	5,375
1日～ 3日	225.3	3,482	913	2,569
3日～ 1週間	8.9	58	13	45
計	1,401.7	22,272	6,239	16,033

※上図に示す建物情報は、都市計画基礎調査の建物用途を用いており、住宅以外も含まれています。



④ 家屋倒壊等氾濫想定区域（棟数・氾濫流、河岸侵食）

〈氾濫流〉〈河岸侵食〉（棟数）

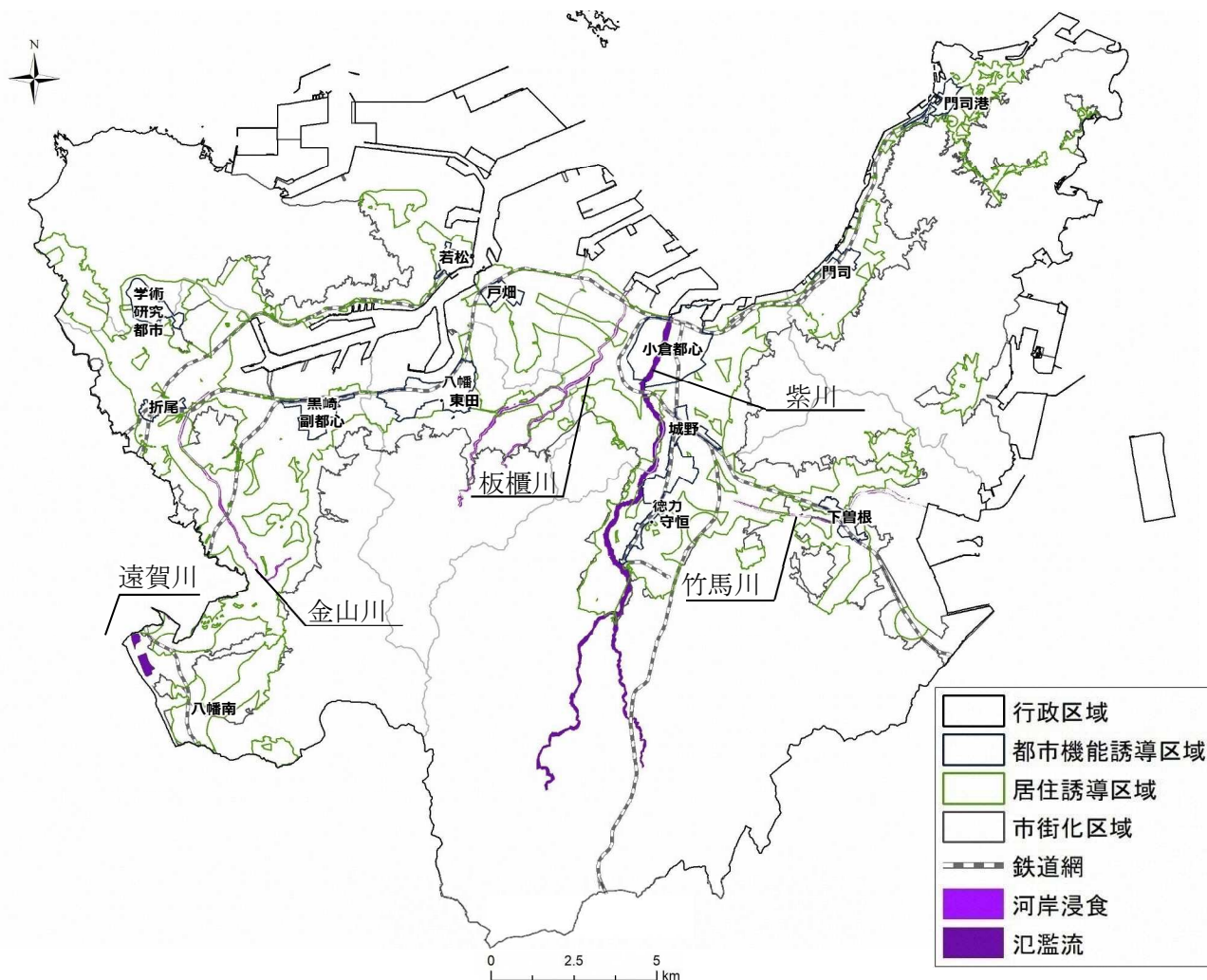
過去の豪雨災害では、堤防の決壊に伴う氾濫流により家屋が倒壊・流出したことや多数の孤立者の発生を踏まえ、本市でも想定される災害の認知が必要です。

家屋倒壊等氾濫想定区域の建物は約1,800棟で、うち木造は約300棟です。

氾濫流については木造建物の倒壊のおそれがあり、木造家屋については水平避難が求められます。また、河岸侵食は木造・非木造に関わらず倒壊のおそれがあるため、同様に水平避難が求められます。

区分	居住誘導区域内			
	面積 ha	建物数		
		総数	木造	木造以外
氾濫流	108.3	510	313	197
河岸侵食	199.3	1,789	—	—

※上図に示す建物情報は、都市計画基礎調査の建物用途を用いており、住宅以外も含まれています。



(3) 高潮

① 高潮浸水想定区域 (棟数・浸水区域及び浸水深)

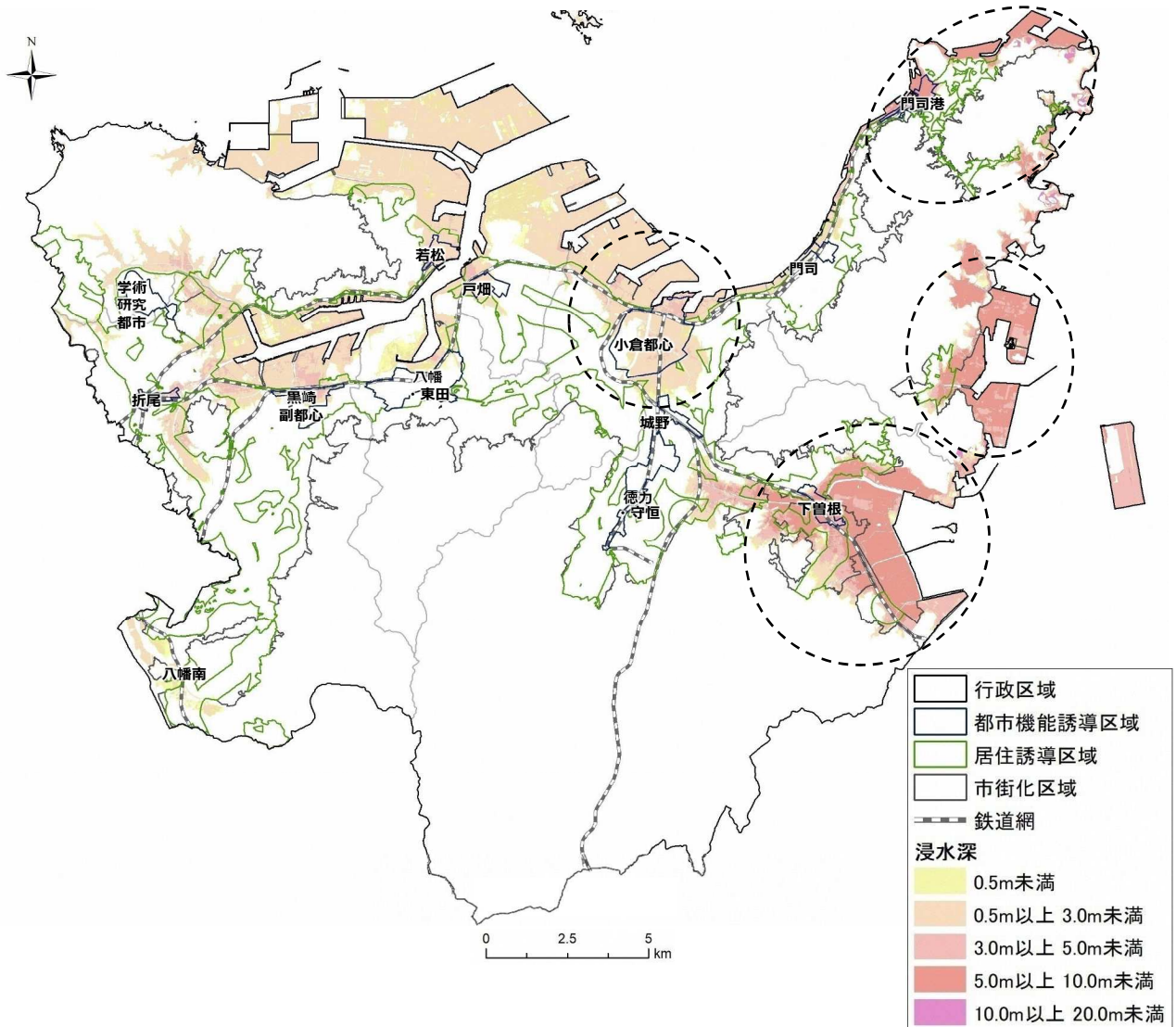
想定最大規模は、日本に接近した既往最大の台風である昭和9年の室戸台風(中心気圧900hPa)の来襲と大潮の満潮が重なった場合で、かつ台風経路も潮位偏差が最大となるよう最悪の事態を想定したものです。なお、室戸台風と同規模の中心気圧を持つ台風が来襲する確率は、500年から数千年に1回と想定されています。

高潮による浸水想定区域には、居住誘導区域内の建物が約38,000棟(約24%)存在しています。門司区(門司港エリア・新門司エリア)と小倉南区(小倉南・東部エリア)の海岸沿いでは浸水深5m以上が想定されており、小倉北区(小倉北エリア)などでも3m以上の浸水が想定されています。

浸水深0.5m以上の平屋の建物は約10,000棟、浸水深3.0m以上の2階以上の建物は約9,500棟存在しており、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。

区分	居住誘導区域内			
	面積 ha	建物数		
		総数	1階	2階以上
0.5m未満	161.9	1,155	290	865
0.5m以上 3.0m未満	1,522.3	24,706	6,632	18,074
3.0m以上 5.0m未満	444.0	7,676	1,999	5,677
5.0m以上 10.0m未満	299.4	5,165	1,336	3,829
10.0m以上 20.0m未満	0.4	0	0	0
計	2,427.9	38,702	10,257	28,445

※上図に示す建物情報は、都市計画基礎調査の建物用途を用いており、住宅以外の施設も含まれています。

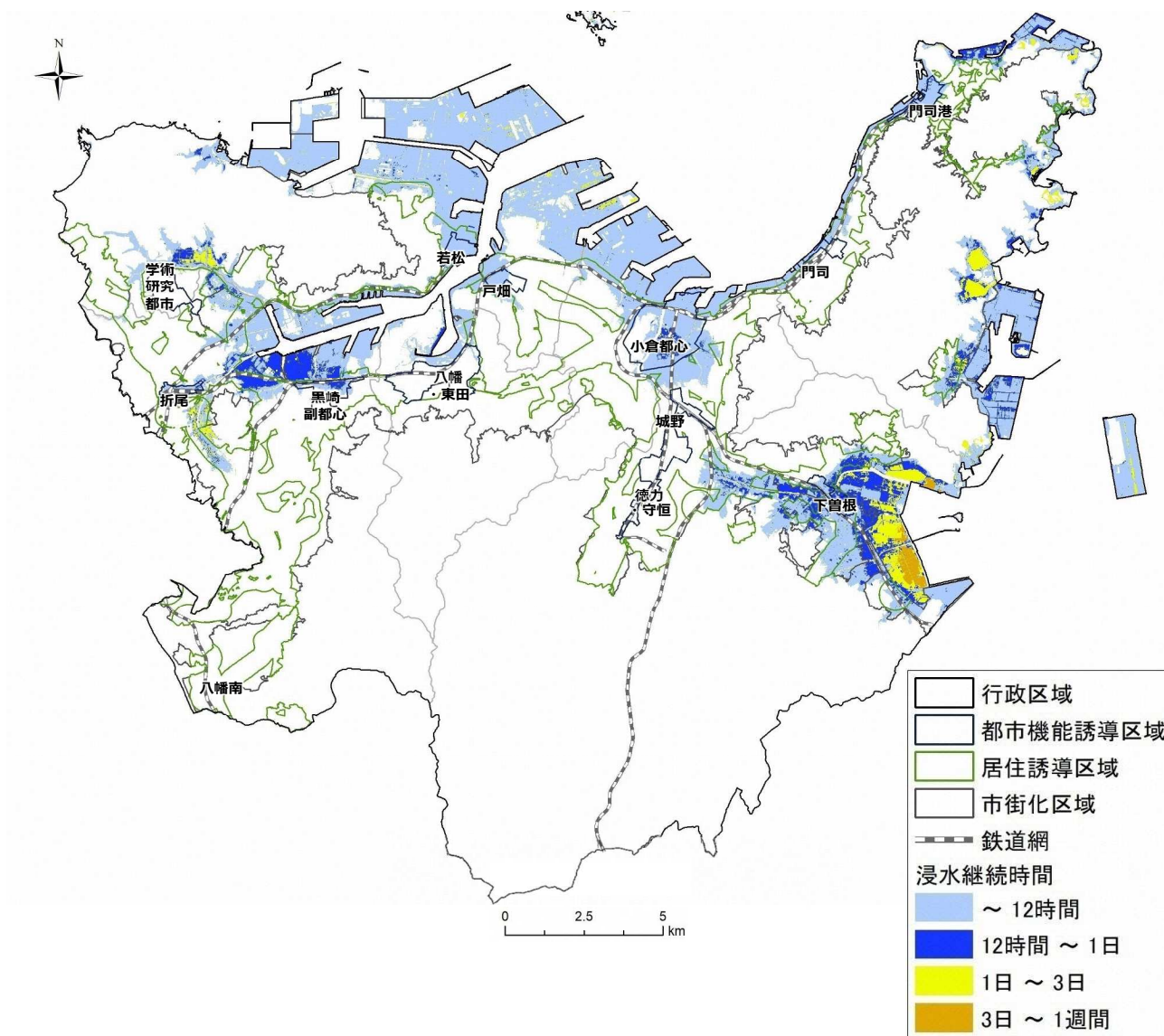


② 浸水継続時間 (棟数・継続時間)

小倉北区、小倉南区、八幡西区の居住誘導区域内で12時間～1日、八幡西区の一部地域で1～3日の浸水継続時間が想定されています。

区分	居住誘導区域内			
	面積 ha	建物数		
		総数	1階	2階以上
～ 12時間	1,919.0	34,780	9,092	25,688
12時間～ 1日	281.1	4,405	1,318	3,087
1日～ 3日	40.6	481	137	344
3日～ 1週間	0.0	0	0	0
計	2,240.7	39,666	10,547	29,119

※上図に示す建物情報は、都市計画基礎調査の建物用途を用いており、住宅以外の施設も含まれています。



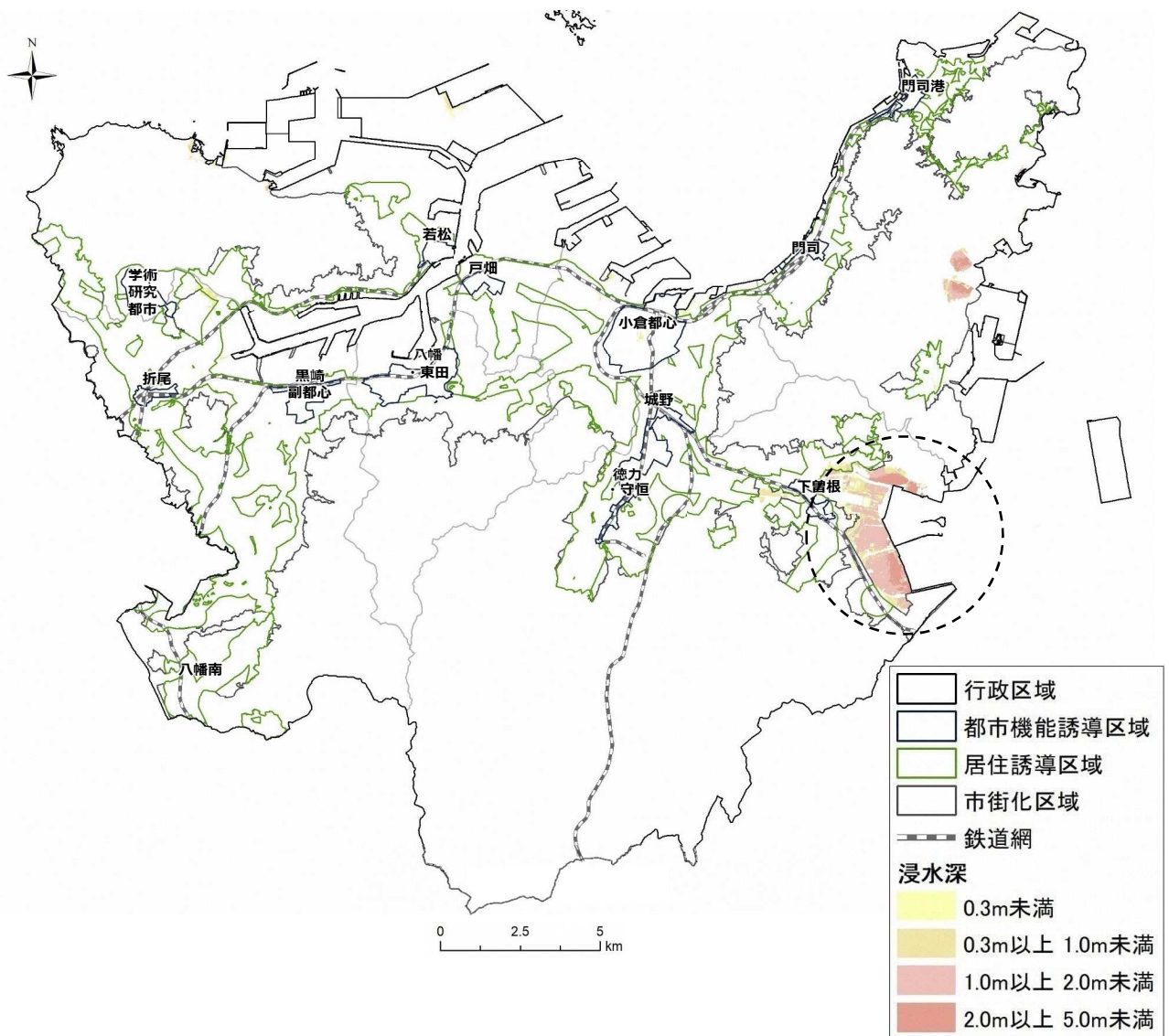
(4) 津波

① 津波浸水想定区域（棟数、浸水深）

南海トラフ地震では、門司区と小倉南区の沿岸部で浸水の被害が想定されています。浸水深0.3m以上の平屋の建物は約130棟、浸水深2.0m以上の2階以上の建物はありません。垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。

区分	居住誘導区域内			
	面積 ha	建物数		
		総数	1階	2階以上
0.3m未満	20.4	395	129	266
0.3m以上 1.0m未満	20.9	351	124	227
1.0m以上 2.0m未満	2.6	63	8	55
2.0m以上 5.0m未満	0.0	0	0	0
計	43.9	809	261	548

※上図に示す建物情報は、都市計画基礎調査の建物用途を用いており、住宅以外の施設も含まれています。

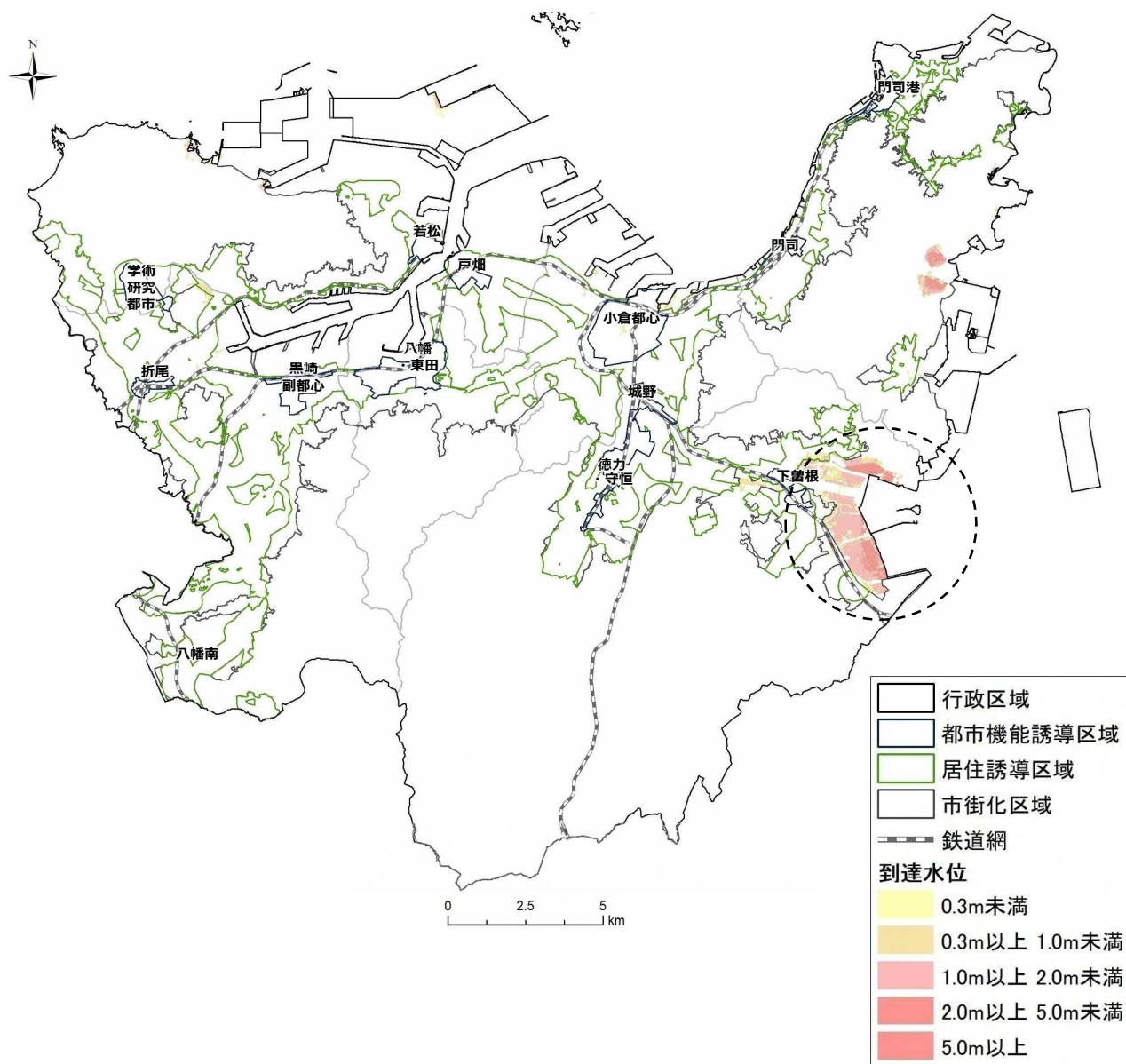


② 津波災害想定区域（棟数、到達水位）

小倉南区（下曽根付近）では、到達水位0.3m以上の平屋の建物は約200棟、到達水位2.0m以上の建物はありません。垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。

区分	居住誘導区域内			
	面積 ha	建物数		
		総数	1階	2階以上
0.3m未満	8.4	175	49	126
0.3m以上 1.0m未満	29.4	515	181	334
1.0m以上 2.0m未満	5.9	119	31	88
2.0m以上 5.0m未満	0.1	0	0	0
計	43.9	809	261	548

※上図に示す建物情報は、都市計画基礎調査の建物用途を用いており、住宅以外の施設も含まれています。



(5) 地震

北九州市地域防災計画において、活断層による地震、プレート境界周辺で起こる地震、地下岩盤の活動による地震が想定されています。また、福岡県防災アセスメントでは、被害状況を以下のように予測しています。

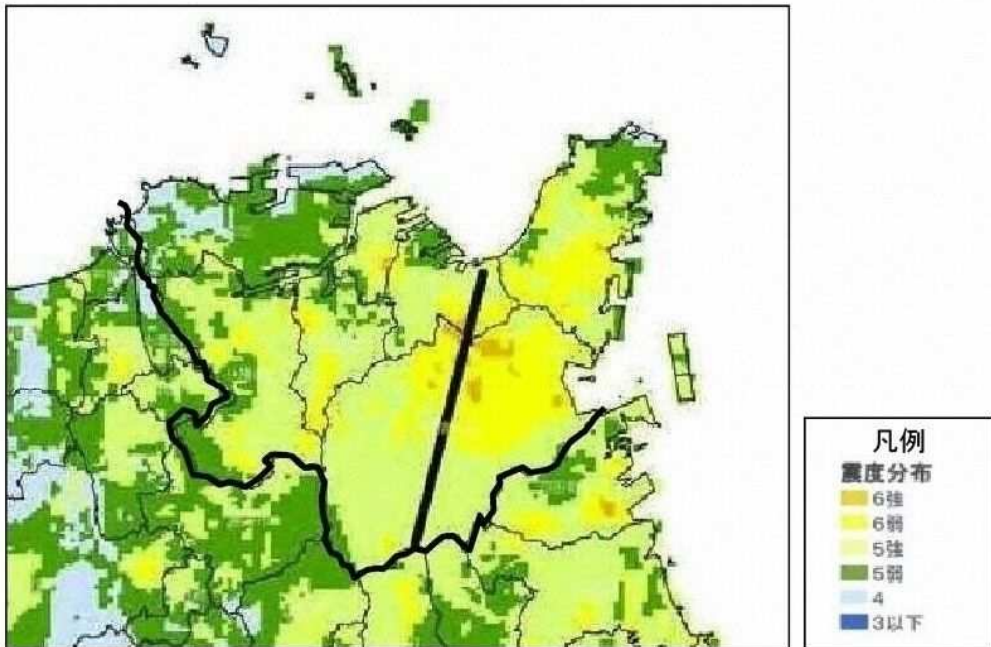
【福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書（H24年3月） 抜粋】

●想定地震

○北九州市小倉北区から小倉南区付近にかけての断層の長さ約 17km のうち、震源断層の長さ 17km、震源断層の幅 8.5km（上端の深さ 2km、下端の深さ 10.5km）、地震の規模マグニチュード 6.9 を想定した。

○想定した季節及び時刻は、最も出火率が高くなる冬の夕刻（午後 5 時～6 時）とした。風の条件を福岡市の冬季（12 月～2 月）の平均風速である約 3.2m/秒（気象庁：日本気候表より）よりも大きな風速を想定して 4 m/秒とした。

●震度分布



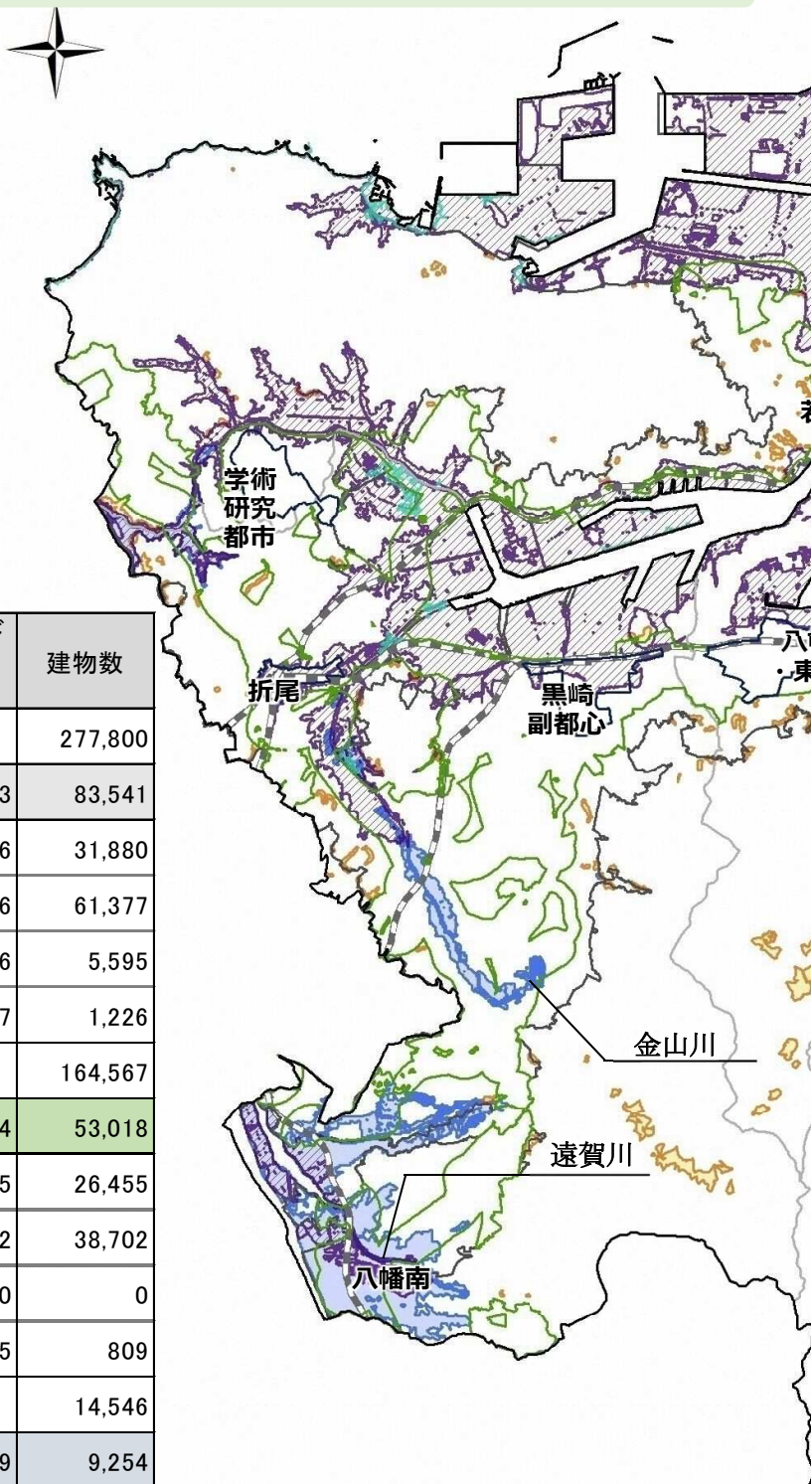
●被害想定結果

建物被害（棟）	建物被害総計		10,576	ライフライン等被害（箇所）	上下水	742	火災	火災発生(件数)	35	
	全壊・大破	木造	5,606		下水道	319		人的被害（人）	死者	429
		非木造	566		都市ガス管	122			負傷者	3,780
	計	6,172	電柱・電話柱		80	避難者数			21,380	
半壊・中破	木造	3,709	道路 ※	71	※発生した場合の県全域被害の総計					
	非木造	695	鉄道 ※	160						
	計	4,404	港湾係留施設(km)	66.3						

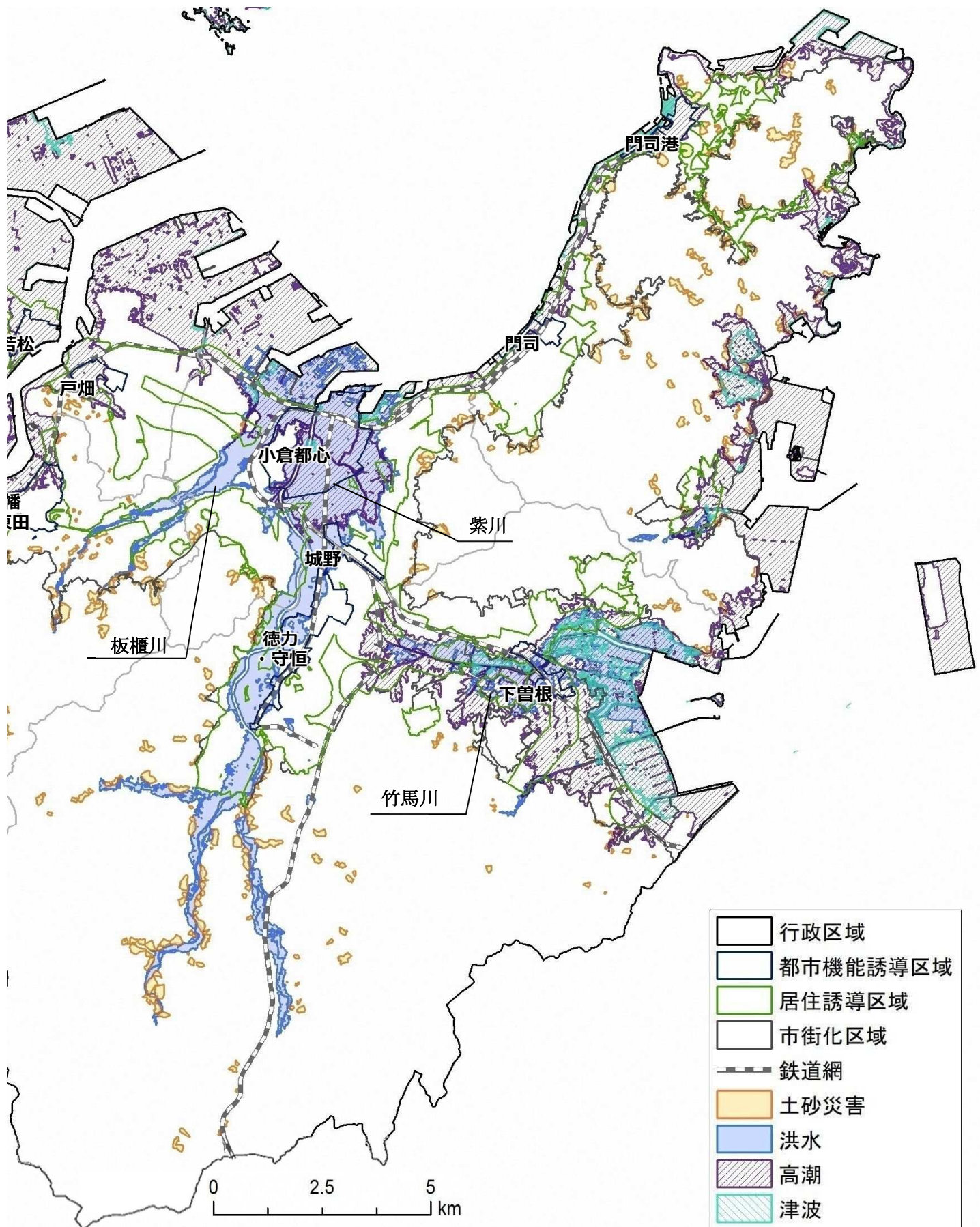
8-4 防災上の課題の整理

(1) 市内全域の災害ハザードエリア（想定最大規模）

居住誘導区域内で想定される津波、洪水、高潮が発生した際に、いずれかの災害に該当する建物は約53,000棟あります。また、居住誘導区域内に約3,300ha（約34%）、都市機能誘導区域内に約710ha（52%）の災害ハザードエリアが広がっています。



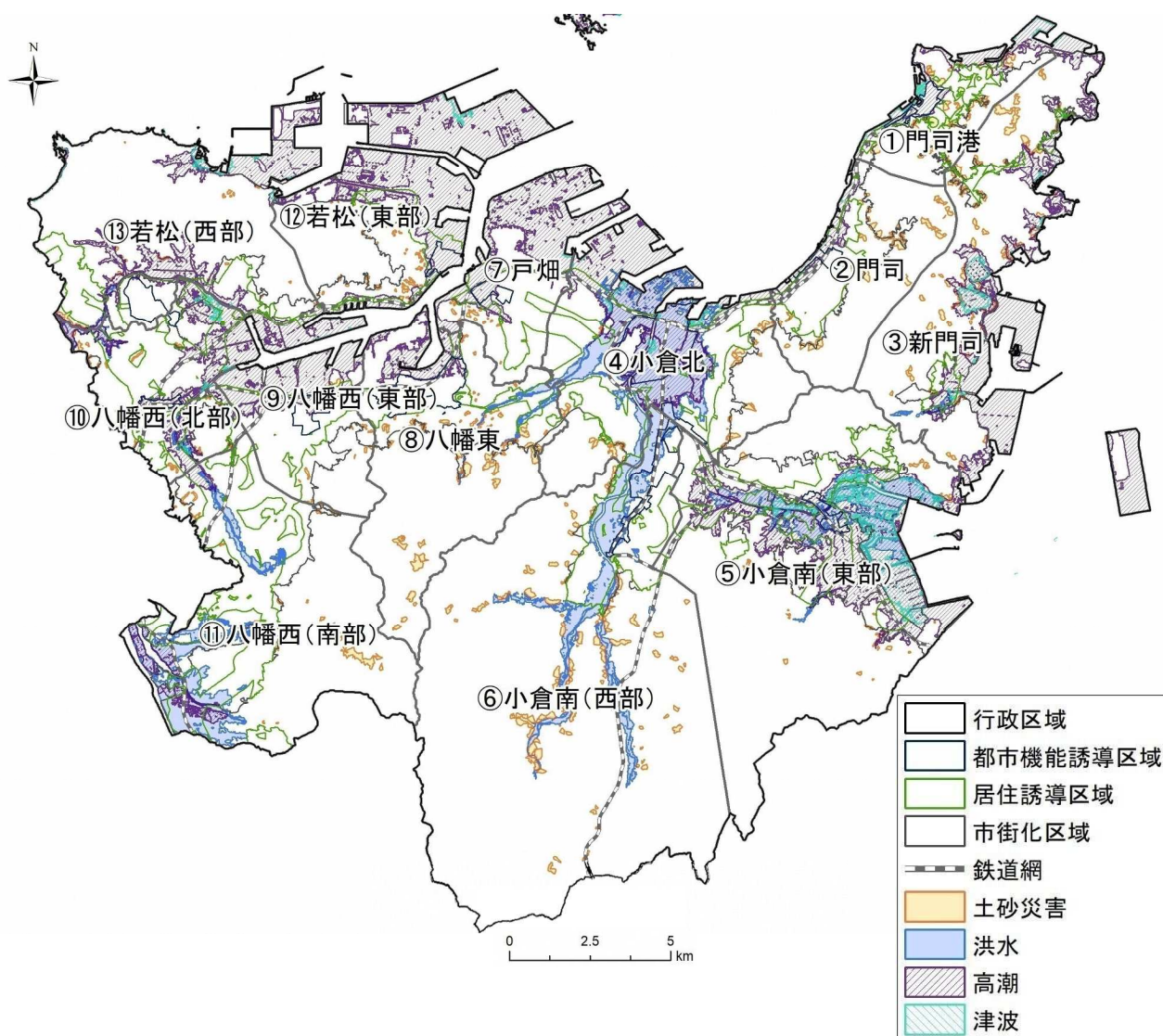
		面積ha	災害ハザード エリア 割合%	建物数
市街化区域	全域	20,365.3	—	277,800
	災害ハザードエリア	8,827.8	43.3	83,541
	洪水	2,157.8	10.6	31,880
	高潮	7,451.5	36.6	61,377
	土砂災害	330.7	1.6	5,595
	津波	145.0	0.7	1,226
居住誘導区域	全域	9,626.6	—	164,567
	災害ハザードエリア	3,311.9	34.4	53,018
	洪水	1,681.2	17.5	26,455
	高潮	2,427.9	25.2	38,702
	土砂災害	0.0	0.0	0
	津波	43.9	0.5	809
都市機能誘導区域	全域	1,365.2	—	14,546
	災害ハザードエリア	709.1	51.9	9,254
	洪水	428.6	31.4	4,994
	高潮	601.5	44.1	8,163
	土砂災害	0.0	0.0	0
	津波	6.1	0.4	83



(2) エリア分割の設定

地域特性や行政区ごとの取り組みを評価するため、行政区、居住誘導区域、災害想定から下図に示す13エリアに分割を行いました。

①門司港	⑧八幡東
②門司	⑨八幡西（東部）
③新門司	⑩八幡西（北部）
④小倉北	⑪八幡西（南部）
⑤小倉南（東部）	⑫若松（東部）
⑥小倉南（西部）	⑬若松（西部）
⑦戸畑	



(3) エリアごとに対象とする災害

想定する災害は、浸水想定区域（洪水、高潮、津波）、土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域、家屋倒壊等氾濫想定区域（河岸侵食・氾濫流）を対象として、居住誘導区域内での課題整理を行います。なお浸水についてはエリアごとの災害特性を考慮し、影響範囲が大きい災害を取り扱います。

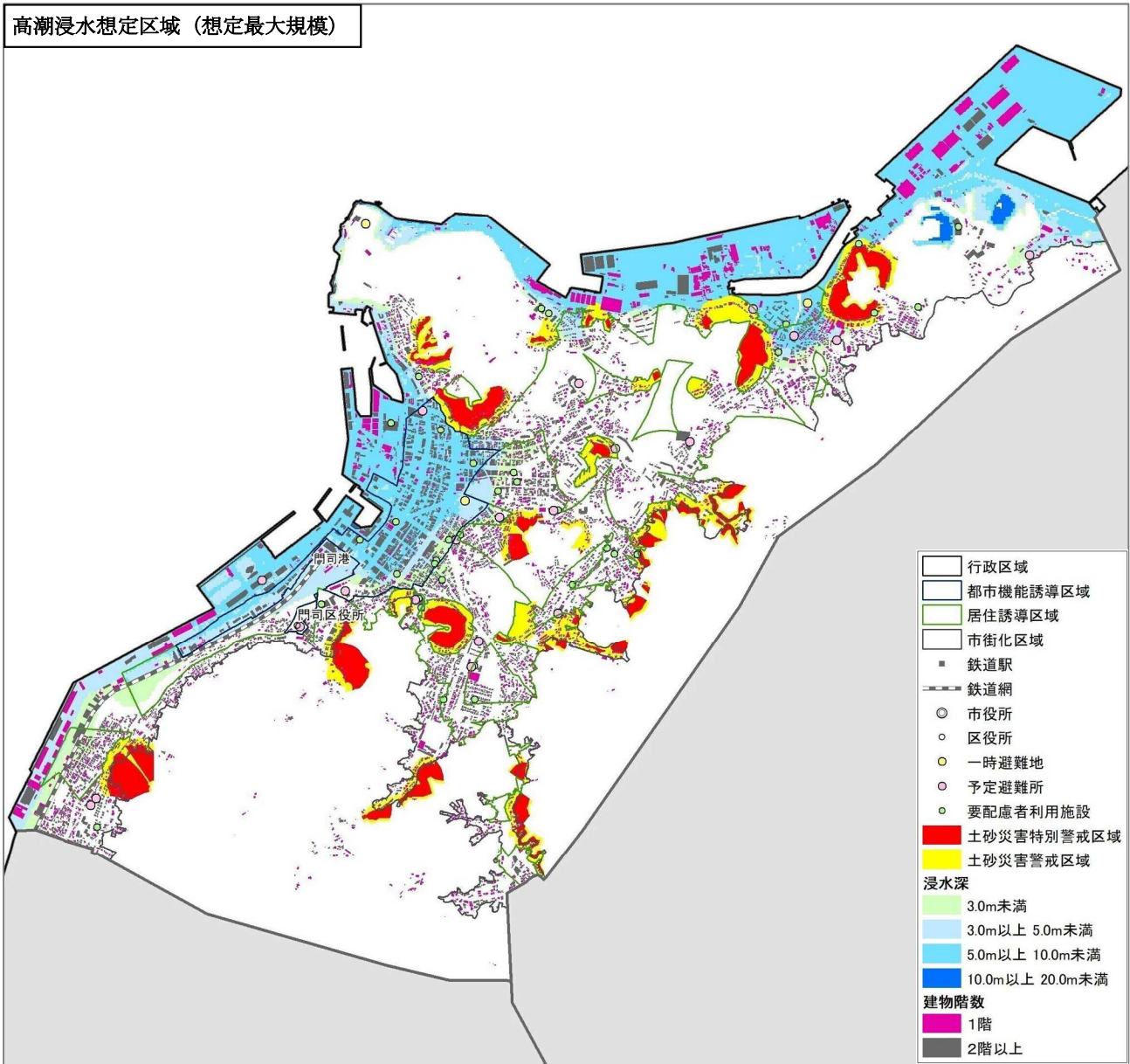
(4) 地域ごとの防災上の課題

1) 門司港 (主要な想定災害：高潮)

- 本エリアは「地域拠点」に位置付けられており、市街地が臨海部に面しています。
- 高潮浸水想定区域(想定最大規模)には、建物が約1,400棟存在します。浸水深3m以上の建物は約1,100棟存在し、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。
- 浸水継続時間は、想定される建物の9割が12時間未満です。
- 想定最大規模の高潮浸水に対応可能な予定避難所(災害時に避難が可能な施設)は14カ所あり、うち居住誘導区域内では8カ所あります。
- 要配慮者利用施設は約50棟あり、うち約20棟の浸水が想定されています。

	エリア内				居住誘導区域内			
	全施設数	適応災害種別(施設数)			全施設数	適応災害種別(施設数)		
		洪水土砂	高潮	津波		洪水土砂	高潮	津波
一時避難地	8	3	5	7	4	3	2	4
予定避難所	20	16	14	16	10	10	8	8

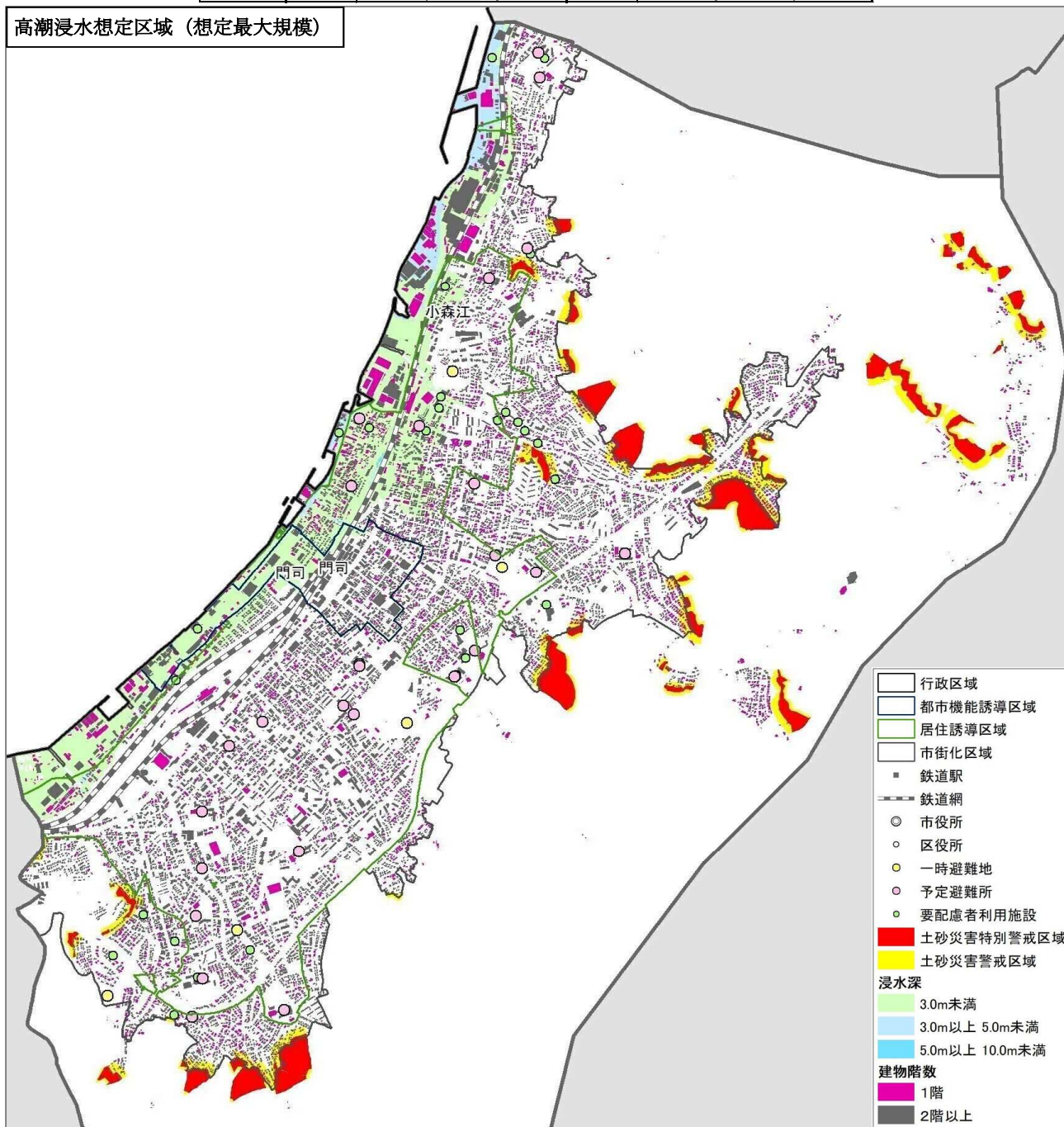
高潮浸水想定区域(想定最大規模)



2) 門司 (主要な想定災害：高潮)

- 本エリアは「地域拠点」に位置付けられており、海と山に囲まれた市街地が形成されています。
- 高潮浸水想定区域(想定最大規模)には、建物が約1,100棟存在します。浸水深3m以上の建物は約20棟存在し、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。
- 想定最大規模の高潮浸水に対応可能な予定避難所(災害時に避難が可能な施設)は24カ所あり、うち居住誘導区域内では16カ所あります。
- 要配慮者利用施設は約40棟あり、うち約10棟の浸水が想定されています。

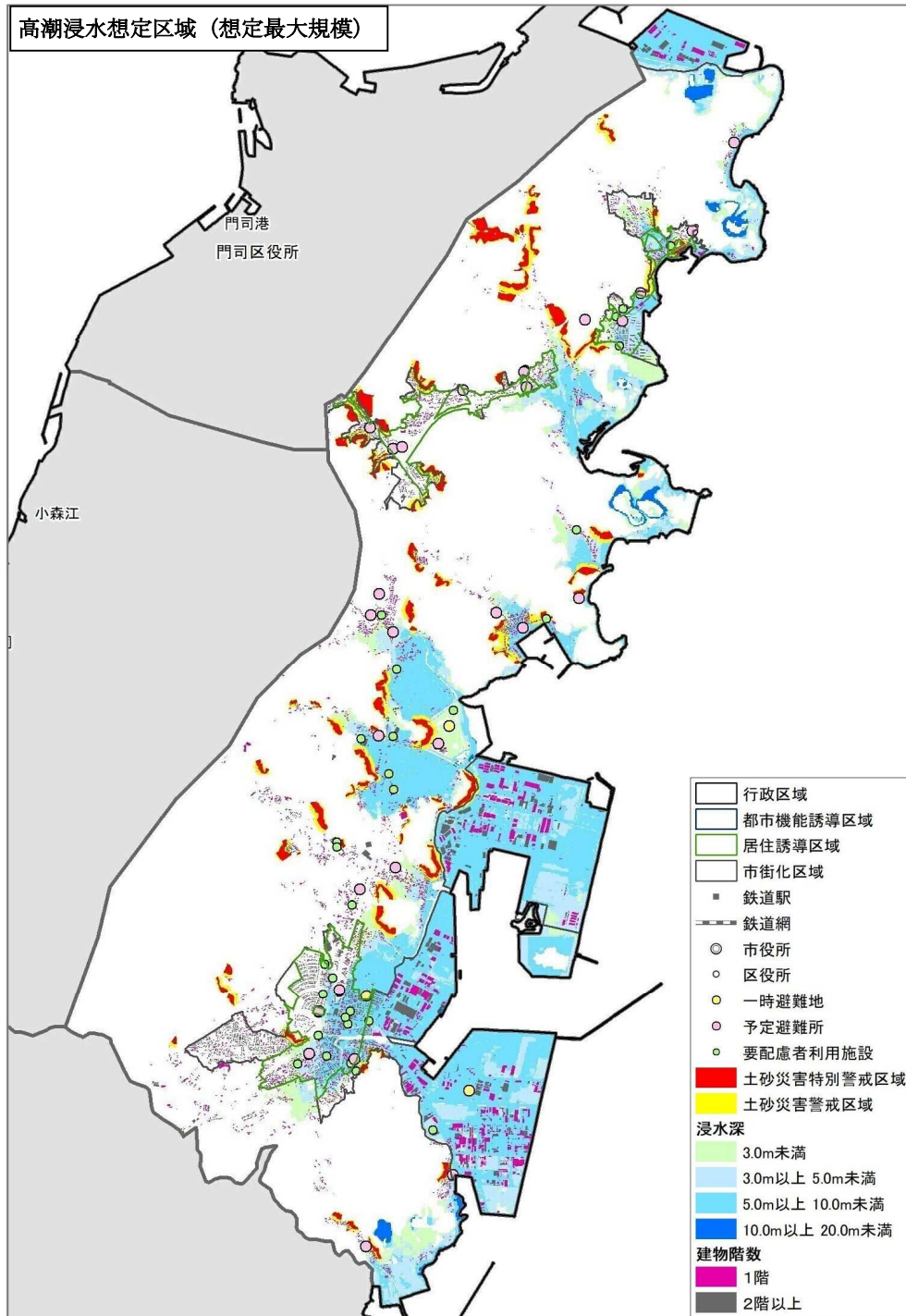
	エリア内				居住誘導区域内			
	全 施設数	適応災害種別(施設数)			全 施設数	適応災害種別(施設数)		
		洪水 土砂	高潮	津波		洪水 土砂	高潮	津波
一時避難地	14	10	14	14	9	8	9	9
予定避難所	26	22	24	23	18	18	16	16



3) 新門司 (主要な想定災害：高潮)

- 本エリアは周防灘に面し、長距離フェリーによる物流拠点となっています。
- 高潮浸水想定区域(想定最大規模)には、建物が約1,600棟存在します。浸水深3m以上の建物は約1,300棟存在し、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。
- 想定最大規模の高潮浸水に対応可能な予定避難所(災害時に避難が可能な施設)は20カ所あり、うち居住誘導区域内では5カ所あります。
- 要配慮者利用施設は約50棟あり、うち約40棟の浸水が想定されています。

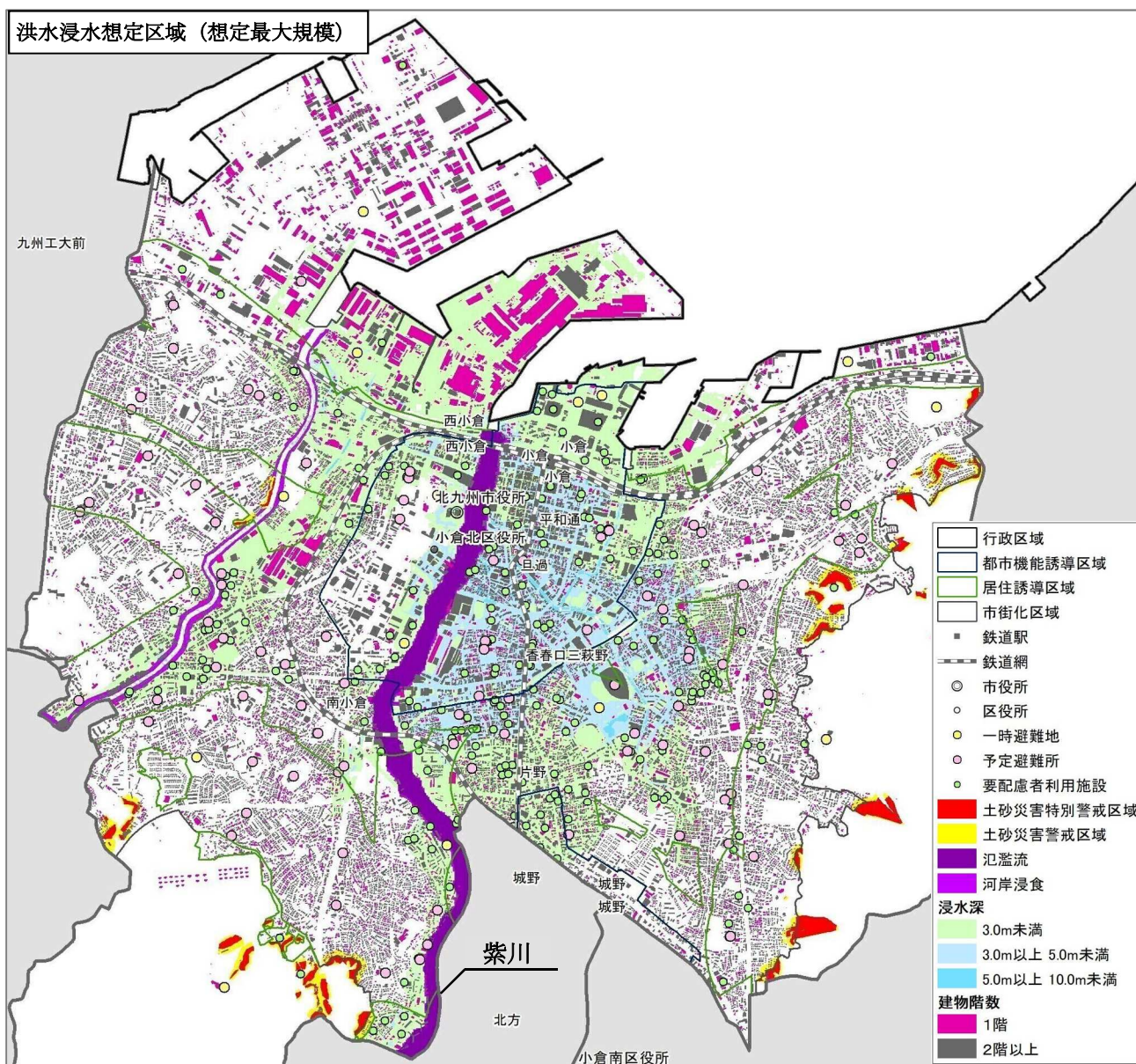
	エリア内				居住誘導区域内			
	全施設数	適応災害種別(施設数)			全施設数	適応災害種別(施設数)		
		洪水土砂	高潮	津波		洪水土砂	高潮	津波
一時避難地	10	8	5	10	3	3	2	3
予定避難所	29	20	20	23	7	6	5	6



4) 小倉北 (主要な想定災害：洪水)

- 本エリアは「都心」に位置付けられており、行政区で最も人口密度が高く、エリアの中央には二級河川の紫川が流れています。
- 洪水浸水想定区域(想定最大規模)には、建物が約12,000棟存在します。浸水深3.0m以上の建物は約4,000棟存在し、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。
- 浸水継続時間は、想定される建物のうち9割が12時間未満ですが、12時間～1日未満は約800棟該当します。
- 紫川と板櫃川の河岸侵食による、家屋倒壊等氾濫想定区域の建物は約500棟あります。また、氾濫流に該当する木造建物は約300棟です。
- 想定最大規模の洪水浸水に対応可能な予定避難所(災害時に避難が可能な施設)は77カ所あり、うち居住誘導区域内では57カ所あります。
- 要配慮者利用施設は約300棟あり、うち約200棟の浸水が想定されています。

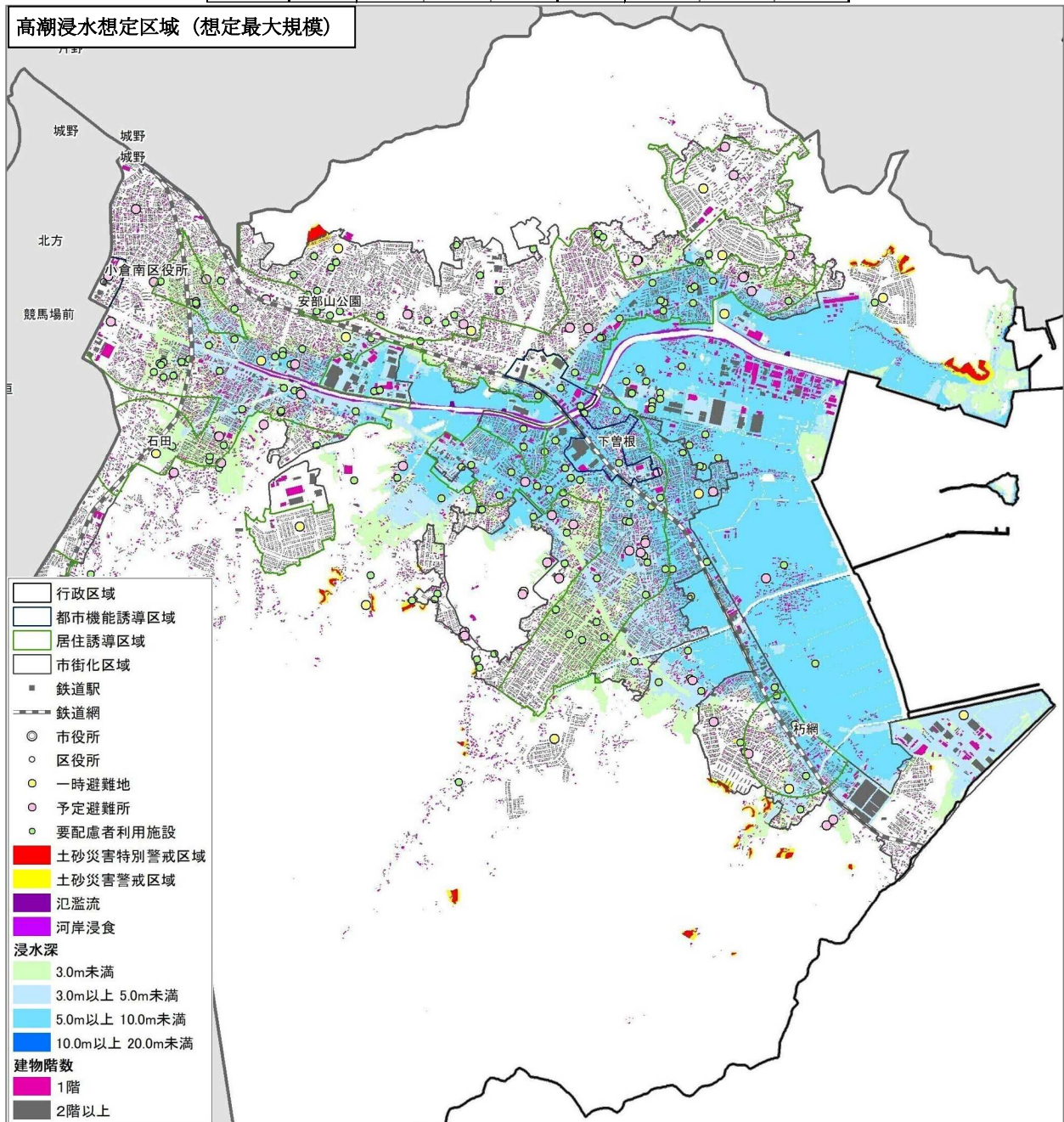
	エリア内				居住誘導区域内			
	全 施設数	適応災害種別(施設数)			全 施設数	適応災害種別(施設数)		
		洪水 土砂	高潮	津波		洪水 土砂	高潮	津波
一時避難地	37	28	30	35	21	17	17	20
予定避難所	87	77	82	67	64	57	59	50



5) 小倉南（東部） （主要な想定災害：高潮）

- 本エリアは「地域拠点」に位置付けられており、中心部に二級河川の竹馬川が流れています。
- 高潮浸水想定区域（想定最大規模）には、建物が約12,000棟存在します。浸水深3m以上の建物は約7,800棟存在し、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。
- 洪水による想定最大規模の浸水想定区域には、建物が約3,000棟存在しますが、浸水深3.0m以上の建物は存在しません。
- 竹馬川の氾濫流及び河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域に存在する建物は約20棟です。また氾濫流に該当する木造建物はありません。
- 想定最大規模の高潮浸水に対応可能な予定避難所（災害時に避難が可能な施設）は26カ所あり、うち居住誘導区域内では12カ所あります。
- 要配慮者利用施設は約240棟あり、うち約30棟の浸水が想定されています。

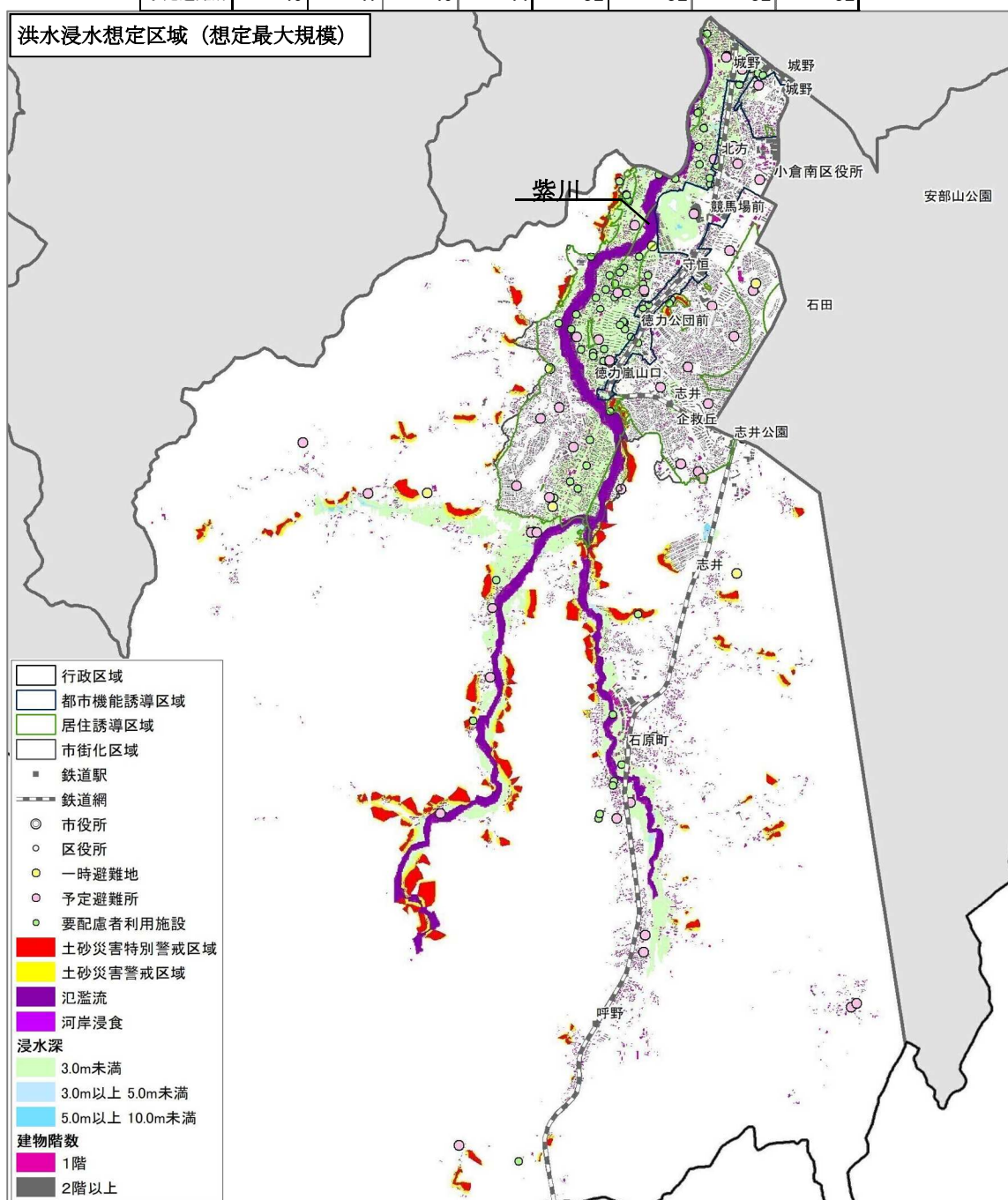
	エリア内				居住誘導区域内			
	全 施設数	適応災害種別(施設数)			全 施設数	適応災害種別(施設数)		
		洪水 土砂	高潮	津波		洪水 土砂	高潮	津波
一時避難地	30	26	16	27	14	13	5	14
予定避難所	43	43	26	38	21	21	12	20



6) 小倉南（西部） （主要な想定災害：洪水）

- 本エリアは「地域拠点」に位置付けられており、二級河川の紫川が流れています。
- 洪水浸水想定区域（想定最大規模）には、建物が約5,600棟存在します。浸水深3m以上の建物は約60棟存在し、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。
- 紫川の河岸侵食による家屋倒壊等氾濫想定区域の建物は約500棟あります。また氾濫流に該当する木造建物は約300棟です。
- 想定最大規模の洪水浸水に対応可能な予定避難所（災害時に避難が可能な施設）は47カ所あり、うち居住誘導区域内では32カ所あります。
- 要配慮者利用施設は約100棟あり、うち約80棟の浸水が想定されています。

	エリア内				居住誘導区域内			
	全 施設数	適応災害種別(施設数)			全 施設数	適応災害種別(施設数)		
		洪水 土砂	高潮	津波		洪水 土砂	高潮	津波
一時避難地	25	21	25	25	11	11	11	11
予定避難所	49	47	49	44	32	32	32	32

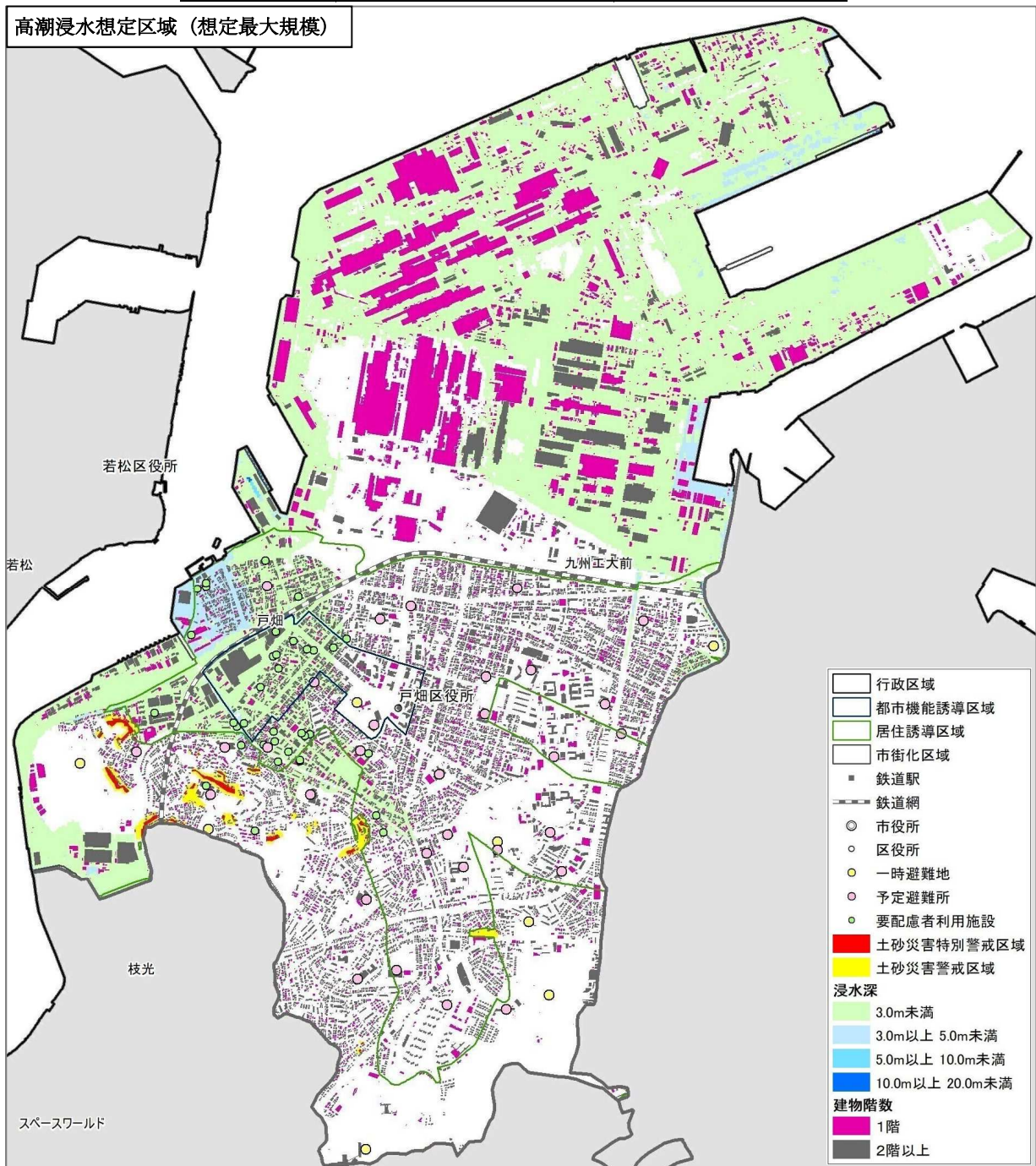


7) 戸畑 (主要な想定災害：高潮)

- 本エリアは「地域拠点」に位置付けられており、北部は広範囲にわたって工業地域となっています。
- 高潮浸水想定区域(想定最大規模)には、建物が約2,100棟存在します。浸水深3m以上の建物は約350棟存在し、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。
- 想定最大規模の高潮浸水に対応可能な予定避難所(災害時に避難が可能な施設)は27カ所あり、うち居住誘導区域内では18カ所あります。
- 要配慮者利用施設は約50棟あり、ほとんどの施設で浸水が想定されています。

	エリア内				居住誘導区域内			
	全施設数	適応災害種別(施設数)			全施設数	適応災害種別(施設数)		
		洪水土砂	高潮	津波		洪水土砂	高潮	津波
一時避難地	21	19	19	21	10	10	9	10
予定避難所	31	30	27	31	22	22	18	22

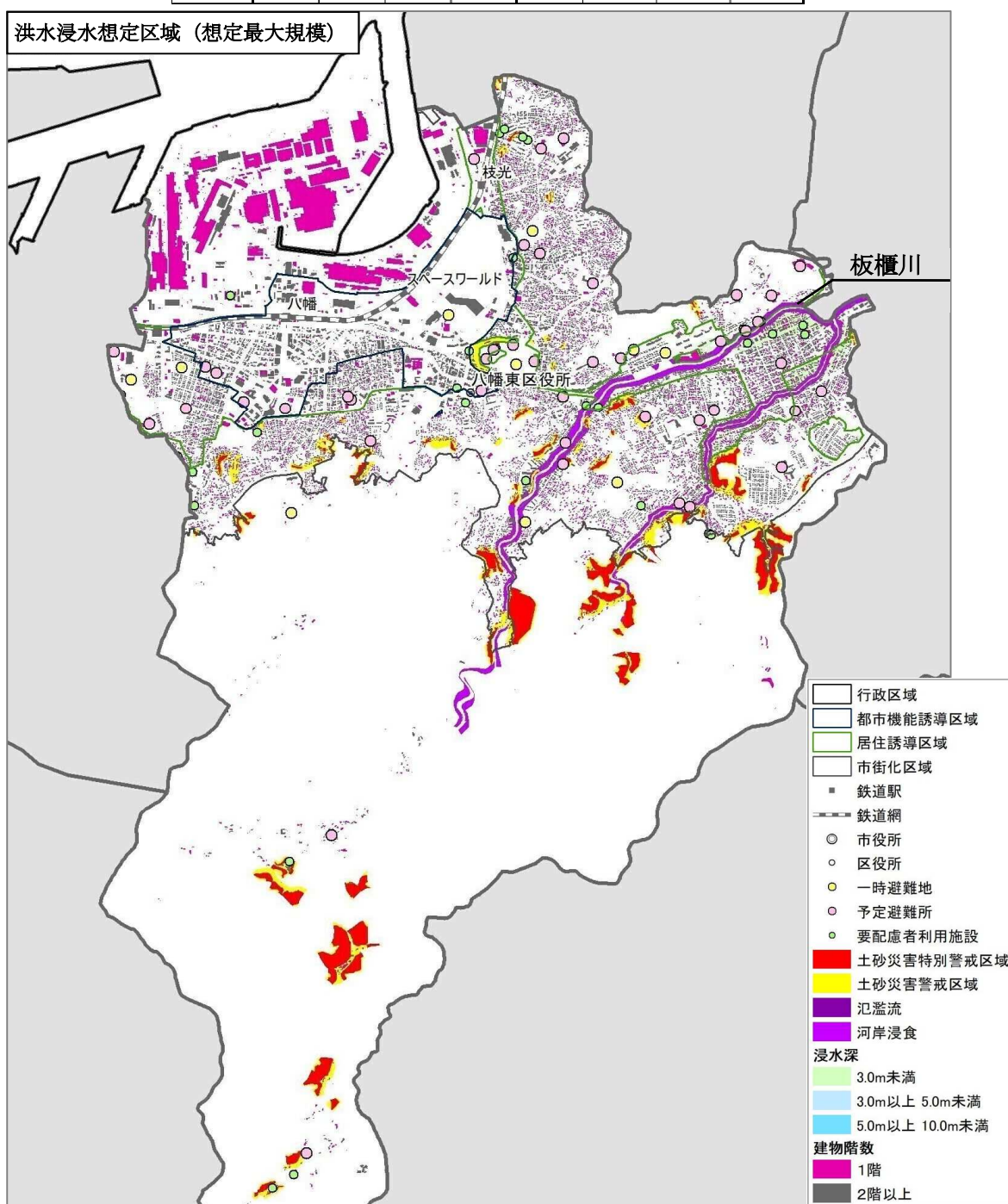
高潮浸水想定区域(想定最大規模)



8) 八幡東 (主要な想定災害：洪水)

- 本エリアは「地域拠点」に位置付けられており、教育施設や芸術施設が立地しています。
- 洪水浸水想定区域(想定最大規模)には、建物が約700棟存在します。浸水深3m以上の建物は約10棟存在し、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。
- 板櫃川の河岸侵食による、家屋倒壊等氾濫想定区域の建物は約500棟です。また氾濫流に該当する木造建物はありません。
- 想定最大規模の洪水浸水に対応可能な予定避難所(災害時に避難が可能な施設)は38カ所あり、うち居住誘導区域内では17カ所あります。
- 要配慮者利用施設は約50棟ありますが、浸水が想定されている建物はありません。

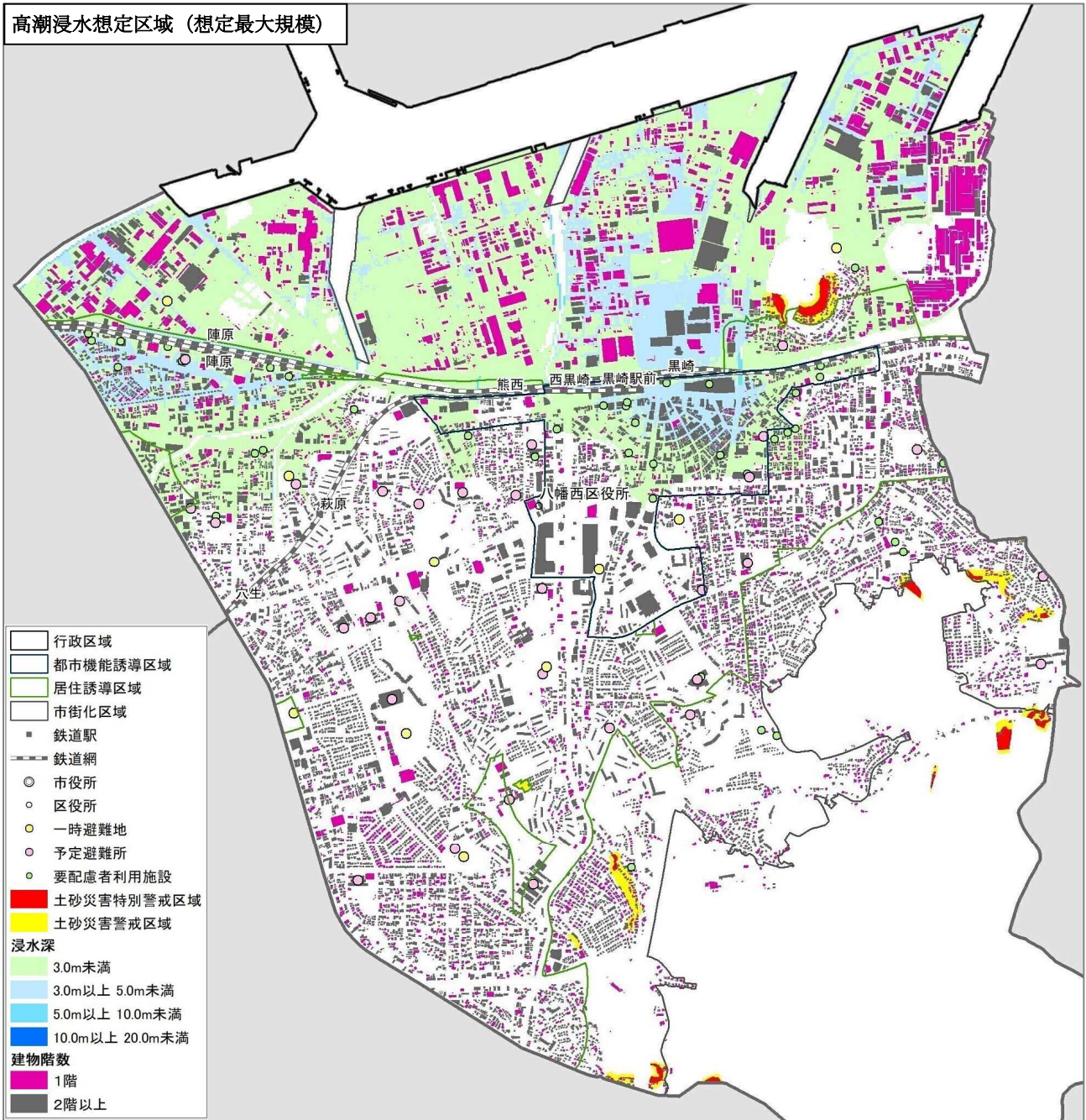
	エリア内				居住誘導区域内			
	全 施設数	適応災害種別(施設数)			全 施設数	適応災害種別(施設数)		
		洪水 土砂	高潮	津波		洪水 土砂	高潮	津波
一時避難地	26	21	26	26	10	9	10	10
予定避難所	43	38	42	39	17	17	16	15



9) 八幡西（東部）（主要な想定災害：高潮）

- 本エリアは「副都心」に位置付けられており、商業、医療、福祉、交通拠点など多様な都市機能が集積しています。
- 高潮浸水想定区域（想定最大規模）には、建物が約2,100棟存在します。浸水深3m以上の建物は約300棟存在し、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。
- 想定最大規模の高潮浸水に対応可能な予定避難所（災害時に避難が可能な施設）は25カ所あり、うち居住誘導区域内では22カ所あります。
- 要配慮者利用施設は約60棟あり、うち約40棟の浸水が想定されています。

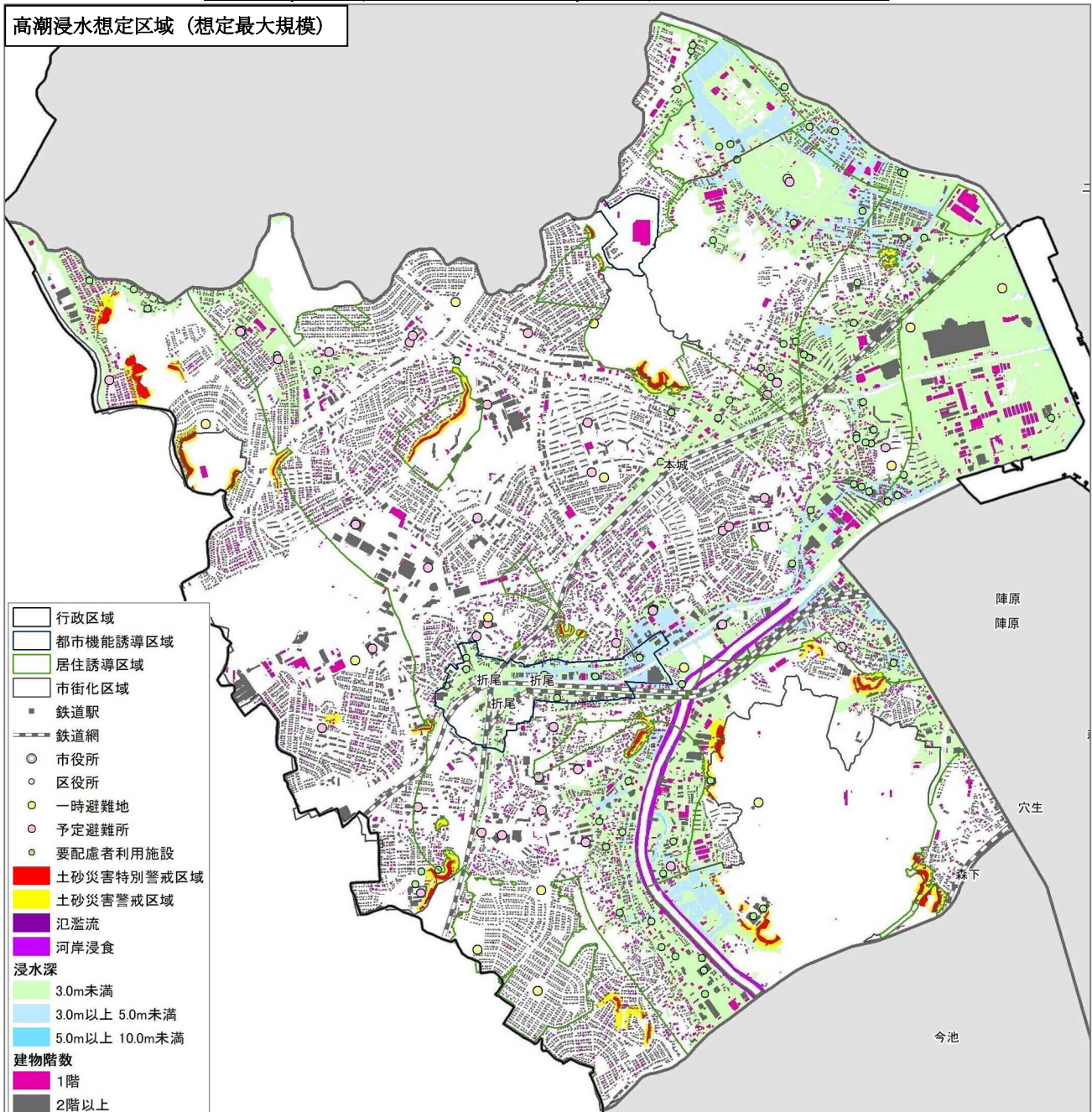
	エリア内				居住誘導区域内			
	全 施設数	適応災害種別(施設数)			全 施設数	適応災害種別(施設数)		
		洪水 土砂	高潮	津波		洪水 土砂	高潮	津波
一時避難地	22	21	19	21	18	18	17	18
予定避難所	30	30	25	27	27	27	22	25



10) 八幡西(北部) (主要な想定災害: 高潮)

- 本エリアは「地域拠点」に位置付けられており、南北に二級河川の金山川が流れています。
- 高潮浸水想定区域(想定最大規模)には、建物が約4,600棟存在します。浸水深3.0m以上の建物は約700棟あり、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。
- 金山川の河岸侵食による、家屋倒壊等氾濫想定区域の建物は約60棟です。また氾濫流に該当する木造建物はありません。
- 想定最大規模の高潮浸水に対応可能な予定避難所(災害時に避難が可能な施設)は30カ所あり、うち居住誘導区域内では26カ所あります。
- 要配慮者利用施設は約100棟あり、うち約80棟の浸水が想定されています。

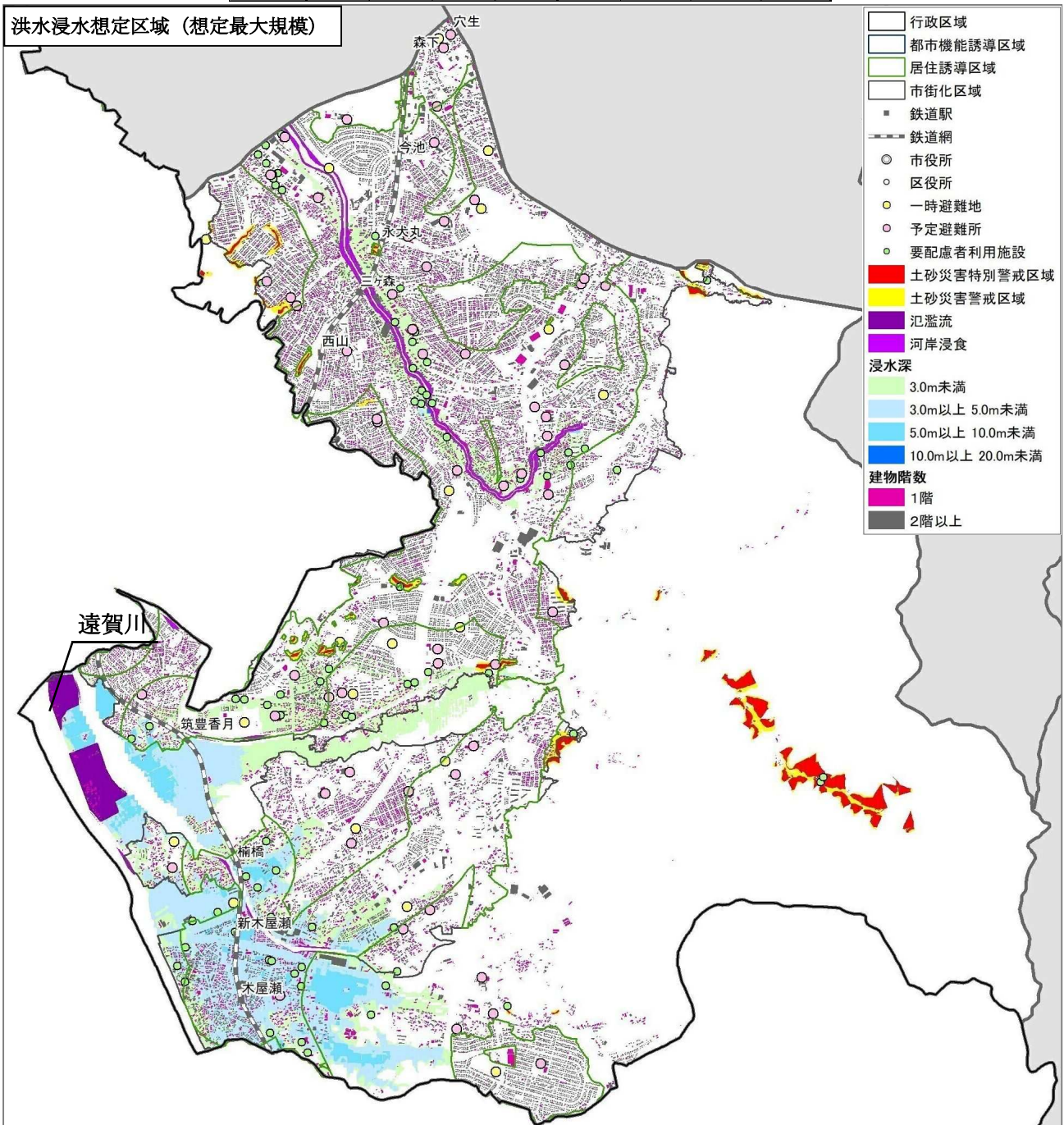
	エリア内				居住誘導区域内			
	全 施設数	適応災害種別(施設数)			全 施設数	適応災害種別(施設数)		
		洪水 土砂	高潮	津波		洪水 土砂	高潮	津波
一時避難地	26	22	19	26	18	17	15	18
予定避難所	39	35	30	31	32	29	26	25



11) 八幡西(南部) (主要な想定災害: 洪水)

- 本エリアの西側には、一級河川である遠賀川が存在します。
- 洪水浸水想定区域(想定最大規模)には、建物が約4,500棟存在します。浸水深3.0m以上の建物は約1,700棟あり、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。
- 遠賀川と金山川の河岸侵食による、家屋倒壊等氾濫想定区域の建物は約300棟あります。また氾濫流に該当する木造建物はありません。
- 想定最大規模の洪水浸水に対応可能な予定避難所(災害時に避難が可能な施設)は51カ所あり、うち居住誘導区域内では32カ所あります。
- 要配慮者利用施設は約100棟あり、うち約70棟の浸水が想定されています。

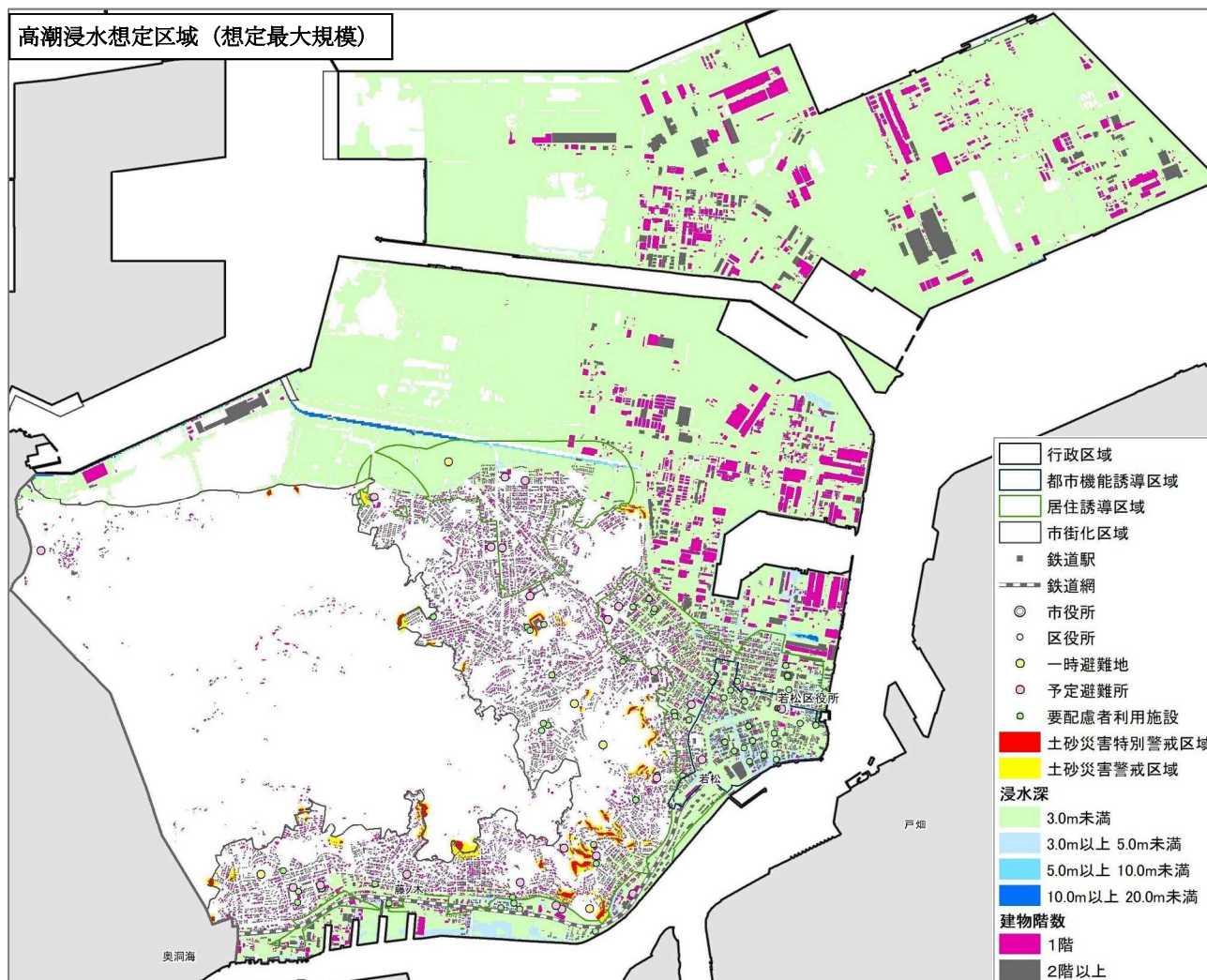
	エリア内				居住誘導区域内			
	全 施設数	適応災害種別(施設数)			全 施設数	適応災害種別(施設数)		
		洪水 土砂	高潮	津波		洪水 土砂	高潮	津波
一時避難地	42	35	39	42	28	23	26	28
予定避難所	59	51	56	47	38	32	35	30



12) 若松（東部）（主要な想定災害：高潮）

- 本エリアは「地域拠点」に位置付けられており、北部には工業地帯があり、南側は洞海湾に面し、豊かな自然が広がっています。
- 高潮浸水想定区域（想定最大規模）には、建物が約3,700棟存在します。浸水深3.0m以上の建物は約300棟あり、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。
- 想定最大規模の高潮浸水に対応可能な予定避難所（災害時に避難が可能な施設）は21カ所あり、うち居住誘導区域内では9カ所あります。
- 要配慮者利用施設は約50棟あり、うち約20棟の浸水が想定されています。

	エリア内				居住誘導区域内			
	全 施設数	適応災害種別(施設数)			全 施設数	適応災害種別(施設数)		
		洪水 土砂	高潮	津波		洪水 土砂	高潮	津波
一時避難地	17	16	16	17	8	8	8	8
予定避難所	24	21	21	21	10	10	9	10

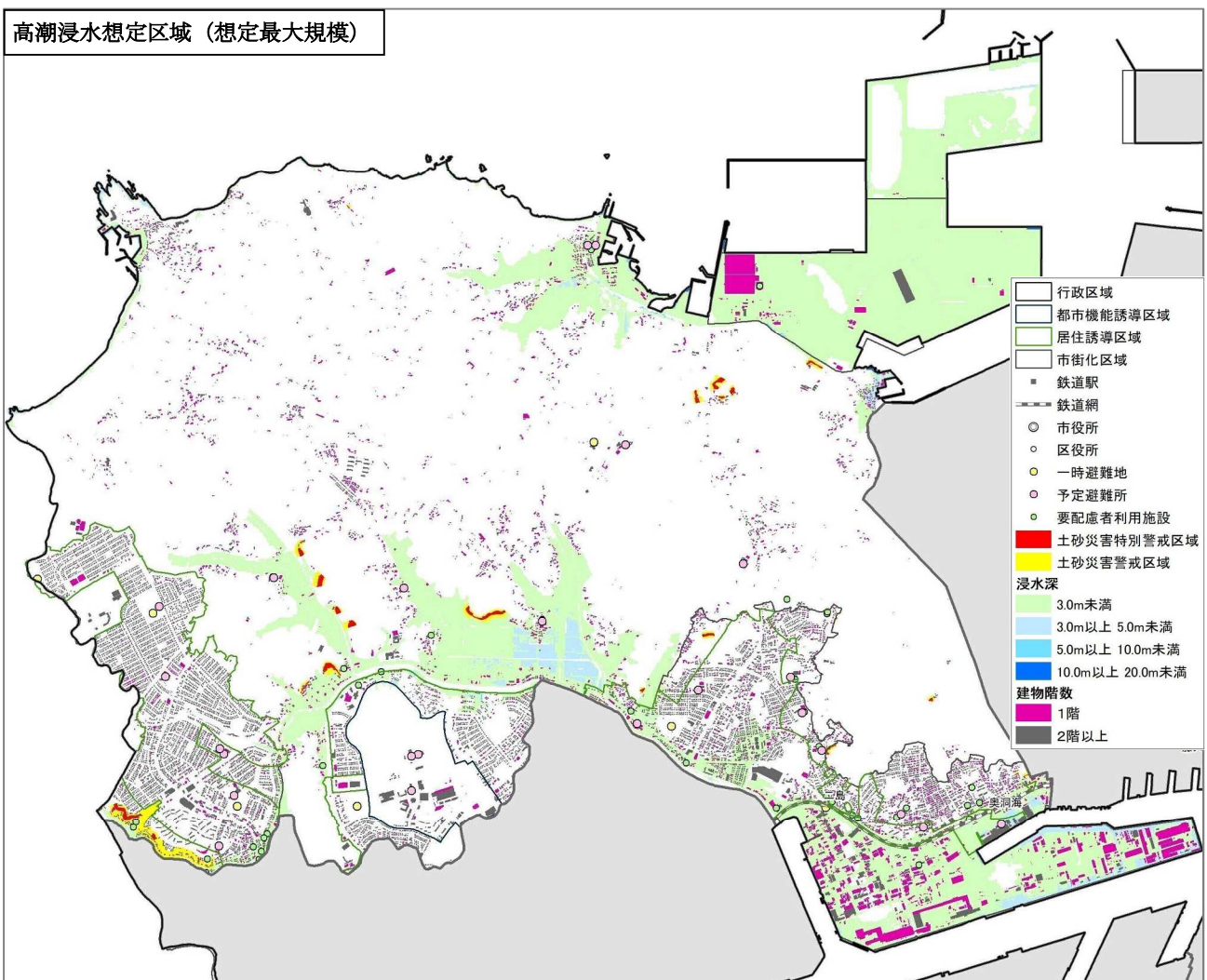


13) 若松（西部）（主要な想定災害：高潮）

- 本エリアは「地域拠点」に位置付けられており、響灘緑地など自然豊かな地区や教育・研究機関が集積しています。
- 高潮による浸水想定区域には、建物が約900棟存在しますが、浸水深3.0m以上の建物は約30棟あり、垂直避難が困難な場合は水平避難が求められます。
- 想定最大規模の高潮浸水に対応可能な予定避難所（災害時に避難が可能な施設）は19カ所あり、うち居住誘導区域内では9カ所あります。
- 要配慮者利用施設は70棟あり、うち約50棟の浸水が想定されています。

	エリア内				居住誘導区域内			
	全 施設数	適応災害種別(施設数)			全 施設数	適応災害種別(施設数)		
		洪水 土砂	高潮	津波		洪水 土砂	高潮	津波
一時避難地	12	5	11	12	4	2	3	4
予定避難所	21	16	19	18	11	10	9	10

高潮浸水想定区域（想定最大規模）



(5) リスク分析を踏まえた防災上の課題（市内全域）

前項までのリスク分析を踏まえ、防災・減災のまちづくりに向けた課題を整理します。

【リスク分析を踏まえた防災上の課題】

分類	防災上の課題
土砂	<p>【土砂災害特別警戒区域等の指定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内の斜面地に土砂災害特別警戒区域等が広範囲に点在して指定されており、災害発生時の人的被害が懸念されるため、リスクの回避や避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。
津波	<p>【津波浸水の想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小倉南区の沿岸部一帯と門司区一部では、津波による浸水が想定されており、避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。
洪水	<p>【遠賀川の浸水想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 八幡西区の遠賀川流域で、深い浸水が想定されています。公共交通機関の機能不全が懸念されるため、河川整備や避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。また、家屋倒壊等氾濫想定区域として、河岸侵食が想定されているため、同様にリスクの低減が求められます。 <p>【紫川による広域な浸水想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小倉北区から小倉南区の紫川流域で、広範囲に浸水が想定されています。小倉駅でも浸水が想定されていることから公共交通機関の機能不全が懸念されるため、河川整備や避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。また、家屋倒壊等氾濫想定区域として、氾濫流と河岸侵食が想定されているため、同様にリスクの低減が求められます。 <p>【竹馬川の浸水想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小倉南区の竹馬川流域で、浸水が想定されています。公共交通機関の機能不全が懸念されるため、河川整備や避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。また、家屋倒壊等氾濫想定区域として、河岸侵食が想定されているため、同様にリスクの低減が求められます。 <p>【板櫃川の浸水想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 小倉北区から八幡東区の板櫃川流域で、浸水が想定されています。河川整備や避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。また、家屋倒壊等氾濫想定区域として、氾濫流と河岸侵食が想定されているため、同様にリスクの低減が求められます。 <p>【金山川の浸水想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 八幡西区の金山川流域で、浸水が想定されています。公共交通機関が河川を横断し、機能不全が懸念されるため、河川整備や避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。また、家屋倒壊等氾濫想定区域として、氾濫流と河岸侵食が想定されているため、同様にリスクの低減が求められます。
高潮	<p>【海岸沿い・湾岸の高潮による浸水想定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 周防灘沿岸周辺の小倉南区と門司区では、水位の高い浸水が想定されています。公共交通機関の機能不全が懸念されます。 小倉北区の中心部や洞海湾沿岸で浸水が想定されています。都心・副都心の小倉駅、黒崎駅が含まれているため、影響規模の大きい公共交通機関の機能不全が懸念されます。 <p>以上より、避難体制の充実等により、交通機関が機能不全となる前に避難を促すなどのリスクの低減が求められます。</p>
地震	<p>【本市に影響のある活断層】</p> <ul style="list-style-type: none"> 福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書では、本市に影響のある活断層による地震の想定震度分布は全域に及ぶと予測されており、本市でもインフラ施設や建築物の耐震化、避難体制の充実等によるリスクの低減が求められます。

8-5 課題を踏まえた取組方針

(1) 防災に資するまちづくりに向けた将来像 (市内全域)

防災まちづくりを推進するためには、今後もハード・ソフトの両面から総合的に施策を展開し、リスクの回避・低減につとめるとともに、リスク分析の結果や課題を踏まえ、地域の災害リスクを認識し、地域住民と共有したうえで土地利用や居住の誘導を進めていくことが重要です。

本市の防災まちづくりの将来像については、「北九州市都市計画マスタープラン」における都市防災の基本的な考え方に基づくとともに、「北九州市国土強靱化地域計画」や「北九州市地域防災計画」と連携した取り組み方針を定めます。

—北九州市都市計画マスタープラン—

都市防災の基本的な考え方

【連携や協働による災害に強いまちづくり】

想定を超える災害に対し、被害をいかに小さくするかということを主眼に、ハード対策とともに、的確な情報提供や速やかで確実な避難行動、自主防災組織による助け合いなどのソフト対策を重層的に組み合わせた「減災」対策が重要です。

(基本方針) : 北九州市都市計画マスタープランより

- ・ 地震災害や火災に強いまちづくり（総合的な都市防災空間の整備）
- ・ 風水害に強いまちづくり
- ・ 自然や地域資源の保全と、ストックを活かした安全なまちづくり
- ・ 協働による安全なまちづくり

—連携する計画—

(基本目標) : 北九州市国土強靱化地域計画より

- ・ 人命の保護が最大限図られること
- ・ 市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ・ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ・ 迅速な復旧復興

(基本目標) : 北九州市地域防災計画より

- ・ 想定を超える災害に対する「減災」対策の推進
- ・ 多様な主体が協働を図りながら防災対策に取り組む地域社会の構築
- ・ 住民一人ひとりの状況に配慮した防災対策の推進

(2) 災害リスクの考え方

本市では、これまで、災害に強いまちづくりに向けて、洪水や高潮、地震などをはじめとする想定災害に対してインフラ施設のハード整備を実施し、市民生活を守り、災害リスクの低減を図ってきました。

一方で、近年、全国各地で自然災害が頻発・激甚化しており、このような想定を超える災害に対しては、被害の防止・軽減を図るだけでなく、人命を確保することが最優先の課題となっています。ついては、人命確保の観点から、各災害への対応を整理します。

■誘導区域等における災害リスクの考え方

1) 土砂災害ハザード

土砂災害の災害ハザード区域は、本市の斜面地に広範囲に点在しており、現計画においては、既に居住誘導区域から除外しておりますが、改めて災害リスクの考え方を整理します。

土砂災害ハザードについては、水害ハザードと比べ、地形・地質等の現地状況が箇所毎に異なるため、災害の発生時期・箇所の予測が難しく、災害発生時の人的被害のリスクが懸念されます。

また本市では過去の災害において、甚大な被害が発生していることから、災害リスクの回避のため、本計画策定当初から引き続き、土砂災害ハザードエリアを誘導区域から除外します。

併せて、ハード・ソフトの防災・減災対策等の実施により、災害リスクの低減を図ります。

2) 水害ハザード（洪水、高潮、津波）

想定最大規模の洪水等の浸水想定区域は、都市機能誘導区域や居住誘導区域においても広範囲に分布しています。一方で、これらの区域には、既に多くの人口が集積し、都市基盤が整備されています。集積した多くの都市機能が相互に関連しており、また、社会活動も活発に行われています。そのため、誘導区域から除外し、他のエリアに誘導することが現実的に困難な状況です。

また、水害ハザードについては、土砂災害ハザードと比べ、降雨による河川の水位状況や気象情報等の予測により、災害の発生時期・箇所の予測が立てやすく、避難体制の整備等により、災害発生時の人的被害のリスクを減らすことが出来ます。

そのため、河川や下水道の整備などによる浸水対策や防災マップ・避難計画の作成といったハード・ソフトの防災・減災対策等を実施し、災害リスクの低減を図ることにより、水害ハザードエリアを誘導区域に含みます。

なお、津波特別警戒区域については、本市での指定はありませんが、災害時は生命・身体に著しい危害が生じるおそれがあり、都市計画運用指針において、原則、含まないこととされていることから、誘導区域から除外します。

3) 地震災害ハザード

福岡県の地震に関する防災アセスメント調査報告書では、本市に影響のある活断層による地震の想定震度分布は、山地部・市街地周辺部等の誘導区域外や人口の集積地域・都市基盤が整備された誘導区域内に広範囲に想定されています。市内全域に災害リスクが存在するため、影響の範囲や程度を測地的に定め、誘導区域から除外することが現実的に困難です。

そのため、ハード・ソフトの防災・減災対策等を実施し、災害リスクの低減を図ることにより、地震災害ハザードエリアを誘導区域に含みます。

(3) 取組方針（市内全体）

居住誘導区域等における災害リスクの考え方を踏まえ、基本的な取組方針を示します。そのうえで、地域の個別課題に対応したリスクの回避及び低減のための必要な対策の取り組みを位置付けます。

【災害ハザード情報に対する取組方針】

分類	本市で対象となる災害ハザード情報	本市の考え方 (居住誘導区域との関係性)
土砂	ア 地すべり防止区域	居住誘導区域に含まない ※“リスクの回避”“リスクの低減”の視点で 取組施策を実施
	イ 急傾斜地崩壊危険区域	
	ウ 土砂災害特別警戒区域	
	エ 土砂災害警戒区域	
洪水	ア 洪水浸水想定区域 ・浸水区域及び浸水深 ：想定最大規模降雨 ：計画規模降雨 ・浸水継続時間 ：想定最大規模降雨	総合的な判断に基づき居住誘導区域に含む ※“リスクの低減”の視点で取組施策を実施
	イ 家屋倒壊等氾濫想定区域 ・氾濫流 ・河岸侵食	
	ウ 浸水被害防止区域 ※市内での区域指定なし	居住誘導区域に含まない ※“リスクの回避”“リスクの低減”の視点で 取組施策を実施
高潮	ア 高潮浸水想定区域 ・浸水区域及び浸水深 ・浸水継続時間	総合的な判断に基づき居住誘導区域に含む ※“リスクの低減”の視点で取組施策を実施
津波	ア 津波浸水想定区域 ・浸水区域及び浸水深	
	イ 津波災害警戒区域	
	ウ 津波災害特別警戒区域 ※市内での区域指定なし	居住誘導区域に含まない ※“リスクの回避”“リスクの低減”の視点で 取組施策を実施
地震	本市に影響のある活断層 ※小倉東断層、福智山断層等	総合的な判断に基づき居住誘導区域に含む ※“リスクの低減”の視点で取組施策を実施

◇リスクの回避・低減

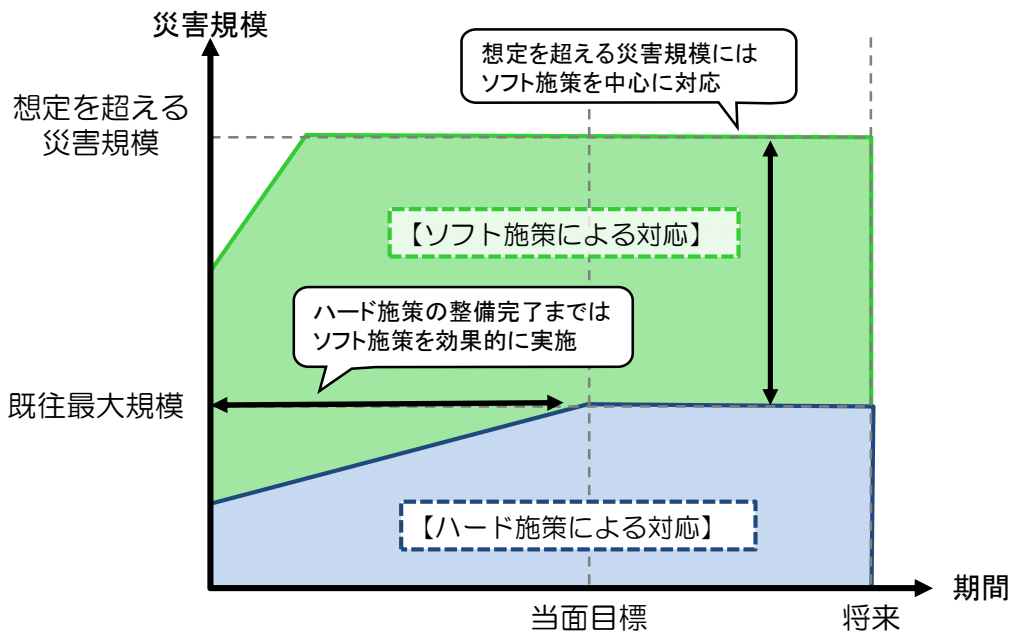
リスクの回避	原則として誘導区域から除外する等、災害時に被害が発生しないように回避を図る。
リスクの低減	災害ハザードエリアにおけるハード・ソフトの防災・減災対策等により、被害の軽減を図る。

8-6 防災・減災対策の取組施策、スケジュール

(1) 災害規模に対する取組施策の対応

既往最大規模に対処するハード施策については、被害の軽減や、住民の安心感の供与など、一定の効果を発揮しており、これまでの取組を着実に進めていきます。しかしながら、ハード施策だけでは、想定を超える災害に対して、完全に被害を防ぐことはできません。

そのため、ハード施策では防ぎきれない想定最大規模については、「命を守る」ことを前提として、ソフト施策を中心に対処を行います。加えて、ハード施策は事業の完了までに時間を要することから、比較的短期間で事業が実施出来るソフト施策を効果的に実施していきます。



※上図はイメージ図です。各種災害や取組により、目標とする災害規模、期間等は異なります。
 ※災害規模については、今後、気候変動の影響等により変化があることに留意下さい。

【想定を超える災害規模】

災害種別	発生頻度等
洪水	概ね1000年に1回程度超
高潮	既往最大規模の台風を想定（室戸台風相当の中心気圧と伊勢湾台風相当の移動速度、半径）、高潮と同時に河川での洪水を考慮、最悪の事態を想定し、堤防等の決壊を見込む
津波	福岡県に襲撃する可能性のある想定津波のうち、最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルについて、以下のように選定 ・南海トラフの巨大地震・西山断層・対馬海峡東の断層 ・周防灘断層群主部

【ハード対策・ソフト対策】

ハード 施策	道路・河川・下水道・ 港湾・公園の整備等
ソフト 施策	情報発信・訓練・体制、 避難場所の強化等

【既往最大規模】

災害種別	発生頻度等
洪水	概ね50~150年に1回程度超
高潮	過去に発生した最大規模の高潮
津波	比較的発生頻度の高い津波

(2) 取組施策の考え方

想定を超える災害により、防ぎきれない事態が起こり得ることを前提に、被害をいかに小さくするかということを主眼に、ハード施策とともに、ソフト施策を重層的に組み合わせた「減災」対策を推進します。

また、災害の対策については、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、都市機能誘導区域・居住誘導区域であるかに関わらず取り組みます。

【取組施策の考え方】

- 「人命の保護」を最大限に図るため、ハード施策と共にソフト施策を重層的に組み合わせた減災対策の実施
- 市・住民・事業者等の多様な主体の協働による総合的な防災対策の実施
- 市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、居住誘導区域内外に関わらず災害対策を実施

ハード施策による災害リスクの低減

道路 河川 下水道 港湾 公園 等



ソフト施策による災害リスクの低減

情報発信

- 住民に情報を確実に知らせる対策
- 「災害への備え」となる情報の周知
- 市民の防災意識の高揚や防災知識の深化

訓練・体制

- 早期の避難の実現に向けた住民の防災意識の向上
- 実効性の高い警戒避難体制の整備を促進
- 地域防災力の育成及び活性化

避難支援

- 避難が困難と見込まれる住民への支援
- 防災活動の支援拠点の充実

- 災害広報体制の整備
- 市民に対する防災知識等の普及「防災フォーラム」「出前公演」などの実施

- 各種ハザードマップを活用した住民参加型災害図上訓練の実施
- 地域における自主防災体制の整備などの実施

- 要配慮者支援体制の整備などの実施
- 避難所の防災機能強化

(3) ハード施策による災害リスクの低減

1) 洪水・内水

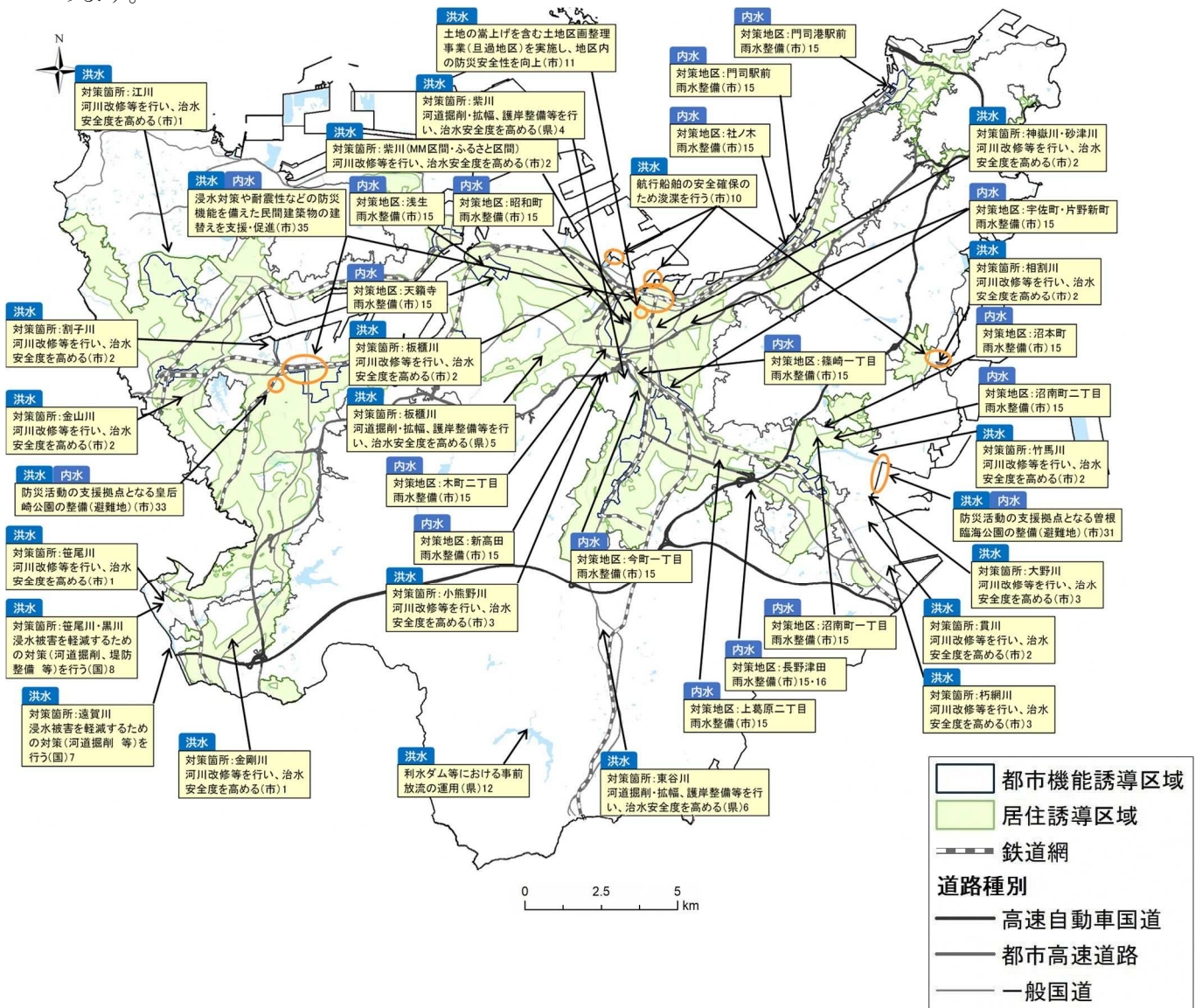
洪水及び雨水出水（内水）並びに風害を予防するために必要な事業、または施設の整備に取り組みます。

【治水対策】

- 大雨時の浸水被害の激甚化・頻発化に対処するため、河川の掘削、護岸改修等の対策を実施し、流域の安全性の向上を図ります。
- 治水・防災・まちづくり・建築等のあらゆる関係者が協働し、流域全体で水災害を軽減させる治水対策である「流域治水」を計画的に推進します。

【下水道事業】

- 雨に強いまちづくりを推進するため、雨水整備事業、浄化センター及びポンプ場の施設整備をすすめます。



■流域治水プロジェクト

【流域治水プロジェクトとは】

気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要がある。

河川・下水道管理者等による治水に加え、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）により流域全体で行う治水「流域治水」へ転換するため、流域全体で早急を実施すべき対策の全体像を「流域治水プロジェクト」として示し、ハード・ソフト一体の事前防災対策を実施していく。

(北九州市内の流域治水プロジェクト)

一級河川（遠賀川水系） 遠賀川流域治水協議会

遠賀川流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とした、「遠賀川流域治水協議会」を令和2年8月に設置。

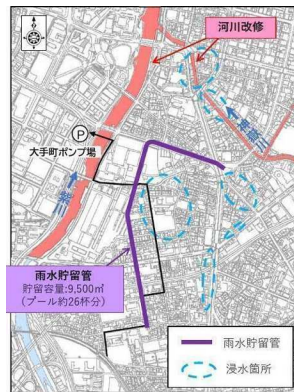
二級水系 北九州・宗像圏域 流域治水協議会

福岡県の二級水系を4つの圏域に分割し、「流域治水プロジェクト」として策定・公表し、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的として、「北九州・宗像圏域 流域治水協議会」を令和3年5月に設置。

■具体的な取組施策



河床の掘削



雨水管等の整備



施工状況(シールド工法)



河口部の浚渫

※施工イメージ

2) 土砂

土砂災害等の予防のために、必要な事業及び施設の整備に取り組みます。

【治山対策】

○森林整備保全事業計画（令和元年度～5年度）に基づき、山腹崩壊によって流出する土砂による災害を未然に防止するため、治山事業を県が市内において実施します。

【急傾斜地対策】

○自然のがけで当該急傾斜地の土地所有者、管理者若しくは占有者又は当該急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれのある者において改善処置を行うことが困難、不適當なもの等一定の条件を満たすものについては急傾斜地崩壊防止工事を施工できます。

【土石流防止対策】

○流域における荒廃地域を発生源とした土石流等の土砂災害から下流部に存在する人家、耕地、公共施設などを守ることを目的に、一定の要件を満たすものについて、対策工事を施工します。

3) 地震

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災等の大規模地震における教訓を踏まえ、都市基盤整備など震災に強いまちづくりを、本市のおかれた自然的・社会的状況に応じて、市民の理解と協力を得ながら積極的、計画的に推進していきます。都市基盤整備の推進等に当たっては、中長期的な視点に立って計画的に整備を推進していきます。

【民間建築物の耐震化促進】

○民間建築物（ブロック塀等を含む）の耐震化については、所有者が自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組むことが必要です。そのため本市は、所有者が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるよう、耐震化に関する情報提供や相談体制及び助成制度の充実など、必要な環境整備や支援施策並びに適切な指導を行います。

【面的整備事業の推進による市街地の防災性の強化】

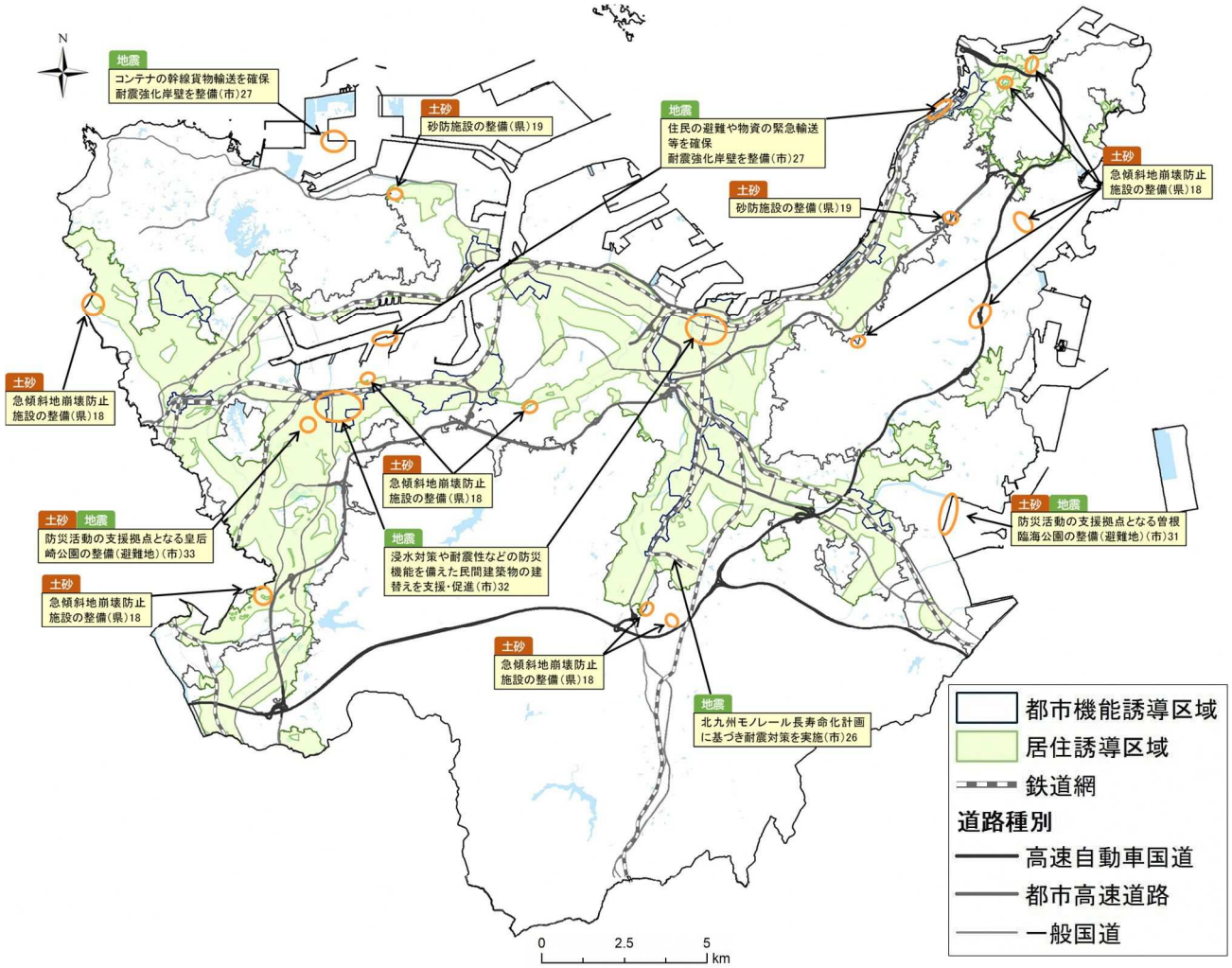
○都市再開発等面的な整備においては、避難地などのオープンスペースの確保、道路の整備及び建築物の耐震不燃化など、市民の理解と協力を得て、中長期的な視点で災害に強い安全なまちづくりを進めます。

【公共建造物の耐震点検、補強】

○道路、橋梁、河川、港湾等の公共土木施設については耐震基準等の検討を行い、点検を実施し、緊急輸送道路ネットワーク等に配慮しながら施設の整備・補修の中で計画的に耐震性向上に必要な補強改修を行います。

【下水道施設の整備】

○施設の設計に際しては、建築基準法等の改正や耐震設計指針の改訂を踏まえ、耐震性能の向上を図ります。また、既設施設については耐震性能を向上させる補助工法や補強、改良を施し、震災被害の拡大を防ぎます。



■具体的な取組施策

<各事業イメージ>

【砂防】



長雨や集中豪雨などで、山腹や谷川の石や土砂がいききに下流に流れだす土砂災害を防止する事業

【急傾斜】

雨水がしみ込んで、やわらかくなった斜面が急に崩れ落ちる土砂災害を防止する事業



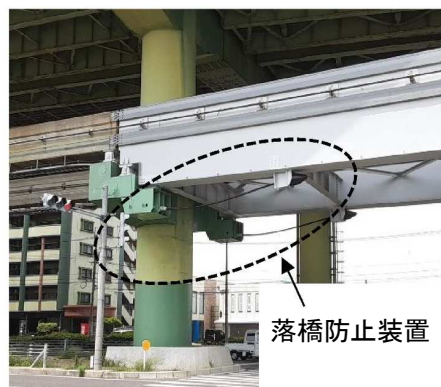
【地すべり】

傾斜工の対策



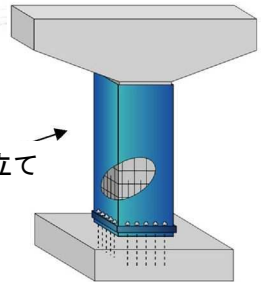
地盤が弱い土地に豪雨が降り、ゆるくなった斜面の一部が、地下水の影響と重力でゆっくり下へ移動する土砂災害を防止する事業

砂防対策



落橋防止装置

コンクリート巻立て



北九州モノレール耐震対策

4) 津波

広範囲、かつ、甚大となる津波災害による被害を最小限にするため、大津波警報、津波警報、津波注意報の情報伝達体制、避難方法及び避難場所の整備に取り組みます。

【避難対象地域、避難方法、避難場所】

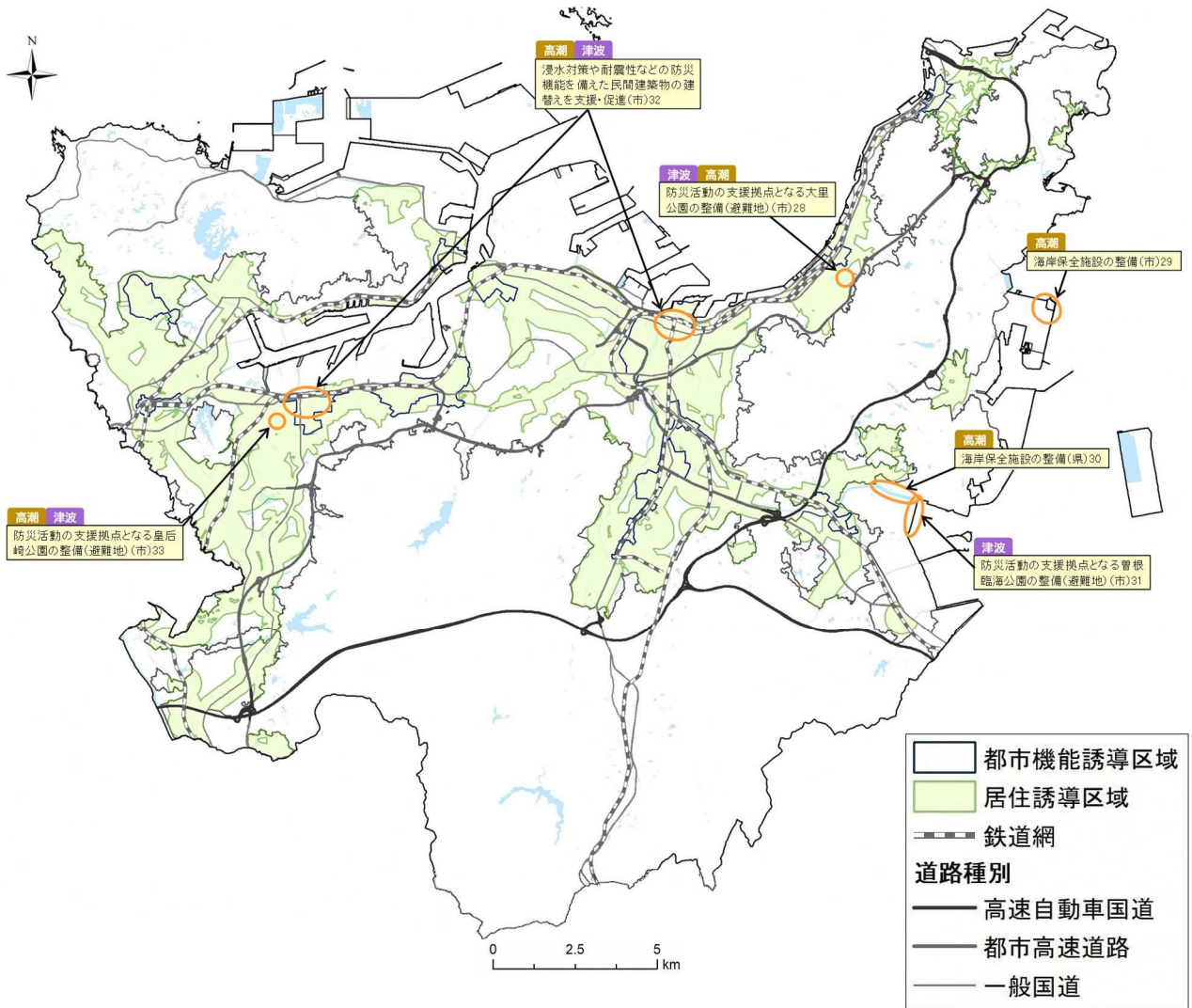
- 津波防災地域づくりに関する法律に基づき福岡県が設定した津波災害警戒区域などを踏まえ、津波が発生した際の避難対象地域を設定しています。
- 津波からの避難の目安とするため、津波ハザードマップの作成や海拔表示板等の標高周知方法について検討し、実施しています。
- また、住民に対しては、津波災害警戒区域外のできるだけ高いところに避難することや、浸水や土砂災害の危険性のある経路を避けること、複数の避難先や避難経路を確保することなどの周知を実施します。
- あらかじめ小学校区毎に避難場所等を選定し、定期的に見直しを行います。沿岸地域住民の緊急的な避難場所の確保に努めます。

5) 高潮

高潮に対する港湾施設の保全、海岸浸食による波浪の直接的災害等を予防するために必要な事業、又は施設の整備に取り組みます。

【港湾施設等の改修及び海岸保全事業】

- 港湾施設等の改修については、施設点検を着実に実施し、防災上の観点から必要となる改修を計画的に推進していきます。
- 海岸保全事業については、豊前豊後沿岸海岸保全基本計画に基づき、必要な防護機能を確保するため、今後も事業を推進します。
- 事業実施にあたっては、過去に記録された潮位に基づき、被災状況や施設の重要度を勘案し、適切な対応を講じます。
- ハード対策では防ぐことが出来ない規模の高潮に対しては、高潮ハザードマップなどを活用し、市民の防災意識の向上や、避難行動につながるソフト対策の普及に取り組みます。



■具体的な取組施策



防災活動の支援拠点となる大里公園の整備（避難地）



海岸保全施設の整備事業

6) ソフト施策による災害リスクの低減

想定を超える災害により、防ぎきれない事態が起こり得ることを前提として、被害をいかに減らすかということを主眼に、引き続きハード施策を実施していきます。ソフト施策についても、北九州市地域防災計画に掲げる災害予防・災害対策を基本として、的確な情報伝達や速やかで確実な避難行動、自主防災組織をはじめとした地域による助け合いなどを重点的に組み合わせた「減災」対策について、以下の施策を重点的に推進します。

【情報発信】

- 市民に対する防災知識等の普及
 日常及び災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、市民一人ひとりが災害に対する備えに万全を期するとともに、災害時に自らの確かな行動をとることが必要であるため、防災知識等の普及を図ります。
- 災害情報の広報
 防災情報を伝達する手段の多重化を図り、誰でも必要な情報を入手できる環境づくりに努めます。

【訓練・体制】

- 自主防災組織の活動
 自主防災組織とは、災害を未然に防止し、又は被害を軽減するために地域住民が連帯共同して、関係機関等と一体となって、地域ぐるみで自主的な防災活動を行う組織であり、防災訓練、被害予防、避難、初期消火、救護、情報伝達の活動を行います。
- 市民（自主防災組織等）が主体となって実施する防災訓練
 “自らの命は自ら守る”という行動意識のもと、市民による主体的な防災行動が展開されることを目的とした防災訓練を行います。
- 市が主催する防災訓練
 防災活動の円滑な実施を図るため、市民、防災関係機関、各種団体や民間企業等、多様な主体と連携した市総合防災訓練を行います。また、行政区における防災体制の充実、関係機関との連携、地域住民の防災意識の高揚や災害対応能力の向上等を目的に区防災訓練を行います。

【避難支援】

- 要配慮者支援体制の整備
 災害時に支援を要すると予想される高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要するもの（要配慮者）を災害から守り、被害を軽減するための対策を図るとともに、個々の状況に応じた効果的な避難支援の仕組みづくりを推進します。
- 予定避難所の必要な機能の整備
 予定避難所に指定されている市民センター及び市立小中学校等について、予定避難所として必要な諸機能の整備に努めます。なお、施設の整備計画にあたっては、男女双方の視点から、要配慮者及び子育てなどに配慮します。

■具体的な取組施策



▲北九州市防災ガイドブック

(4) 市内全体の取組施策とスケジュール

取組方針に基づき、市内全体の課題に対応するため、災害リスクの回避・低減を明確にした上で取組を定めるものとします。

防災減災の取組は居住誘導区域内に関わらず、市内全域で今後も継続していきますが、人的被害の発生が懸念される箇所などについては優先的に実施していきます。

なお、取組については、必要に応じて随時追加・変更等を行います。取組の実施にあたっては、防災まちづくりの長期的な視点を持って、短期（おおむね5年程度）、中期（おおむね10年程度）、長期（おおむね20年程度）に区分し、実施プログラムとして各取組のロードマップを定めます。

■防災指針（具体的な取り組み）

番号	取組	災害分類						施策分類				対象エリア	実施主体	実施時期の目標		
		洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	避難支援	インフラ対策	その他			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスクの低減のための施策（ハード）	1 河川改修事業（一級河川） 各河川において、治水安全度を高めるため、河川の掘削や護岸改修等を実施する。	●								●		・江川、金剛川、笹尾川	市	→		
	2 河川改修事業（二級河川） 各河川において、治水安全度を高めるため、河川の掘削や護岸改修等を実施する。	●								●		・相割川、板櫃川、金山川、竹馬川、貫川、神蘇川・砂津川、紫川(MM区間・ふるさと区間)、割子川	市	→		
	3 河川改修事業（準用河川） 各河川において、治水安全度を高めるため、河川の掘削や護岸改修等を実施する。	●								●		・大野川、小長野川、朽網川	市	→		
	4 紫川（紫川水系） 河道掘削、護岸整備、橋梁改築、堰改築 洪水氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、河道掘削・拡幅、護岸整備等を実施する。	●								●		・紫川：県管理区域	県	→		
	5 板櫃川（板櫃川水系） 河道掘削 洪水氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、河道掘削・拡幅、護岸整備等を実施する。	●								●		・板櫃川：県管理区域	県	→		
	6 東谷川（紫川水系） 河道掘削、拡幅、堤防整備、護岸整備、橋梁改築、堰改築 洪水氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、河道掘削・拡幅、護岸整備等を実施する。	●								●		・東谷川：県管理区域	県	→		
	7 遠賀川（遠賀川水系） 河道掘削等 洪水氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、河道掘削等を実施する。	●								●		遠賀川：国管理区域	国	→		
	8 笹尾川、黒川（遠賀川水系） 河道掘削、堤防整備等 洪水氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、河道掘削、堤防整備等を実施する。	●								●		・笹尾川：国管理区域 ・黒川：国管理区域	国	→		
	9 河川の浚渫等（流下能力の維持） 洪水氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策として、河川の浚渫等を実施する。	●								●		・市内全域	県市	→		
	10 緊急自然災害防止対策事業（泊地浚渫） 豪雨などにより、大量の土砂が流れ河口付近に堆積することで、船舶の安全な航行に支障をきたす恐れのみならず、河川の流れが阻害される恐れがあるため、河口付近（海域）の堆積土砂の浚渫を行う。	●								●		・小倉北区浅野二丁目ほか2箇所	市	→		

■防災指針（具体的な取り組み）

番号	取組	災害分類						施策分類				対象エリア	実施主体	実施時期の目標				
		洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	避難支援	インフラ対策	その他			短期(5年)	中期(10年)	長期(20年)		
リスクの低減のための施策（ハード）	11	且過地区の再整備 （神楽川の整備、且過地区の土地嵩上げ） 本市の重要な商業拠点である且過地区において、密集市街地の解消及び、隣接する二級河川神楽川の流下能力不足に伴う浸水被害の低減のため、神楽川の整備と併せて土地の嵩上げを含む土地区画整理事業を実施することにより、地区内の防災安全性を向上し、小倉都心部の更なる活性化を図る。	●							●		●	●	●	●			
	12	ます淵ダム(事前放流) 既存ダムの洪水調節機能の強化のため、利水ダム等における事前放流の運用を実施する。	●								●		●	●	●	●	●	●
	13	農業水利施設の整備・有効活用 農業用の用排水路や排水機場・樋門等の更新・改修などの対策を実施する。	●	●							●		●	●	●	●	●	●
	14	ため池の補強・有効活用 ため池の堤体補強や洪水吐の改修を実施する。	●	●							●		●	●	●	●	●	●
	15	重点整備地区の雨水整備による浸水被害の最小化 「浸水リスク」や「都市機能集積度」を定量的に評価したうえで、新たに「重点整備地区」(16地区)を設定し、より一層の効果的な雨水整備を進める。 なお、「重点整備地区」については、過去最大規模の降雨(1時間あたり約70mm)に対して、床下浸水の概ね解消を図る。		●							●		●	●	●	●	●	●
	16	雨水貯留施設等の整備 （長野津田土地区画整理事業） 竹馬川水系流域内の土地区画整理事業において、新たに造成される宅地の浸水被害低減のため、雨水排水を一時的に貯留する調整池を整備する(貯水量V=8千m ³)		●							●		●	●	●	●	●	●
	17	雨水貯留浸透機能の向上 流域治水に資するため、透水性舗装や浸透側溝等の雨水浸透施設を整備する。		●							●		●	●	●	●	●	●
	18	急傾斜地崩壊防止施設の整備 避難の実効性・安全性を高めるために避難所・避難路等を保全する急傾斜地の対策や地すべり対策を実施する。			●						●		●	●	●	●	●	●
	19	砂防施設の整備 流域内の漂流における土砂流出や流木を制御するため、砂防施設の整備を実施する。			●						●		●	●	●	●	●	●
20	森林整備事業、治山施設の整備 森林の洪水緩和機能を保全するために間伐等の森林整備や流木・土砂の流出抑制効果を発揮させるため治山事業を実施する。	●	●							●		●	●	●	●	●	●	

■防災指針（具体的な取り組み）

番号	取組	災害分類						施策分類				対象エリア	実施主体	実施時期の目標			
		洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	避難支援	インフラ対策	その他			短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)	
リスクの低減のための施策（ハード）	21	道路の防災点検 緊急輸送道路、交通量が多い通学路やバス路線等の市管理法面を対象に定期点検を実施し、要対策と判断した場合、対策工事を行う。また、過去に被災した民地法面についても防災点検を実施する。			●	●					●			市	→		
	22	北九州市住宅・建築物耐震改修工事費等補助事業 市内民間建築物等の耐震化を促進するため、一定の要件に該当するマンション、木造住宅や、多数の市民が利用する特定建築物の耐震化に要する費用（診断（木造住宅を除く）、設計、工事）及び危険なブロック塀等の撤去に要する費用の一部を補助し、市民が安全で安心して暮らせる、地震に強いまちづくりを目指す。				●					●			市	→		
	23	下水道施設の耐震化 大規模地震の発生時においても、最低限の水処理機能及び下水道管渠の流下能力を確保することで、「公衆衛生の確保、浸水の防除」に努める。				●					●			市	→		
	24	無電柱化の推進 災害時に電柱の倒壊による避難・消防活動への影響を防ぐため、無電柱化を図るもの。北九州市無電柱化推進計画に基づき、無電柱化を推進する。				●					●			市	→		
	25	道路橋の耐震対策 緊急輸送道路を構成する橋梁や跨道橋等の耐震対策工事を実施し、地震時の道路ネットワーク機能を確保する。				●					●			市	→		
	26	北九州モノレール耐震対策 北九州モノレールを構成するインフラ構造物（軌道桁、支柱）を対象に、耐震対策工事（落橋防止装置の設置、コンクリート巻き立て工事等）を実施し、モノレールの安全性や公共交通としての信頼性を確保する。				●					●			市	→		
	27	耐震強化岸壁の整備 大規模な地震が発生した場合の住民の避難や物資の緊急輸送、経済活動を支える上で必要な物流機能を確保し、経済社会活動への影響を最小限に抑えるため、耐震強化岸壁を整備する。				●					●			市	→		
	28	地域拠点公園の防災機能（避難地）の整備（大里公園） 防災活動の支援拠点となる避難地として、大里公園の整備を実施する。				●	●				●	●		市	→		
	29	海岸（高潮）事業 高潮による浸水から、人命・財産を守るため、護岸等の整備を行う。						●			●			市	→		
30	小倉海岸海岸保全施設の整備 海岸対策として、海岸保全施設を整備する。						●			●			県	→			

■防災指針（具体的な取り組み）

番号	取組	災害分類						施策分類				対象エリア	実施主体	実施時期の目標			
		洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	訓練・体制	避難支援	インフラ対策	その他			短期（5年）	中期（10年）	長期（20年）	
リスクの低減のための施策（ハード）	31	地域拠点公園の防災機能（避難地）の整備（曾根臨海公園） 防災活動の支援拠点となる避難地として、曾根臨海公園の整備を実施する。	●	●	●	●	●			●	●			市	→		
	32	民間建築物の防災機能強化 小倉・黒崎地区等の市街地において、浸水や地震などの災害に強い民間建築物の建替えを支援・促進することで、安全安心で魅力あるまちづくりを目指す。	●	●		●	●				●			市	→	→	
	33	地域拠点公園の防災機能（避難地）の整備（皇后崎公園） 防災活動の支援拠点となる避難地として、皇后崎公園の整備を実施する。	●	●	●	●	●			●	●			市	→		
	34	代替性確保や信頼性を高めるための道路整備 北九州市道路整備中長期計画に基づき、重要物流道路をはじめとした広域道路ネットワークの形成を推進する。また、広域的な避難路となる高規格幹線道路等へのアクセス強化を図る。	●	●	●	●	●				●			市	→	→	→
	35	公園施設の更新 公園は災害時に避難地などに活用されることから、公園の安全性をさらに高めるため、長寿命化計画に基づき、老朽化した公園施設の更新等を行う。	●	●	●	●	●				●			市	→	→	→

■防災指針（具体的な取り組み）

番号	取組	災害分類						施策分類				対象エリア	実施主体	実施時期の目標			
		洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策			その他	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
36	北九州市がけ地近接等危険住宅移転事業			●								●	市内全域	市	→		
	土砂災害防止法第9条による「土砂災害特別警戒区域」内、福岡県建築基準法施行条例第3条「災害危険区域」内、福岡県建築基準法施行条例第5条による「がけ条例適用区域」内にある既存不適格住宅等（危険住宅）の移転を促進するため、危険住宅の除却ならびに代替住宅の建設等に要する経費を補助する。																
37	国の補助制度を活用した居住誘導支援策の検討			●									市内全域	市	→		
	コンパクトなまちづくりを推進するため、国の補助制度を活用し、居住誘導区域外から居住誘導区域への住宅移転及び適切な移転用地の管理による経費の一部を補助する支援精度を検討する。																
38	河川情報システム強化事業	●										●	市内全域	市	→		
	河川監視カメラや水位計のリアルタイム情報を市民の早めの避難行動につなげるため、河川情報システムの充実を図る。																
39	水害リスク情報の共有（各種浸水想定区域図の作成・公表）（庁舎・病院・要配慮者利用施設への水害リスク情報の提供及び避難確保計画の策定・浸水防止対策の検討支援）	●										●	市内全域	県市	→		
	水害リスク情報の共有のため、各種浸水想定区域図（または過去の浸水実績範囲）の作成・公表や庁舎・病院・要配慮者利用施設への水害リスク情報の提供及び避難確保計画の作成・浸水防止対策の検討支援を実施する。																
40	リアルタイム防災情報の共有	●										●	市内全域	県市	→		
	リアルタイム防災情報を共有するため、水位計・量水標・河川監視カメラの設置を行う。																
41	重要水防箇所や河川巡視情報の共有・周知（重要水防箇所の共同点検・周知、河川巡視情報の共有）	●										●	市内全域	県市	→		
	重要水防箇所や河川巡視情報の共有・周知のため、重要水防箇所の共同点検、周知、河川巡視情報の共有等を実施する。																
42	自助・共助の促進に向けたソフト対策の充実（内水浸水想定区域図の拡充、出前講演等による広報）	●	●									●	公共下水道区域	市	→		
	内水浸水想定区域図の拡充を図る。市政だよりやホームページ、出前講演を通じた「豪雨への備えについて」の積極的な広報を実施する。																
43	アンダーパスの安全対策	●										●	市内全域	市	→		
	アンダーパスでの冠水による事故防止のため、アンダーパスの冠水警報装置等の梅雨時期点検を実施する。また、市民への注意喚起を実施するもの。																
44	要配慮者利用施設における避難確保計画の作成促進	●		●		●	●	●					土砂災害警戒区域等	市	→		
	避難確保計画の作成率を向上させるため、毎年、施設あて通知文を发出するとともに、市職員が施設へ訪問した際には、作成促進に向けた広報を行うなど、関係部局と協力して、施設管理者に対し、働きかけを強めていく。																
45	市民に対する防災知識等の普及（防災フォーラム、出前講演、みんなdeBousai人材育成事業）	●	●	●	●	●	●	●					市内全域	市	→		
	市民の防災意識の高揚や防災知識の深化を図るため、「防災フォーラム」、「出前講演」などを実施する。また、新たな地域防災の担い手を育成するため、市内大学生を対象とする「みんな de Bousai 人材育成事業」などに取り組む。																

■防災指針（具体的な取り組み）

番号	取組	災害分類						施策分類				対象エリア	実施主体	実施時期の目標			
		洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策			その他	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスクの低減のための施策（ソフト）	46	●	●	●	●	●	●						市内全域	市	→		
	<p>適時適切な避難指示等の発令</p> <p>市民に適時適切な避難指示等を発令するため、市民の避難に必要な職員を動員・配備するための計画である「災害動員計画」について、災害対応を踏まえ、毎年見直しを検討する。</p>																
	47	●	●	●	●	●	●						市内全域	市	→		
	<p>開発許可等における災害リスクの情報提供</p> <p>開発許可申請に先立ち災害リスクを確認するチェックリストを提供し、このチェックリストに基づき確認することで開発者と市が情報を共有し、災害リスクの低減につなげる。</p>																
	48	●	●	●	●	●	●						市内全域	県市	→		
	<p>防災意識の啓発（防災教育、出前講座の実施及び水防災学習の支援）</p> <p>防災意識の啓発のため、防災教育、出前講座の実施及び水防災学習の支援を実施する。</p>																
	49	●	●	●	●	●	●						市内全域	県市	→		
	<p>防災意識の啓発（防災意識啓発のための広報活動）</p> <p>自主的な避難行動を促進することを目的に、洪水・高潮・土砂崩れなどによる災害に対する自助行動啓発パンフレット等を通じて広報活動を行う。</p>																
	50	●	●	●	●	●	●						市内全域	県市	→		
	<p>住民等への防災情報の周知（防災情報サイトの周知、様々な防災情報提供ツールや情報提供媒体を活用した防災情報伝達の強化・多重化）</p> <p>住民等への防災情報の周知のため、防災情報サイトによる周知、様々な防災情報提供ツールや情報提供媒体を活用した防災情報伝達の強化・多重化を図る。</p>																
51	●						●	●				遠賀川圏域	国県市	→			
<p>土地の水災害リスク情報の充実のための施策（水防災教育の普及・充実、防災知識の普及）（水害リスク情報の周知）（避難に資するリアルタイム情報の提供）</p> <p>土地の水災害リスク情報の充実を図るため、水防災教育の普及・充実、防災知識の普及、水害リスク情報の周知、避難に資するリアルタイム情報を提供する。</p>																	
52	●							●				河川浸水想定区域	市	→			
<p>関連自治体との広域避難体制の構築</p> <p>大規模な災害の発生を想定し、国や県が主催する一・二級河川の各種協議会において、関連する自治体と連携し、流域一帯による広域避難体制の構築を検討する。</p>																	
53	●							●				市内全域	県市	→			
<p>水防体制の維持強化</p> <p>水防資機材の配備・確認を実施する。</p>																	
54	●							●				市内全域	県市	→			
<p>関係機関のホットラインの構築</p> <p>迅速かつ的確な防災体制が図れるよう、洪水時における情報提供（ホットライン）の構築を行う。</p>																	
55	●							●				市内全域	県市	→			
<p>関係機関の連携・協力体制の確保人材育成（水防訓練、連絡体制、情報共有の強化）</p> <p>関係機関が連携した水防訓練、連絡体制、情報共有の強化を実施する。</p>																	

■防災指針（具体的な取り組み）

番号	取組	災害分類						施策分類				対象エリア	実施主体	実施時期の目標			
		洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策			その他	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスクの低減のための施策（ソフト）	56	復旧・復興の迅速化 (浸水時の排水強化(排水計画立案、排水ポンプ車の配置、排水訓練の実施等))	●						●				市内全域	県	→		
		浸水時の排水強化(排水計画立案、排水ポンプ車の配置、排水訓練の実施等)															
	57	関係者と連携した早期復旧・復興の体制強化のための施策 (氾濫水の早期排水や迅速な復旧のための備え)	●						●				遠賀川圏域	国	→		
		氾濫水の早期排水や迅速な復旧のための備えを図る。															
	58	避難体制等の強化のための施策 (避難に着目したタイムライン(行動計画)の確立) (効率的かつ的確な水防活動や施設操作の実施)	●						●	●			遠賀川圏域	国 県市	→		
		避難体制等の強化のため、避難に着目したタイムライン(行動計画)の確立・効率的かつ的確な水防活動や施設操作を実施する。															
	59	農業用ため池の有効活用 (水位調整)	●						●				市内全域	市	→		
		農業用ため池が有する洪水調節機能を高めるため、必要ながけ用水量を考慮し水位を下げる『低水位管理』や降雨前にあらかじめ水位を低下させる『事前放流』を実施し、ため池の決壊や下流域の洪水リスクの低減を図る。															
	60	土砂災害警戒区域を主とした 地籍調査事業			●				●			●	市内全域	市	→		
		災害時の復旧等早期の対応が求められる土砂災害警戒区域を主に調査地区を選定し、地籍調査を実施する。															
61	災害時の自転車活用					●		●				市内全域	市	→			
	危機管理体制の強化や、避難行動への活用等、災害時における自転車の活用を推進する。																
62	石油コンビナート等における耐災害性の向上 (防災訓練)					●		●				小倉北区末広二丁目ほか	市	→			
	北九州地区及び白島地区石油コンビナート等特別防災区域における火災や地震等の災害発生を想定し、福岡県、北九州府、防災関係機関及び特定事業所が連携し、総合的な防災訓練を実施する。																
63	地域における自主防災体制の整備	●	●	●	●	●		●				市内全域	市	→			
	地域防災力の育成及び活性化を図るため、小学校区単位で「地区 Bousai 会議」を設置し、「地区防災計画」を作成する「みんな de Bousai まちづくり推進事業」と小規模単位(マンション、町内会)を対象に地域での主体的な防災活動を促進し、より地域の実情に合った計画を策定する「SDGs防災サポート」を推進する。																
64	各種ハザードマップを活用した 住民参加型災害図上訓練(DIG)の実施	●	●	●	●	●		●				市内全域	市	→			
	住民参加型災害図上訓練「DIG」とは、Disaster(災害)、Imagination(想像力)、Game(ゲーム)の頭文字をとって名付けられた訓練で「ディグ」と呼んでいる。大きな地図に、ペンや付箋などを使い、参加者自身が直接地図に書き込むことで、自宅や職場の周りに潜む災害の危険性を「見える化」し、地震や風水害、火災など生活の安全を脅かす災害への備えを考えることができる訓練である。																
65	各種災害に対する警戒避難体制の整備	●	●	●	●	●		●				市内全域	市	→			
	市民の防災意識の高揚を図るため、土砂災害、洪水害、高潮、津波ハザードマップを活用した防災訓練を実施する。																

■防災指針（具体的な取り組み）

番号	取組	災害分類						施策分類				対象エリア	実施主体	実施時期の目標			
		洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策			その他	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスクの低減のための施策（ソフト）	66	必要物資等の備蓄・調達・配送体制の整備 大規模災害が発生した際、被災者への物資支援を迅速かつ円滑に行うため、内閣府が構築した「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用し、備蓄の在庫管理や支援物資の配送体制の効率化を図る。	●	●	●	●	●	●					・市内全域	市	→		
	67	各種防災訓練の実施 土砂災害、洪水害、地震等、近年の災害事例や各区の災害特性に応じた訓練を継続して実施する。	●	●	●	●	●	●					・市内全域	市	→		
	68	被災者台帳の作成 大規模災害により被災者を効率的に支援するため、全庁的にシステムで共有できる被災者台帳を作成する。	●	●	●	●	●	●					・市内全域	市	→		
	69	職員に対する防災知識等の普及 eラーニングを利用した職員向け防災研修の実施等により、職員の防災に関する知識や意識の向上を図り、近年の激甚化する気象災害や将来発生しうる地震等の災害対応に備える。	●	●	●	●	●	●					・市内全域	市	→		
	70	防災資機材の整備 災害時に、市民の生命、身体及び財産を守るため、応急対策用資機材等の適切な維持・管理を行う。	●	●	●	●	●	●					・市内全域	市	→		
	71	業務継続体制の確保 災害が発生した際に優先する業務について、各所属において定期的に確認することで業務継続体制を確保する。	●	●	●	●	●	●					・市内全域	市	→		
	72	被害状況の収集・伝達体制の構築 災害による被害や避難者を管理するシステムの適切な維持管理を行うとともに、システム操作の習熟を図るため、訓練を毎年実施する。	●	●	●	●	●	●					・市内全域	市	→		
	73	災害広報体制の整備 避難指示等の防災情報を迅速かつ確実に伝達するため、携帯電話の緊急速報メールをはじめ、テレビ、ラジオ、X(旧Twitter)、LINE、防災アプリなど情報伝達手段の多重化を図る。	●	●	●	●	●	●					・市内全域	市	→		
	74	風水害タイムラインの運用 市職員を動員・配備するための「防災指令」や、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に住民等に避難行動を促すための「避難情報」の発令に着目したタイムライン（防災行動計画）の見直しを適宜図る。	●	●	●	●	●	●					・市内全域	市	→		
75	エネルギーの確保体制の構築 災害時の避難所等における熱源等を確保するため、エネルギー供給に関連する団体と協定を締結するとともに、災害時における連絡体制の強化及び防災訓練等を実施する。	●	●	●	●	●	●					・市内全域	市	→			

■防災指針（具体的な取り組み）

番号	取組	災害分類						施策分類				対象エリア	実施主体	実施時期の目標			
		洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策			その他	短期 (5年)	中期 (10年)	長期 (20年)
リスクの低減のための施策（ソフト）	76	被害認定調査体制の整備		●	●	●	●	●	●				市内全域	市	→		
		災害時に、被災者が適切かつ円滑な支援を受けるために重要な役割を果たす被害認定調査の研修を継続的に実施し、職員の育成とスキルアップを図る。															
	77	ボランティア関係団体との連携強化		●	●	●	●	●	●				市内全域	市	→		
		大規模災害発生時における被災者への支援を行うため、平常時から、災害ボランティアセンターの連携を行うと共に、設置・運営等の訓練を実施する。															
	78	市民相談・問い合わせ対応体制の整備		●	●	●	●	●	●				市内全域	市	→		
		被災者の不安の早期解消や迅速な支援を実施するため、必要に応じて総合相談窓口や避難所等での臨時相談窓口などを設置する。															
	79	緊急輸送道路ネットワーク及び道路啓開に関する関係機関との情報共有・連絡体制の確認		●	●	●	●	●	●				市内全域	市	→		
		災害時の救助活動や物資輸送を円滑かつ確実に行うため、関係機関との連絡体制を確認するもの。															
	80	風水害等防災シミュレーション訓練		●	●	●	●	●	●				市内全域	市	→		
	災害が発生したときの状況を模擬的に体験しながら、実際の災害時に市の災害対応の窓口となる各関係部局の連携強化を図るとともに、迅速かつ適切な対応能力を身につけることを目的とするもの。																
81	建設関係の業界団体との協力体制の確認		●	●	●	●	●	●				市内全域	市	→			
	大規模災害時等に公共施設が被災又はその恐れがある場合に建設業者等の協力を得るため、予め協力内容、手順等を取り決めた協定を締結するもの。																
82	防災拠点における非常用電源の確保		●	●	●	●	●	●				市内全域	市	→			
	災害による停電に備え、防災拠点となる区役所などの庁舎機能において72時間運転可能な電源（非常用発電機）を確保する。																
83	関係機関の連携・協力体制の確保人材育成（自主防災組織・水防団・防災リーダーの育成、河川協力団体との連携）		●	●	●	●	●	●				市内全域	県市	→			
	自主防災組織・水防団・防災リーダーの育成、河川協力団体との連携を図る。																
84	避難行動に繋がる計画立案及び訓練実施（水害リスクの高い地域での住民との共同点検・避難訓練の実施）		●	●	●	●	●	●				市内全域	県市	→			
	タイムライン等に基づく実践的な避難体制の構築及び避難訓練の実施、水害リスクの高い地域での住民との共同点検・避難訓練の実施する。																
85	市民防災会の活動支援（自主防災活動の推進）		●	●	●	●	●	●				市内全域	市	→			
	地域防災力の向上を目的に、市民防災会に対して防火・防災講話や訓練指導等を行う。また、地域の防災リーダーの育成を目的として、平成30年度から実施している防災リーダー研修も継続して行う。																

■防災指針（具体的な取り組み）

番号	取組	災害分類						施策分類				対象エリア	実施主体	実施時期の目標		
		洪水	内水	土砂	地震	津波	高潮	情報発信	訓練・体制	避難支援	インフラ対策			その他	短期 (5年)	中期 (10年)
リスクの低減のための施策（ソフト）	86	企業の業務継続体制の確保 関係団体等と連携し、企業が主体的に取組む講習会や訓練等の機会を捉え、企業における事業継続性の確保に努める。また、中小企業支援機関等と連携し、「北九州市版BCP事業継続力強化計画策定支援マニュアル」等を活用して、災害時における市内中小企業の事業継続性の確保に努める。											市	→		
	87	避難所の整備・運営等（HUG、実動型避難所運営訓練の実施） 避難所運営ゲーム「HUG」とは、Hinanzyo（避難所）Unei（運営）Game（ゲーム）の頭文字をとって名付けられた訓練で「ハグ」と呼んでいる。模擬訓練として、参加者が避難所の運営担当者となり、避難所で起こる様々な出来事を、カードを使って模擬体験することで、避難所の運営について理解を深めている。											市	→		
	88	要配慮者支援体制の整備 災害発生時に自力避難が困難な高齢者・障害者を事前に把握し、平時から避難行動要支援者名簿を地域に提供することにより、災害時において自助・共助による避難支援の仕組みづくりを促進する。また、具体的な避難計画である個別避難計画の作成に努める。											市	→		
	89	避難所の防災機能強化 避難所において、乳幼児・高齢者・女性等へ配慮した生活必需品の拡充を行うとともに、健康被害を避けるための資器材や備蓄品の更新整備を推進する。											市	→		

第9章

～ 目標値 ～

第9章 目標値

「コンパクトザウルス」型都市構造の実現を図るために、集約型の都市構造の形成や公共交通の利便性、災害リスクの低減を示す指標と将来の目標値を、以下のとおり設定します。

(1) 将来にわたり便利で暮らしやすい「街なか」の形成

表 施策による効果を検証する指標①

評価指標	数値目標		
	(計画策定時)	※1トレンド値	(目標値)
将来にわたり便利で暮らしやすい「街なか」の形成 【居住誘導区域における人口密度】	居住誘導区域における人口密度		
	平成22年(2010年)	令和22年(2040年)	
	130人/ha (72万人)	108人/ha (60万人)	120人/ha (67万人)
市全体	(97万人)	(78万人)	

※1 トレンジ値：現状の動向のまま進行した場合。

※2 誘導割合7%：5年毎の居住誘導区域外から内への転入者の数の、居住誘導区域外の人口に対する割合。

(2) 誰もが安心して移動できるまちの実現

表 施策による効果を検する指標②

評価指標	数値目標		
	(現況値)	(目標値)	
誰もが安心して移動できるまちの実現 【人口10万人当たりの交通利用者数】	人口10万人あたりの交通利用者数		
	令和元年(2019年)	令和8年(2026年)	令和22年(2040年)
	3.8万人/10万人	約3.8万人/10万人 維持	約3.8万人/10万人 維持 ※3

※3 地域公共交通計画では、令和8年度(2026年度)を目標年次に設定しているが、本計画では、長期目標として令和22年(2040年)を目標年次に設定。また、地域公共交通計画の目標値の見直しに併せ、本計画においても見直しを実施する。

(3) 土砂災害リスクの低減

表 施策による効果を検する指標③

評価指標	数値目標	
	(現況値)	(目標値)
土砂災害リスクの低減 【土砂災害ハザード区域への移転人口】	土砂災害ハザード区域への移転人口※4	
	令和2年(2020年)(H27→R2)	令和22年(2040年)(R17→R22)
	2,300人	50%減

※4 土砂災害ハザード区域：土砂災害特別警戒区域および土砂災害警戒区域。

最新の国勢調査結果より、5年前の常住地から土砂災害ハザード区域に移転した人口。

〈目標値の設定の考え方について〉

(1) 将来にわたり便利で暮らしやすい「街なか」の形成

「街なか」になるべく多くの人々がまとまって住むことが、地域の活力の維持・向上や公共交通の維持に資することから、引き続き、居住誘導区域内における人口密度を数値目標として設定しています。

(2) 誰もが安心して移動できるまちの実現（目標指標の変更）

①設定の背景

相互連携を図る「北九州市地域公共交通網形成計画」が、令和4年3月に「北九州市地域公共交通計画」として改訂され、計画目標が新たに設定されたことに伴い、立地適正化計画の目標値についてもあわせて変更します。

②目標設定の考え方

地域公共交通計画では、令和8年度（2026年度）を目標年次に設定していますが、長期的な視点で都市の将来像を示す本計画では、長期目標として、令和22年（2040年）を目標年次に設定します。

また、日々変化する社会状況・交通状況に対して、柔軟な対応を図っていくため、地域公共交通計画の目標値の見直しに併せ、本計画においても見直しを実施していきます。

(3) 土砂災害リスクの低減（目標指標の追加）

①設定の背景

本計画において、水害ハザードについては、土砂災害ハザードと比べ、河川の水位状況や気象情報の予測等から、災害の発生時期や箇所が予測が立てやすいため、災害発生時の人的被害のリスクを減らすことができ、ハード・ソフトの防災・減災対策等を実施し、災害リスクの低減を図ることで、水害ハザード区域は居住誘導区域に含むこととしています。

一方で、土砂災害ハザードについては、予測の不確実性（地形や地質等の現地状況が箇所ごとに異なるため、災害の発生時期・箇所の予測が容易ではないこと）による災害発生時の人的被害のリスクが他災害と比較して高いこと、また、本市で過去の土砂災害では甚大な被害が発生したことを踏まえて、土砂災害ハザード区域（レッドゾーン及びイエローゾーン）は居住誘導区域から除外しています。

については、災害リスクの観点から、土砂災害に関連した指標および数値を防災指針の目標値として設定します。

②目標設定の考え方

本目標値は、土砂災害ハザード区域への移転者が一定数いることを踏まえ、住民皆さんのライフスタイルの変化等に合わせた移転の際に、居住誘導区域やより安全な地域への誘導を図ることで、土砂災害ハザード区域への移転人口を抑制していきます。

目標達成に向け、移転先を土砂災害ハザード区域ではなく居住誘導区域を選択してもらえるよう各施策に取り組んでいきます。

第 10 章

～ 計画の評価 ～

第10章 計画の評価

10-1 評価方法

人口減少等、今までに経験したことのない時代の中でまちづくりを進めていくためには、その実行過程においても、適宜、社会情勢や国の事業制度、地域の課題や要請に応えるとともに、施策・事業の効果を踏まえながら、目指すべき都市像の達成状況を確認することが必要です。

このため、概ね5年を1サイクルとするPDCAサイクルを取り入れ、施策・事業等の見直しを行っていくこととします。

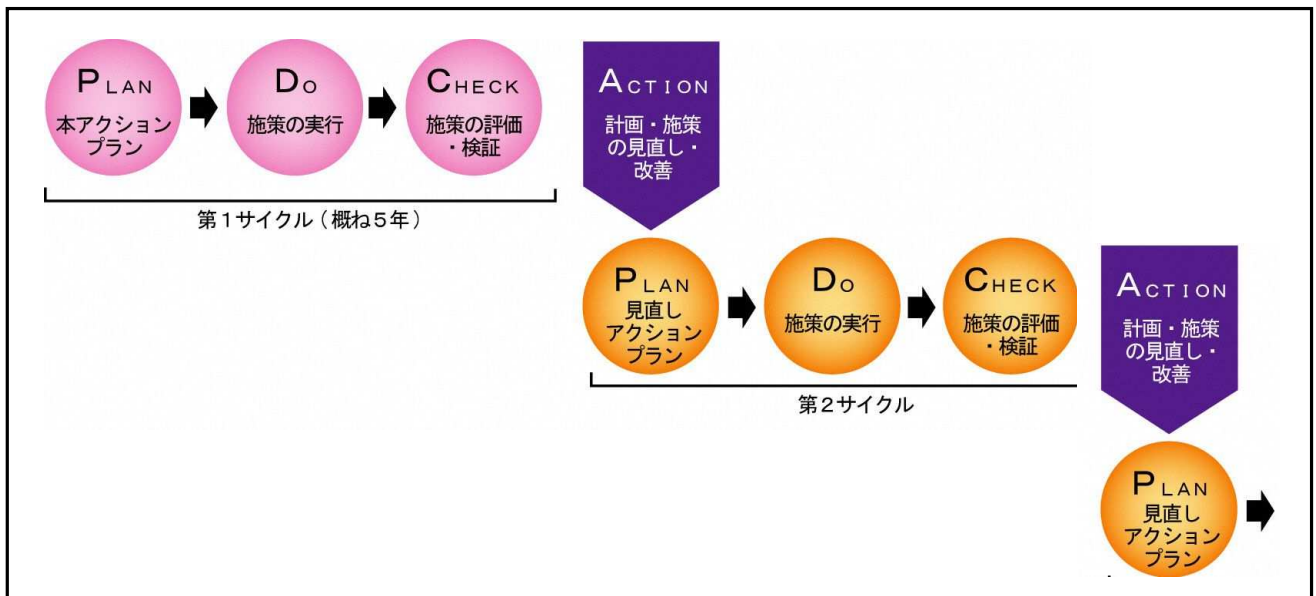
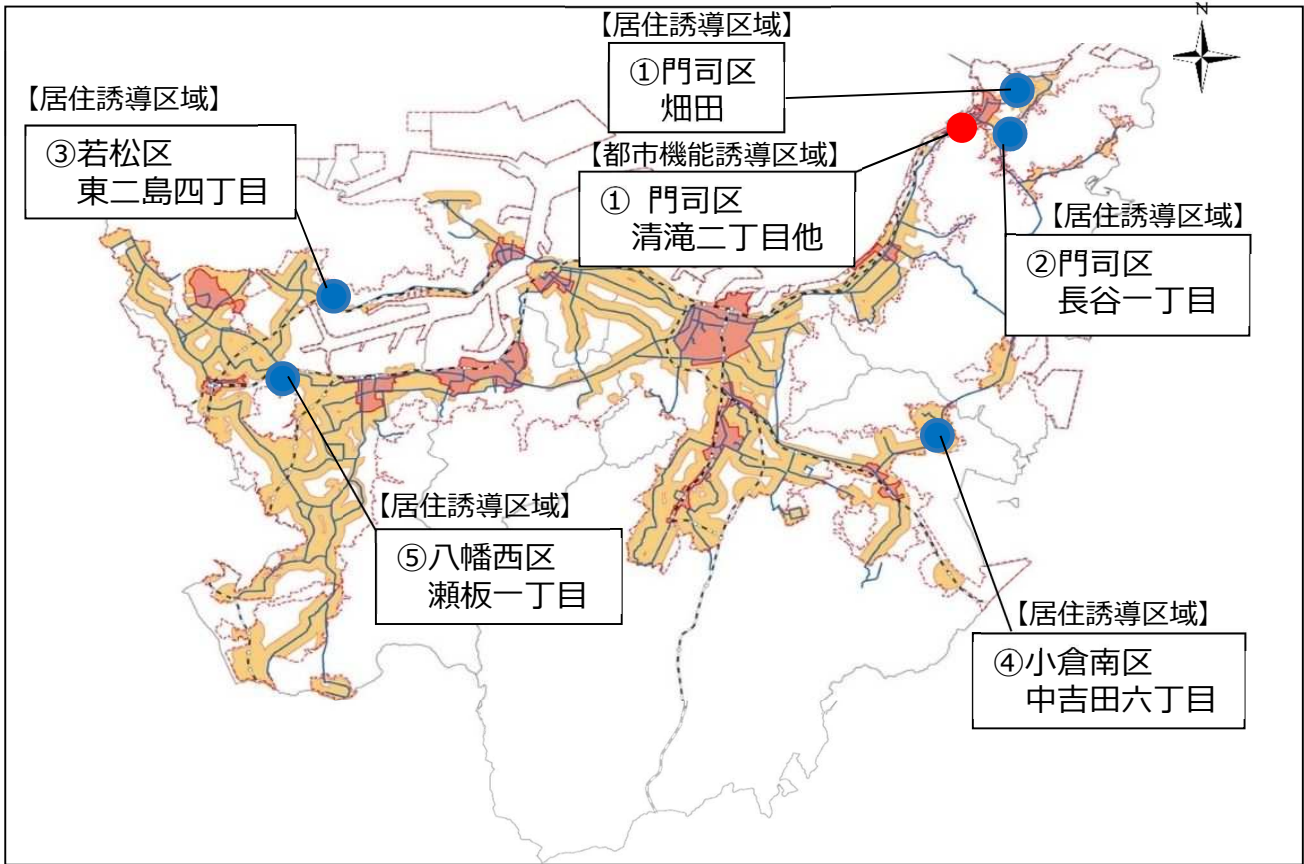


図 施策の評価・検証サイクル

資料編

●都市機能誘導区域及び居住誘導区域の変更（令和5年度）

○箇所図



○都市機能誘導区域の変更

（変更理由）門司港地域複合公共施設整備事業の事業用地が確定したことによるもの

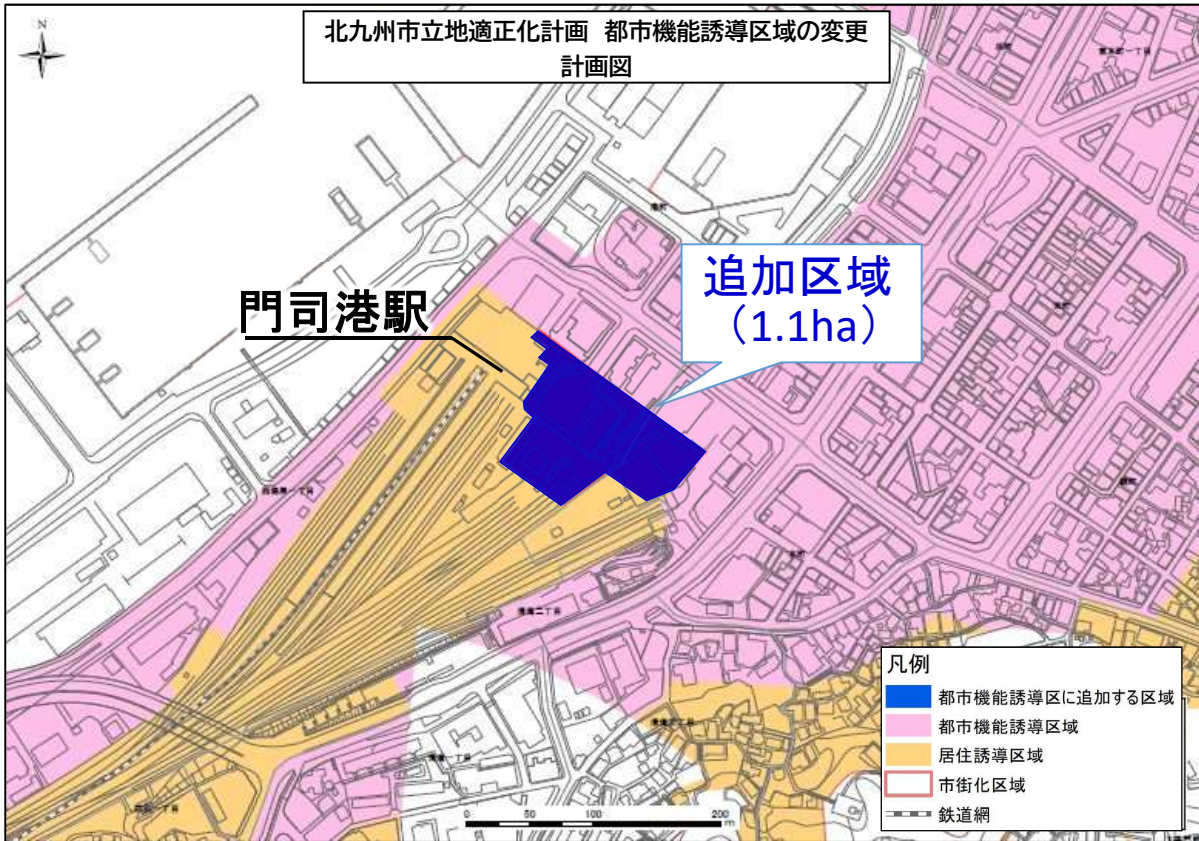
	番号	所在地	面積 (ha)
都市機能誘導区域に追加する区域	①	門司区清滝二丁目他	1.1
合 計			1.1ha

○居住誘導区域の変更

（変更理由）福岡県の土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域の変更によるもの

	番号	所在地	面積 (ha)	土砂災害警戒区域等指定年月日
居住誘導区域から除外する区域	①	門司区畑田	-0.05	令和4年11月29日
	②	門司区長谷一丁目	-0.09	令和4年11月29日
	③	若松区東二島四丁目	-0.10	令和4年3月18日
	④	小倉南区中吉田六丁目	-0.24	令和4年3月18日
	⑤	八幡西区瀬板一丁目	-0.004	令和4年3月18日
居住誘導区域に追加する区域	①	門司区畑田	0.49	令和4年11月29日
合 計			0.01ha	

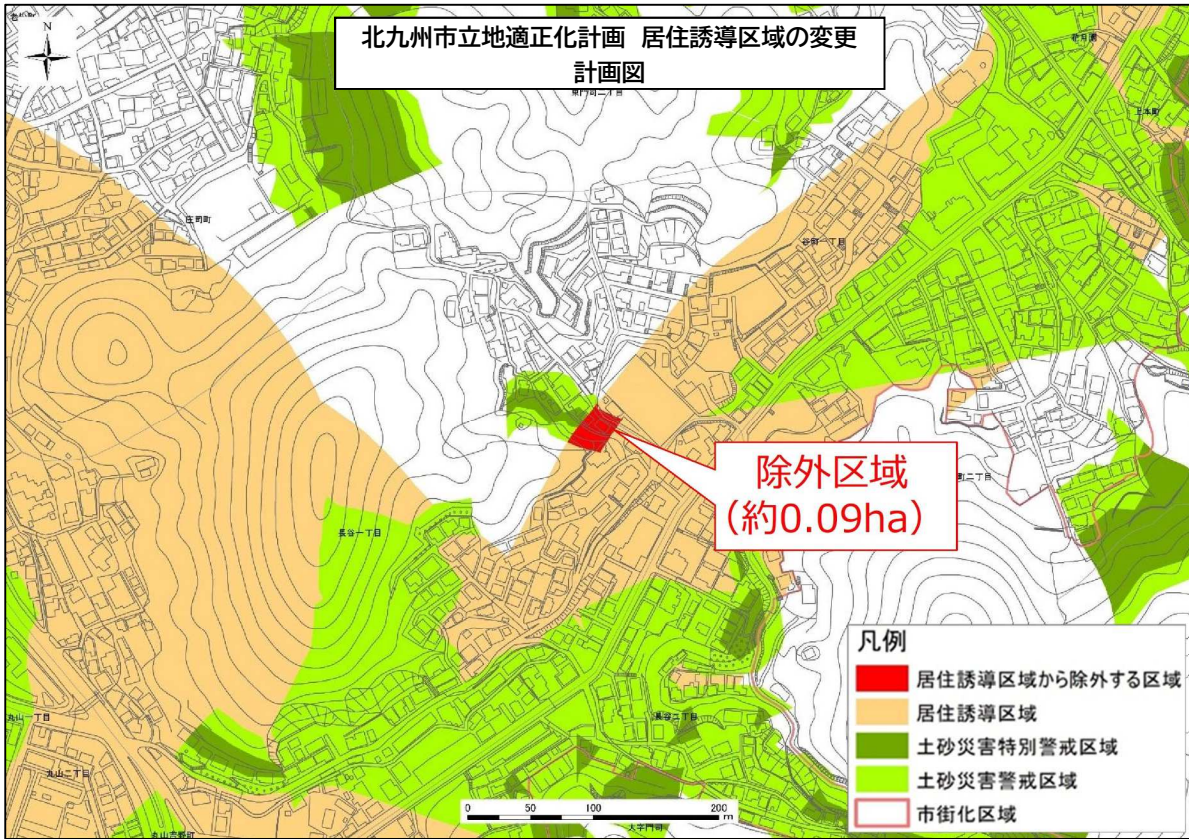
○都市機能誘導区域の変更箇所図 (① 門司区清滝二丁目他)



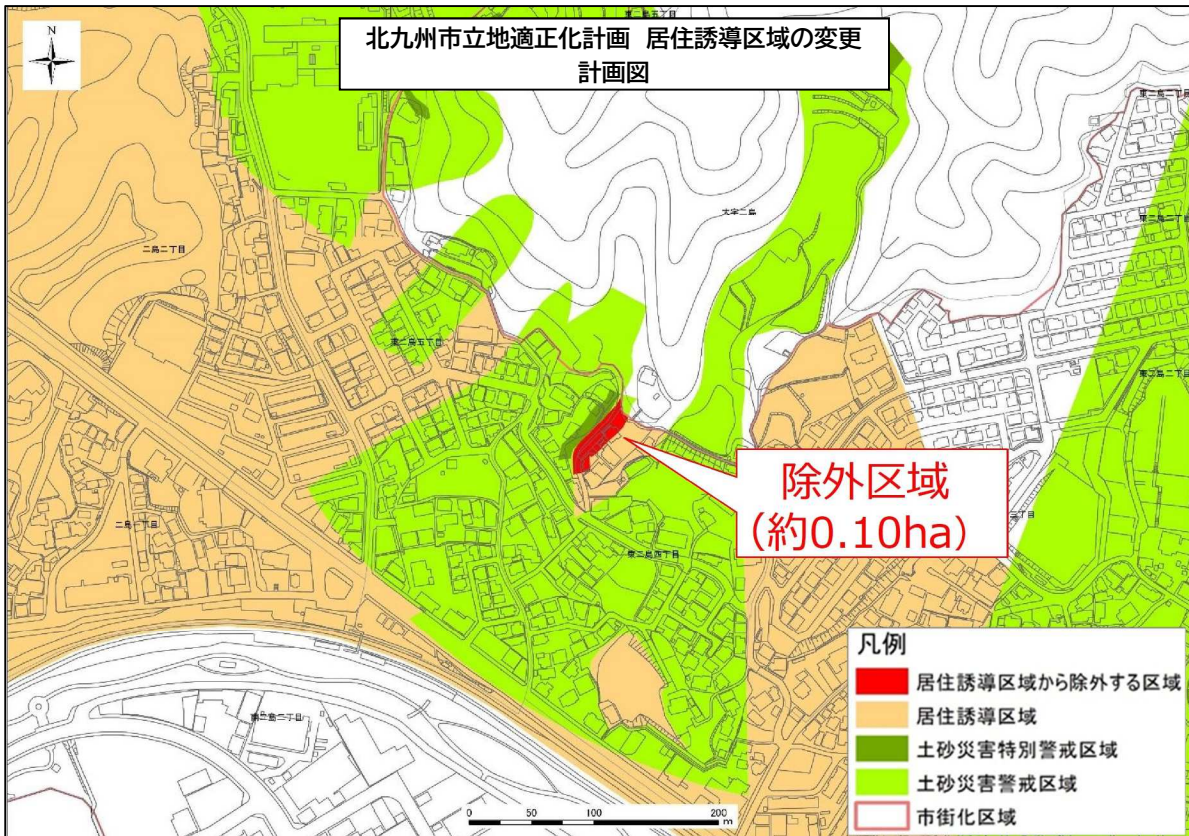
○居住誘導区域の変更箇所図 (① 門司区畑田)



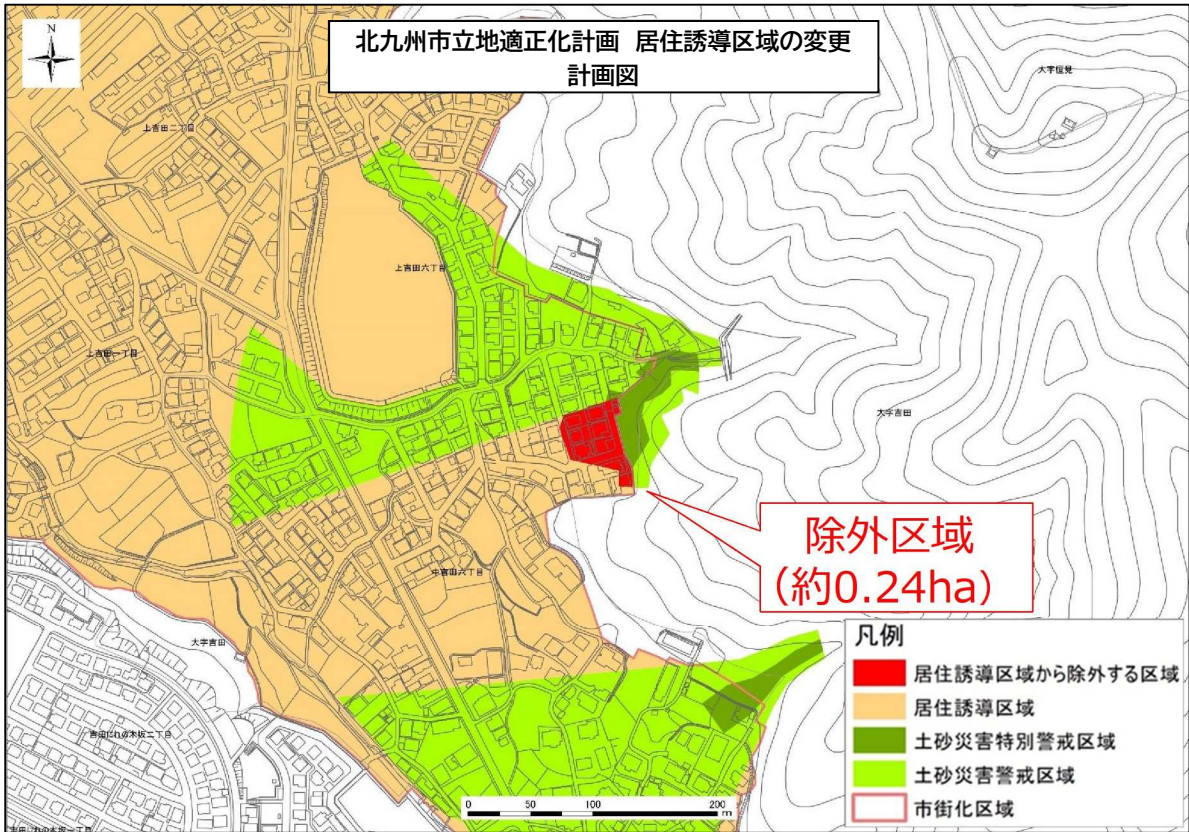
○居住誘導区域の変更箇所図 (② 門司区長谷一丁目)



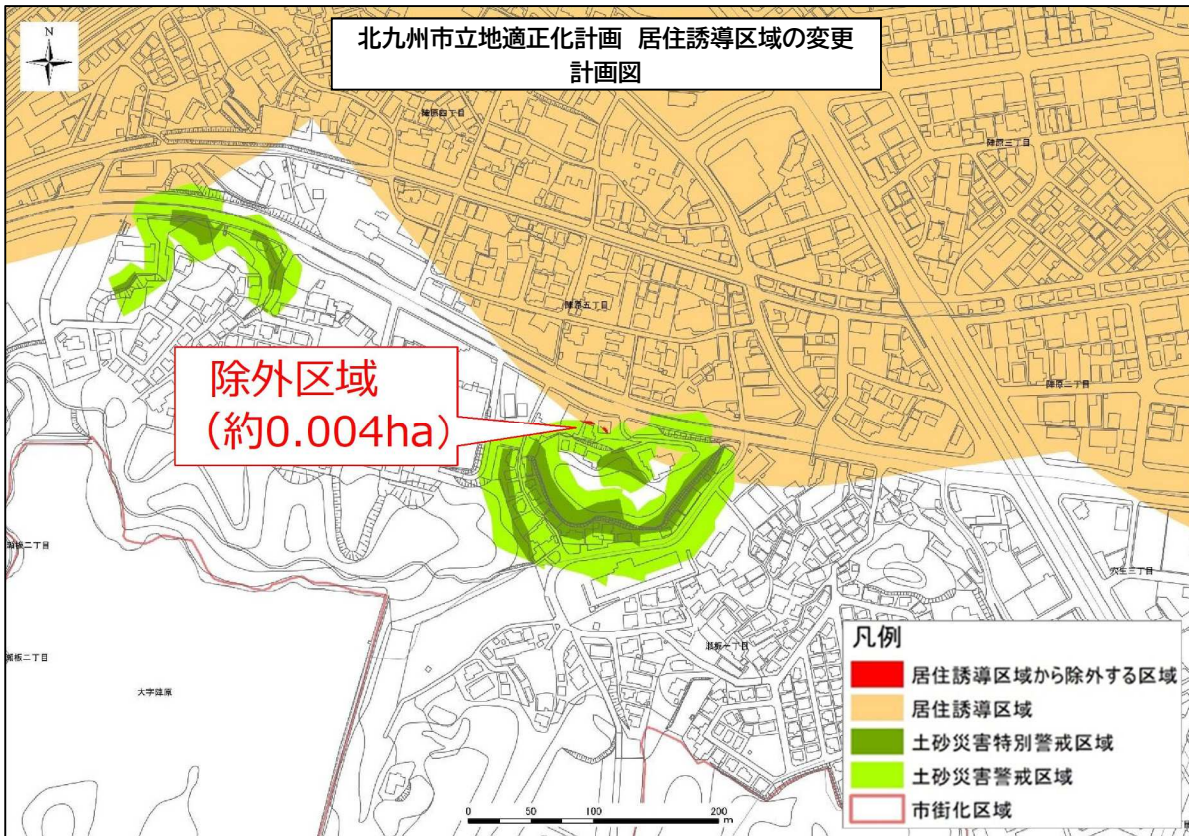
○居住誘導区域の変更箇所図 (③ 若松区東二島四丁目)



○居住誘導区域の変更箇所図 (④ 小倉南区中吉田六丁目)

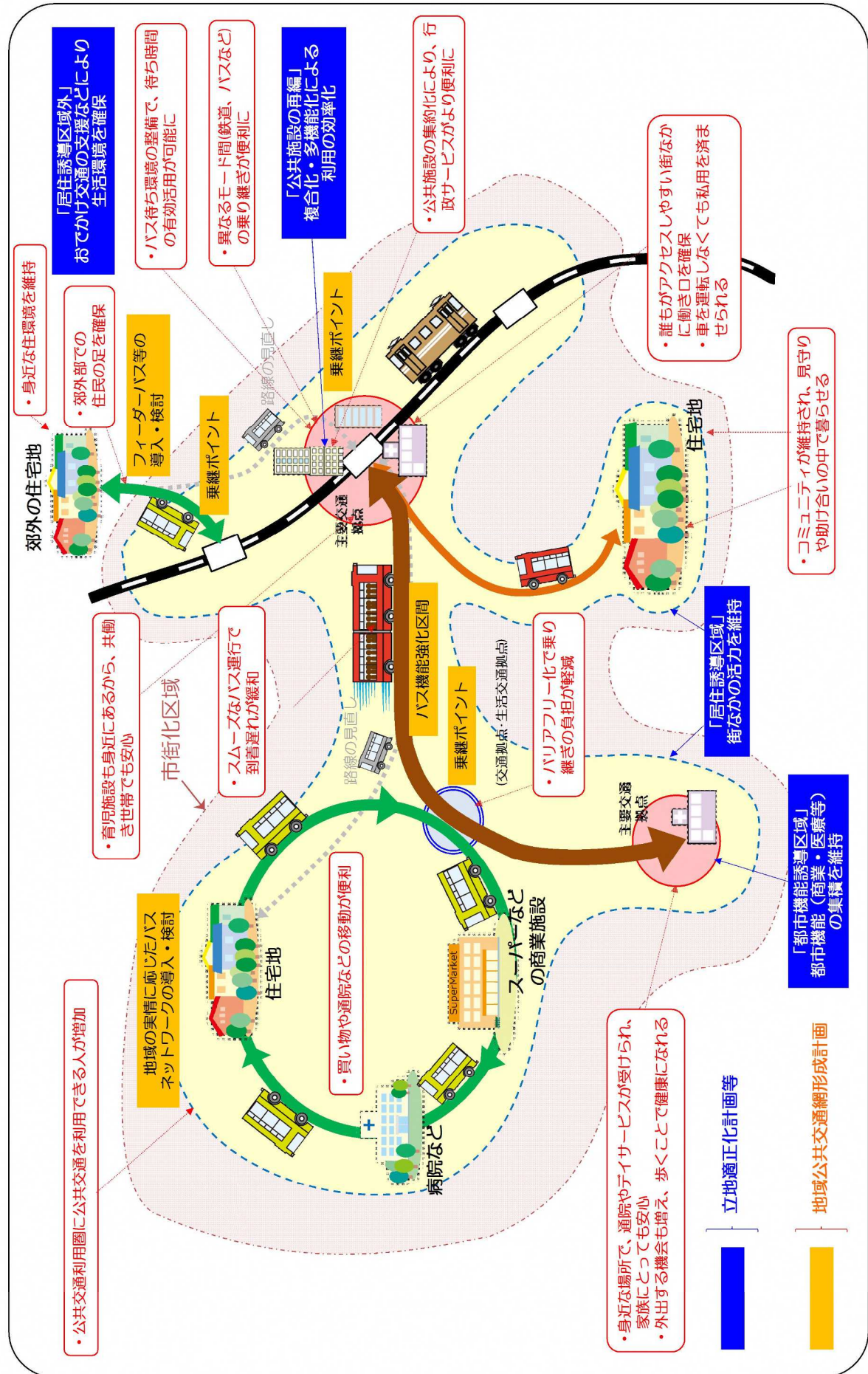


○居住誘導区域の変更箇所図 (⑤ 八幡西区瀬板一丁目)



● 「北九州市立地適正化計画」及び「北九州市地域公共交通網形成計画」による効果

「立地適正化計画」及び「地域公共交通網形成計画」による効果



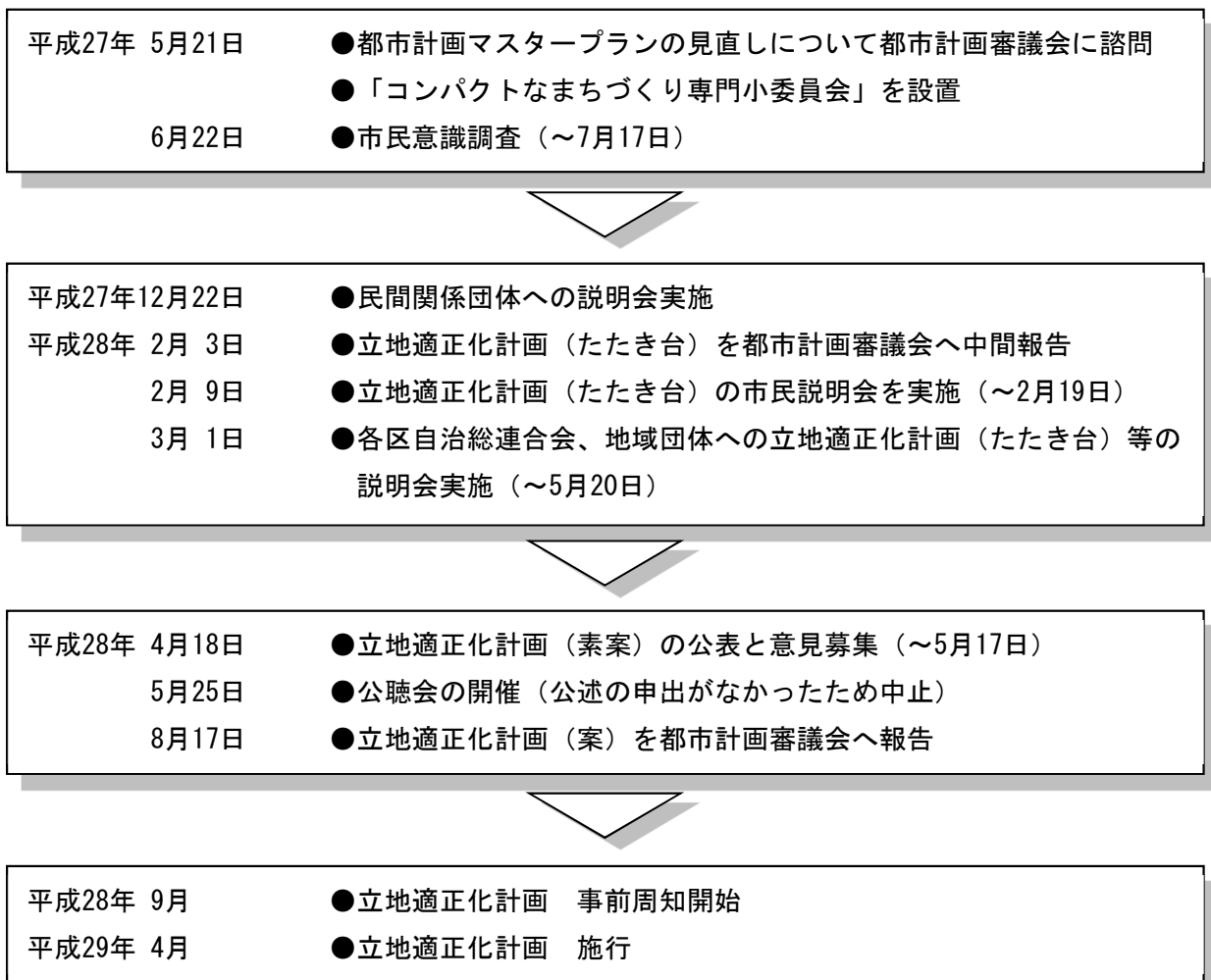
●北九州市立地適正化計画策定の経緯（平成28年9月策定時）

平成27年に北九州市立地適正化計画の策定に着手しました。都市計画審議会の中に、学識経験者による「コンパクトなまちづくり専門小委員会」を平成27年5月に設置し、平成28年6月までに5回の委員会で検討や議論を行ってきました。

また、市民の声が反映された計画づくりをめざし、市民意識調査や意見募集等を行いました。

合わせて、情報を広く発信するために、インターネットにホームページを開設しました。そして皆様から寄せられた意見や提案などに基づき、北九州市にふさわしい、市民生活の向上に役立つ計画となるよう検討を行いました。

（1）主な経緯



(2) 北九州市都市計画審議会「コンパクトなまちづくり専門小委員会」

◆委員名簿

		氏 名	役 職 名
1	委 員	白木 裕子	(一社) 日本介護支援専門員協会 理事
2	委 員	○ 寺町 賢一	九州工業大学大学院 工学研究院 建設社会工学研究系 准教授
3	委 員	中村 雄美子	NPO法人北九州子育て・親育ちインパクトセンター-Bee 代表理事
4	委 員	◎ 柳井 雅人	北九州市立大学 経済学部 教授
5	臨時委員	泉 優佳理	元北九州ミズ21委員会(第8期)委員
6	臨時委員	木内 望	国土交通省 国土技術政策総合研究所 都市研究部 都市計画研究室長
7	臨時委員	志賀 勉	九州大学大学院 人間環境学研究院 都市・建築学部門計画環境系 准教授
8	臨時委員	谷口 守	筑波大学 システム情報系 社会工学域 教授

◎ : 委員長 ○ : 副委員長

◆専門小委員会の経緯

年 月 日	都市計画審議会	コンパクトなまちづくり専門小委員会
平成27年 5月21日	<ul style="list-style-type: none"> ■第62回 ・専門小委員会設置 	
平成27年 7月31日		<ul style="list-style-type: none"> □第1回 ・北九州市の都市の現状等 ・都市構造上の課題とまちづくりの方向性（案）
平成27年11月 9日		<ul style="list-style-type: none"> □第2回 ・都市構造上の課題とまちづくりの方向性 ・居住誘導区域・都市機能誘導区域の設定 ・市民意識調査の結果 ・立地適正化計画構成（案）
平成28年 1月 7日		<ul style="list-style-type: none"> □第3回 ・将来都市構造 ・都市機能誘導区域の設定、誘導施策、指標等 ・居住誘導区域の設定、誘導施策、指標等
平成28年 2月 3日	<ul style="list-style-type: none"> ■第64回 ・策定状況の中間報告 	
平成28年 3月14日		<ul style="list-style-type: none"> □第4回 ・立地適正化計画（素案）
平成28年 6月29日		<ul style="list-style-type: none"> □第5回 ・立地適正化計画（素案）に対する意見募集の結果と対応の考え方 ・都市計画審議会に報告する最終案
平成28年 8月17日	<ul style="list-style-type: none"> ■第66回 ・計画（案）の報告 	

◆「立地適正化計画」策定庁内関係課長連絡会議

計画の検討を効果的に進めるために、市の行政の各部門の総務・企画担当課長による連絡会議を設置し、検討・協議・調整などを行いました。

「立地適正化計画」策定庁内関係課長連絡会議の構成

○メンバー

局・室・委員会	課
危機管理室	危機管理課
技術監理局	技術企画課
総務局	総務課
企画調整局	企画課
財政局	財政課
市民文化スポーツ局	総務区政課
保健福祉局	総務課
子ども家庭局	総務企画課
環境局	総務課
産業経済局	総務課
建設局	総務課
建築都市局	総務課
港湾空港局	総務課
上下水道局	総務課
交通局	総務経営課
教育委員会	企画調整課

○オブザーバー

局・室・委員会	課
各区役所	総務企画課

○事務局

局・室・委員会	課
建築都市局	都市計画課

(3) 市民参加の取組

北九州市立地適正化計画は、市民意見の反映につとめながら策定しました。

◆市民意識調査の実施

まちづくりの現状や今後の方向性などについて広く市民の意見を把握するために、アンケートを実施しました。

- 調査時期 平成27年 6月22日から 7月17日
- 調査対象者 住民基本台帳から無作為抽出した20歳以上の男女3,000人
- 調査方法 アンケート用紙の郵送配布、郵送受付を行いました。
- 回答数 1,365人から回答が寄せられました。(回収率46%)
- 結果の概要 (P48～50参照)
 - ・コンパクトなまちづくりを進めることは必要と考えている人が多い(約9割)
 - ・一定の人口集積を保っていく区域を設定することは必要と考えている人が多い(約8割)
 - ・住みたい場所として「街なか」を望む人が多い。

◆北九州市立地適正化計画(素案)に対する意見募集

北九州市立地適正化計画(素案)を公表するとともに、市民意見の一層の反映を図るために意見募集を行いました。

- 募集期間 平成28年4月18日から5月17日
- 公表方法 市政だよりにより意見募集のお知らせを掲載。市役所、区役所、出張所、市民センターで概要版を配布し、詳細(全文)が閲覧できるようにしました。また、市のホームページにも概要と詳細(全文)を掲載しました。
- 募集方法 ファクシミリや郵送、電子メールなどによる受付を行いました。
- 応募数・意見数 21人から、70件の意見が寄せられました。
- 意見の概要
 - ・計画策定にあたっての基本的な考え方、都市機能並びに居住の誘導に関して、賛意を示す意見が多い。
 - ・居住誘導区域の設定に関して、より広い区域設定を望む意見がみられた。
 - ・居住誘導区域外の対応に関して、行政サービス等の継続を望む意見が比較的多い。

◆その他の取組

北九州市立地適正化計画(たたき台)や(素案)について、市民説明会、民間関係団体等への説明会を実施しました。

- 期間 平成27年12月22日～平成28年5月20日
- 参加者 のべ537人
- 意見の概要
 - ・コンパクトなまちづくりを進めることについて、賛意を述べる意見が多い。
 - ・都市機能や居住の誘導について、インセンティブの必要性を述べる意見が多い。
 - ・居住誘導区域外について、行政サービス等の継続を望む意見も多く見られた。

(4) 策定時の体制

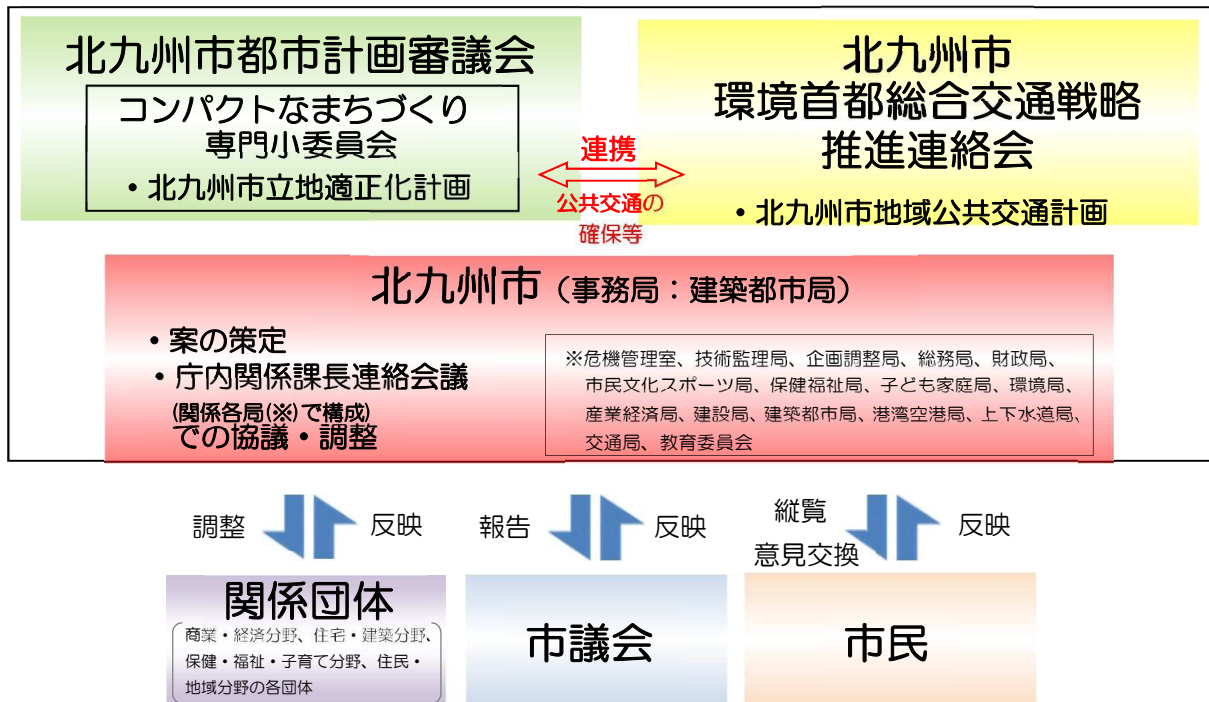


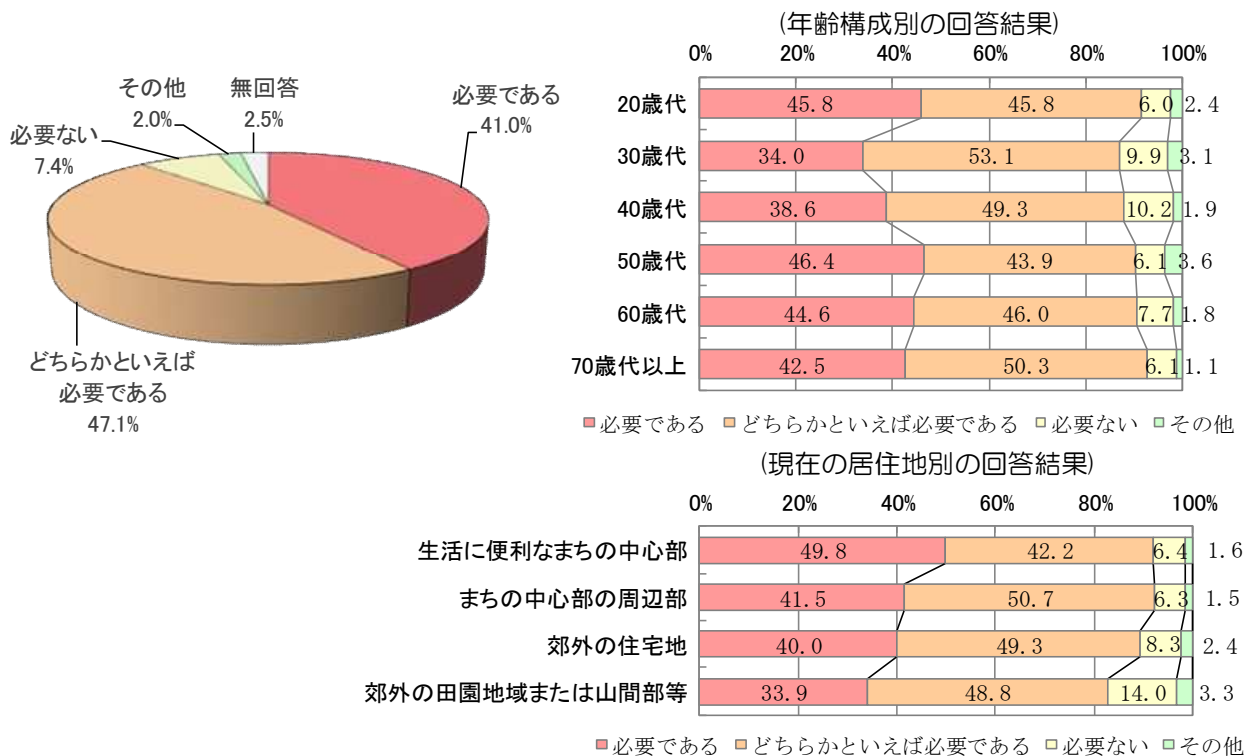
図 策定体制

●コンパクトなまちづくりに関する市民の意識（平成27年6～7月）

「人口減少・超高齢化社会を見据えたコンパクトなまちづくり」をテーマとして、平成27年6～7月に、20歳以上の北九州市民3,000人を対象に実施した市民意識調査において、各問いに対し、次のような結果が得られました。（郵送調査、有効回収数1,365票、有効回収率45.5%）

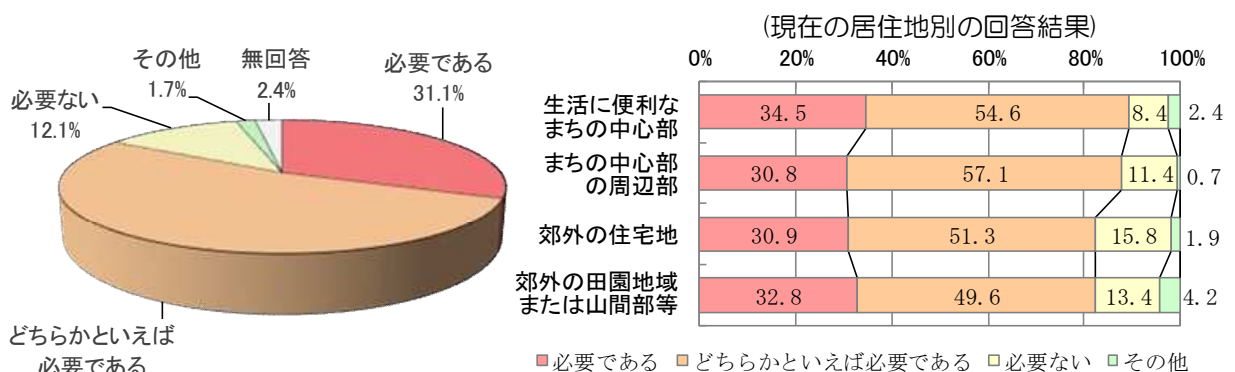
問1「コンパクトなまちづくり」を進めることについて、あなたはどのように思いますか？

- 「必要である」または「どちらかといえば必要である」（以下『必要である』等）と回答した方は88.1%となっています。
- 年齢別に見ると、30歳代以上では年齢層が高いほど「必要である」等の割合が高くなっています。
- 居住地別に見ると、現在の居住地がまちの中心部やその周辺部から、郊外部へ向かうほど「必要ない」と回答した人の割合が高くなっています。



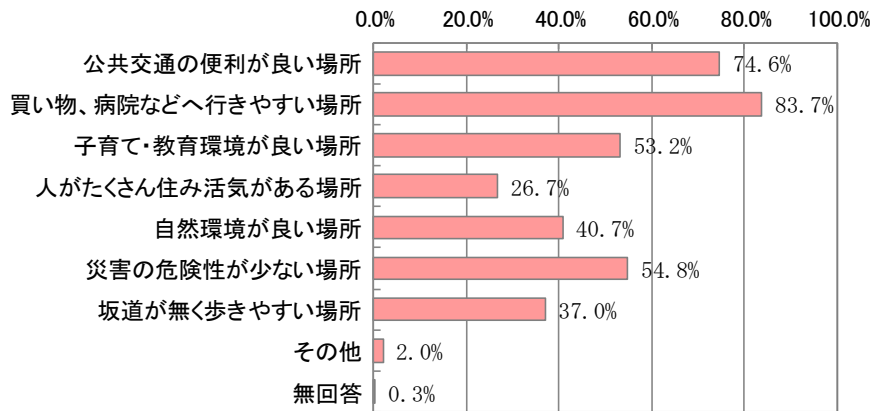
問2「一定の人口の集積を保っていく区域」を設定することについて、あなたはどのように思いますか？

- 「一定の人口の集積を保っていく区域」を設定することについては、83.8%の人が「必要である」等と回答しています。
- 居住地別に見ると、現在の居住地に関わらず8割以上が「必要である」等と回答しています。



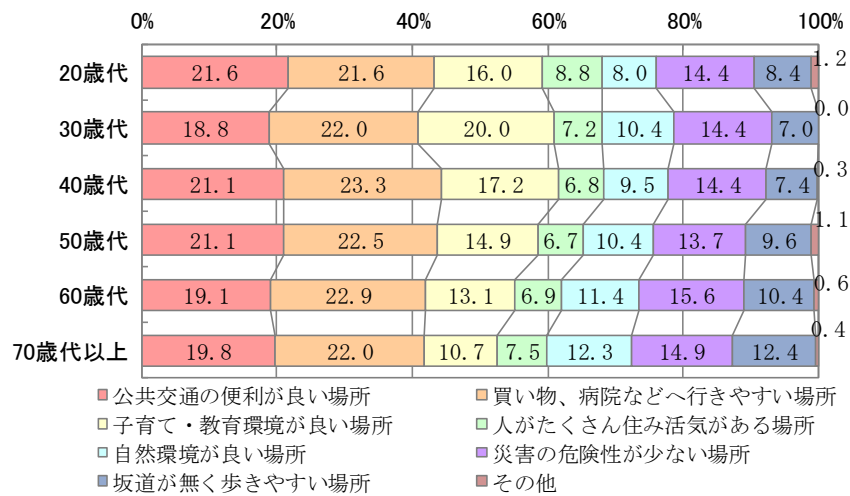
問3 「一定の人口の集積を保っていく区域」は、どのような場所を設定したら良いと考えますか？

○「買い物、病院などへ行きやすい場所」(83.7%)、「公共交通の便利が良い場所」(74.6%)が多く、次いで「災害の危険性が少ない場所」(54.8%)、「子育て・教育環境が良い場所」(53.2%)となっています。



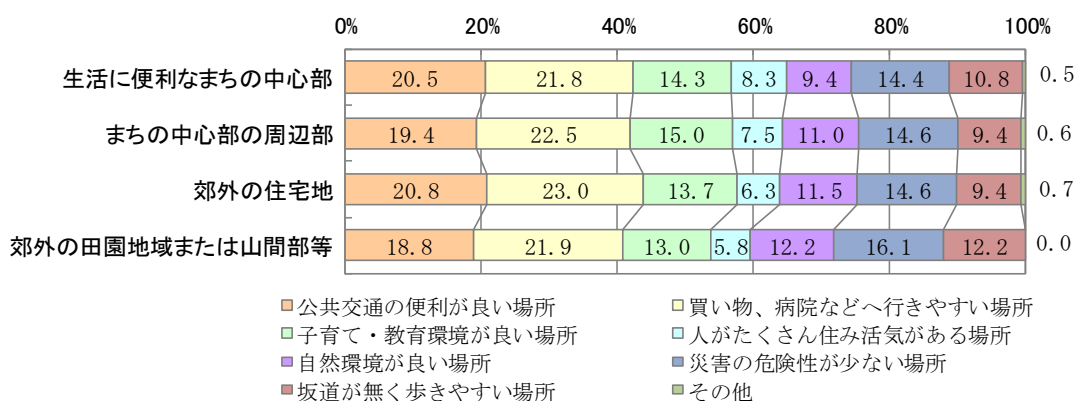
○年齢別に見ると、「坂道が無く歩きやすい場所」を挙げた方の割合は、年齢層が高いほど、高くなる傾向にあります。
 ○「子育て・教育環境が良い場所」を挙げた方の割合は、子育て世代の30歳代、40歳代で多くなっています。

(年齢構成別の回答結果)



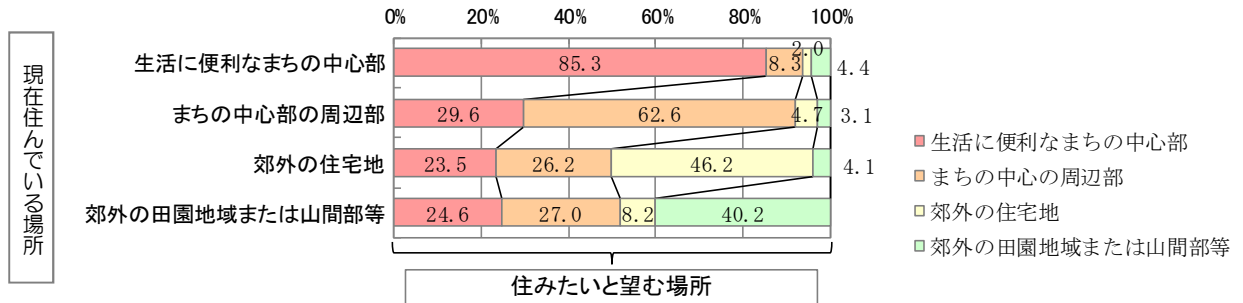
○居住地別に見ると、「人がたくさん住み活気がある場所」を挙げている割合は、まちの中心部に住んでいる方ほど高く、「自然環境が良い場所」は郊外に住んでいる方ほど高くなっています。

(現在の居住地別の回答結果)

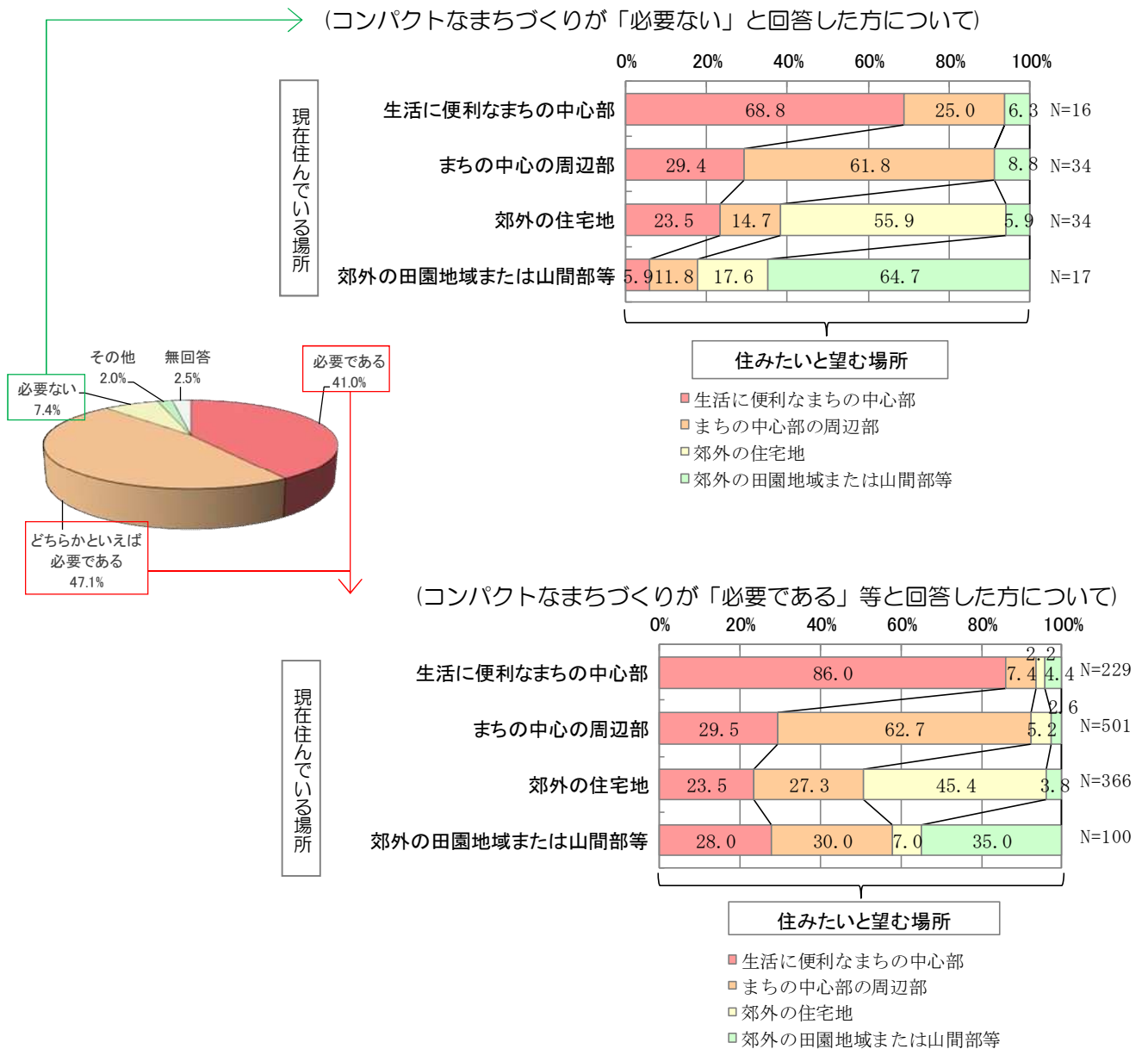


問4 あなたが住みたいと望む場所はどのようなところですか？

- いずれも現在住んでいる場所と同じ場所に住みたいと回答した方が最も多いことがわかります。
- まちの中心部や周辺部に住む方は約9割がまちの中心部や周辺部を希望している一方、郊外部でも約5割の人がまちの中心部や周辺部を希望していることがわかります。

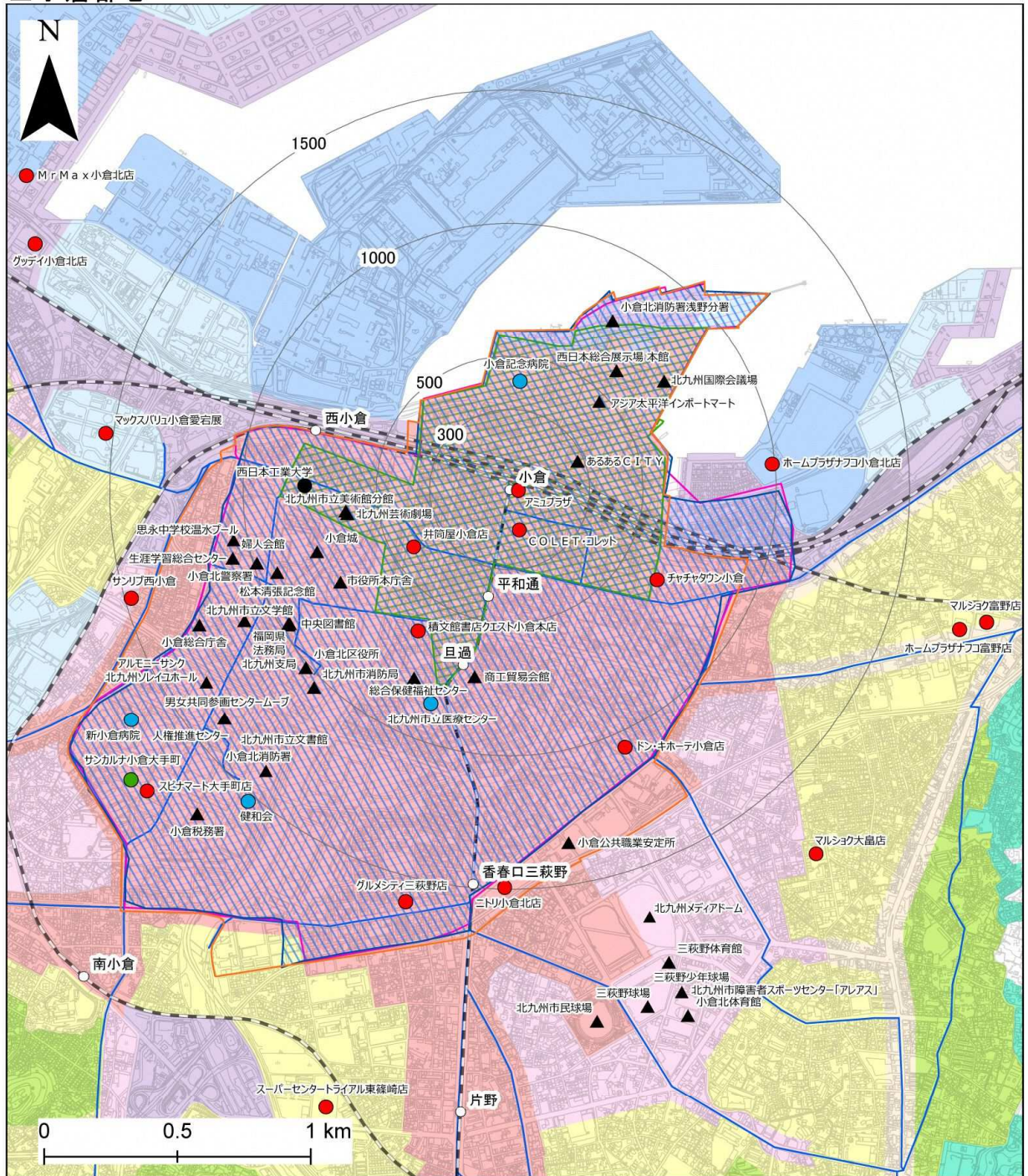


- コンパクトなまちづくりが「必要ない」と回答した方と、「必要ある」等と回答した方について比較すると、「必要ない」と回答した郊外に住んでいる方のほうが、「必要である」等と回答した郊外の方より、まちの中心部等に住みたいと望む割合が少ないのがわかります。



●各拠点における生活利便施設等の配置状況の把握（平成28年9月策定時）

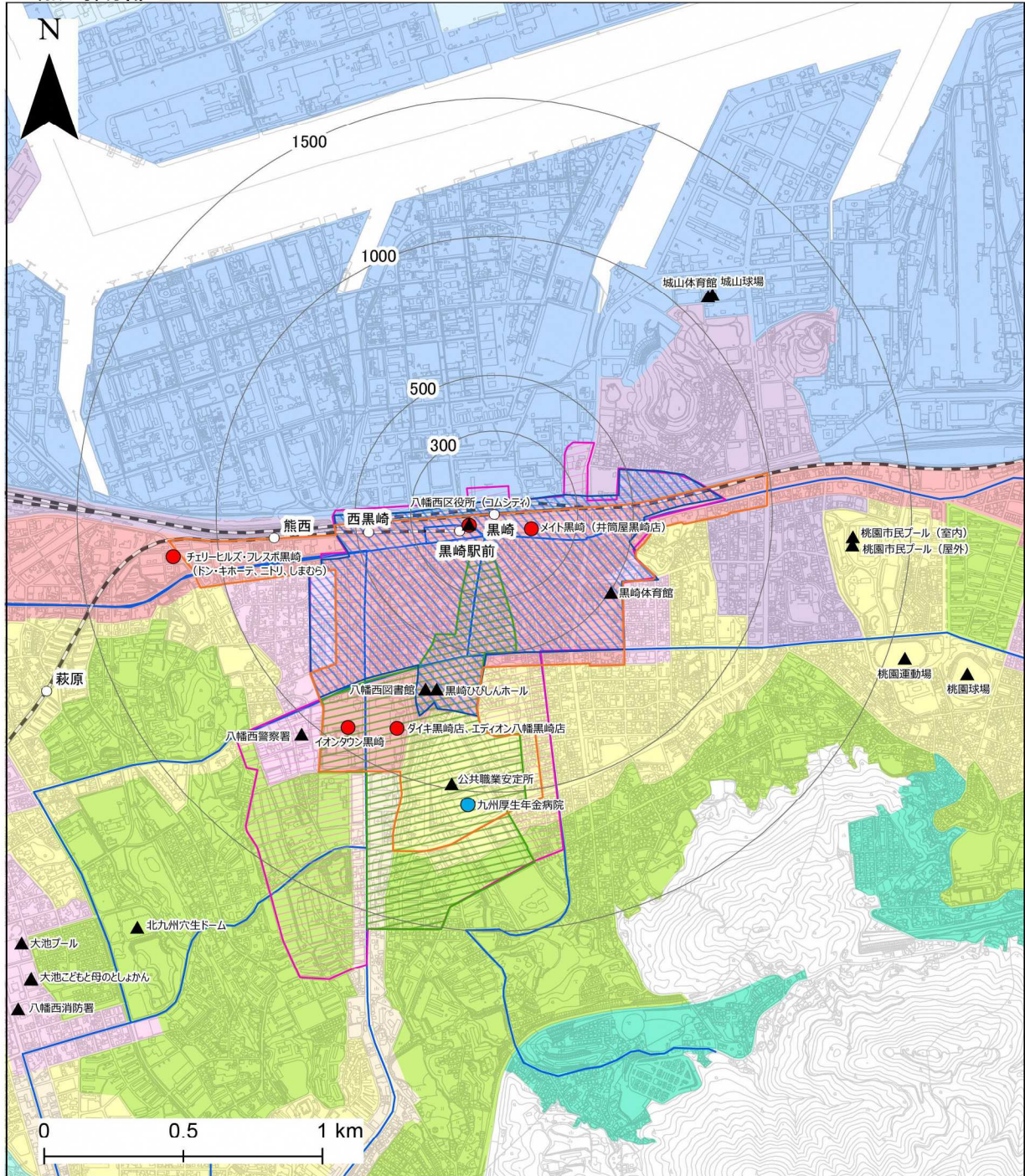
■小倉都心



凡例		
	第一種低層住居専用地域	
	第二種低層住居専用地域	
	第一種中高層住居専用地域	
	第二種中高層住居専用地域	
	第一種住居地域	
	第二種住居地域	
	準住居地域	
	近隣商業地域	
	商業地域	
	準工業地域	
	工業地域	
	工業専用地域	

●各拠点における生活利便施設等の配置状況の把握（平成28年9月策定時）

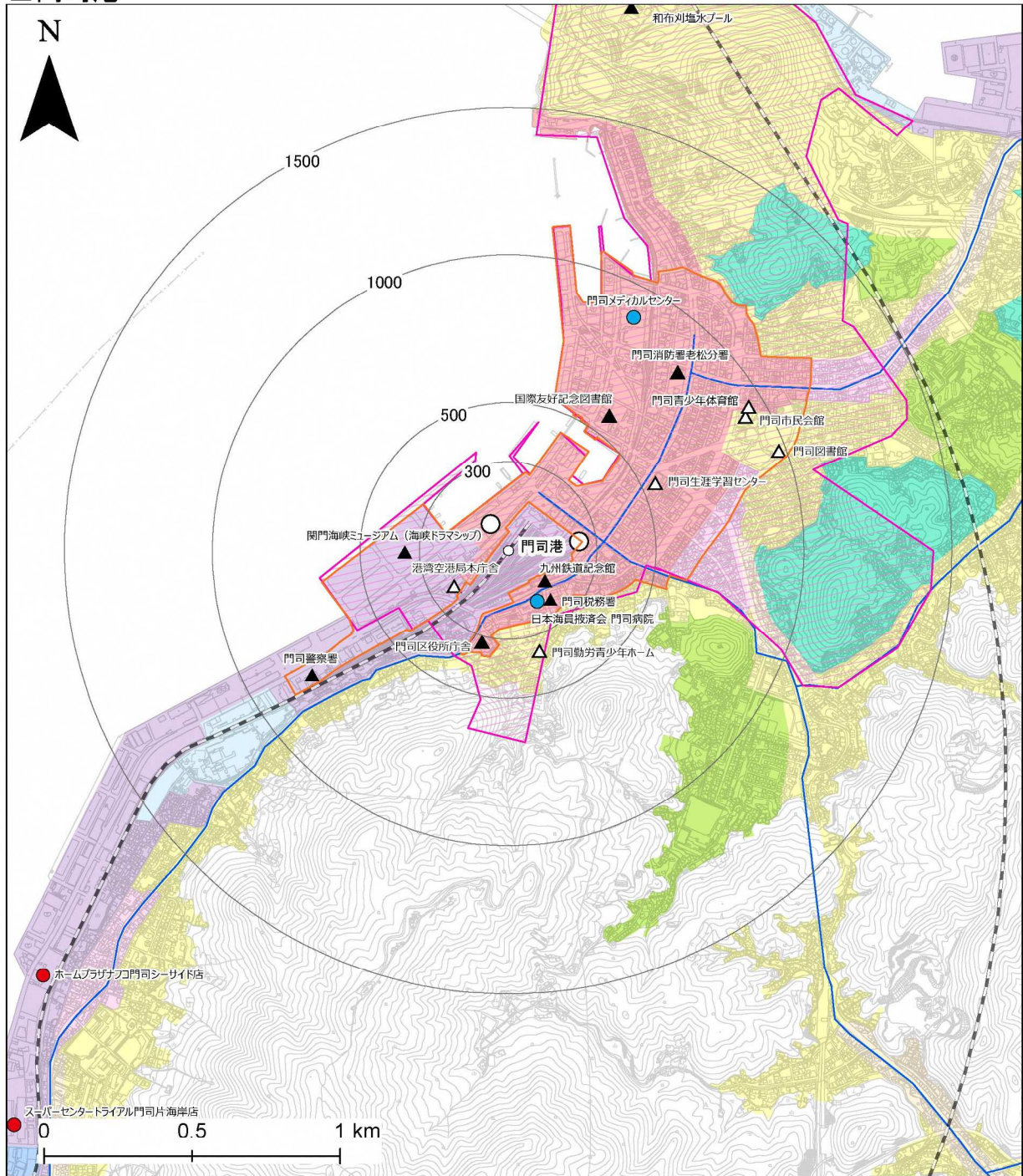
■黒崎副都心



凡例		
●	第一種低層住居専用地域	区域マスの位置付けられている広域拠点・拠点
○	第二種低層住居専用地域	中心市街地活性化計画の区域
●	第一種中高層住居専用地域	都市再生緊急整備地域
○	第二種中高層住居専用地域	都市再生整備計画区域
●	第一種住居地域	小売店舗(売場面積3,000㎡以上)
○	第二種住居地域	医療施設(病床数200床以上)
●	準住居地域	福祉施設(収容人数200人以上)
○	近隣商業地域	大学・短期大学(学生数500人以上)
●	商業地域	▲ 公共施設
○	準工業地域	
●	工業地域	
○	工業専用地域	

●各拠点における生活利便施設等の配置状況の把握（平成28年9月策定時）

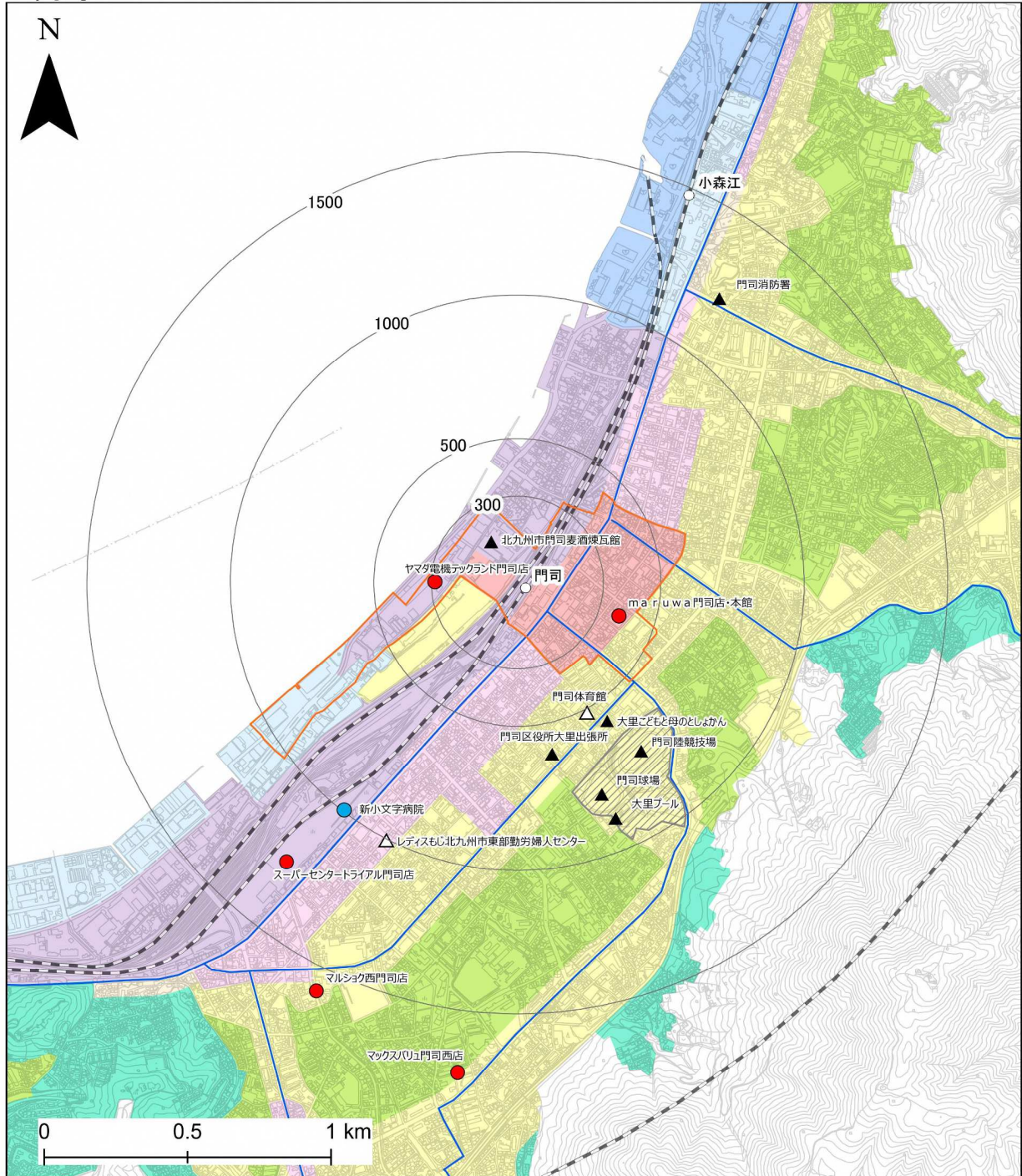
■門司港



凡例		
	公共交通軸	
	第一種低層住居専用地域	
	第二種低層住居専用地域	区域マスを位置付けられている広域拠点・拠点
	第一種中高層住居専用地域	
	第二種中高層住居専用地域	都市再生整備計画区域
	第一種住居地域	
	第二種住居地域	小売店舗(売場面積3,000㎡以上)
	準住居地域	
	近隣商業地域	医療施設(病床数200床以上)
	商業地域	
	準工業地域	大学・短期大学(学生数500人以上)
	工業地域	
	工業専用地域	公共施設
		門司港地域(公共施設マネジメントによる再配置候補地)
		門司港地域(公共施設マネジメントによる跡地)

●各拠点における生活利便施設等の配置状況の把握（平成28年9月策定時）

■門司

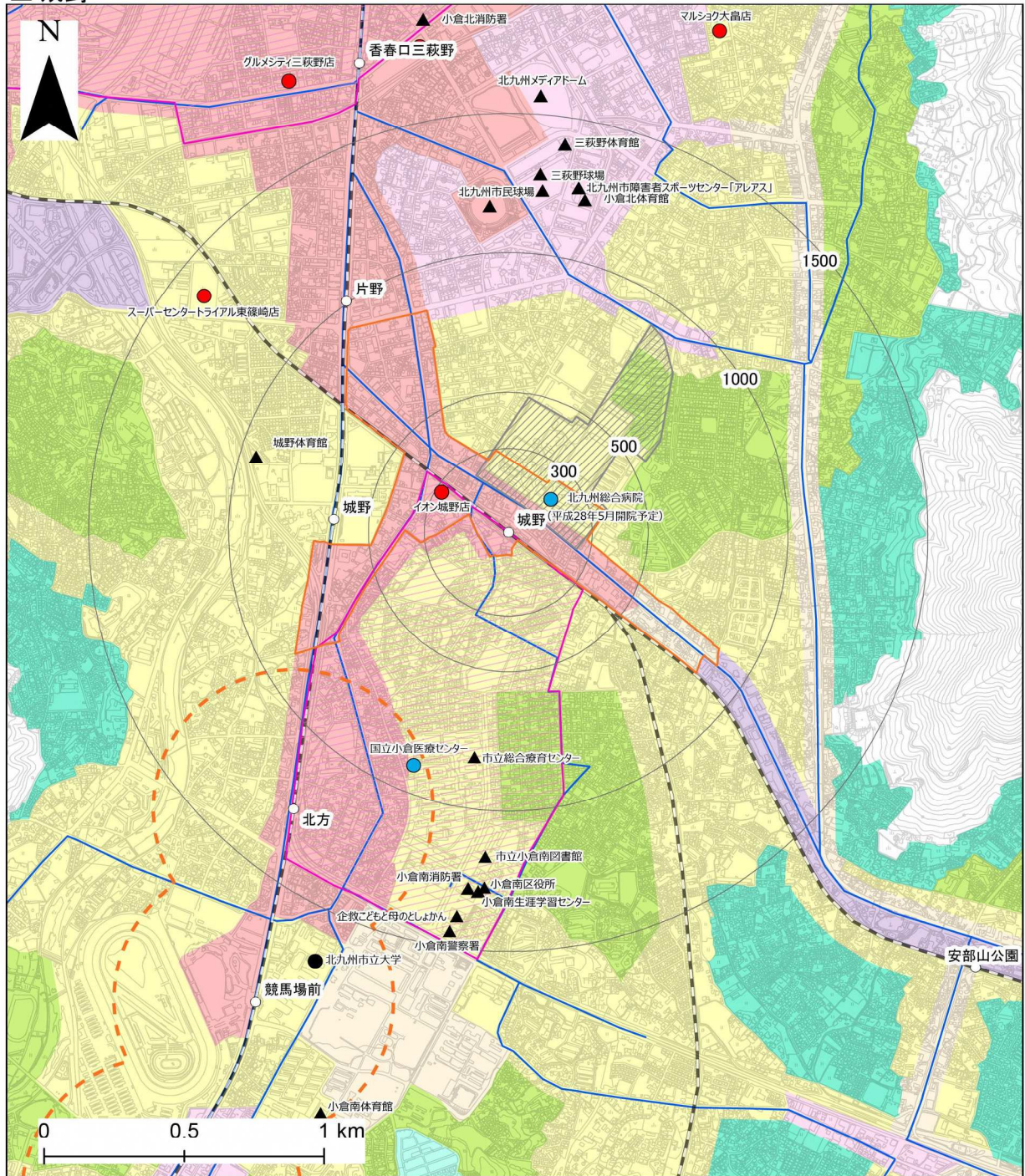


凡例

	公共交通軸		第一種低層住居専用地域		区域マスで位置付けられている広域拠点・拠点		小売店舗(売場面積3,000㎡以上)
			第二種低層住居専用地域				医療施設(病床数200床以上)
			第一種中高層住居専用地域				大学・短期大学(学生数500人以上)
			第二種中高層住居専用地域				公共施設
			第一種住居地域				大里地域(公共施設マネジメントによる再配置場所)
			第二種住居地域				大里地域(公共施設マネジメントによる跡地)
			準住居地域				
			近隣商業地域				
			商業地域				
			準工業地域				
			工業地域				
			工業専用地域				

●各拠点における生活利便施設等の配置状況の把握（平成28年9月策定時）

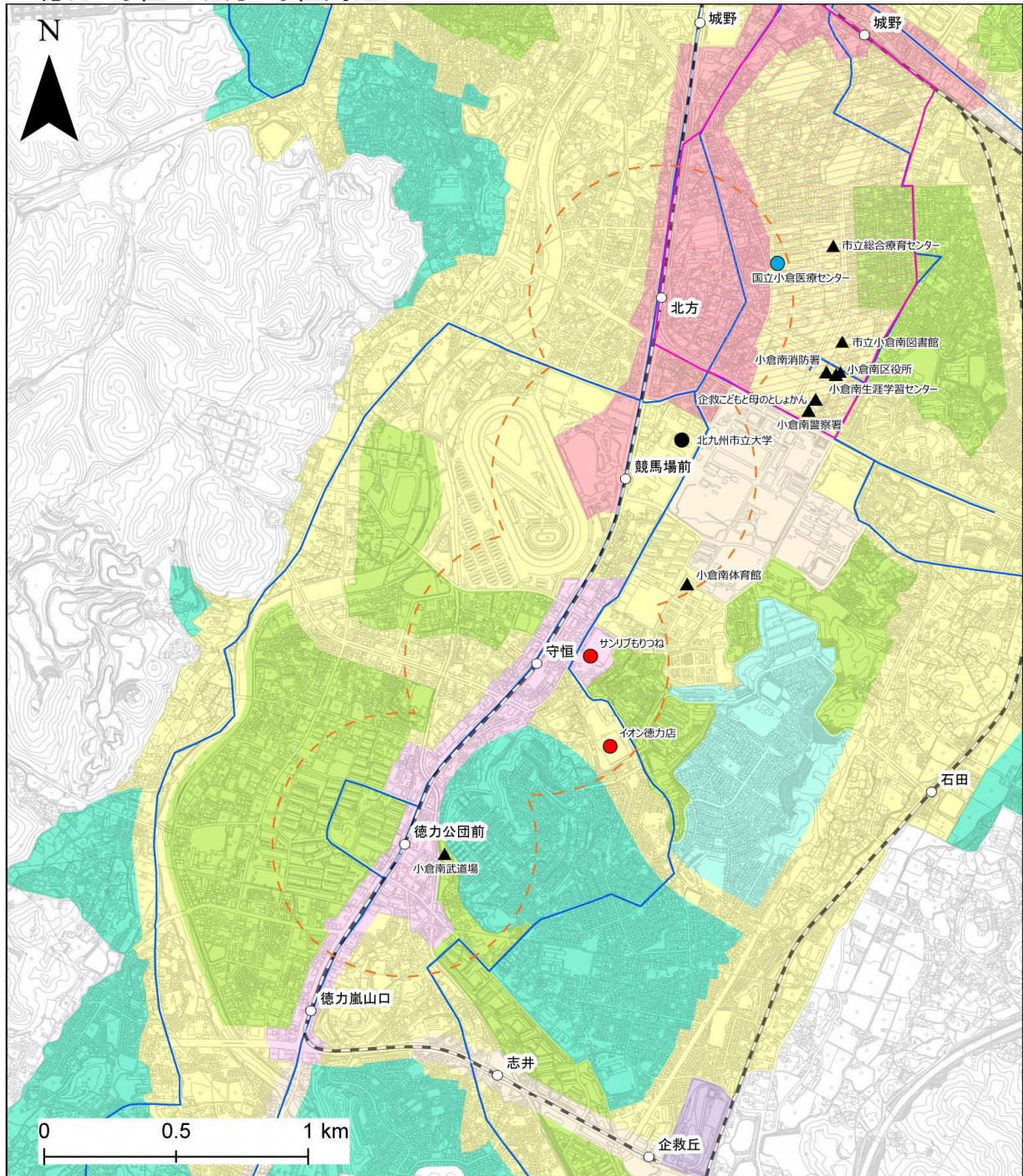
■城野



凡例			
	第一種低層住居専用地域		
	第二種低層住居専用地域		
	第一種中高層住居専用地域		
	第二種中高層住居専用地域		
	第一種住居地域		
	第二種住居地域		
	準住居地域		
	近隣商業地域		
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		
	工業専用地域		

●各拠点における生活利便施設等の配置状況の把握（平成28年9月策定時）

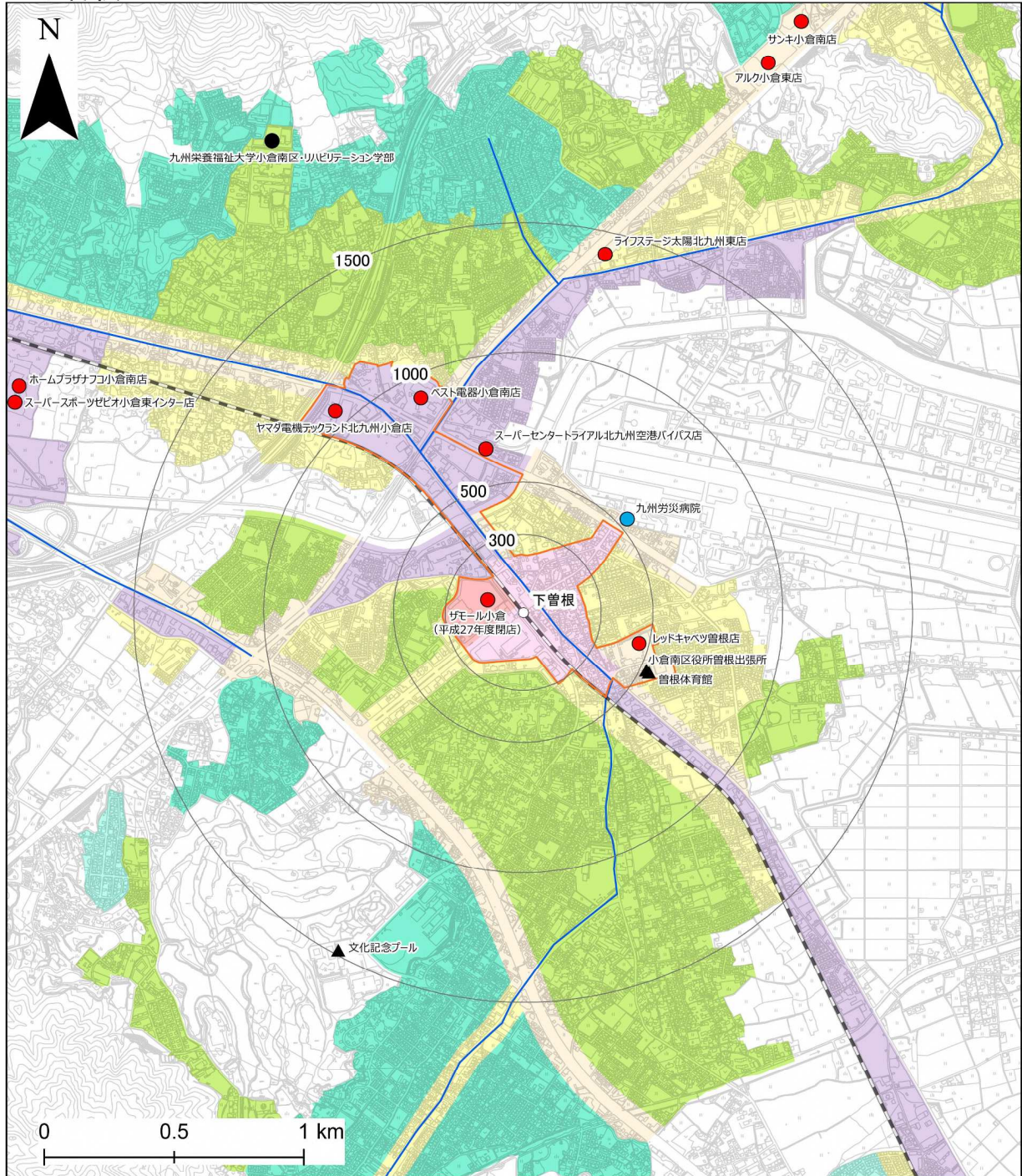
■徳力・守恒<北方・守恒周辺>



凡例		
	公共交通軸	
	第一種低層住居専用地域	
	第二種低層住居専用地域	主要駅から半径500m
	第一種中高層住居専用地域	
	第二種中高層住居専用地域	都市再生整備計画区域
	第一種住居地域	
	第二種住居地域	小売店舗(売場面積3,000㎡以上)
	準住居地域	
	近隣商業地域	医療施設(病床数200床以上)
	商業地域	
	準工業地域	大学・短期大学(学生数500人以上)
	工業地域	
	工業専用地域	公共施設

●各拠点における生活利便施設等の配置状況の把握（平成28年9月策定時）

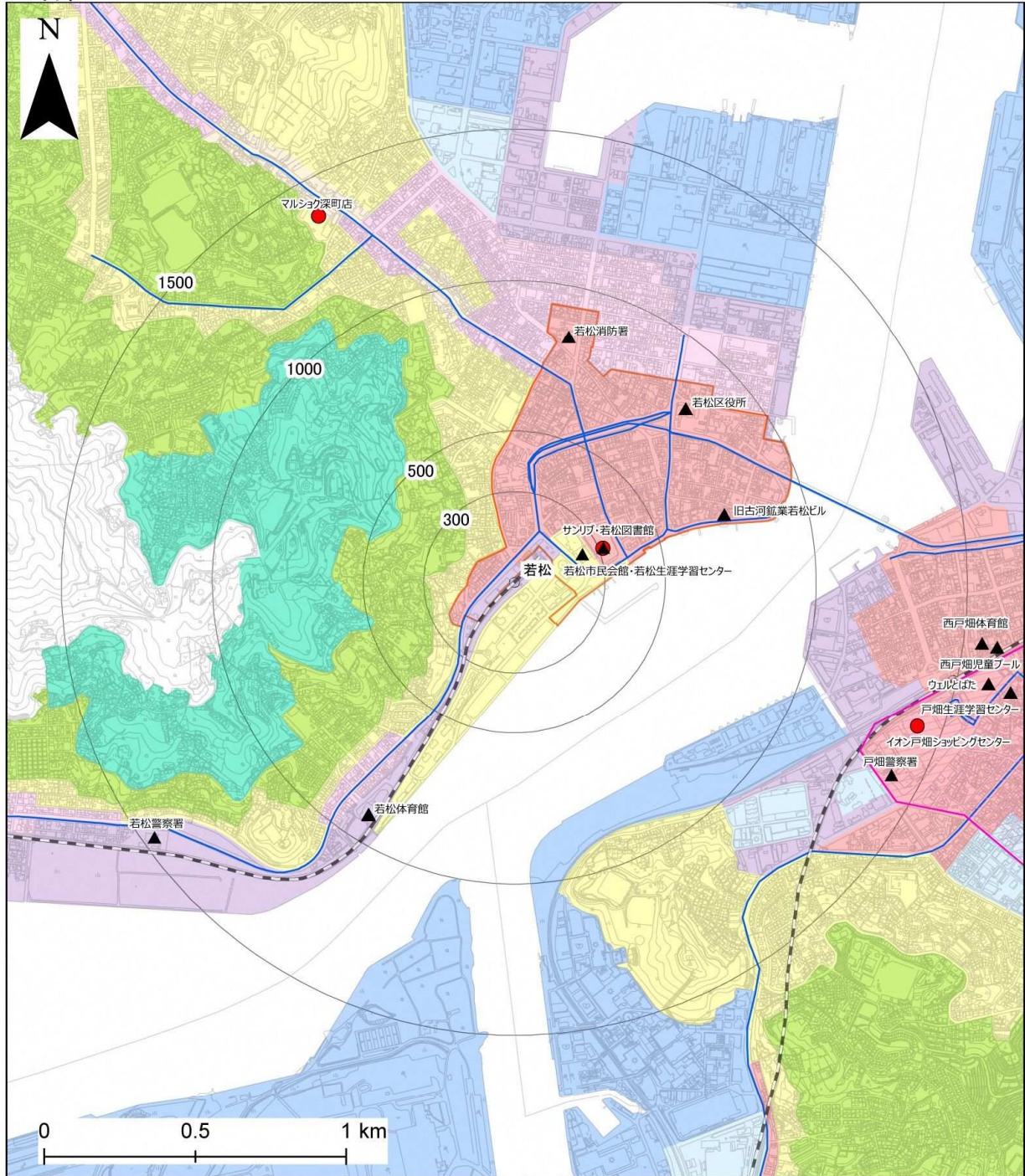
■下曽根



凡例			
	公共交通軸		
	第一種低層住居専用地域		区域マスを位置付けられている広域拠点・拠点
	第二種低層住居専用地域		小売店舗(売場面積3,000㎡以上)
	第一種中高層住居専用地域		医療施設(病床数200床以上)
	第二種中高層住居専用地域		大学・短期大学(学生数500人以上)
	第一種住居地域		公共施設
	第二種住居地域		
	準住居地域		
	近隣商業地域		
	商業地域		
	準工業地域		
	工業地域		
	工業専用地域		

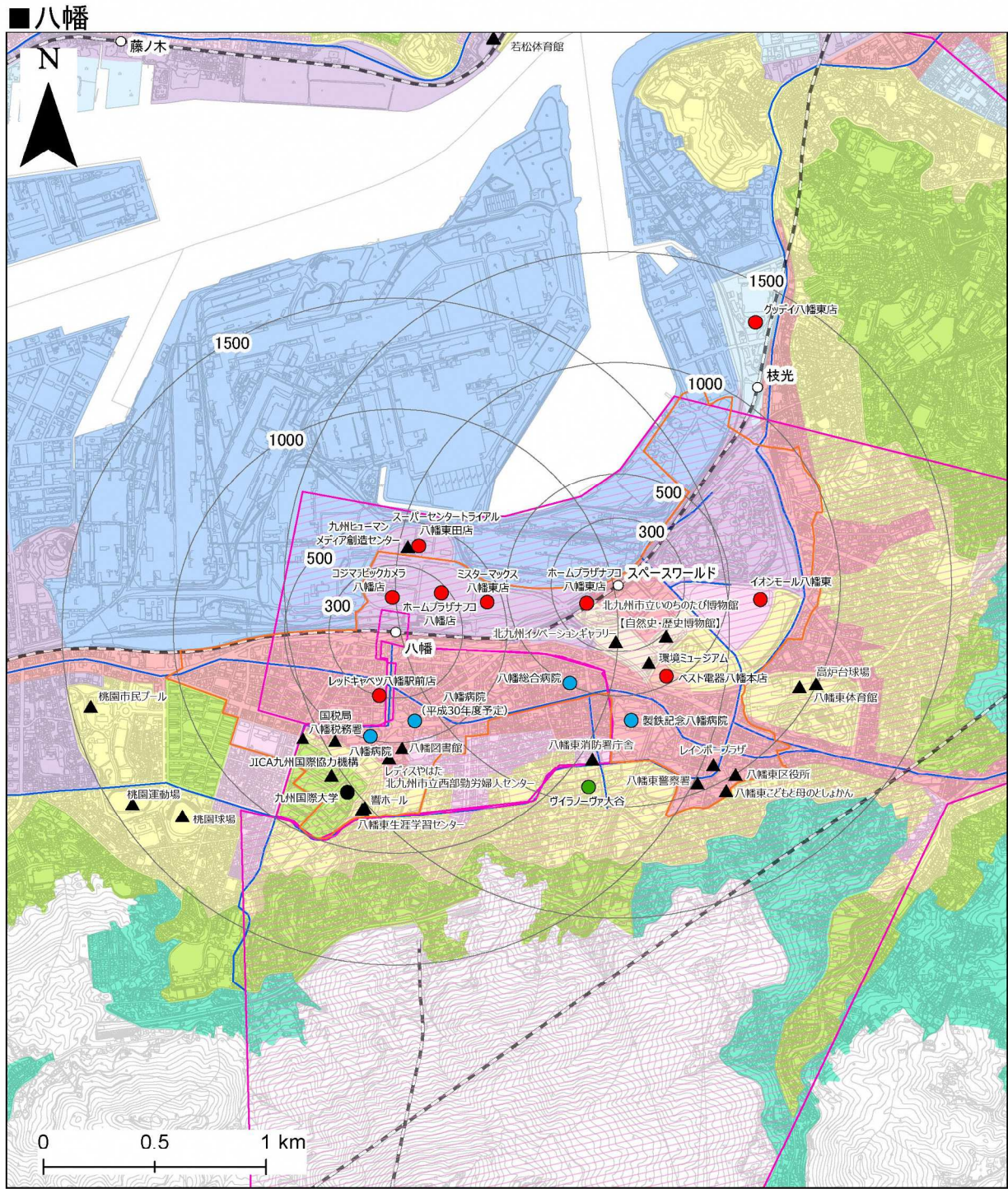
●各拠点における生活利便施設等の配置状況の把握（平成28年9月策定時）

■若松



凡例	
	公共交通軸
	第一種低層住居専用地域
	第二種低層住居専用地域
	第一種中高層住居専用地域
	第二種中高層住居専用地域
	第一種住居地域
	第二種住居地域
	準住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	工業地域
	工業専用地域
	区域マスを位置付けられている広域拠点・拠点
	都市再生整備計画区域
	小売店舗(売場面積3,000㎡以上)
	公共施設

●各拠点における生活利便施設等の配置状況の把握（平成28年9月策定時）

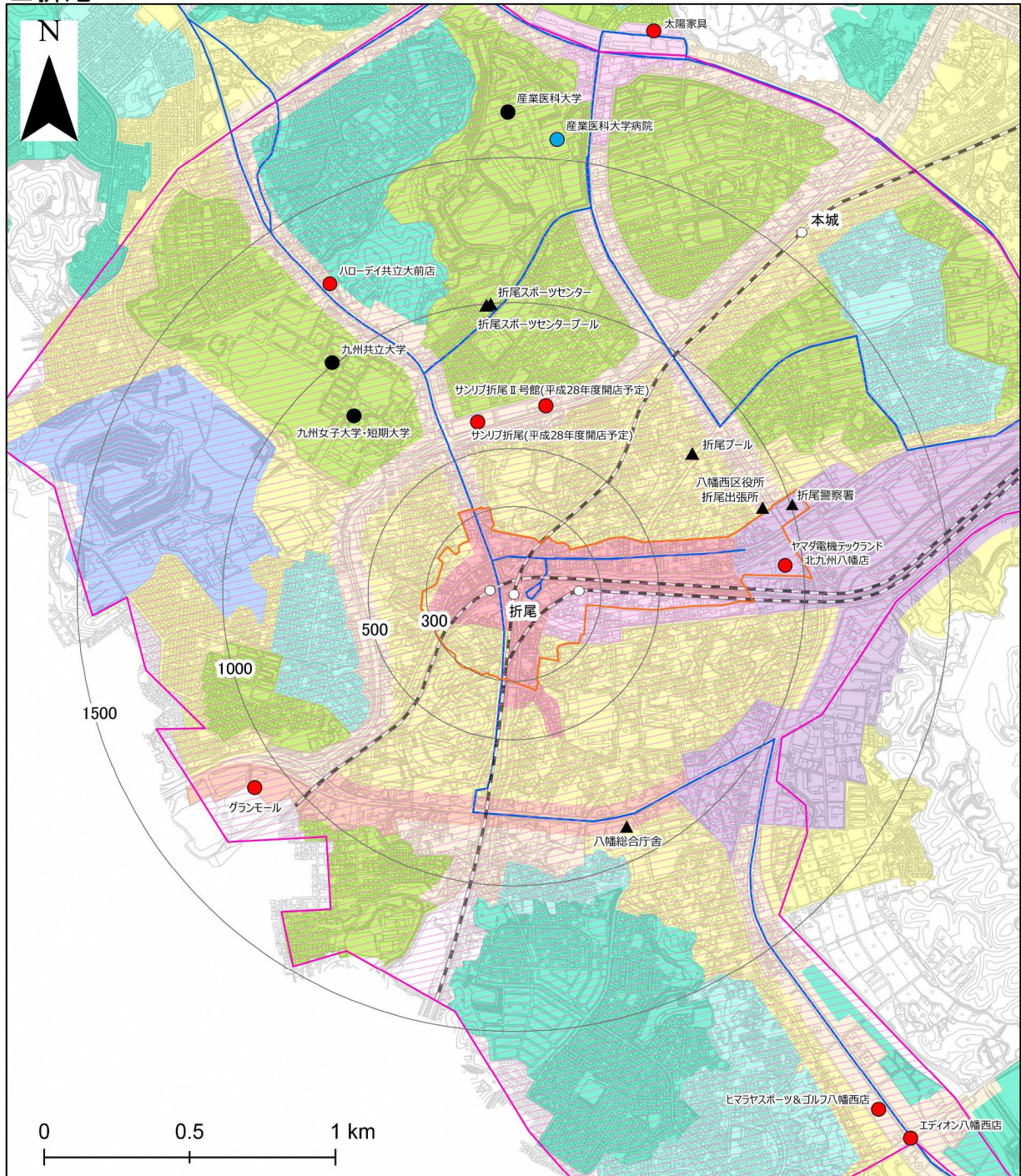


凡例

	公共交通軸		第一種低層住居専用地域		区域マスで位置付けられている広域拠点・拠点		小売店舗（売場面積3,000㎡以上）
			第二種低層住居専用地域		都市再生整備計画区域		医療施設（病床数200床以上）
			第一種中高層住居専用地域				福祉施設（収容人数200人以上）
			第二種中高層住居専用地域				大学・短期大学（学生数500人以上）
			第一種住居地域				公共施設
			第二種住居地域				
			準住居地域				
			近隣商業地域				
			商業地域				
			準工業地域				
			工業地域				
			工業専用地域				

●各拠点における生活利便施設等の配置状況の把握（平成28年9月策定時）

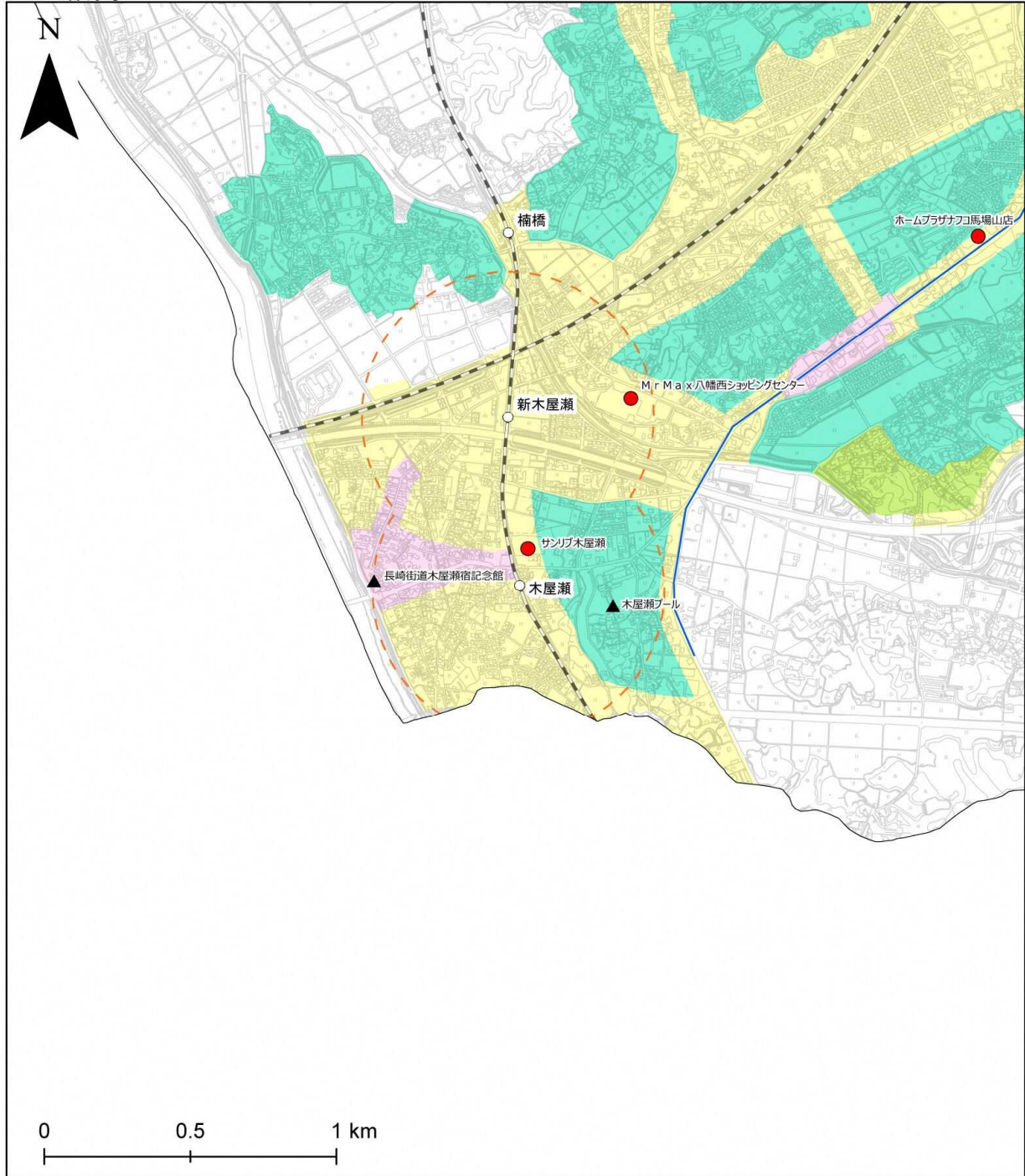
■折尾



凡例		
	第一種低層住居専用地域	
	第二種低層住居専用地域	
	第一種中高層住居専用地域	
	第二種中高層住居専用地域	
	第一種住居地域	
	第二種住居地域	
	準住居地域	
	近隣商業地域	
	商業地域	
	準工業地域	
	工業地域	
	工業専用地域	

●各拠点における生活利便施設等の配置状況の把握（平成28年9月策定時）

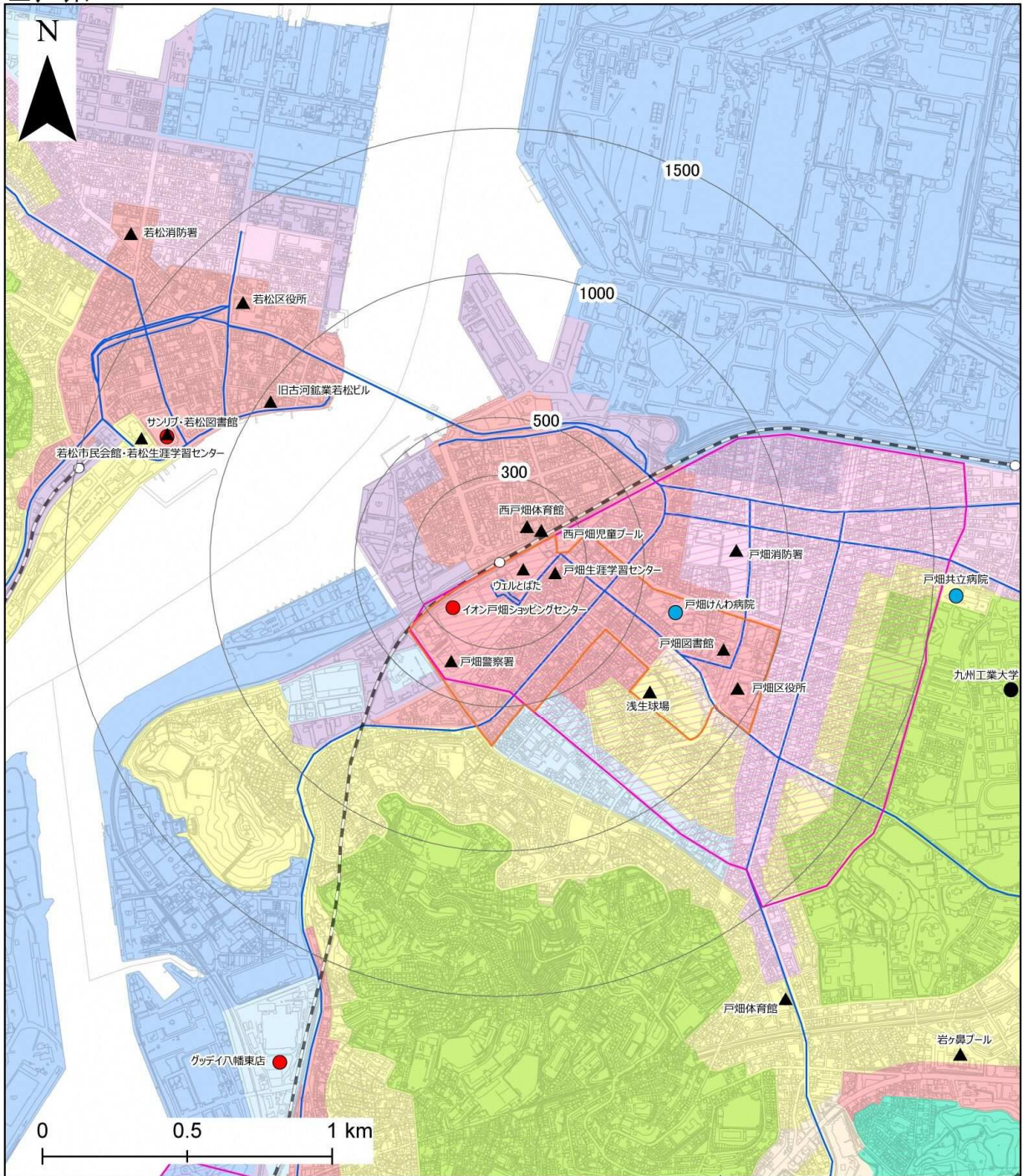
■八幡南



凡例		
	第一種低層住居専用地域	
	第二種低層住居専用地域	主要駅から半径500m
	第一種中高層住居専用地域	
	第二種中高層住居専用地域	小売店舗(売場面積3,000以上)
	第一種住居地域	
	第二種住居地域	公共施設
	準住居地域	
	近隣商業地域	
	商業地域	
	準工業地域	
	工業地域	
	工業専用地域	

●各拠点における生活利便施設等の配置状況の把握（平成28年9月策定時）

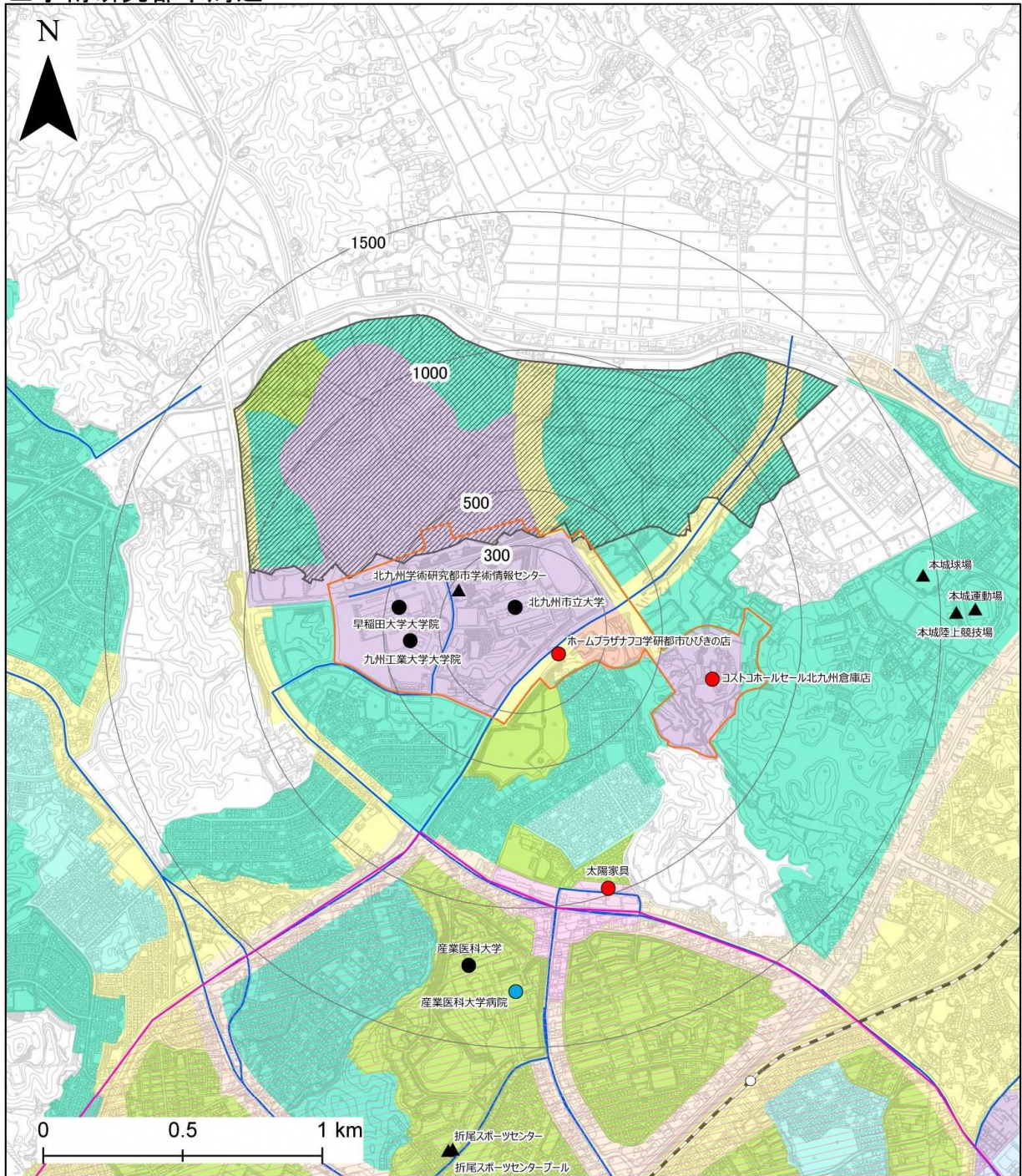
■戸畑



凡例				
	第一種低層住居専用地域			小売店舗(売場面積3,000㎡以上)
	第二種低層住居専用地域			医療施設(病床数200床以上)
	第一種中高層住居専用地域			大学・短期大学(学生数500人以上)
	第二種中高層住居専用地域			公共施設
	第一種住居地域			
	第二種住居地域			
	準住居地域			
	近隣商業地域			
	商業地域			
	準工業地域			
	工業地域			
	工業専用地域			

●各拠点における生活利便施設等の配置状況の把握（平成28年9月策定時）

■学術研究都市周辺

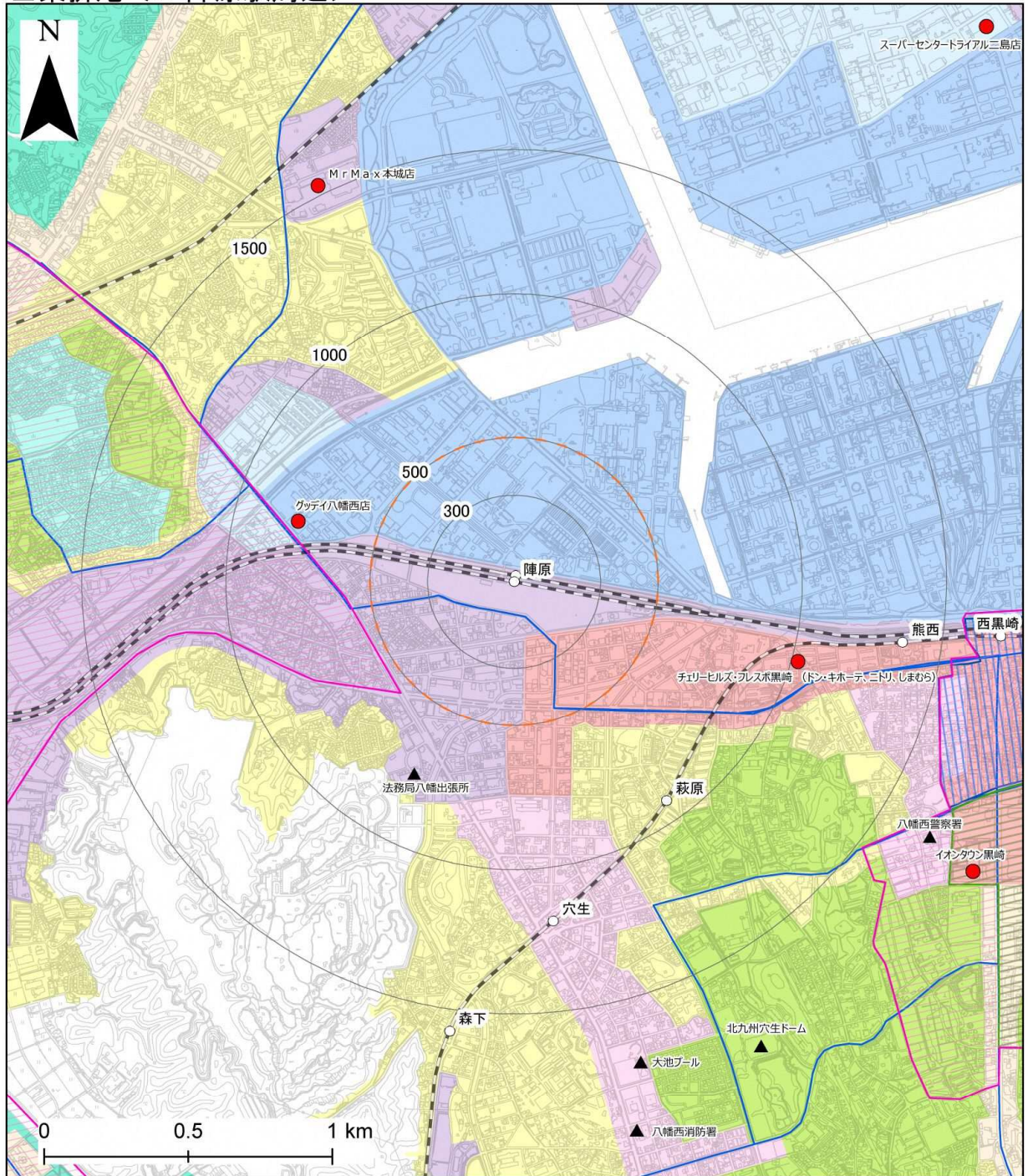


凡例

	公共交通軸		第一種低層住居専用地域		区域マスで位置付けられている広域拠点・拠点		小売店舗(売場面積3,000㎡以上)
			第二種低層住居専用地域		都市再生整備計画区域		医療施設(病床数200床以上)
			第一種中高層住居専用地域				大学・短期大学(学生数500人以上)
			第二種中高層住居専用地域				公共施設
			第一種住居地域				学術研究都市北部土地区画整理事業区域
			第二種住居地域				
			準住居地域				
			近隣商業地域				
			商業地域				
			準工業地域				
			工業地域				
			工業専用地域				

●各拠点における生活利便施設等の配置状況の把握（平成28年9月策定時）

■東折尾<JR陣原駅周辺>

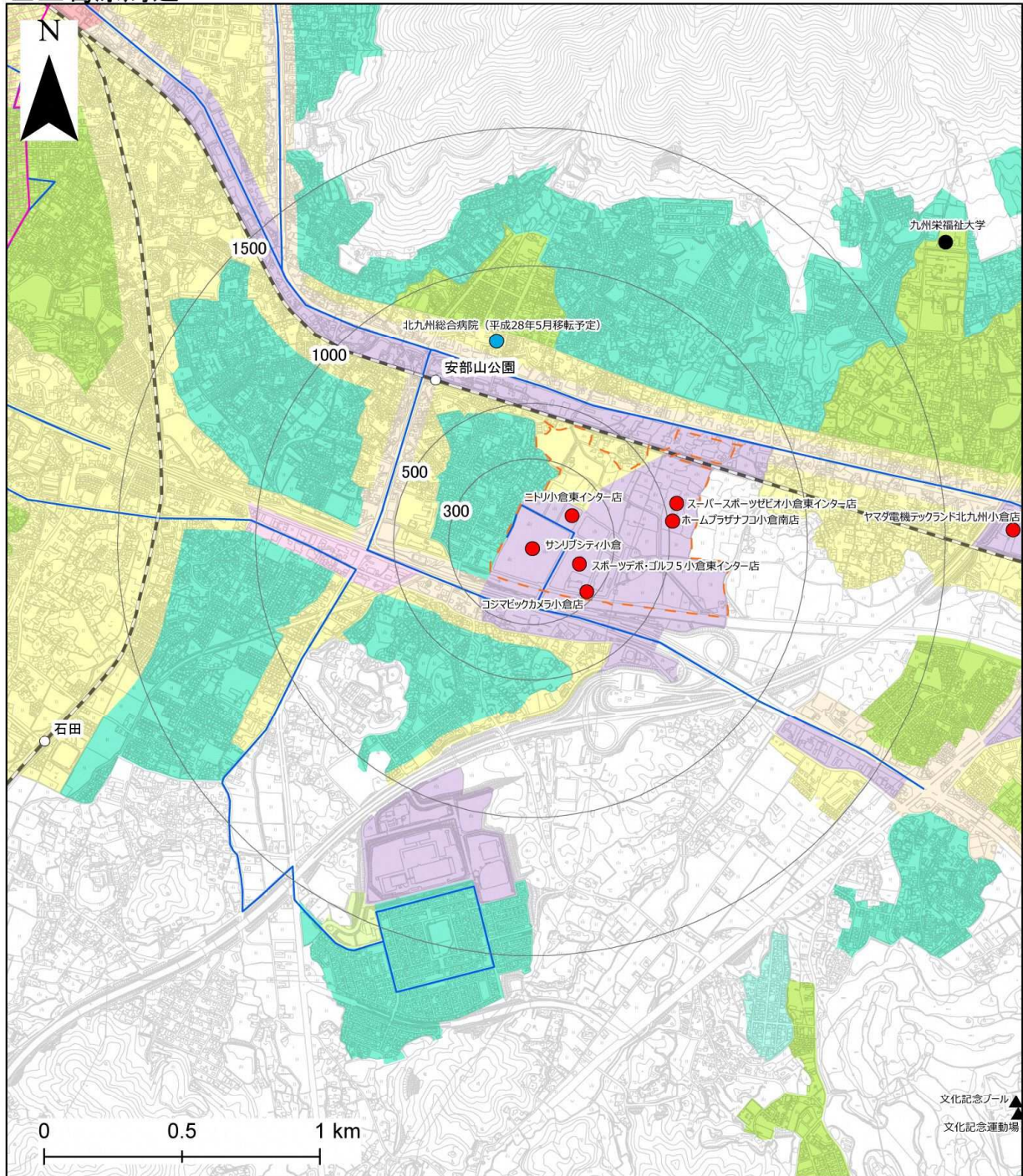


凡例

	第一種低層住居専用地域		主要駅から半径500m		小売店舗(売場面積3,000㎡以上)
	第二種低層住居専用地域		中心市街地活性化エリア		公共施設
	第一種中高層住居専用地域		都市再生緊急整備地域		
	第二種中高層住居専用地域		都市再生整備計画区域		
	第一種住居地域				
	第二種住居地域				
	準住居地域				
	近隣商業地域				
	商業地域				
	準工業地域				
	工業地域				
	工業専用地域				

●各拠点における生活利便施設等の配置状況の把握（平成28年9月策定時）

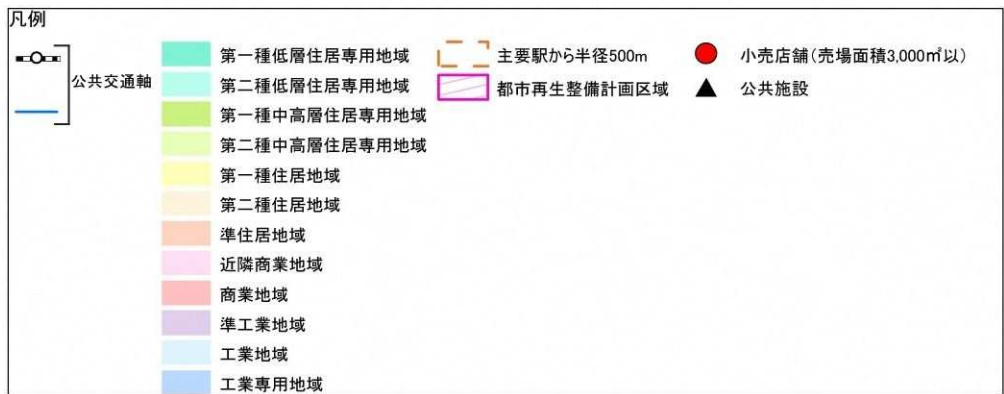
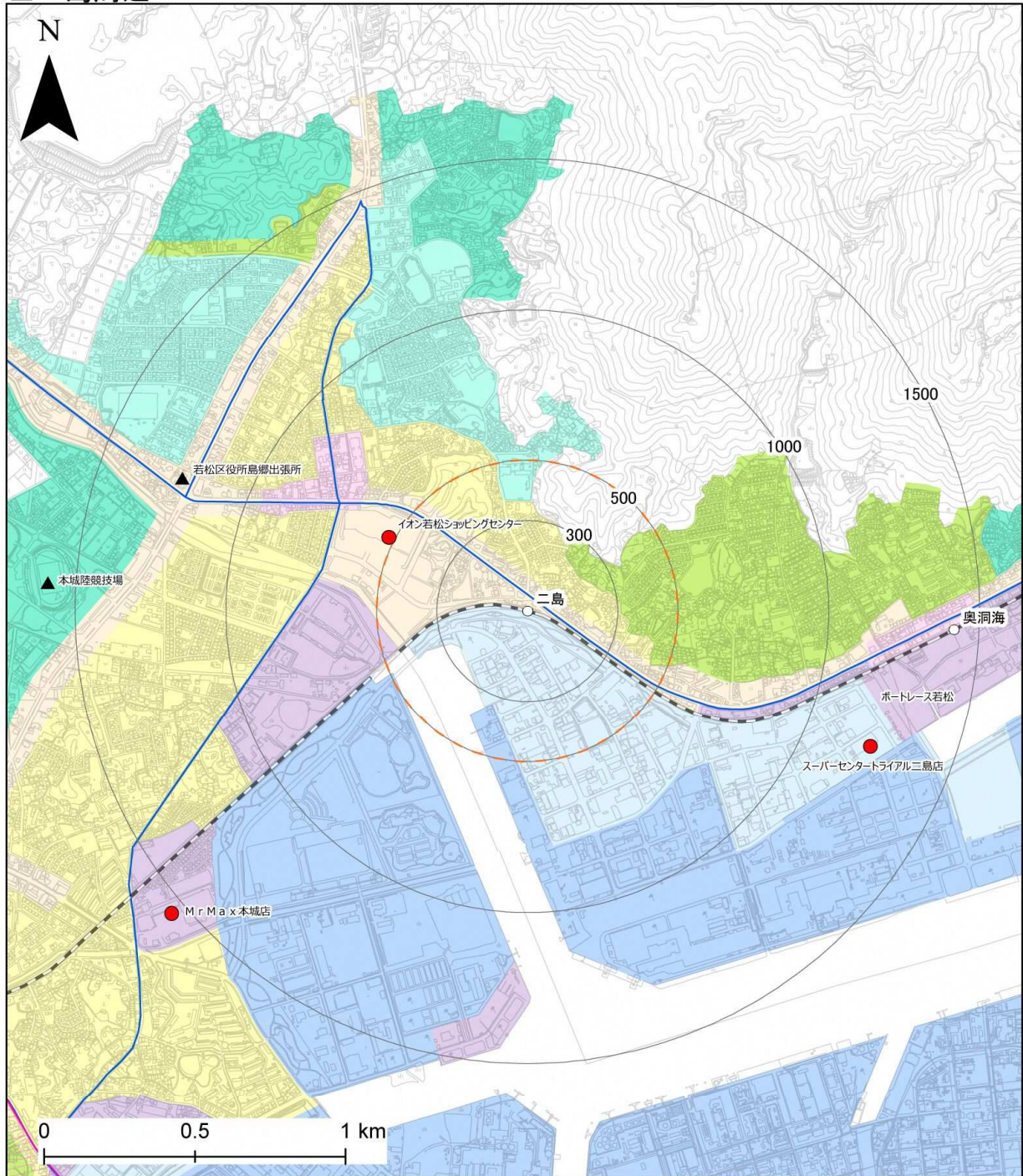
■上葛原周辺



凡例		
	公共交通軸	
	第一種低層住居専用地域	
	第二種低層住居専用地域	上葛原+上葛原第2土地区画整理事業区域
	第一種中高層住居専用地域	
	第二種中高層住居専用地域	都市再生整備計画区域
	第一種住居地域	
	第二種住居地域	小売店舗(売場面積3,000㎡以上)
	準住居地域	
	近隣商業地域	医療施設(病床数200床以上)
	商業地域	
	準工業地域	大学・短期大学(学生数500人以上)
	工業地域	
	工業専用地域	公共施設

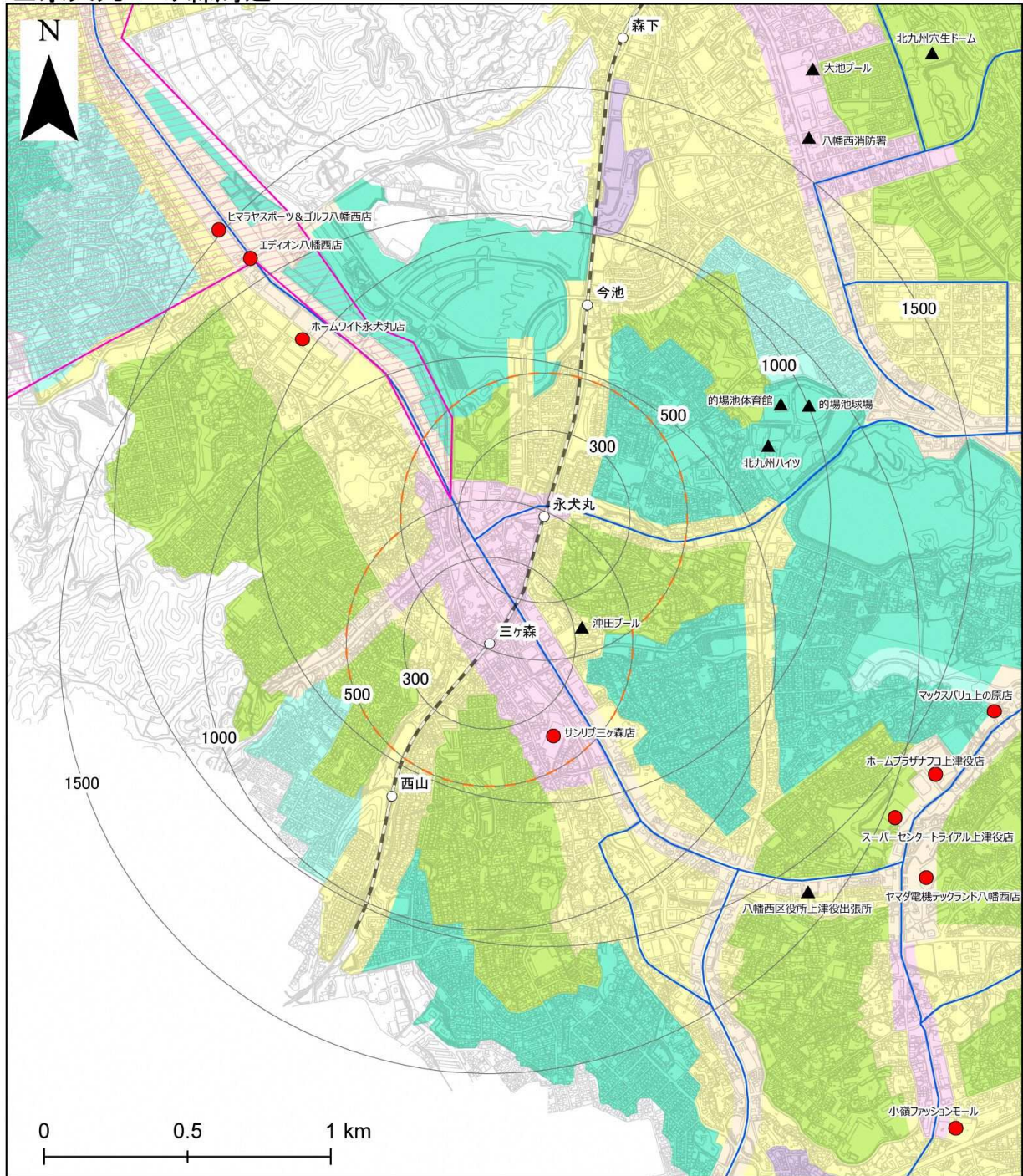
●各拠点における生活利便施設等の配置状況の把握（平成28年9月策定時）

■二島周辺



●各拠点における生活利便施設等の配置状況の把握（平成28年9月策定時）

■永犬丸・三ヶ森周辺



凡例

	第一種低層住居専用地域		主要駅から半径500m		小売店舗(売場面積3,000㎡以上)
	第二種低層住居専用地域		都市再生整備計画区域		公共施設
	第一種中高層住居専用地域				
	第二種中高層住居専用地域				
	第一種住居地域				
	第二種住居地域				
	準住居地域				
	近隣商業地域				
	商業地域				
	準工業地域				
	工業地域				
	工業専用地域				

各種届出様式

様式第1号

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

北九州市長 様

届出者 住 所
氏 名

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	北九州市 区
	2 開 発 区 域 の 面 積	m ²
	3 住 宅 等 の 用 途	一戸建ての住宅 ・ 長屋 ・ 共同住宅
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	平成 年 月 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	平成 年 月 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	(住宅用区画数)

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

代理人 住 所
氏 名

電話

※指導事項等（この欄は記載しないでください）

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、

{ 住宅等の新築 }
 { 建築物を改築して住宅等とする行為 } について、下記により届け出ます。
 { 建築物の用途を変更して住宅等とする行為 }

年 月 日

北九州市長 様

届出者 住所
氏名

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土 地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 北九州市 区 (地 目) (面 積) m ²
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅 等の用途	一戸建ての住宅 ・ 長屋 ・ 共同住宅
3 改築又は用途の変更をしよう とする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) (完了予定年月日) (戸 数)

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

代理者 住所 氏名	電話
※指導事項等（この欄は記載しないでください）	

行為の変更届出書

年 月 日

北九州市長 様

届出者 住 所
氏 名

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 平成 年 月 日 (当初の受付番号: 第 号)
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 平成 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 平成 年 月 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容も対照させて記載すること。

代理人 住 所
氏 名

電話

※指導事項等 (この欄は記載しないでください)

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

年 月 日

北九州市長 様

届出者 住 所
氏 名

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	北九州市 区
	2 開 発 区 域 の 面 積	m ²
	3 建 築 物 の 用 途	
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	平成 年 月 日
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	平成 年 月 日
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

代理者 住 所
氏 名

電話

※指導事項等（この欄は記載しないでください）

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

{ 誘導施設を有する建築物の新築 }
 { 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為 }
 { 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為 }

について、下記により届け出ます。

年 月 日

北九州市長 様

届出者 住 所
氏 名

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	(所在・地番) 北九州市 区 (地 目) (面 積) m ²
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	
4 その他必要な事項	(着手予定年月日) (完了予定年月日)

注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
 2 届出者の氏名（法人にあってはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

代理者 住 所
氏 名 電話

※指導事項等（この欄は記載しないでください）

行為の変更届出書

年 月 日

北九州市長 様

届出者 住 所
氏 名

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

- 1 当初の届出年月日 平成 年 月 日 (当初の受付番号: 第 号)
- 2 変更の内容
- 3 変更部分に係る行為の着手予定日 平成 年 月 日
- 4 変更部分に係る行為の完了予定日 平成 年 月 日

- 注 1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。
2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
3 変更の内容は、変更前及び変更後の内容も対照させて記載すること。

代理者 住 所 氏 名	電話
※指導事項等（この欄は記載しないでください）	

用語の解説

A～Z

◇BRT

BusRapidTransitの略で、バス高速輸送システムのこと。連節バス、公共交通優先信号(PTPS)、バス専用道、バスレーン等を組み合わせることで、速達性・定時性の確保や輸送能力の増大が可能となる高次の機能を備えたバスシステムのこと。

◇CCRC

Continuing Care Retirement Communityの略。米国で発展した共同体のことを指し、アクティブシニア(健康で活躍できるおおむね50歳以上の人)を対象に、「地域住民や多世代と交流しながら健康で活動的な生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができるような地域づくり」を目指すもの。

◇LRT

Light Rail Transitの略で、次世代都市交通システムのこと。騒音が少なく速い、低床式で乗り降りしやすいといった特徴があり、昔ながらの路面電車のイメージを一新した、人と環境にやさしい新しい交通機関として注目されている。

◇MaaS(マース)

Mobility as a Serviceの略で、地域住民や旅行者の一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービス。環境や医療等の目的地における交通以外のサービス等との連携により、移動の利便性向上や地域の課題解決にも資する重要な手段となるもの。

◇MICE(マイス)

Meeting(企業等の会議)、Incentive Travel(企業等の行う報奨・研修旅行)、Convention(国際機関・団体・学会等が行う国際会議)、Exhibition/Event(展示会・見本市、イベント)の頭文字のことで、多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントの総称。

◇PDCAサイクル

Plan(計画)・Do(実行)・Check(評価)・Action(改善)を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のこと。

あ行

◇アクセス

目的地までの交通手段のこと。

◇医療圏

地域の実情に応じた医療体制を確保するために、都道府県が設定する地域単位。日常生活に密着した保健医療を提供する一次医療圏、疾病予防から入院治療まで一般的な保健医療を提供する二次医療圏、先進的な技術を必要とする特殊な医療に対応する三次医療圏がある。

◇インフラ

道路や上下水道施設など産業や生活の基盤となる施設。

◇エコタウン

資源循環型社会の構築をめざし、地域の産業蓄積を活かした「環境産業の育成」と「廃棄物の発生・抑制・リサイクル」の推進により、地方自治体が主体となり、産学官と連携して先進的な環境調和型まちづくりをめざす取組。

◇おでかけ交通

高台地区や廃止路線地区において、地域住民がおでかけ時の交通手段を確保するため、地域住民と交通事業者と行政の三者が協働して、マイクロバスやジャンボタクシーを運行するもの。主に高齢者の買物や通院の際に利用されており、平成12年度に枝光地区で開始された。

か行

◇カーシェアリング(Carsharing)

一台の自動車を複数の会員が共同で利用する自動車の新しい利用形態。

◇開発圧力

人口増加や開発行為が行われることにより、市街化が拡大するような恐れのある開発の兆候。

◇開発許可

都市計画法第29条第1項及び第2項に掲げる許可のことをいう。都市計画区域内外において、都市計画法第29条に定める許可を必要とする開発行為をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事等の許可を受けなければならない。開発許可制度は当初、市街化区域及び市街化調整区域の制度を担保することを目的とし創設されたが、現在では一定規模以上の開発行為に対して所定の水準を確保させるため、都市計画区域内外において適用されている。開発許可の基準は、開発区域に一定の技術的水準を保たせるもの(技術基準)と、市街化調整区域内において開発行為を例外的に認容するためのもの(立地基準)の二つに大別され、市街化調整区域以外では、技術基準のみが適用される。(同法第33条・34条)

◇開発行為

都市計画法第4条第12項に定める、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいう。

◇学術研究都市

地域における学術研究機関等を充実・強化し、相互の有機的なネットワーク形成を進める学術研究を中核とした都市のこと。

◇既成市街地

都市において道路が整備され建物が連坦するなど、すでに市街地が形成されている地域をいう。一般には、人口密度が1haあたり40人以上の地区が連坦して3,000人以上となっている地域とこれに接続する市街地をいう。また、市街化区域を設定する際の考えのひとつとなる。

◇北九州市基本構想・基本計画

令和6年3月に策定した市の最上位計画。『つながりと情熱と技術で、「一歩先の価値観」を体現するグローバル挑戦都市・北九州市』を本市の目指す都市像として掲げ、実現に向けて、三つの重点戦略、「稼げるまち」の実現、「彩りあるまち」の実現、「安らぐまち」の実現による「成長と幸福の好循環」を創り出すこととしている。

◇北九州市都市圏都市計画区域マスタープラン

福岡県が広域的な視点から平成23年度に策定した計画。広域的視点から立地の規制誘導が必要な大規模集客施設の規模や、それらの誘導を図る区域等を明示している。

◇北九州市都市計画マスタープラン

概ね20年後を目標として平成15年度に策定された市の都市計画。“街なか重視のまちづくり”を将来像の目標として掲げている。

◇協働

NPO・ボランティア団体、行政、企業のそれぞれの主体性・自発性のもと、互いの特性を認識・尊重しながら、対等な立場で、共通の目的を達成するため協力・協調すること。

◇居住機能

都市活動や都市機能の一部であって、住宅地など居住に関する機能のこと。

◇居住誘導区域

都市再生特別措置法第81条第2項第2号に定める「居住誘導区域」のこと。

立地適正化計画において定める区域で、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、都市の居住者の居住を誘導し、一定の人口密度を維持する区域を示す。

◇拠点

都市機能(商業、業務、居住、文化、福祉、行政等)が集積しており、多くの人が集まる場所であり、徒歩・公共交通等により、多くの人が到達可能な場所のこと。

◇クラスター

果物や花の房など集団、群れを語源として、いくつかの単位がまとまって、ひとつの集合体をつくり、いくつかの集合が相互に関連しあうこと。特定分野における関連企業や関連機関、大学などが、地理的に集中し、競争しつつ同時に協力関係にある状態をいう。

◇公共交通

電車、バスなどの不特定多数の人々が利用できる交通機関。

◇公共交通軸

拠点間を結び都市の連携を促進させる軸。基幹公共交通軸を含む。

◇高次都市機能

医療、福祉、商業などの都市機能のうち、広域の地域を対象とした、質の高いサービスを提供する機能。

◇交通結節点

徒歩、自転車や自動車、バス、電車などの複数の交通手段が集まり、相互に乗り換えることができる場所。一般的には、鉄道駅やバスターミナルをさす。

◇交流人口

買い物、通勤・通学、文化、スポーツ、レジャー、観光、ビジネスなどのさまざまな目的で、その地域を訪れた(交流した)人口。

◇コーホート要因法

年齢別人口の加齢に伴って生ずる年々の変化をその要因(死亡、出生、および人口移動)ごとに計算して将来の人口を求める方法。

◇コンパクトシティ

都市の中心部やその周辺の生活利便性の高い地域に社会基盤の集中投資を行い、行政・商業施設や住宅などさまざまな機能が集積した持続可能な都市構造。

さ行

◇サイクル&ライド

自宅から最寄の鉄道駅やバス停まで自転車を利用し、そこから鉄道やバスなどに乗車して目的地に行く方法。

◇市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発・整備する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域(既成市街地)及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域(新市街地)をいう。(同法第7条第2項)市街化区域においては、少なくとも用途地域、道路、公園、下水道を定めることとされている。(同法第13条)

◇市街化調整区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち市街化を抑制すべき区域。(同法第7条第3項)市街化を抑制し、優れた自然環境等を守る場所として開発や建築が制限されている区域のこと。

◇市街地再開発事業

都心などの既成市街地整備の手法の一つであり、土地利用上、及び防災上の問題を抱えた市街地において、敷地の統合、共同建築物への建て替え、街路、公園などの公共施設やオープンスペースなどの確保により、快適で安全な都市環境を再生する事業である。

◇市街地整備

良好な市街地環境を創出することを目的として、市街地の基盤施設や環境を整備することを総称している。一般に道路、公園などの基盤施設の整備や土地区画整理事業、市街地再開発事業などの面的な整備をいう。

◇自然公園

優れた自然の風景地の保護とその利用の増進を図ること等を目的として、自然公園法及び福岡県立自然公園条例に基づき指定される、国立公園、国定公園、県立自然公園のこと。

◇自然動態

一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。

◇指定管理者制度

体育施設、文化施設、社会福祉施設などの公の施設について民間事業者を含む法人その他の団体を施設の管理者として、指定できるようにした制度。民間事業者のノウハウを導入することでサービス水準の向上、コストの縮減を図るもの。

◇自動車分担率

移動に際しての鉄道やバス、自動車、徒歩、自転車といった移動手段総数に占める、自動車利用の移動数の割合のこと。

◇社会動態

一定期間における転入・転出に伴う人口の動き。

◇職住近接

働く場と住まいが近いこと。

◇ストック

蓄え、資産のこと。道路や港湾、上下水道、公園などの社会資本が整備された量や、施設そのものを示す場合もある。

◇スマートコミュニティ

IT(情報技術)や最先端の技術を活用したエネルギーの有効活用をはじめ、地域の交通システム、市民のライフスタイルの変革などを複合的に組み合わせたエリア単位での次世代のエネルギー・社会システムの概念のこと。

◇生活利便施設

日常生活を行うにあたって必要となる店舗や病院・医院などの施設のこと。

◇ゼロ・カーボン

家庭から排出される二酸化炭素の排出を極力抑え、二酸化炭素の排出量が理論上ゼロになること。

た行

◇大規模集客施設

都市構造に大きな影響がある大規模小売店舗、病院、社会福祉施設、大学、自治体の公共施設(役場やコミュニティセンター等)などの公共公益施設のこと。

◇脱炭素社会

温室効果ガスの人為的な排出量と吸収源による除去量との均衡を達成し、人為的な排出量を実質的にゼロにする社会。

◇地域包括ケアシステム

要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される支援体制。

◇地区計画

それぞれの地区の特性に応じたきめ細かい環境整備を行っていくために、地区住民などの合意に基づいて都市計画として定める計画。計画内容としては、地区内の道路、公園の配置や建築物の用途、大きさ、デザインを定める。また、一定の条件のもとに、容積率制限や斜線制限を緩和することもできる。

◇超高齢社会

総人口に対して65歳以上の高齢者人口が占める割合が21%を超える社会のこと。

◇鉄軌道

鉄道や地下鉄、モノレール、路面電車など軌道上を走行し、人や物を大量・高速に、かつ定時に輸送できる交通。

◇都市再生特別措置法

急速な社会経済情勢の変化に都市が対応していくため、都市の再生の推進に関する基本方針等について定め、都市計画の特例や都市再生整備計画に基づく事業等に対する交付金の交付等、特別な措置を講じることで、社会経済構造の転換を円滑化し、国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的として、平成14年(2002年)に制定された法律のこと。

◇投資的経費

道路や公園、教育施設などの社会資本の整備に要するもので、その効果が資産として将来に残るものに支出される(投資される)経費。

◇都市機能

居住機能、商業機能、工業機能、公共公益機能など都市を支える諸機能をいう。

◇都市機能誘導区域

都市再生特別措置法第81条第2項第3号に定める「都市機能誘導区域」のこと。

立地適正化計画において定める区域で、都市機能増進施設の立地を誘導すべき区域となる。

医療・福祉・商業等の都市機能を当該区域に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る。

◇都市基盤

道路や河川、下水道などに代表され、都市活動(生活や産業活動)を支える基幹的な施設のことをさす。

◇都市計画運用指針

国として今後、都市政策を進めていくうえで、都市計画制度をどのように運用していくことが望ましいと考えているか、また、その具体の運用が、各制度の趣旨からして、どのような考え方の下でなされることを想定しているか等についての原則的な考え方（技術的な助言）を示したもの。

◇都市計画区域

健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保していくまちづくりを効率的に行うために、都市を一体的かつ総合的に整備や開発、保全することが必要な区域を、都市計画法に基づいて知事が「都市計画区域」として定める。北九州市では島しょ部を除くほぼ全域が「都市計画区域」である。

◇都市計画区域マスタープラン

都市計画法に定められている「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、通常「都市計画区域マスタープラン」と称される。「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」は、都市計画法において、次のように定められている。1. 都市計画区域については、都市計画に当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を定めるものとする。2. 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。①都市計画の目標②区域区分の決定の有無及び当該区域区分を定めるときはその方針③前号に掲げるもののほか、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針。3. 都市計画区域について定められる都市計画は、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即したものでなければならない。

◇都市圏

県内における通勤などの生活行動の繋がりを踏まえ、人の流動（動き）や社会的な繋がりを（市町村での連携など）から設定する圏域。福岡、北九州、筑豊、筑後の4つの都市圏を設定。

◇都市構造

道路、鉄道などの根幹的な都市施設や河川などの大規模な地形・地物を骨格として、都市の機能や土地利用をイメージする空間構成を表現したもの。

◇土地区画整理事業

土地の所有者やそこに住む人が話し合い、土地の一部を出し合って道路や公園などの公共施設をつくり整然とした市街地を整備することにより、土地の利用増進を図る総合的なまちづくりの方法である。

な行

◇農業振興地域

農業の振興を総合的に図る地域として、市が策定する「農業振興地域整備計画」に基づき指定された地域のこと。

◇農用地区域

農業振興地域内で農用地として利用すべき土地の区域として定められる区域。農用地区域では開発行為の規制などの土地利用規制が課せられる。

は行

◇パーク&ライド

主に通勤時に自宅から最寄の鉄道駅やバス停まで自家用車を使い、そこから鉄道やバスを利用して都心や街なかの勤務先に行く方法のこと。都心部などの交通渋滞の緩和につながる、環境にやさしい移動方法。

◇背後圏

都市などの経済圏に含まれる背後の地域。

◇パブリックコメント

行政が計画を策定する前に、あらかじめ計画の原案を市民に公表し、市民の意見募集を行い、寄せられた意見を反映または考慮して、最終的な計画づくりを行う一連の手続きのこと。

◇フィーダーバス

地域間や拠点間を結ぶ幹線的な公共交通機関に対して、その幹線のバス停や鉄道駅からさらに延びる支線的なバス（バス路線）。

◇プロット

書く、描画する、置くなどの意味。

◇ポテンシャル

潜在する能力。可能性としての力。

ま行

◇マスタープラン

基本計画。

◇街なか

多くの人が住み、働いている場所であるとともに、買い物の場所や公共施設、病院などが多く、バスや鉄道などの公共交通や、道路や公園などの都市施設が充実している。

◇マネジメント

所有する資産などを経営の視点から総合的かつ総括的に企画、管理及び利活用する手法。

◇未利用地

市街化区域内において、空き地や企業の遊休地など、有効に利用されていない土地。

◇モビリティマネジメント

ひとり一人のモビリティ(移動)が、社会的にも個人的にも望ましい方向に、自発的に変化することを促すコミュニケーションを中心とした交通政策のこと。

や行

◇用途地域

都市機能の維持増進や住環境の保全等を目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途、容積率、建ぺい率および各種の高さについて定める。地域地区の一つ。

ら行

◇ライフサイクルコスト

建物などの計画・設計から施工・維持管理・取り壊しまでにかかる総費用のこと。

◇立地適正化計画

居住や医療・福祉・商業の都市機能の誘導などに関する事項を位置づけ、コンパクトなまちづくりを進めるため、都市全体を見渡して市町村が作成できるようになった計画のこと。

◇リビテーション

リビルド(建替え)+インビテーション(引き込む)を掛け合わせた本市独自の名称。民間開発の誘導と企業誘致の促進を重点的に図るため、補助事業の新設・拡充や各種規制(容積率・駐車場設置要件等)の緩和を行う取り組み。

◇リノベーション

既存建物を大規模改修し耐震性や省エネ性能など、用途や機能を刷新・高度化し、建築物に新しい価値を加えること。

用語の解説<防災関連>

あ行

◇雨水出水(内水)

排水区域内において一時的に大量の降雨が生じた場合に、下水道その他の排水施設及び河川その他の公共の水域に雨水を排水できないことにより発生する浸水のこと。

か行

◇家屋倒壊等氾濫想定区域

洪水浸水想定区域図作成マニュアルに定める「家屋倒壊等氾濫想定区域」のこと。

一定規模以上の雨が降った場合に、家屋の倒壊・流失をもたらすような堤防決壊に伴う激しい河岸浸食や氾濫流が発生することが想定される区域を示す。

◇急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護するため、急傾斜地の崩壊を防止するために必要な措置を講じ、かつ民生の安定と国土の保全とに資することを目的として、昭和44年(1969年)に制定された法律のこと。

◇急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地法第3条に定める「急傾斜地崩壊危険区域」のこと。

崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度が30度以上の土地)で、その崩壊により一定規模以上の人家、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある土地及びこれに隣接する土地のうち、一定の行為を制限する必要がある土地の区域を都道府県知事が指定する。

◇洪水浸水想定区域

水防法第14条に定める「洪水浸水想定区域」のこと。

区域と想定される水深、浸水継続時間などが公表されており、<計画規模(L1)>河川整備において基本となる降雨量で、年超過確率1/100程度(10~100年に1回)の雨量、<想定最大規模(L2)>想定しうる最大規模の降雨量で、年超過確率1/1,000程度(1000年に1回)の雨量等がある。

◇洪水予報河川

流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大または相当な損害を生じる恐れがある河川。

◇国土強靱化地域計画

基本法第13条に基づき規定する計画で、どのような大規模自然災害等が起こっても機能不全に陥らず、いつまでも元気であり続ける「強靱な地域」をつくりあげるためのプランであり、強靱化に関する事項については、地域防災計画をはじめ、行政全般に関わる既存の総合的な計画に対しても基本的な指針となるもの。

さ行

◇災害ハザードエリア

自然災害の潜在的危険性を示した区域。災害レドゾーンと災害イエローゾーンをあわせたもの。

◇自助・共助・公助

自助とは、自らの命は自らが守るという意識のもと、日常からの備えや防災訓練への参加、避難場所の確認など、住民が主体的に行う防災対策のこと。共助とは、あらゆる災害に対し、単独で対処することは困難なことを前提に、自主防災組織の強化や、高齢者などの支援といった、地域住民が助け合う防災対策のこと。公助とは、防災関係行政機関が協力し、地域や企業等との連携の工夫や、災害想定に基づいた効果的な防災施設の整備、避難計画の策定・周知などを行う、公的機関による防災対策のこと。

◇水防法

洪水、雨水出水、津波又は高潮などの水害を警戒し、防御し、被害の軽減を図ることを目的として、昭和24年(1949年)に制定された法律のこと。

た行

◇宅地造成工事規制区域

宅地として造成することによって、がけ崩れや土砂の流出による災害が発生する恐れがある区域。宅地造成規制法に基づいて、都道府県知事等が指定する。

◇地域防災計画

災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。

都道府県あるいは市町村長を会長とする地方防災会議で決定する。

◇地すべり等防止法

地すべり及び山の崩壊による被害を除却し、又は軽減するため、地すべり及び山の崩壊を防止し、かつ国土の保全と民生の安定に資することを目的として、昭和33年(1958年)に制定された法律のこと。

◇地すべり防止区域

地すべり等防止法で定められている区域であり、地すべりの発生による被害を防止又は軽減するため、地すべりの発生を助長・誘発するおそれのある一定の行為について制限がなされている区域。

◇津波災害警戒区域

津波が発生した場合に、住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域のこと。

◇津波災害特別警戒区域

津波が発生した場合に、建築物が損壊・浸水し、住民等の生命・身体に著しい危害を生ずるおそれがある区域で、一定の開発行為・建築を制限すべき区域のこと。

◇津波防災地域づくりに関する法律

津波による災害の防止等の効果が高く、将来にわたって安心して暮らすことのできる安全な地域の整備等を総合的に推進することにより、津波による災害から国民の生命、身体及び財産の保護を図ることを目的として、平成23年(2011年)に制定された法律のこと。

◇土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがある区域のこと。

危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

◇土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域について危険の周知、警戒避難態勢の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進することを目的として、平成12年(2000年)に制定された法律のこと。

◇土砂災害特別警戒区域

急傾斜地の崩壊などが発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命または身体に著しい危害が生じるおそれがある区域のこと。

特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

は行

◇ハザード

危険、危険の要因。本計画では、自然災害の潜在的危険性を示す。

◇ハザードマップ

自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものこと。

予測される災害の拡大範囲及び被害の程度、避難経路、避難場所などの情報が図示される。

◇防災指針

都市再生特別措置法第81条第2項第5号に定める「防災指針」のこと。

居住誘導区域では住宅の、都市機能誘導区域では誘導施設の、立地及び立地の誘導を図るための都市の防災に関する機能の確保に関する指針となる。

ら行

◇流域治水

気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化等を踏まえ、堤防の整備、ダムの建設・再生などの対策をより一層加速するとともに、集水域(雨水が河川に流入する地域)から氾濫域(河川等の氾濫により浸水が想定される地域)にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。